

平成23年第3回

# 香美市議会定例会会議録

平成23年 9月 7日 開 会  
平成23年 9月27日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 9 月 7 日 水曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月7日水曜日（会期第1日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

代表監査委員 福 留 通 彦

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴      議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について

議案第 77号 財産の取得について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成23年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成23年9月7日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 19号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 20号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 21号 林道西熊別府線でのグレーチング跳ね上げ事故の損害賠償額の決定について

報告第 22号 林道亀ヶ峠線での落石事故の損害賠償額の決定について

報告第 23号 平成22年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第 24号 平成22年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて

香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 66号 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 67号 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について
- 日程第26 議案第 77号 財産の取得について

#### 会議録署名議員

13番、大岸眞弓君、14番、片岡守春君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成23年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

まず、平成23年第3回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

初秋を迎えましたが、まだまだ日中は厳しい暑さが続いております。けさのほどは涼しいぐらいになりましたが、議員各位、執行部には何かとご多忙の中を本議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この春の3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故からこの11日で半年になりますが、いまだに復興のめどがはっきりしない状況にありますし、全国から支援した義援金も半年たった現在でも十分な配分がなされていない現状であります。政府には早期に義援金の配分や復旧、復興の推進を願うものであります。

また、この3日には大型の台風12号が高知県東部に上陸をし、県内では多少の被害があったものの大事には至りませんでしたので一安心をいたしました。徳島県や紀伊半島周辺では豪雨で河川がはんらんしたり、土砂崩れなどで住宅が崩壊するなどによって、死者48人、行方不明56人が出る大きな災害が発生をしています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、国政では2日に野田内閣が発足をいたしました。まずは東日本大震災の早期復興に政府が取り組んでもらいたいこととありますし、外交問題でも国際的に信頼を得る日本としての努力をしてもらいたいものであります。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）を含む22件、専決処分事項の報告ほか6件、承認1件であります。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員提出の意見書案8件が追加案件として予定をされています。今議会から会派制も4会派を導入いたしましたので、会派内での政策議論も十分にいただき、市政発展に努めてもらいたいと思います。

議運の委員長からも説明がありますが、一般質問につきましては質問の要旨が答弁者によく判断できるように具体的に要点をつかんで簡潔に記載してください。また、質問は時間に重きを置くことなく、質問の内容に重きを置き、市民が聞いてもわかりやすい質問であることをお願いいたします。

議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を

賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のごあいさつといたします。

先ほど提出議案は２２件と申し上げましたが、２３件であったので訂正をいたします。  
(実際の議案数は２２件)

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、本定例会を通じて１３番、大岸眞弓君、１４番、片岡守春君の両君を指名いたします。両君にはよろしく願いいたします。

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、９月２日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。１９番、前田です。

本日招集されました平成２３年第３回香美市議会定例会の運営につきまして、去る９月２日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から９月２７日までの２１日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第６８号、議案第７７号につきましては、予算執行の理由等により本日議決が必要と認められるため、委員会付託を省略し、本議会で議題とし採決まで行います。

会期２日目の８日から会期６日目、１２日までの、まではですね、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期７日目、１３日から会期９日目、１５日までの３日間は、一般質問を予定しております。

会期１０日目の１６日は、議案質疑の後、各議案は常任委員会へ付託となります。引き続き総務常任委員会は議案審査となります。

会期１１日目、１７日から会期１３日目、１９日までの３日間は、休日並びに議案精査及び審査整理のため休会としました。

会期１４日目の２０日は、教育厚生常任委員会、会期１５日目の２１日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期１６日目、２２日から会期２０日目、２６日までの５日間は、休日並びに議案審査整理のため休会としました。

会期２１日目の最終日２７日は、各常任委員会の付託議案の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告期限は、会期２日目、８日木曜日ではありますが、午前１０時までと決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました報告書のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から９月２７日までの２１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から９月２７日までの２１日間に決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成２３年第２回議会定例会において決定をされました安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書、介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書、治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、教育厚生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から会議規則第１０４条の規定による閉会中の所管事務調査について、委員会調査報告書のとおり報告がありましたのでお手元に配付しておきました。

また、本定例会から会派制を導入するに当たり、届け出のあった会派の名簿をお手元に配付してあります。

次に、市長から地方自治法第１８０条第１項の規定による報告第１９号から報告第２２号までの専決処分事項の報告があり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び法律第２２条第１項の規定による報告第２３号、報告第２４号の報告がありました。

また、香美市監査委員から例月現金出納検査報告書、平成２２年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書、平成２２年度財政健全化判断比率の審査意見書、平成２２年度資金不足比率の審査意見書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報

告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

7月28日、行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、交通安全推進事業補助金について、2点目、香美市定住対策構想案についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1点目の交通安全推進事業補助金については、まず、補助金の仕組み、流れ等詳細にわたる説明を受けました。交通安全協会は、昭和28年社団法人化以降、県下に16支部を組織し活動している。香美支部は、交通安全運動、カーブミラー清掃等活発な活動を継続している。しかし、少子高齢化等から協会加入者減少が続いている。本市補助金180万円は、旧3町村の土佐山田120万円、香北30万円、物部30万円の合計180万円を継続した結果となっている。新聞報道における積立金の内訳は、現在本部で7,000万円、支部合計で2億円である。香美支部は530万円であります。県下34市町村中19市町村が各支部に915万円補助している現状であります。質疑では、補助金支出は本年度は現状どおり、来年度は会計等精査し削減の方向もあり得る。特に、本部より事務委託されている免許更新業務は独立採算にて行うべきで、現状は本会計から特別会計に63万円繰り出しての赤字改善、これには問題点があるとの見解。収入対策として、企業の協賛金の取り組みがなされていないことに対して指摘があり、経費削減として、現在香美支部は専務理事制度を廃止、1名正職員、1名臨時採用にて対応している。その他、人件費等詳細についての質疑がありました。

2点目、香美市定住対策構想案は、地域振興策と財政運営の両面の観点から重要な構想であり、本委員会の議題といたしました。説明では、本構想案は定住のためのニーズを職、住まい、交流、利便性の4つの視点からとらえ施策展開を考えている。また、定住対策の枠組みと支援制度は柱立てとして6項目、新しい自治機能づくり、新しい公共交通体系の構築、子育て支援対策、住宅対策、就労・就農等促進支援対策、農林商工業後継者育成対策について具体的内容が示されました。質疑においては、定住対策の今までのあり方を見直すことは振興計画、中期財政計画にも反映されてくる。住宅対策における都市計画、線引き見直しの必要性について、その点も課題ではあるが、現時点でできるところから取り組むべきであるとの見解。地価が高い、その評価を和らげる助成等もあり得る。また、支援の仕方に市内における地域差を設ける考えもある。もちろん定住対策の目的は、課税客体をふやし税収増につなげるとのことです。今回柱立てを明確にすることで議論のたたき台を示したとの認識でありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、去る7月13日並びに8月12日に開かれました議会改革推進特別委員会の審議の内容及び決定事項をご報告いたします。

まず、会派及び代表者会議要綱につきまして審議をいたしました。

要綱案及び会派結成届、会派変更届の様式案の素案をもとにしまして、委員各位のご意見を集約をし要綱を決定をいたしました。要綱の朗読をもってご報告とさせていただきます。

香美市議会議員の会派及び代表者会議要綱

（目的）

第1条 この要綱は、香美市議会の会派及び代表者会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会派）

第2条 香美市議会議員は、2人以上をもって会派を結成することができる。

2 会派は、名称及びその会派を代表する代表者を定めなければならない。

3 会派を結成した場合は、代表者が会派結成届書により、議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の会派結成届けについては、議会事務局長に提出するものとする。

4 会派を結成後、その名称、代表者、又は構成員等に変更が生じたときは、代表者が、会派変更届書により、議長に届け出なければならない。

（代表者会議の設置）

第3条 香美市議会の各会派間の意見調整、連絡及び協議等をするため、会派代表者会議を置く。

（協議事項）

第4条 代表者会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

（1）会派に関する事。

（2）人事に関する事。

（3）各種役員に関する事。

（4）その他必要と認める事。

（会議）

第5条 代表者会議は、正・副議長、議会運営委員会正・副委員長及び各会派の代表者をもって構成する。

2 代表者会議は、議長が必要と認めた場合又は2以上の会派の要請があったとき議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長に事故あるときは副議長が職務を行う。

3 会議は、各会派の代表者が全員出席しなければ開くことができない。ただし、や

むを得ない事情により各会派の代表者のいずれかから欠席の申し出があった場合、会議の出席者にその権限を委任されたものとみなし会議を開くことができる。

(代理者の出席)

第6条 代表者に事故あるときは、その会派に属する議員の中から、代理者を出席させることができる。

(会派に所属しない議員の出席)

第7条 代表者会議には、議長が必要と認めるときは、会派に所属しない議員の出席を求め、発言を許すことができる。

(同意事項の遵守)

第8条 代表者会議の同意事項は、各会派等において誠意をもってこれを遵守しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定める。  
以上でございます。

なお、議長からご報告がございましたとおり会派の届け出につきましては、4会派の届け出がございまして、議長を除くすべての議員が会派に所属しておりますこともあわせてご報告をいたします。

続きまして、適正な議員報酬並びに適正な議員定数につきまして審議をいたしました。

適正な議員報酬につきましては、委員以外の2名の議員より提案がございまして、それぞれの案についてご説明をいただいた後に審議をいたしましたが、本特別委員会におきましてはそれぞれのご提案をよしとするには至りませんでした。また、他の委員のご意見といたしましては、財政を考慮し合併の優遇措置がある地方交付税の算定替に合わせ最終的に10%の削減をとのご意見もございましたが、大方の委員のご意見といたしましては、人口、面積、予算規模、また他の同規模自治体との比較等により報酬を決定するべきであるということでもございました。また、適正な議員報酬の明確な算定基準というものは存在をしないということから、特別職給料審議会の答申を受けた市長の提案についてその都度可否を議決をするという今の、現在の方法が望ましいのではという結論に至ったところでございます。なお、各委員のご意見、また提案をいただいた議員のご意見につきましても、議会基本条例の制定過程におきまして反映できる部分は反映をさせてまいりたいと思っております。

また、適正な議員定数につきましては、議員報酬と同様に明確な算定をする基準というものはございませんことから、人口、面積、財政状況、同規模の自治体との比較等を考慮し、議員みずからの判断で提案をし、可否を議決をするとの結論に至ったところでございます。さらに次回選挙の定数につきましても審議をいたしました。ご意見といたしましては、2名から4名の削減をとのご意見と、現状の定数でよいのではとのご意見が拮抗いたしましたことから、本特別委員会におきましては結論を出すことは困難と判

断をいたしまして、議長にお預けをし、全員協議会等で審議をしていただくことといたしました。

続きまして、政務調査費について審議をいたしました。

大方の委員のご意見といたしまして、政務調査費の必要性と意義につきましては認識をしておりますが、市民の意識としましては、マスコミ報道等により第2の報酬との認識ではないだろうか、とのことをございました。このことから政務調査費の導入を執行部に要望するのは時期尚早という結論に至ったところをございます。なお、今後議会報告会等を通じまして、市民の皆さんにご理解をいただけるよう説明をしていくことも重要ではないかのご意見もございました。

次に、議会基本条例につきましては、本特別委員会正・副委員長が作成をしました素案の、素案でございますが、そのたたき台をお示しをしご説明をいたしました。次回の特別委員会から基本条例の素案につきまして委員の皆さんのご意見、またこれまでの審議過程におけるご意見、そして委員以外の議員の皆さんのご意見、さらに市民の皆様のご意見を反映させた、本特別委員会の最終目標でございます議会基本条例の素案の作成に向けて審議が開始されるところをございます。

最後に、議会基本条例制定までのスケジュールにつきまして協議をいたしました。

協議の結果、10月末までに基本条例の素案を作成をするということとし、11月から12月にかけてホームページ及び広報誌等で素案に対するパブリックコメントの募集、さらに来年1月に市内9カ所におきまして議会報告会を実施し市民の皆様のご意見をお聞きする。そして2月末までに条例案を策定をして、来年の3月定例会に上程をするということといたしました。

以上、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第26、議案第77号、財産の取得についてまで、以上23件を一括議題とします。

行政の報告並びに承認第10号から議案第77号までの提案理由の説明を求めます。  
市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成23年第3回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただきましてありがとうございます。また、平素は市行政の運営に対しましてご指導、ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、先日、本県に上陸をいたしました台風12号は、紀伊半島の和歌山県を初め各地に豪雨による甚大な被害を及ぼしました。台風上陸のコース上大変心配はされていま

したが、幸いにして大きな被害も発生せず安堵いたしておりますが、もう少し西寄りのコースであったとすれば本市も大変な状況になったのではないかというふうなことが想定されるものでありまして、改めて日ごろの自然災害に対し備えの大切さを痛感をいたしております。今回の台風で被害に遭われました地域を初め被災者の皆様方に心からのお悔やみと、またお見舞いを申し上げるものでございます。

それでは、諸般の報告及び提案説明をさせていただきます。お手元にお配りをさせていただいておりますのでごらんをいただきたいというふうに思います。

まず、各課関連の行政報告からさせていただきます。

管財課から庁舎建設の進捗状況について、平成21年12月より施工いたしております新庁舎建設工事も最終段階を迎え、現在は駐車場などの外構工事を行っております。10月下旬にはすべて完成する予定であります。加えて、県の配慮により、ご配慮により新庁舎建設に合わせ庁舎東側県道の側溝及び歩道の改修工事も行われています。

また、10月29日には香美市庁舎新築落成記念事業実行委員会による落成記念事業が計画されており、事業関連予算を今議会に提案をいたしております。

まちづくり推進課から災害協定について、南海地震などの大規模災害に備え、下の表のとおり災害協定を締結をいたしました。協定先は、高知県香美警察署、社団法人高知県エルピーガス協会嶺南支部、高知県電気工事業工業組合、高知県香長地区電気工事業協同組合、以下表のとおり締結内容もごらんをいただきたいと思っております。

地上デジタル放送への移行についてでございますが、平成23年7月24日正午をもってテレビのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行されました。アナログ放送終了の前日と当日は、完全移行に伴う問い合わせに備え職員を配置しましたが、2日間で問い合わせは6件で大きな混乱はありませんでした。

姉妹都市盟約10周年記念行事について、姉妹都市でございます北海道積丹町より訪問団12名が8月5日から8月8日までの日程でおいでをいただきました。8月5日には姉妹都市盟約10周年記念行事が行われました。翌日の8月6日は第43回土佐山田まつりに踊り子として参加をいただきました。

市民保険課から児童医療費助成制度についてでございますが、香美市では子育て支援の充実を図るため、平成23年7月から乳幼児医療費助成制度の対象年齢を小学校6年生まで拡充、児童医療費助成として制度化し、新たに1,229人の小学生児童が助成の対象となりました。

健康介護支援課から小規模特別養護老人ホームの建設についてでございますが、物部町の小規模特別養護老人ホームの建設を進めています香北病院が8月10日に社会福祉法人日ノ御子会の設立認可を受け、現在は建設、施設建設に向けて補助金の交付申請を行っております。

東日本大震災による被災地への保健師派遣についてでございます。5月の被災地人員派遣に続き、保健師1名が6月29日から7月5日までの間、南三陸町において避難所

の巡回健康相談や仮設住宅入居者の健康調査などの派遣活動を実施いたしました。

産業振興課から農業者戸別所得補償制度についてでございますが、申告者数が2,706名のうち、米の所得補償交付金の申請者が264名、水田活用の所得補償交付金の申請者が645名となりました。

農業用ペレットボイラーについてでございますが、木質バイオマスエネルギー利用促進事業で導入しました農業用ペレットボイラーシステム4基の設置が終わり、今年の冬から本格稼働となります。

村づくり交付金事業につきましては、用排水路改修工事は5カ所を発注し、完了は来年3月末の予定でございます。

商工観光につきましては、香美市の地場産品紹介施設として商店街の中町スーパー跡にふらっと中町がオープンをいたしました。また、龍河洞商店街の龍河荘跡には、観光案内所も兼ねた龍河荘ぐる里がオープンし、体験観光メニューとして手づくりちょうちんで暗やみ体験や打刃物鍛造体験、焼き物体験などを行っております。

建設課から土木関係につきましては、道路改良工事につきましては、現在計画をいたしております市道7路線のうち5路線は工事を発注しており、ほか2路線は設計委託業務の発注を完了いたしております。

がけくずれ住家防災対策事業は、今年度5件の工事を予定しており、現在2件が工事発注済みであり、残り3件は県へ申請中です。

道路、河川災害復旧事業は、7月の台風6号による被災箇所4件を9月に行われる第2次査定に申請をいたしております。

上下水道課から公共下水道工事につきましては、繰越工事で施工いたしていただきました中組、楠目地区の公共下水道管渠築造工事2件と、これに伴う既設水道管布設替工事は6月末に完成をいたしました。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、香美市立やなせたかし記念館の詩とメルヘン絵本館付近の下水道工事も順調に進捗しており、10月には完成の予定です。

農業集落排水事業につきましては、繰越工事で施工中の農業集落排水事業・逆川地区管渠築造工事2件は順調に進捗しており、12月には逆川地区すべて管渠工事が完成予定であります。

簡易水道事業につきましては、日ノ御子川で施工いたしていただきました美良布簡易水道の第1水源施設工事は無事完成をし、現在は安定した取水を行っております。

消防課から、平成23年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数についてでございますが、昨年同期と比較しまして火災件数は8件、救急出動は106件の増、救助出動は6件の減となっております。以下、火災件数、救急出動件数、救助出動件数、表に載せてございますのでご参照いただきたいと思います。

消防団の活動につきましては、団員の技術向上と方面隊の連携を図るため、7月24日に香北方面隊が夏季訓練を行い、訓練終了後にはボランティア活動の一環として集団

献血を行いました。

続きまして、今期定例会における議案についての提案理由を申し上げます。

まず、報告第19号と報告第20号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起についてであります。

報告第21号と報告第22号は、林道で発生した交通事故の損害賠償額の決定についてであります。

次に、承認第10号は、条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分事項の承認を求めるものであります。

次に、議案第56号は、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議案第57号から議案第65号は、各特別会計歳入歳出決算の認定であり、議案第66号は、水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、議案第67号は、工業用水道事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

以上の議案につきましては、監査委員の意見書とともに提出をいたしておりますので審査のほどをよろしくお願いをいたします。なお、監査委員の方々には細部にわたって監査をいただき、そのご労苦に感謝と敬意を表します。

続きまして、議案第68号は、平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額に5億6,248万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ154億2,438万2,000円といたしました。

概要は、東日本大震災の影響による住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の減額、繰越額の確定による前年度繰越金の追加、台風2号などの豪雨に伴う公共土木施設災害復旧事業費の追加などのほか、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

議案第69号から議案第72号は、各特別会計の平成23年度補正予算であります。

議案第73号から議案第75号は、各条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案第76号は、香美市土地開発公社の解散についてです。

以上、平成23年度香美市一般会計補正予算など報告4件、承認1件、議案21件の議案詳細でございますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。

なお、追加案件といたしまして報告2件、議案1件を提案を申し上げます。

報告第23号は、平成22年度香美市健全化判断比率の報告について、報告第24号は、平成22年度香美市資金不足比率の報告についてであります。

議案第77号は、業務用パソコンの老朽化及びメーカー保守、ソフトウェアサポートの終了、賃貸借物件の賃貸借期間満了に伴い業務用パソコン140台を財産として取得するものであります。

また、議案第68号の平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）については予算執行時期の都合により、議案第77号は財産の納品時期の都合により、この2件につ

きましては、議案2件につきましては開会初日に、本日議決をいただきたく提案をいたしておりますのでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、提出議案並びに追加議案に対する提案理由の説明を終わります。

○議長（西村芳成君） これでする市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから報告第19号から報告第24号までの質疑を行います。質疑はありますか。2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。報告事項の件につきまして2点ほどお聞きをいたします。

まず、報告第19号でありますけれども、給食費滞納整理の訴えということですが、これ21万6,600円、かなり金額が大きゅうございます。そして、平成21年から平成23年まで2年と4カ月くらいの滞納となっておりますけれども、これかなり長期でありますけれども、この間の対応どのように行っておりますのか。それと、少額のうちに回収ができなかったのか、これを1点お聞きをいたします。

そして、もう1点、報告第21号でありますけれども、これグレーチングの跳ね上げ事故ということでこれ保険でいくとは思いますが、これ全額6万5,363円、全額でありますでしょうか。

それと、もう1点は、どのような状態でこのグレーチングが跳ね上がったのかと。内容といたしましては車の積載状況、そして示談成立でありますけれども、これ全額、先ほども言いましたけれども保険で全額というところでありましょうか。そして、このような条件でほかにも事故が起きる可能性がありはしないか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 報告第19号の給食費の滞納整理における訴えの提起についてのご質問にお答えします。

まず、平成21年の1月からということではありますが、その前から滞納になっておりまして、分納誓約をしまして若干分納はしてきておりましたが平成21年の1月からは改めてまた分納の誓約、また、一応済んでおった時期もありますので、改めてまた滞納になっておりまして分納の誓約をしましたがなかなか入ったり入らなかったりということでした。そして、子ども手当を充てるなど一定の納付があつておりましたが、現在の債権額になっておるといのが現状です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林業事務所長、久保和昭君。

○林業事務所長（久保和昭君） 報告第21号についてお答えをいたします。

まず、損害賠償額の6万5,363円でございますが、これは全額市側がですね、過失割合が100、ゼロということで100%ということでございます。

次に、どのような状況で起こったかということでございますが、西熊別府線の久保和

久保のほうからですね上へ上がっております、工事のために上がっております、途中横断溝がありまして、この横断溝というががですね旧タイプの鉄板に丸鋼を溶接したもので、それがですね固定タイプでなくて長年の通行によりまして曲がっておって、それを4トンプが跳ね上げてオイルパンに穴あけたということでございます。それと、その他の状況につきましては、早速ですねこの路線について全体のグレーチングの状況を調べました。27カ所ありまして同タイプが2カ所、これを含めて2カ所ありまして、2カ所についてはですね旧タイプでございますので今後修繕をしなくてはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 報告第21号についてお尋ねをいたします。

大体わかりました。あれ森林組合のほうで委託ということになっておろうかと思いませんけれども、そういう二十何カ所後で調査をしてということになります。それはいいことだと思っておりますが、ただ、箇所がいろいろ広範囲になりますと今後もそういうことがありはしないか、あるいはその見回りがなかなかできはしないかと、そういうことを考えましたときに、横断溝ではありますけれどもその中に土、石等詰まりまして排水がきれいにはできてないと。そのような状況であれば、跳ね上げ等の危険があれば、跳ね上がり等の危険があればそれはいっそのこと舗装でむしたらどうかと、このようにも考えておりますが、舗装にすれば何か弊害がありますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 林業事務所長、久保和昭君。

○林業事務所長（久保和昭君） はい。お答えします。

ほかにもありはしないかというご質問でございます。今回の事故が起きました西熊別府線について急遽調べたわけですが、市内には70路線、27万6,000メートルに及ぶ林道もありまして、横断溝といいますのは路面水を集めまして流すという機能でございます。これをむしたらどうかというご質問でございますが、むしたらですねやはり路面水を集めて排水できないという状況でございます。確かにご指摘のとおりですね、現在土が入ってその機能を果たしてないというところも多くございます。これにつきましては、森林組合等々をお願いして維持管理をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎、いや、ごめんなさい、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。報告第22号ですけれども、この落石が発生して走行中の車のフロントガラスを破損させたということですが、この落石ってというのは結構至るところ落石の状況が見られるわけですが、どこまでがこの市の責任でそういった持たなければならないのかってところのご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 林業事務所所長、久保和昭君。

○林業事務所所長（久保和昭君） お答えします。

この件も物部町におきまして発生いたしております。林道亀ヶ峠線でございます、楮佐古からですね神池のほうへ上がっている途中、林道、山手側、上方からですね握りこぶしの半分ぐらいの石、石が落石というか石が飛来しまして、運転席側のフロントガラスに当たってフロントガラスにひび割れが生じたということでございます。この件につきましては、市側がですね過失割合が40と相手側が60、40といたしますのは上空注意とか落石の注意を喚起する看板がなかったということでございます。林道ですので山がありますのでなかなか難しいというような状況ではございますが、今後につきましては注意したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。報告の第20号ですけど、この方は平成20年の4月から平成21年の7月までということになっておりますけれども、それ以後のお支払いのほうはスムーズにいったのかどうか、お尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） それ以後については、子どもさんがだんなさんのほうに引き取られたということで市外に転出をしておりますので、それ以後の収納についてはちょっとわかっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。先ほどの報告第22号についての説明について少し聞きたいんですけども、責任割合が40%、それが看板が設置されてなかったと、落石注意のね、ほな、あとの6割はこのここで書かれてる賠償の相手方の人が6割と、持つという認識でいいのでしょうか。

それと、このこぶし大の半分の石ということですけども、もし林、どう言いましょうかね、どこから落ちたとか、落ちてきたとかいうことですかね、そういうことは特定はできてますか。そこ、林道から落ちてきてフロントガラス割ったらそら市の責任ですかね、ただ、斜面のどっかから落ちてきたんやったらこれ土地の地権者の責任になりますかね、そこら辺のどこちょっとわかりにくいんですが、この2点の説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 林業事務所所長、久保和昭君。

○林業事務所所長（久保和昭君） はい。お答えいたします。

総額でですね、フロントガラスの取りかえになったということでございますが6万

5,363円というお金のお金ですね4割、過失割合が40%で、市側40%、相手側が60ということで、市側の支払額がここに書いています2万6,880円ということでございます。

それとですね、落石ですが、そのフロントガラスが割れたときもですねどの石が当たったかという特定もされておられません。ただですね、林道を通行して事故に遭ったということでございますので、市が管理する側としてはですねそれも何ともやりぬくいところですが、保険会社さんによればですね注意を喚起する、上空注意とか看板の設置が必要であったということで市側の過失が40と。その石もですね握りこぶしの半分ぐらい小さい石ですので、果たしてその林道の敷地内といいますか、構造物内の石かは特定はされておられません、事故が起こったというのは事実ということで、このことを真摯に受けとめ40%の支払いの示談をしたということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） その22号、報告第22号の件ですが、そうしますと、相手方の過失割合が60%というのは気をつけて運転していなかったということでしょうか。

それと、そんな箇所はほかにもあろうかと思うんですが、落石の発生しそうな場所が、この箇所に看板設置の対応などはされましたか、このままですか。

○議長（西村芳成君） 林業事務所長、久保和昭君。

○林業事務所長（久保和昭君） はい。お答えいたします。

看板設置でございますが、林道は長距離にありますのでこれにすべて看板をつけるということは不可能です、はっきり言いまして。ただですね、その林道、道を管理する側といたしまして、その道で事故に遭ったということでございます。それをですね、保険会社の方がですね過失を、看板がなかった40というのの示談ということになりましたので、もうそれ以上のことは私のほうではわかりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようでありますので、以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、先ほど議題となりました議案第56号から議案第67号までの各案件は、平成22年度香美市一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計の決算の認定であります。

これから議案第56号から議案第65号までの決算認定とあわせて、議案第66号並びに議案第67号についての監査委員の決算審査意見書及び財政健全化判断比率、資金不足比率の審査意見書の説明を求めます。代表監査委員、福留通彦君。

○代表監査委員（福留通彦君） おはようございます。代表監査委員の福留です。どうかよろしく申し上げます。

決算審査につきまして説明をさせていただきます。香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをお開けください。

まず、審査の概要ですが、審査の対象は、市長より地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算及び香美市簡易水道事業特別会計、香美市公共下水道事業特別会計、香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計、香美市農業集落排水事業特別会計、香美市老人保健特別会計、香美市国民健康保険特別会計、香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）、香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、香美市後期高齢者医療特別会計、それぞれの歳入歳出決算書とそれに附属する平成22年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書です。

審査の期間は、平成23年8月12日、15日、16日、17日の4日間です。

審査の手續としましては、まず、各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、かつ、決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところに従って調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。

次に、予算は、計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全化について考察・検討した。

3番目に、審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取など、通常実施すべき監査手續及びその他必要と認められた監査手續を適用しました。

なお、証拠書類については、毎月の例月現金出納検査において精査しています。

審査の結果ですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合の結果、正確であると認められた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められた。

審査の結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていることと思いますし、時間の都合もありますので要点のみの説明とさせていただきます。

決算の総括ですが、決算規模は2ページに、決算収支は3ページに載せております。平成22年度の一般会計と9特別会計を合わせた総計決算における歳入総額は263億2,300万円、歳出総額は250億1,500万円で、形式収支は13億800万円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は11億1,100万円の黒字となっています。しかし、この中には各会計相互間で動かす繰入金、繰出金及び負担金13億3,100万円が含まれており、これを相殺し

た実質的な金の動き、純計では歳入が249億9,200万円、歳出が236億8,400万円となります。

また、2ページの中ほどに「基準内繰入金」という言葉が出てきますが、これは水道や下水など公営企業の経営に伴う収入をもって経費に充てることが適当でないもの、例えば消火栓の設置、公園など公共施設の水道、簡易水道の建設改良費や下水で雨水の処理をする経費などについては、地方公営企業法第17条の2、「経費の負担の原則」に基づき一般会計が負担することとなっております。その一部については、地方交付税等により考慮されるものです。

次に、市債の状況ですが、平成22年度末の地方債残高は対前年比5億3,159万6,000円増の236億7,495万9,000円となっている。増加の要因は庁舎建設事業債の発行に伴うものです。

4ページに移りまして、会計別に見てみますと、まず、一般会計の平成22年度の決算状況は、歳入総額179億8,683万円、歳出総額167億4,241万円で、形式収支は12億4,441億円の赤字となり、12億4,441万円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源1億9,594万1,000円を差し引いた実質収支は10億4,847万円の黒字となり、うち5億2,423万8,000円を地方自治法第233条の2ただし書の規定により財政調整基金へ積み立てました。

なお、この5億2,423万8,000円については、地方財政法第7条の規定により、実際の積み立ては平成23年度に入ってから6月に積み立てています。決算書の最後のページにある財政調整基金の年度末残高は3月31日のものですのでまだ反映されておらず、決算年度中の増額に記載されている金額は平成21年度の積立金4億1,154万6,000円と平成22年度の利息相当部分となっています。

歳入ですが、歳入の構成は自主財源については前年比で3.0%、7,438万円減収し、歳入に占める割合が13.3%となった。その他の歳入が増加しているのは庁舎建設基金からの繰り入れと前年度の繰越金が多かったことによるものです。

また、依存財源については、国庫支出金9億1,809万円減少したが、地方交付税が5億1,380万円、市債が9億8,800万円それぞれ増加した結果、依存財源の歳入、依存財源が歳入の77%を占め依存比率は高くなっています。

5ページに移りまして、科目別歳入の決算状況については、記載をしておりますとおりですので説明は省略させていただきます。

次、7ページですけれど、収入実績については7ページから9ページに載せています。市税のうち市民税は、調定額10億6,950万円に対し収入済額は9億7,425万円で、収入率は現年度分98.6%、過年度分17.2%、合計で91.1%、収入未済額は9,078万円となっている。固定資産税は、調定額13億9,879万円に対し収入済額は12億2,756万円で、収入率は現年分97.3%、過年分13.3%、合計で87.8%、収入未済額は1億6,581万円となっており、両税を合わせた不納欠損額

は988万円となっている。

また、分担金及び負担金、諸収入にも収入未済額や不納欠損が生じている。これはきめ細かな収納努力にもかかわらず、長引く不況による生活困窮や倒産などが影響しているものと思われます。

不納欠損の事由につきましては、10ページに記載しておりますのでごらんをいただきたいと思います。

次に、歳出ですが、歳出の構成、義務的経費は前年度を2億4,824万円、3.6%上回っています。

また、投資的経費、普通建設事業費が大幅にふえ全体に占める割合が増加している。その他の経費減は、定額給付金がなくなったことと基金積立金を減らしたことが主な要因です。

11ページから12ページにかけて科目別の歳出決算状況を載せておりますが、ごらんになっていただいたとおりです。

続きまして、特別会計に移ります。

3、簡易水道事業特別会計、香美市内26水道給水施設に係る特別会計です。平成22年度の決算額は、歳入総額4億5,251万7,000円、歳出総額は4億5,189万9,000円で、形式収支は61万8,000円となっている。

しかし、一般会計から1億534万2,000円が基準外繰入金として補てんされているため、実質1億511万8,000円の赤字決算となります。

13ページ一番下に水道使用料収入実績を載せておりますが、収入率は水道事業、下水道事業でどの会計も現年、過年の計で約99%の高い収入率となっています。

4番の公共下水道事業特別会計ですが、これは市役所周辺、山田地区の下水で、平成22年度の決算額は歳入総額3億8,060万、失礼しました、3億8,620万6,000円、歳出総額は3億8,538万9,000円と前年度より1億7,000万円ほど少なくなっている。これは前年度の決算に高い金利の市債から安い市債へ借りかえる、いわゆる借換債1億3,107万円が歳入、歳出それぞれに計上されていたためです。

5番の特定環境保全公共下水道事業特別会計、これは美良布地区の下水ですが、特に補足することはございません。

17ページ、6の農業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業の対象区域は逆川地区で、平成19年度から平成23年度の5カ年計画で事業化されており、平成22年度末の進捗状況は総事業費ベースで64.5%となっており、まだ供用は開始されておられません。

7番の老人保健特別会計ですが、この会計は老人保健医療制度が平成20年度に後期高齢者医療制度へ移行したため、事業の精算にかかる予算、決算となっており、平成22年度の決算額は歳入、歳出ともに995万2,000円で、収支はゼロとなり残金はありません。

特別会計を設置するには2つの方法があり、1つは地方自治法第209条第2項の規定により特定の事業を行う場合、その他特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の歳入、歳出と区分して経理する必要がある場合においては条例でこれを設置するとなっております。簡易水道や下水道事業がこれに当たります。もう1つは、老人保健特別会計や国民健康保険特別会計のように、それぞれの法律で特別会計を設置することが義務づけられている場合です。この会計は、改正前の老人保健法第33条を根拠として市町村に特別会計設置が義務づけられていましたが、平成23年3月31日限りで義務づけがなくなったことに伴い、老人保健特別会計を廃止し、4月1日以降は一般会計で処理することになりました。

8番の国民健康保険特別会計ですが、平成22年度の決算額は歳入総額38億4,043万5,000円、歳出総額は38億3,492万7,000円、実質収支は550万8,000円の黒字となり、うち275万4,000円を地方自治法第233条の2ただし書の規定により国民健康保険財政調整基金に積み立てることとなりますが、一般会計と同様、実際の積み立ては平成23年度となります。なお、国民健康保険税、国庫支出金の歳入が落ち込んだため、国民健康保険財政調整基金を7,000万円取り崩して補てんしています。

9番の介護保険特別会計（保険事業勘定）、10番の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、11番の後期高齢者医療特別会計については、特に補足することはありません。

12の財政構造の弾力性等ですけれど、平成22年度の経常収支比率や公債費比率はやや改善されています。

しかし、本比率の改善は自助努力もあるが普通地方交付税や臨時財政対策債など外部要因の効果によるものが多く、大きく、今後も国政の動向等に注意しながら財政の健全化に努力する必要があります。

むすびといたしまして、平成18年3月の合併から5年が経過し、普通地方交付税、国庫補助金、合併特例債、県補助金などの優遇措置を受け、あけぼの保育園の建設や小中学校の耐震化、また市民の懸案であった新庁舎も一部の工事を除いて完成し、その他の不可欠な諸事業も円滑な推進が図られている。

昨今の不況のもとで、市財政の根幹を担うべき市税収入は年々減少しており、本年度においては国庫支出金も減少した。

しかし、普通交付税、合併特例債や基金からの繰入金増加により、平成22年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は263億2,300万円、歳出総額は250億1,500万円、差し引きで13億800万円の黒字となっている。

会計相互間の繰入金や繰出金を除いた純計では、歳入総額249億9,200万円、歳出総額236億8,400万円、前年度と比較すると歳入総額は9,000、9億、失礼、9億3,800万円、歳出総額は6億9,000万円拡大した決算となっています。

一方、自主財源である市税等の確保については、きわめて厳しい経済状況の中、きめ細かな努力や、努力により収納率が維持されている。また、人件費の歳出削減にも積極的に取り組まれており、今後も引き続き収納対策や将来予想される南海地震を初めとする防災対策にも目を向け、計画的かつ適切な予算執行に努められるようお願いをします。

最後に、市民が将来にわたって安全・安心に暮らすことのできる魅力あるまちづくりと、市のさらなる発展に期待してむすびとします。

次に、水道事業会計に移ります。水道事業会計決算報告書の裏表紙から手前に4枚めくっていただきたいと思います。

平成22年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成22年度香美市水道事業会計決算について、審査を実施したので、次のとおり意見書を提出する。

第1、審査の概要、審査の対象は、平成22年度香美市水道事業会計決算。

審査の期日、平成23年7月15日、20日の2日間。

審査の場所、香美市役所5階、監査委員事務局。

審査の手続、この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

審査の結果ですが、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認める。

事業の概況、前年度と比較して、給水戸数は23戸増加しているが、給水人口は79人減少した。

給水場を出る水の量、年間配水量は196万9,183立方メートルと4.56%減少し、各家庭で使われる水の量である年間給水量は179万464立方メートルと1.32%増加している。

この結果、有収水量率は5.28%増加し、90.92%となり大きく改善している。これは、平成22年度当初に大規模な漏水を数箇所修繕したことによる効果が表れたものと推察されます。

経営の状況ですが、収益は1億9,403万円と若干増加しており、その93.78%を占める給水収益も1億8,197万円と1.5%増加している。

水道料金の改定のあった平成18年度以降、給水収益は減少傾向にあったが、今年は4年ぶりの増加となっています。

年度末の水道料収納率は、現年分が91.73%、過年分は88.61%、現年、過年の合計では91.48%で微減、失礼しました、81.48%…。

○議長（西村芳成君） 91やお、91じゃお。

○代表監査委員（福留通彦君） あっ、いいですね、微減となっております。

なお、3月分検針の水道料ですが、4月、5月に納入されます。例えば引き落としですと、4月の22日と5月の10日というふうに年度をまたいで収納されます。企業会計には出納整理期間がないため、決算では計上されていません。この平成23年度になってから収納された金額が1,400万円余りありまして、この水道料を加えた実質収納率は約99%となります。一般会計の特別、普通会計の、特別会計であります簡易水道、下水道とほぼ同じ99%ということになります。

費用ですが、費用は若干減少し、純利益は5,096万5,316円と225万5,576円増加し、総収支比率も135.62%と1.72%増加しています。

経常収支比率は136.50、業務活動を示す営業収支比率については137.31%と、いずれも前年度を上回っている。

また、供給単価につきましては101.63円、給水原価は79.28円で、その結果、料金回収率は128.19%とよくなっています。

財務の状況ですけれど、5ページです。資産は2,553万円の増の21億4,605万円、資本は3,219万円増の21億1,589万円と資産、資本ともに増加しており、この結果、自己資本比率も年々増加し84.09%となり、経営が安定していることがうかがえます。

また、固定化比率は92.50、固定資産対長期資本比率は78.89%と、ともに100%未満であり健全経営であると言えます。

むすびとしまして、水道事業会計の当年度の純利益は5,096万5,316円と業績は安定しています。

しかしながら、安定供給のための水源確保や、簡易水道事業との統合を見据えた運営となると、将来的に厳しい経営となることが予想され、経済性の向上に努めるとともに香美市水道事業基本計画に沿った運営を期待しております。

続いて、工業用水道事業決算報告書の裏表紙から手前に2枚めくっていただきたいと思えます。

平成22年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

第1、審査の概要、審査の対象は、平成22年度香美市工業用水道事業会計決算。

審査の期日は、平成23年7月15日、20日の2日間。

審査の場所は、香美市役所5階、監査委員事務局。

審査の手続、この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

審査の結果ですが、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認める。

今後の動向とむすびです。高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業などの県外事業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役割を担っている。

しかしながら、平成19年度以降は給水実績がなく、事業費用の99.6%を他会計から繰り入れる厳しい状況となっています。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率、資金不足比率の審査に移ります。2枚つづりの紙があると思います。

平成23年度、いや、平成22年度健全化判断比率の審査意見。

審査の対象、平成22年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の期間、平成23年8月29日。

審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、一般会計、9特別会計、2企業会計、すべてに赤字がないため表示は－（横棒）で表示しております。実質公債費比率は、前年度比で1.2ポイント、将来負担比率は同15.1ポイントよくなり、それぞれ13.1%、30.7%となっています。これは実質公債費の減少1億3,000万円、退職手当負担見込額1億2,000万円の減少もありますが、普通交付税が5億円増加、基準財政需要額算入見込額が13億円ほど増加し、分母となる標準財政規模を押し上げたためになったものです。なお、標準財政規模が大きくなると経常一般財源が大きいのように見えますが、例えば過去の建設事業債の元利償還金によって見せかけの地方交付税が大きくなるということもありますので注意をしておく必要があります。

最後に、平成22年度資金不足比率の審査意見。

審査の対象、平成22年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の期間、平成23年8月29日。

審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

また、表のとおり香美市には資金不足となっている事業会計はなく、すべての比率は早期健全化基準未満となります。

以上で審査に付された一般会計を初めとする12会計の決算並びに健全化判断比率、資金不足比率の審査結果の説明を終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

一部数字の誤植があったようでございますけれど、後ほど訂正させていただきます。

○議長（西村芳成君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査の意見と行政の健全化判断、いや、ごめん、財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査の意見について説明をしていただきました。そのご労苦に対しまして、一同にかわり敬意を表します。どうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの監査委員さんの説明の中で訂正がありますので認めます。代表監査委員、福留通彦君。

○代表監査委員（福留通彦君） 代表監査委員、福留です。お手元の資料の中に1カ所数字の誤植がありますので訂正をお願いしたいと思います。

水道事業会計決算書の裏から3枚めくっていただきますと、監査3ページというところがございます。上から6行目に「不納欠損額は722,034」という数字が入っておりますが、「772,034」に訂正をお願いしたいと思います。もう一度言います。6行目の「不納欠損額722,034円」を「772,034円」に訂正をいただきたいと思っております。大変失礼しました。

○議長（西村芳成君） ただいま代表監査委員から訂正の一部がございましたが、ご承認いただけますか。

「はい」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。承認をされました。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたように、議案第68号、議案第77号は他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議、採決にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、議案第77号は、委員会付託を省略することに決定しました。

引き続き日程第17、議案第68号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）、議案第68号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,248万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億2,438万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年9月7日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

今回の平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）は、東日本大震災の影響による住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の減額、繰越額の確定による前年度繰越金の追加、台風2号等の豪雨に伴う公共土木施設災害復旧事業費の追加のほか、債務負担行為及び地方債に変更が生じたため補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、これ議案68の3ページから議案68の9ページまでと、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、議案68の12ページから議案68の14ページまでと、次に款・項・目・節の内訳、議案68の15ページから議案68の44ページまでにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、議案68の10ページ、第2表、債務負担行為補正につきまして説明をいたします。

今回の補正は、三市共同利用型住民情報システム利用料、家屋評価システム構築、電算業務の運用維持管理支援、そして地域支援事業車両リースの4件の債務負担行為を新たに追加し、限度額を9,633万3,000円に変更いたしました。調書は、議案68の48ページにありますのでご参照いただければと思います。

次に、議案68の11ページ、第3表、地方債補正につきましても細部説明にて概要をお示ししておるとおりでして、3事業について変更いたしまして合計4,310万円を増額し、限度額を16億2,083万6,000円としました。

なお、本年度の一般会計予算に係る市債の内訳指標につきましては、細部説明書の別紙資料にお示しをしておるとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法

につきましては補正前と同じです。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は歳入一括、歳出一括で行います。

まず、歳入に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番、竹平です。歳入の部で17ページ、款15、県支出金、項2、県補助金の5目、農林水産業費県補助金、これの16節、高性能林業機械等整備事業費補助金の2,985万5,000円の減額と、あわせて26節の木材加工流通施設整備事業費補助金1,050万円の追加と、この2点についてお聞きをいたします。

まず、1点目の高性能林業機械等整備事業費補助金のこの減額についてでございますが、この不採択となったですねその理由と、あわせてこのことによって生じる林産事業を円滑にするための影響ですね、これです。つまり、林業の再生とそれから活性化を図るための課題解決の1つの方法といたしまして、現場作業をいかに効率化させ経費の圧縮を行い、山元に収益が上がるような仕組みづくりが求められておるところでございますが、そういった中で今回このハード整備事業の面でこうした状況になったことで、今後の林産経営あるいは林産事業への影響、これについてお聞きします。

次にですね、木材加工流通施設整備事業費補助金についてでございますが、これ新規だろうかと思いますが、どのような形態の事業であるのかお聞きをするところでございます。この文字どおり読み解けばですね、木材の有利販売につなげるための手法の1つとして、もしかしたら1.5次化を図ると受けとめもできますが、その具体的な内容とその期待される効果、この点についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 竹平議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、16節の高性能林業機械等整備事業費補助金の不採択の理由につきましては、詳細をよう把握しておりません、申しわけありません。この機械につきましては、溝渕林業さんと香美森林組合さんが該当になっておりまして、不採択になりました関係で溝渕林業さんがこの事業から手を引いております。その残りしました森林組合さんの高性能機械の導入につきましては、新しいと言いますか、別の事業を調査をしましたところ、この木材加工流通施設整備事業費補助金、国の補助事業がございましたのでこれに乗りかえて高性能機械、スイングヤードを購入すると、導入するという計画の変更が今回の歳入の組みかえになっております。出につきましては、ページ33のほうに載っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。20ページですけれども諸収入の中の53、太陽光発電余剰電力売電収入ということで出てますけれども、これの内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

この件につきましては、ちょっと詳細につきまして資料を今手元に持ってきておりませんのでまた後でご報告します。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。16ページ、16ページの県支出金の1目の7節、物部川流域地域振興補助金、これが減額というか、これの減額によってこの事業がなくなったというか、この減額された理由、不採択になった理由と、それと、次のページ、17ページの10目の消防費県補助金、1節、高知県女性による地域防災活動支援事業費補助金、これ出のほうの37ページにあるんですけど、もう既にこの女性による地域防災組織ができてるのか、それとも新たにつくるためのこの視察に行くのかなど、出のほうを見たら思うんで、どんな事業がこの事業に該当するのか、ちょっとご説明お願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 依光議員さんの物部川流域地域振興補助金についてのご質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、県の公営企業局が本年度から創設いたしました補助制度でございますけれども、実はですね、これは昨年度県の企業局のほうから新しい補助制度創設についてということでお話ございました。その当時はですね、これ公営企業局が持ちますダム発電によって出てくる収益からこの補助金をつくり出そうというもともとの発想があったわけですが、この分につきましてはもともとその、この段階では南国市、香美市、香南市、すなわちこの周辺、物部川周辺に係る3自治体に対して100%補助のソフト事業を考えておるといふご相談がございました。その後それぞれ協議をする中でですね、予算化に向けてのこともありますから一定その事業想定をしたいということもありまして、県とのやりとりの中で昨年9月の10日に、本市としては物部川に関する子どもたちの暮らしとのかかわりから副読本をつくったり、それからそのダムから発電されること、あるいはダムにまつわる広報を特集を組んだりとか、バスツアーだったり、それから太陽光パネルの助成だとか、ごみ処理容器の助成だとか、それからニホンジカの捕獲に対する報償費の部分であるとか、7つほどの項目を手を挙げてまいりました。

その後ですね、県の中でも紆余曲折ございまして、11月ごろであったと思いますから、ありますけれども、企業局のほうから私のほうにこういったことについて予算をつけておいてほしいという前提の中でですね、補助率については、県の財政当局が地元負担も求めなさいということで100%補助は認めない、認められないという少しその変化がございました。一応県との話の中で90%充当で予算計上をすることにいたしましたところでございます。その後本年になりまして2月の28日から、県の企業局のほうから事業の概要が少し変わってくるような話がございました。小水力発電だとか、だんだん細かくその事業が県の中で整理をされたんでしょうか、そういった事業に対して補助をするということが示されてきました。すなわちその事業、対象事業の部分がだんだんこう縮小されたというか、変化をしていったというか、そういう状況がございました。今度、5月になりましてから、新補助金については全市町村を対象にするというような、これもともと3市対象というようなことで言われておったことが全市町村対象ということで、この経過の中でですね、まず補助率の変更、それと事業の種別の縮小というか、変更というか、変化というか、そういったこと、それから全市町村を対象に、かつ、審査をすると、こういったまた最初と随分その違ってきた制度に変化をしてきたわけですが、本市が初め言われておりましたような事業についてはなかなかその当てはまるようなことが見えなくなってきたということもありまして、もう既に予算化もしておりますけれども、もう補助事業の対象とならないということが大方見えてきましたので、この際にですね整理をしようということで減額を入、出ともしておるような状況でございます。

なお、副読本につきましては、これはこういった事業があろうがなかろうがもともと中央広域市町村圏事務組合でつくった副読本でございますから子どもたちの副読本として、やっぱりこれからも補助制度があろうがなかろうが活用すべきだろうという判断で、この部分については一財対応するように残してございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 依光議員のご質問にお答えを申し上げます。

消防費県補助金の15万4,000円につきましては、繁藤婦人防火クラブの研修のための補助金を受けるものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。18ページ、寄付金、17款、寄付金でありますけれども、教育費寄付金として40万円入となっております。それで、細部説明書のほうを見ますと学校教育及び文化財保護のための寄附金となっておりますけれども、これは指定でありましょうか、それとも負担つきの寄附金でありましょうか、まずここをお聞きをいたします。

- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 矢野議員さんのご質問にお答えします。  
まず、学校関係の寄附につきましては、これは楠目の方でございますが、いわゆる母親の香典返しということで、楠目小学校で教育振興に役立ててほしいというようなことで寄附をいただいております。  
以上です。
- 議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。  
もう1点、文化財保護審議委員さんをなさっておりました方が亡くなりまして、その奥様のほうから香美市の文化財保護のために活用していただきたいということでご寄附をいただいております。  
以上でございます。
- 議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。
- 2番（矢野公昭君） そしたら、これお二方のご寄附と、こういうことですね。この文化財保護のための寄附金、これはもう指定でありますよね、そうすると文化財保護のためだけということですよ、教育全般ありますけれども文化財保護のためということですよ、はい。
- 議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 矢野議員さんのおっしゃるとおりでございます。
- 議長（西村芳成君） ほかにございませんか。  
3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） はい。3番です。10ページの債務負担行為補正についてですけど、このですね三市共同利用型住民情報システムっていうこと、予算全体の中で見ると結構電子計算の部分は大きいと思うんですが、これ、その下にあります家屋評価システムの構築もその三市共同利用型住民情報システムの中に含まれるというふうになってます。この三市共同利用型住民情報システムのあらかたの構成について教えていただきたいと思います。
- 議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。
- 総務課長（山崎綾子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。  
あらかたとおっしゃるの、契約の？契約のということですかね。
- 議長（西村芳成君） 山崎君、もう一度質問してください。  
3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） いえ、契約のというかその内容ですよ、住民情報システムがあつたり、家屋の評価システムがあつたり、固定資産の評価システムがあつたりという評価のシステムがあると思うんですよ、その全貌というか、その成り立ちと申しますか、それをちょっと教えていただければということです。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

今回の三市共同のシステムにつきましては、システム数で言いますと25システム、主なものがもちろん住民票システムのあの住基法の改正というのが一番もとにありますので住民基本、住民票システムを改正することによりまして、それに付随しておりますすべて、ほとんどすべてのシステム、完全に全部ではありませんけれども25システムについてこの際共同利用をしていこうという方向でやっております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そのほうがいろいろとその使い勝手がいいというか、将来的に有利であるというか、何かそういう判断があつての、上のことだと思うんですが、その辺のことについてはいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

三市共同利用システムにつきましては、3市がですねそれぞれ、住基法の改正というのは今回外国人登録法がなくなりまして、住民基本台帳法の中に外国人住民として登録されるという1つ大きなシステムの変更がございます。そのシステムにつきましては、従来香美市が現在も使っておるシステムはもう10年を経過しておるシステムですので、この際そのシステムの更改をしようということが一番の最初の香美市としての考えの中にあつたときにですね、やはりその住基法の改正というのは当然全市町村に及びますので南国市、香南市におきましても更改の必要があるというところで、もともとはですねやはり電算の担当者が、やはり3市の共同でやったほうが費用的なものが抑えられるのではないかというところの発想から一番最初は始まったというふうに私は認識しております。

その3市でやって一番いいというところはですね、なかなか費用的なものはですね、私委員会の、行革の委員会の中でも申し上げましたけれども、香美市は電算担当とか、それからそれぞれの業務において相当精査をして単価というのを低めておりますので、金額的だけを申しますとそれほどすごく大きなメリットがあるというふうには認識していませんけれども、1つ、システムというのはやはり業者さんがその一定のパッケージでシステム提供いたしますけれども、その上に香美市、香美市用といいますか香美市の業務に合わせたカスタマイズというのがどうしても必要になってきます。それはどのシステムも同じことで、パッケージをそのまま全部使用するというわけにはなかなかまいません。そうしたときに1市単独でやりますとやはりその、当然業務をよくしよう、住民サービスをよくしようというところから業務担当というのは発想してまいりますので、その中でカスタマイズ要求というのは非常に大きくなっております。そういったものをですね、やはり3市で共同でやることによって、中にはですね業務が非常に市によって独自性があるものもございますけれども、あの住民基本台帳とかいう、その法のも

とにやってるものにつきましては大体が同じような当然サービスを提供するものですから、そのところの観点に立ってその業務を見たときに、やはりそのカスタマイズというのが一定抑えられるのではないかと。カスタマイズ抑えることによってですね将来のシステム更改のときの費用も抑えられるということになりますので、そこであの単独であったらなかなか要求というのはですね、原課の要求というのがやはり業務に根差したものですので通ってしまうところがありますけれども、3市であればそこをですね、ほかにやり方はないかとか、いろんな精査をしてシステムのその内容を見つめ直しますのでそういった効果が非常に働くということですが、そうは言いましても今回も1,000万円ほどのカスタマイズの費用が発生をしておりますので、どうしてもやむを得ないところ、市民サービスを低下さすわけにはいけないところがございますので、そこはやむを得ないものと考えております。

一応5年間ですので、5年間の間は費用的にはですねある一定の、ある一定の効果はあるのかなというふうには考えておりますけれども、運用面ではですね今と、現在と大きく違ってきますので、そこが実際に業務のほうにどういうふうに反映していくかということは今後の検証といいますか、実際の運用が始まってからのことになろうかと感じております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、これで歳入の質疑を終わります。

これから歳出に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） まず、総務費、22ページでお聞きします。

19節の負担金、補助及び交付金のところですが、職員採用試験負担金23万円計上されておりますが、詳細な説明書を読みますとその職場適応性試験か何かというふうに書かれておりますが、これは採用時の試験として行われるのか、その長期病休の職員さんなんかが出てきているわけですがそうしたことへの対応なのか、その1点をお伺いをいたします。

それと、済みません。もう1点、38ページです。消防費の中で5目の災害対策費の9節、旅費、東日本大震災視察研修、消防職員さんが派遣されるものと思いますが、何県に何名、そしてどんなことを主に視察をされてくるのか、それをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

この職場適応性検査といいますのは、新採職員の採用試験の中に組み入れるものでございます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。大岸議員の9款、消防費の中の5、災

害対策費、その中の旅費の東日本大震災の視察研修につきましてご説明を申し上げます。

この旅費につきましては、まちづくり推進課の防災担当のほうの視察研修でございます。4泊5日の日程で仙台市を拠点にレンタカーを使いまして被災地の現地確認を行うべく予算を計上させていただいております。具体的な場所につきましては現在のところ未定ではございますけれども、テレビ等で放映、報道されている場所でなく少し内陸部の市町村の被災の状況を、も確認したいと思っております。人数は4名を予算計上させていただいておりますが、防災担当と環境担当で現地確認を行うとともに、また高知工科大学の五艘准教授とも調整を行っております、日程等の調整がつけばですね合同で現地の調査を行いたいというふうに思っております。視察の内容につきましては、災害対策本部の運営の状況や避難所の状況、そして仮設住宅の状況や被災ごみの処理等も見てきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番、竹平です。議案68号の37ページ、款8、土木費の項の6、住宅費、1目、住宅管理費の11節、需用費の50万円とですね、同じく15節、工事請負費1,700万円の減額、これの2点についてお聞きします。

まず、1点目の需用費でございますが、細部説明書によりますと市営住宅の退去に伴う修繕費とございましたが、これはですね6月の補正予算の第1号と同様のケースであるのかということです。つまりですね、6月の補正予算ではですね100万円の追加補正がございましたが、その内容はといいますと香北町と土佐山田町の市営住宅の経年変化による、施設整備の老朽化に伴う修繕とのこととございましたが、今回もそうしたことに準じた対応か、そうであればまた場所とその内容をお聞きをいたします。

それからですね、2点目の工事請負費1,700万円の減額についてでございますが、これも同じく細部説明書によりますと社会資本整備総合交付金の減額により片地1号団地改修事業1,817万4,000円の減額であるかとございますが、これのですね財源内訳を見ると国、県の支出金は約700万円で、市の一般財源は約1,000万円となっております。ここで聞きするのはですね、このやめた判断基準でございます。つまりですね、改修の必要度合いでございます。利便性や安全性、とりわけ今問題となっております耐震性も確保できているから当分は大丈夫と判断をし次回に持ち越したのか、あるいはですね、その逆で早目に対処しようとしておったところへ交付金がカットされたのでやむなく断念をしたのかということとございます。もしですね後者の場合でございますと、安心、安全の確保の面からも交付金減額に当たるこの700万円、これをですね一般財源に追加してでもですね実施すべきと思うところですが、それをあわせてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） ご質問に、竹平議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の需用費でございますけれども、現在修繕費がですね、原形の予算現額が150万円ございまして、そのうちで既に退去に伴う修繕としまして66万7,800円既に支出しております。一般の、ちびちびとですねここは壊れたとか、そういうような形の一般の修繕費がですね65万5,000円しか残ってない状況でございますので、で、全く予算がないとですね突発的な一般の修繕に間に合わないということからですね今回50万円の補正を要求させていただいたと、こういうことでございます。

それから、もう1点、1,700万円の住宅改修工事の減額でございますけれども、これは片地団地ですね外壁の塗装を、大分築かなりたっておりますので外壁の塗装を計画しておりましたけれども、補助事業がですね減額になったものでございますので、その関係で歳出も取りやめたと。ただ、次年度以降にですね、塗装でございますので危険家屋とか倒壊とかそういうことございませぬ、緊急性はそんなにないと判断しまして次年度以降にですね予算要求もしていきたいと、また国への補助金も要求していきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番。再質問になります。

まず、1点目のですねその住宅の修繕費の関係でございますが、突発的というようなことも答弁にございましたがですね、これはですね私思うのに年間をこう通じてこういった修繕費というものはチェックをしていかなければならないのかというように考えるわけです。この突発というのは通常ですね、通常でない、いわゆるそういった事故の場合ですわね、もしそれがあったのかどうか、そしてその状況とその場所ですね、そこをお聞きをいたしたいと思っております。

それから、2点目の交付金のカットによってから取りやめになったその住宅の関係でございますが、いわゆる建物自体についてはそう喫緊の危険性はないというお答えでございまして、壁の塗装のための費用であったということでございますが、なお、そのあたりもですねまた十分に配慮して先ほどの答弁のような対応をしていただきたいと思います。1点目の質問についてお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。突発的と申しますのはドアのノブが壊れたとかですねそういうような形で、それから洗面台が壊れたとかそういうような形で、何十万円単位ではなくって何万円単位でですね、ただ、件数はたくさんの件数が日々出てきております。で、そういう通常の修繕費につきましては当初予算要求時に、どれだけその年にそういう要求があるのかわかりませぬので、当初予算の要求時にはですね、やはり必要最小限の当座をしのげるだけの修繕費を計上させていただいて、それでまたその年度ですね修繕の度合いに応じてその都度ですね補正をさせていただくと。最初に、去年これぐらいあったから今年もこればああるであろうという、そういう形でのその計上

じゃなくって必要最小限の、修繕ですから必要最小限の経費を計上させていただいてその都度計上させていただくというような、こういうような形です。予算要求のほうはさしていただいております。そのところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1 1 番、依光美代子君。

○1 1 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。2 点お尋ねをいたします。

2 2 ページ、2 2 ページの5 目の1 3 節、委託料のそのエレベーターの保守管理委託料が今回大きく減額になってます。当初予算からいうたら3 分の1 ぐらいになってるんですけど、これの説明をお願いいたします。

それと、もう1 点が3 1 ページの2 目の1 3 節、委託料、缶・その他の金属類中間処理とその下の粗大ごみ（金属）中間処理がともに減額になってますけれど、この減額によってゼロになるんですけど、ということは今回からこの中間処理料が必要になくなったということなのでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。依光議員のご質問にお答えします。

まず、エレベーターの保守管理の委託の減額でございますけれども、当初予算の要求時にはですねフルメンテ、エレベーターにも大きく分けて一切合財まとめてですねメンテをお願いする場合と、それから壊れたときだけ修繕いただくよとかいうやり方とあります。ほんで、それがフルメンテとそれから横文字であれなんですけれども P O G という都度都度直していただくという、そういうメンテの仕方がございまして、予算要求時にはフルメンテでやってたんですけども判断、担当課として判断しましてですね都度都度でいいんじゃないかということでフルメンテから都度の修繕に、のメンテに変えた、ということでございます。ちなみにフルメンテの場合は費用がすごく高くなってるんですけども、その理由はですね2 0 年間分の修繕の必要経費を2 0 分の1 ずつ割ってフルメンテの費用として請求してくるそうです。そういうたてりがありますので、2 0 年間に壊れる平均的な物品の単価とかも全部含まれておりますのでフルメンテはすごく高くなっていると、ということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 依光議員の3 1 ページ、衛生費の塵芥処理費の中の委託料の減額についてご説明いたします。

この金属の処理の委託については、金属のその当時のですね価格といいたしでしょうか、それによってすごく左右されるもんがありまして、金属の値段が安いときには当然ながら処理料がかかってくるわけでございます。今回委託するに当たりまして複数の業者さんから見積もりをとった結果、マイナスの札が入りました。ということはお金を払ってですね処理をしていただけるということで、これが歳入のほうに戻りますけれども、2



○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 現在その該当地はショウガが植わってまして、それが山田でしたら11月の中下旬に取り上げるようになるかと思いますが、その後測量し鑑定をしていただくようになると思います。それで、それと並行しまして収用法というのがございますが、土地収用法というのがありまして、その単に譲っていただけない土地を収用かけると、もう1つ、その減税対策のために事業認定というのがありましてその土地収用法の中で行うわけですけれども、それをしますと5,000万円控除になりますので、譲っていただいた方のためにそういうこともしなければなりませんので、それにかなり半年ぐらいは、はなからかかるんじゃないかと思ってます。それで、早くて来年度に買収へいって、それから実施設計ですかね、平成24年度に。それからその後平成25年度に建築ができればというふうには考えております。今のところはそれぐらいのタイムスケジュールしかちょっと言うことはできませんです。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。

○議長（西村芳成君） ある方はすぐ手挙げてください。

○3番（山崎眞幹君） はい。済みません。40ページと41ページについてお尋ねします。

40ページの中学校費の教育振興費、需用費の70万2,000円、楽器の修理代ということになってますけど、これ何修理するんでしょうかね、その壊れた原因についてお尋ねします。

それと、もう1点、社会教育費の4目の伝統文化子ども教室事業って、これが全額減額になってまして、これの経過、経緯についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、推進課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 41ページの伝統文化子ども教室事業につきまして、50万円の減額につきましてご説明申し上げます。

従来続けておりましたけれどこの子ども事業というのが廃止の、ということでこちらのほうへ通知がございましたので、今年度は事業を見送るという形になりました。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ただいま生涯学習課長を推進課長と申し上げて、訂正をいたします。振興課長です。

ほかにありませんか。

あつ、答弁。教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

これは楽器の修繕につきましてはですね、楽器の修繕そのものはですね1万8,000円ぐらいです。あとはですねプリンター、これは大きなあのポスターを刷るプリンタ

一をつないでますが、それとかそれから図書の本、それから同じく競技用一輪の、一輪自転車ですかね、そういったもののもろもろの合計になってますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。5番、濱田です。39ページの教育総務費の中の7節、賃金ですけど、その説明の中にふれんどる一む支援事業146万9,000円とありますが、これは賃金ということですが何名の方を配置するのか、いつからなのか、その支援事業の業務内容について教えてください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。濱田議員さんのご質問にお答えをいたします。

このふれんどる一むの支援事業の内容は10月から1名ということですが。内容は、現在15名の子どもを1学期末まではふれんどで対応してきました。ただ、家に引きこもってる子どもとか、それから学校へ復帰して学校とふれんどを行き来してる子どもとかがいますので人数的にちょっと支援が足らなくなっていて、そこの支援の強化というふうなことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。39ページの1目、4節の共済追加費用、ここにもあるんです、次のページにもあるんです、初めて出てくるんですけど、何か制度が変わった、この追加のご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 依光議員のご質問にお答えします。

済みません。ちょっと追加費用のその、何と言いますか、積算のところちょっと今承知しておりませんがこれは今までもずっとございましたので、共済組合のほうに、職員全員のその共済費の追加費用というのは発生しております。内容が、済みません、ちょっと私のほうが今承知しておりません。申しわけございません。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。39ページ、教育総務費、9節の旅費、国際交流短期留学引率旅費とありますが、何名の生徒をどれくらいの期間、また1人の先生でしょうか、この事業の説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 爲近議員さんの質問にお答えいたします。

この事業につきましては、アメリカのフロリダ、ラーゴ市へ、これはもともとですね

山田高等学校とラーゴ高校との交流に兼ねてですね香美市のほうでも中学生を派遣するという事業でございます。合併しましてから平成19年度に一度行っております。それから次の年、2年に一遍ですので平成20年度ですか、平成21年度か、その時はちょうどインフルエンザが流行して取りやめとなっております。今回ですね10人の生徒を派遣することにしています。それで大栃が2名、香北が4名か、鏡野が5名ですね、香北が3名です、香北3名。大栃2名、香北3名、鏡野5名です。これにつきましては、引率につきましては大栃中の校長先生、香北中の英語教諭と2名でございます。基本的には夏に募集しまして19人の応募がございまして、我々が選考いたしまして10名という人数に絞っております。ちなみにですね期間が10月の27日から11月の3日となります。

で、以上でございます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 関連質問します。

この生徒たちの旅費とか留学の費用なんかはどうなりますかね。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 爲近議員さんのご質問にお答えします。

生徒につきましては個人負担です。引率の先生につきましては公費負担です。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野です。先ほど入のほうで質問をいたしました寄附金40万円でありますけれども、それこの教育費、出のほうでありますけれども、この教育費の中のどこに組み込んでおられるのか、それとも今回はやめたのか、少しお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

39ページですね、教育費、小学校費のですね教育振興費の中に18節、備品購入費20万円というのがございますが、これは学校にお諮りしましたところですね恒久的に残るものとして図書が欲しいということで図書費として指定しております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第26、議案第77号、財産の取得についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 議案第77号、財産の取得について

平成23年9月1日付けで指名競争入札に付した財産取得に係る契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成23年9月7日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 財産の種類 業務用パソコンの売買契約
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1,097万2,500円
- 4 契約の相手方 高知県高知市一ツ橋町1丁目36番地  
四国情報管理センター（株）  
代表取締役 中城 幸三
- 5 支出科目 平成23年度香美市一般会計予算  
2款 総務費 1項 総務管理費 7目 電子計算費

でございます。

なお、次ページに入札結果記録の、記録を参考資料として添付しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。質問をいたします。

最初に行われました諸般の報告、提案理由の説明の中でですね業務用パソコンの老朽化及びメーカー保守、ソフトウェアサポートの終了のためとありますけども、今回の入札につきましてはあくまでもそのハード、パソコンの入札ということでございますが、メーカー保守につきましては最低でも1年程度はメーカーの保守がついて予算化する必要がなかろうかとも思われますが、このソフトウェアサポートについてこの金額に乗っているのか乗っていないのかということと、あとですね、従来の行政の電算機というかパソコンについての納入金額については非常に、私個人的には割とこまごまをされているという感覚がございましたが、今回につきましてこの金額はまあまあ一般的な市場価格というか、一般企業が入れてる価格にかなり急激に近づいたように思っておりますが、こういった、そういうふうになった理由もあわせてよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

そのパソコンが急激に安くなった理由というのは、ちょっと私どう申し上げていいかわからないところですけども、今までこの老朽化といいますのはその平成17年度に導入したパソコンが主なものです。それ、その当時に購入した金額と比べればですね、やはり入札によりまして競争原理が働きましたのでおっしゃったように市場価格と同じようなものになったものと思われまます。そして、過去はですね、いろいろシステムによりましてはその機種とその性能といいますか、そういったものを非常に求めたものがありましたけれども、現在はそういうことは余り、割と少ないですので、パソコンは本当に一定のその普通のそのデスクトップであったりノートであったり、特殊な、その何て言いますか装備が必要なものではないですので、そういったもので一般的に皆さんがご存じの市場価格に近づいたものではないろうかというふうに思っております。

そして、ソフトウェアの保守ですけども、それは入っておりません、この中には。以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） はい。14番、片岡です。この入札の結果ですね、役場のほうの、結局市のほうのよねこの予算額いうものは、予定価格いうものは大変大きな数字をここへ出してるんですけど、というたら、僕らあのような素人から考えたら品物の余りよくないのを持ち込んでよねこの安い単価で売ったと。役場（市役所）の思うちょっとのはもっとええ品物でよね、入れてもらうやったらこればあかかるやろうというように、結果的に僕らあから見たらそんなに思うんですけど、これほどな金額の開きが出るようなその予定価格を提示しちゅうということについては非常に、今総務課長さんか、説明したように一般市場の価格に落ちついたというような説明ですけど、ほいたら、この予定価格を決めたときの気持ちとの落差がやっぱりあるんやないかと思うけどそのあたりどんなんですか？これ入札して落札した人は予定価格の半分にも足らんというふうなことになってるわね、最高の人でも1,391万円とかいうようなことで、高い入札した人でも市の予定の半額というふうなことになってるが、そこなあたりの関係何かあるんですか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

入札を行いますときには、業者に対しては仕様書、必ずこういったもの、こういう仕様を備えたものを入札の対象としますということをきちんとうたっておりますので、こちらが求めたものより悪いものをとすることはあり得ないというふうに考えております。そして、その価格ですけども、それはやはりそれぐらいの仕様であればこれぐらいの価格はかかるのではないかというふうなところを担当のほう調べて価格打ってると思いますので、やはりそれから比べたらその競争が働いて非常に安く落札されたということで非常にありがたいことだと思っております。安くなったので安かろう悪かろうとい

うことではないと、それはそういうことであつたら本当に業務用のパソコンですので業務に差し支えが出ますので、それはもう一定のその要件を完全に備えておるといふうに認識しております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立全員であります。よつて、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の予定はすべて終了しました。

次の会議は9月13日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会します。

（午前11時51分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 9 月 1 3 日 火曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日火曜日（会期第7日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 6 番	島 岡 信 彦
5 番	濱 田 百合子	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	小 松 紀 夫
1 0 番	比与森 光 俊	2 2 番	西 村 芳 成
1 1 番	依 光 美代子		

欠席の議員

1 5 番 竹 平 豊 久

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成 2 3 年 第 3 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 7 日目 日程第 2 号)

平成 2 3 年 9 月 1 3 日 (火) 午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

- ① 1 2 番 山 崎 龍 太 郎
- ② 1 0 番 比 与 森 光 俊
- ③ 9 番 織 田 秀 幸
- ④ 4 番 利 根 健 二
- ⑤ 1 4 番 片 岡 守 春
- ⑥ 3 番 山 崎 眞 幹

**会議録署名議員**

1 3 番、大岸眞弓君、1 4 番、片岡守春君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。15番、竹平豊久君は、親の通院介助のため欠席という連絡がっております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許します。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) おはようございます。12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問を行います。一問一答であります。

最初に、産業振興条例について伺います。本質問は、昨年6月、10月議会にて答弁をいただいた点から今日までの取り組み、また今後の方向性についてお尋ねするものです。

少しおさらいをさせていただきます。私の質問に対する副市長の答弁の要旨は、産業振興に関する基本理念等を明確にすることは必要であり、本市の基幹産業である農林業、中小商工業の振興に関する政策の方向性、あるいは政策に対する姿勢を示す大変重要な条例となる。できるだけ早期に調査、研究に着手する。そして、できるだけ多くの人の参画を得てつくることが重要であると述べられておりました。そのことを踏まえ専門委員会を設置し、調査、研究をスケジュールに沿って進めてこられたはずであります。私は、条例制定についての提案は積極的に受けとめられたと感じ取っております。しかし、現在のところその後の音さたがありません。

そこで伺いますが、本年3月末の調査研究検討会の結論は市長に報告をなされたか、お尋ねいたします。

○議長(西村芳成君) 副市長、明石 猛君。

○副市長(明石 猛君) おはようございます。山崎議員の1回目の質問でございますが、調査研究検討会から報告書が、報告がなされたかということでございます。

2月の28日付で香美市産業振興条例制定に関する調査、検討、調査研究検討会から調査報告書が提出をされております。一問一答でございますので「されたか？」ということで「されました」と、これで終わるとというのが一般的でございますが、実はその2番、3番、それから4番、この質問に直接関係がしてきますので、ここはひとつまだ一問一答に、こら逸脱するかもわかりませんが、もうえいです？

(笑い声あり)

○副市長(明石 猛君) 1回下がってまた。

○議長(西村芳成君) 12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 私のほうも端的に答弁をいただこうと思ってましたけれ

ども、実際資料のとおりに進めていったほうがいいと思いますのでそのようにお願いします。

されたということでございますけれども、昨年10月の副市長の答弁では、市長が報告を受けた後、課長会もしくは政策会議等々で検討を加えると申されてましたので、その点について引き続きお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） お答えをいたします。この課長会、政策会議等での検討ということでございますが、先ほど演壇でお答えをしようとしたのはこれにも関係してくるということでございますのでお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどのご質問で、調査研究検討会の報告があったわけでございます。その報告の結論と言いますか、こら意見として出されておるわけでございますが、まず、意見の1としまして、現在の香美市の産業振興に対して求められているものを経済的振興の即効性及び実効性ととらえた場合、香美市の産業を現在以上のものにするには、既に制定をされている要綱あるいは要領をより充実したものに整備したほうが効果的と見られる。そのために新しい条例を制定をするという必要はないというふうに書かれております。また、その主な理由としまして、まず、1としまして、アンケート調査の結果によると、条例を制定をしている各市町村の回答の大部分が行政の産業振興に関する姿勢のPRという形になっており、現在の香美市に最も必要である即効性、実効性が余り見受けられないということ。それから、2番目としまして、条例を制定をしている各市町村の条例の文面から読み取れるのは姿勢のPRを示すことが中心の内容となっており、補助金関係あるいは資金の融資関係等に係る内容はほとんどなくPRの域を出ないことが見受けられるということ。それから、もう1点、意見の2としまして、これは逆の結果でございますが、アンケート調査の結果のとおり、条例制定の結果、商店街の活性化、事業者等の意識改革が進んだ自治体が一部にあり、制定によって少しずつではあるがさまざまな面で効果が上がってくるものと期待できる。よって、香美市の産業振興に対する姿勢をPRすること、現在停滞している香美市の産業を奮い立たせるという姿勢を市内外に示すことを目的として香美市産業振興条例を制定することは今後の香美市の全体的な産業を考えていく上で必要ではないかと考えられると、この2つの意見が書かれております。この意見として2つあるわけでございますが、私のほうに報告として受けた結果では意見の1が多数意見と、意見の2が少数意見であるということでございます。

そうした検討会の結果を踏まえまして、また4月の機構改革によりまして産業振興を目的に3課を統合し産業振興課を設置をしたところでもございますので、まずは現行規定の充実、整備等を図りながら、策定中の香美市振興計画、後期基本計画等をベースとした具体的な施策を企画、実行していくことといたしまして、今回は産業振興条例の制定を見送るということといたしました。したがって、そういうことでございますので、先ほどのご質問の報告後の課長会、政策会議等での検討ということはいたしており

ません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。さまざま説明をいただきましたが、大変ショックを受けております。課長会等でも検討はされてないし、その前段で行き詰まったと、というより私は庁舎移転やその他もろもろの要因でおくれる可能性にも副市長言及されてましたので、それでおくれているのかなというふうに思っていました。確かに先ほど示されたように他市へのアンケート調査や現状を把握するとか、ほかの条例との整合性を見るというふうなことについて委員会で審議してその報告、その結論が両論併記であったとしてもですね、それに市長、副市長が、はい、そうですかということと終わっていいものなのかということ、見送ると。私から言えば、これ以上はもう汗はかかないと、ほかで間に合うということがとらえられて仕方ありません。

現要綱等での整備で現時点では十分であると、そしてお題目にとどまっているというふうなことも言われましたけれども、実際のところは副市長が最初に昨年答弁されたことと全く調べてみたら違うということを見ずから示されたわけですが、私はそのことも踏まえまして実際昨年来言ってきたわけです。やはり本市の基本的な部分になるというところで、後でも述べますけれどもやはり歴史や文化、地域の状況、観光施策等も含めて、その柱立てが明確になって、その上でさまざまな諸施策が行われるという、これが基本的な、ベースな考え方じゃないろうかと。先ほど述べられたアンケート調査でPRのみで終わってるというところは、やはり私も調べてます。もう去年のことですが、かなり前ですが調べました。それは、やはり短期間で条例を整備するとか、そういうことに、やはり市民への周知等が図られない、そういう部分があったというふうに私は感じております。やはりその点では本市の部分少し、私が伺った条例制定の意味合いも含めて再度検証されて再検討されると、べきというふうに思いますけれども、その点をご答弁よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどのご質問でございますが、もともとこの検討会ということで立ち上げて、それで調査、研究をしてもらうということは、初めから条例制定ありきということではなかったわけでございます。したがって、その調査、研究の、検討の結果が、をどう出るかということも重要な、現在これから制定をするかせんかということの重要な因子になるということでございますので、初めから制定ありきということで検討をお願いをしたわけではもちろんないわけでございます。したがって、こうした結果が出た以上はそれをやはり重く受けとめて、そうかといひましてこの基本条例を今後、未来永劫これを制定をしないとかそういうことではもちろんないわけでございます。が、現時点で基本条例、もちろんそれは大事でございますが、それよりも意見1にあるような、まずやらなければならないことはこちらが優先ではないですかという

結果が出ておりますので、それをまずは実施をしていこうということ。そして、先ほども言いましたように産業振興課も従来の3つの課を統合したわけでございますので、そうした意味ではある面ではパワーアップをしておるということでございますので、そうした今後の産業振興に大きな力が発揮できるというふうに考えてこうした結果を出したということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 質問の要旨から言いますと、かなり想定外のそれこそ答弁が返ってきておりますので若干ずれることもお許しいただきたいというふうに思いますが、私はやらないという方向性が定まっているということはゆめゆめ思っておりませんでしたので、この件はまた今後言わせてもらいますけれども、少し制定ありきではなかったという部分でやはり異論は挟みます。市長、副市長、お二人がやはりそういう話をされて、昨年6月、10月で意見調整されて出てきた。これはやっぱりトップダウンをしろとは言いませんけれども、私はかなり重きを持った意見であったというふうに思っています。両論出たという中で片一方が多数であったということで、はい、そうですかというところ、その部分、確かに13名の方々が一生懸命調べたという部分ですが、それはあくまでその他市等へ行ってですねその業者に聞くとか、あくまでも行政サイドの事務レベルで連絡とりおうての話であると私は感じ取っております。やはりその奥の部分まで踏み込んだ調査がなされなかったということについてはどうかなという一定の疑問もあるわけですが、やはり2点目に述べられた、やはり必要性、その条例を制定することによって必要性を、がやはり成果として出てきたという市町村の部分では私はもっと調べていただきたいかというふうには思いますが、今後のことを踏まえまして、今ちょっと国の動向について触れておきたいと思えます。

国の動向は、昨年6月にですね中小企業を経済を牽引する力、社会の主役と位置づける中小企業憲章を閣議決定しました。私もその時点では一定評価したわけでありましてけれども、それから1年以上経過しますけれども、いまだに憲章をよりどころにする政策展開がありません。憲章とは本来憲法に準じた政策体系の礎であり、その基本理念を通じて具体化した施策を展開し、そして検証、発展させなければならないものであります。この地方においては産業振興条例であると私は思っており、地域経済を守る力になると確信しております。地域の資源や特性、歴史や文化を生かし、衣食住という人間生活の基本的部分を中心とした循環型、内発型の条例制定に向けて市民の英知を集める必要があると思えます。

現実、現時点では条例制定に向けての検討はしないという、将来的にはわからないがということありましたけれども再度、先ほど私が述べましたように国でも憲章を制定してでも政策展開がないと、こういう状況、各地方ではそういう状況があってもしるべきと思えます。しかし、本市の場合、私はどうしてもかなめの部分として産業振興条例

は必要と考えます。再度その部分についてお考えをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをさせていただきますが、産業振興条例につきましての経過につきましては先ほど副市長のほうからその検討委員会の内容を含め、また現在の状況について述べさせていただきました。大変そうした山崎議員の地域に対する、経済の振興に対する思いというものは常日ごろからお伺いをしておりますし、また大変重いご発言もいただいておりますが、今回このような結果に至ったということにつきましては、るる述べさせていただきました状況の中で現段階では見送るということになったわけでございます。国の動向等も述べられましたが、確かに地域、地方の力をつけていく上での必要性というものも感じられますが、ご承知のとおり機構改革を含めさまざまな改革もなされる途中でございます。また、さりとて地域の産業の育成あるいはまた力をつけていく上での政策、そうしたものも十分とは言えませんが一生懸命各課取り組んでいるわけでございますので、まずはこの動向をぜひ見ていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 市長にご答弁いただきましたのでこの件はまた今後の課題とさせていただきます、続きまして、震災時におけるライフラインの復旧についてお尋ねします。

6月議会では、東日本大震災を受け数多くの議員から地震対策、防災対策等の質問が寄せられました。その中で、今回の震災を受け地域防災計画の見直しも順次行われる旨の答弁がございました。また、風水害の面では、最近台風12号による豪雨で土砂崩れや河川のはんらんが発生した和歌山県等で水道施設が大きな被害を受けた等の記事も目にしたところであります。私は、震災時、人命に係る点を第一義的にとらえ、避難や食料等の対策後はライフラインの早期復旧が大切と考え質問に至ったところであります。今回は行政のリーダーシップがいかにか果たされるかによって早期復旧がなされ、混乱回避が図られるという観点から水道、下水道関係について伺うものです。

まず、1点目に伺ってまいります。この間、課等の再編にて上下水道課となったことによりまして、震災時の水道、下水道施設の被害への対応にいかなる変化を来したのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、4月の機構改革によりまして、おのおの今まで独立しておりました水道課及び下水道課が統合され上下水道課になり、また、さまざまな震災のみならず総合的にこのライフラインを守っていける体制が、これから築いていくものということで現在基礎固

めの段階でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 基礎固めの時期であるということをおっしゃっていただきましたが、なかなか上下水道課一本化になった中でですね、防災計画には水道班と下水道班というふうな形で分かれてやっていたわけですが、そういう上下水道課となった中でその方向性自体は変わらないでしょうか。限られた人数でやっていくわけですので、なかなか技術職等も少なくなってきた中で復旧に当たる職員不足の課題等も私は推測されるわけですが、ほかの部署へ異動した、水道課で経験した方なんかですわね、そういう方なんかの応援なんかもこれからの検討で入れていくのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、班といたしましては、上下に分けずに工務と庶務で分けております。工務につきましては、おのおの水道、下水道を担当していた者がおりますけれども、総合的にできるように今お互いに勉強しているというふうな段階でございます。また、もともとあった職員をということなんですが、なかなかその部署部署で、今現在その例えば道路であるとか河川であるとか、どのような災害が起きるかわからないので、まずは自力によって対応ができるような体制をとっていくこと、それに対する現在勉強中であるというふうな形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

災害予防計画では、災害に強いまちづくりとしてライフライン施設の耐震化対策の推進の中で、地震時に備えた水道施設、設備の整備を促進し、漏水の未然防止、緊急時に対応可能な浄水、給水場の整備を図る。また、下水道処理場、ポンプ場、幹線、管渠等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指すとおっしゃっております。あわせて水道事業基本計画における耐震対策から計画性を持って推進されていると考えますが、現状のところいかがでしょうか、現状認識を伺います。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、水道からでございますけれども、例えば上水道、八王子の水源池、配水池につきましては耐震補強が済んでおります。また、2池ある1池につきましては緊急遮断弁、これは1池につきましては消火栓がありますので、いわゆる水道を生かさないかんですので、2池とも遮断をするというわけにはいけません。水圧を確保しなくてはならないので、初期消火のために消火栓を使うために1池のみを緊急遮断弁でとめるというふうな形をとっております。また、談議所、林田におきます、いわゆるあの大規模な配水池

につきましては当然耐震構造物でございます。また、美良布クリーンセンターにおきましても耐震構造物で建築はされております。あの中山間地域にあります配水池につきましては鉄筋構造物でございます、いわゆる内部が水で満たされている構造で半地下構造ということでございますので、通常地震時においては非常に耐震性の強い構造物というふうな形で考えられております。

現実的に、いわゆるあの東日本大震災等におきましても、水道の被害につきましては例えば河口近くの砂地場における液状化を除くと管路につきましては0.5%程度の被災であったということでございます。また、阪神大震災とか中越のような直下型につきましては現在高知県のほうでは考えられておりませんので、そちらのほうにつきましては当市につきましても考えておりませんが、いわゆるあの阪神大震災以降につきましては耐震性のより高い管渠等が製造されておりますので、順次水道の工事を行う場合、いわゆる下水道の工事を行う場合につきましては、そのような耐震性の管を順次採用して工事を行っているというところが現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） さまざまについての現状のところをお示しいただきました。計画から言ったらおくれるのか、計画どおりなのか。水道事業の基本計画にさまざま示されてますけれども、そのスケジュール関係から言ったら課長のほうは現状はどういう認識でしょうか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。いわゆる耐震の工事としての事業は、特にこれというふうな形では考えてなく、順次更新時に耐震化していくというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

水道施設の復旧対策は、基本的に市所有のものを使用すると防災計画の中では書かれていますけれども、素人発想では種類も数も限られてると思いますけれども、断水の早期復旧をどの程度今保管しているもので賄えるものか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。まず、資機材について、現在の保有のものでございますけれども本庁にあります分、まず管渠が50ミリから150ミリの分で約20メートル程度、それから継手類が200個、また、香北支所におきまして同じく管渠が30メートル程度で継手類が20個、物部支所におきましては管渠40メートルで継手類が50個というような形で備蓄をしております。ただ、資機材につきましては、いわゆる紫外線による強度の低下とかゴム継手の劣化、経年劣化等が考えられます。い

いわゆる生ものでございますので、多量の備蓄をするということは考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 余り数が多いようには、数というより50個とかそういうスタンスですが、ちょっと漠然とした聞き方になるかもしれませんが、どの程度の被害に賄える。ただ、キャパがそれぐらいやからそれしか保管できないと、ほんで劣化もするので、経年劣化した後はかえると、また交換するというふうなスタンスでしょうか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。例えば水道管に例えますと、水道管を例にとりますと、上水道の延長が99キロ、それから簡易水道の延長が262キロで合計361キロ香美市内に管渠がございます。今回の東日本大震災におけます管渠の破損の0.5%をかけますと、約1.8キロ部分が破損を受けるだろうと想定されます。ただ、この1.8キロ部分につきましても、0.5%の中身は水路橋であるとか、例えばコンクリートの構造物に接続された部分であるとかというふうな形で、地表にほぼ出ている構造物との接合部分が破断をされたということでございます。地下の構造物につきましては、いわゆる昔から井戸が地震に強いというふうなことを言われてるとおり、地震動におきまして地下構造物というのは地盤と同様の動き、同じ動きをしますので非常に破壊に対しては強いというふうな形で、うちのほうで考えておりますところは例えば橋梁の添加部分であるとかそういうふうに出てくる部分についてをいわゆる被災の予想というような形で、主に管渠よりも継手を主として考えているというふうな形で、先ほどお話ししましたように継手の個数を若干多めに備蓄しているという考えでございます。以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。民間のレンタル事業所と資材レンタル協定を締結していると伺いますけれども、どういう感じの締結、量も含めましてね、本市所有の数倍になるのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

いわゆる災害時におけます、いわゆる上水道の復旧ということで水道課の、旧水道課のほうです。約100メートル程度の仮配水管ということで、リース管ということで新潟県のほうの業者さんとの契約、協定ということをしておりました。ただ、この阪神大震災を受けた後ですね、上下水道課になったことを受けまして、いわゆる水道のみでなく上下水に関する資材を提供する大手の業者さんと現在ですねその協定について協議中でございますので、またそちらのほうが多くなりますと優先的に香美市のほうの被災資材については入れてもらえるというふうな形で現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 新しい防災倉庫が今後できるわけですが、そこへの資機材等のストックはどのように考えてますでしょうか。実際かなりのスペースに、が与えられると思いますけれども、やはり先ほど新潟のことは言われまして、その後の経過、東北、東日本の震災を受けての経過も伺いましたけれども、実際やはり身近にね、やっぱり資機材は豊富にあることが大切だと思いますが、新しい防災倉庫での資機材の確保についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。水道、下水道の資機材につきましては、いわゆる公営企業でありますのでうちのほうの構えている倉庫で対応したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 下水道も公営企業ということは違うと思いますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。それは確認ですが、4点目に移ります。

私は、今日的状況から見るときに協定団体や民間事業所において資材等を豊富に持っているとは考えられません。資材や人的な部分、この人的な部分も大変重要な要素になりますけれども、東日本の大震災を受けてその後情報共有等はなされたのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。まず、下水道が公営企業でっていうところでございますけれども、地方公営企業法では水道が公営企業でございます。ただ、地方財政法におきましては下水道は地方公営企業という形で認められておりますので、いわゆる上下水道課といたしましては企業というふうな形で全体的にはとらえて活動を今後ともしていきたいと考えております。

次に、いわゆる災害時の協定等、それから東日本を踏まえた、大震災を踏まえた対応でございますけれども、いわゆる阪神、中越、今回の東日本等の大震災におきましては、いわゆる水道、下水道ともにその復旧及びその調査、仮設、災害査定、最終的な本復旧に至るまでですね、いわゆる全国を、例えば水道ですと6ブロック、下水道ですと7ブロックに分けております日本水道協会及び日本下水道協会のブロックからの応援体制というものが確立されております。いわゆるその被災地のいわゆる企業も含めまして被災しているわけですからなかなか自分たちでは復旧まではいかないということで、全国的な組織といたしまして日本水道協会及び下水道協会、おのおの厚生労働省及び国交省も当然バックにあるわけでございますけれども、人的及び資機材を含めて全国的な応援体制が確立をされております。災害のいわゆる当日もしくは翌日にはまず第一次調査が入って、順次何が必要なかったというふうなピックアップを含めて何百人かの体制がすぐに

組めるような体制はとられております。いわゆるこれによりまして、いわゆる過去の大規模災、地震も復旧が迅速に、仮設及び復旧が迅速に行われていたというふうな経過がございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 水道協会、下水道協会の応援体制というがは私も資料等を拝見して充実してるという部分も見とったんですが、この本市の地域防災計画の中ではやっぱり応急復旧という部分で担当課がかなり、もちろん罹災してることも考えられますけど大事と。それと、あわせてやっぱり地域のやっぱり被害に応じてない業者等の連携等が私は大切と思いますが、現状はその視点は持ち合わせてないのか、また今後の課題と考えているのか、その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、本管につきましては、上下水道ともに緊急修繕の委託業者ということで年間を通じた契約を行っている業者さんがございます。そちらのほうで資機材を含めて人的な対応もしていただけるというふうな形で常日ごろから協議は行っております。また、おのおの市内に業者さんもおいでするわけなんですけど、そちらにつきましてはいわゆる個々の個人のお宅も当然被災するわけでございますので、いわゆる顧客対応をおのおの迅速にしていればというふうな形で、本管につきましてはうちのほうで緊急修繕を行いますけれども個々の住宅まではなかなかうちのほうは応援体制がとれませんので、そちらについて、いわゆる市内にある例えば水道業者さんであるとか、下水道の排水設備の業者さんであるとかで対応をしていただきたいと、いただければというふうな形で体制をとっていくように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 5点目に移りますが、今までの話を水道関係を中心に聞いてきた中ではなかなか地元の部分というよりもやっぱり大枠の中での考え方というふうにもとらえたわけですが、5点目では、下水道の復旧についてやはり見てみますと、やはり東日本の震災を受けて、もうこれから数年かかるというふうな、終末処理場がね、やられた場合にそういうふうなところがあります。汚水の疎通にふぐあい、閉塞や破断等が生じる等が考えられますけれども、復旧に際し、これも計画の中にうたわれてる、資機材は排水設備等工事指定店から調達するとなっておりますけれども、この指定店においても最小限の資材しか持っていないと私は考えておりますが、その点の情報共有はできるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。こちらにつきましては、地域防災計画の今回

見直しという形も今後考えておりました、その中ではやはり資機材については資機材の業者さんのほうから入れるというふうな形のほうも含めて考えていきたいと考えております。先ほど水道のほうでお話ししましたように、いわゆる上下水すべてにかかわる資機材を有する業者さんのほうと現在協定の打診をしているところでございます、そこからは全国的な組織でございます、いわゆる被災をしていない地域から資材の搬入が可能であると。今回におきましても東日本に、の仙台に対しまして、例えば四国であるとか九州であるとか関西であるところから資材を送ったというふうな実績もございまして、そのような形でうちのほうは今後また防災計画も見直す際にそのような形で入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 6点目に移ります。

大規模震災時、高須浄化センターが機能を失うことも考えられます。また、かなりの距離を流下していくわけで、その分震災時寸断の可能性は非常に高いと考えます。対策のシュミレーションはできているのか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、下水道の東部流域下水道でございますけれども、高須の浄化センターは、そのやはり下水道のいわゆる構造上最も低いところに、自然流下によりまして下水道は流れていきますので最も低いところにあるということで、高須につきましては当然津波の被害は受けるというふうな想定をしております。その場合に機能が失われるという形でございますのでまずどうするかという形では、まず東日本等でも最下流の下水道のセンターで行われましたように、いわゆる仮設の池を設けまして沈殿を行い、最終的に塩素を投入して放流していくと、いわゆる仮段階でございますけれどもそのような形で従来の放流先に流すのが一般的であると考えております。

また、途中の管路でございますけれども、もし管路が閉塞した場合、例えば断層等が、考えられてはおりませんけれども閉塞した場合につきましては、いわゆるマンホール部分におきましてポンプで次のマンホールに送っていくと、それは当然電気もないというふうな形で考えますので自家発電をトラックに積載をしたものでポンプを稼働していくというふうな形をとらざるを得ないと、これは当然うちのほうの公共下水道の管渠についても同様でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 浦戸湾東部流域下水道ということで、途中南国市を通過して高知市高須ということですが、そこら辺の関係市等の間ですら対策等について話されたことはあるのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。浦戸湾東部流域の公共下水道につきましては、年間何回か高知市、南国市、香美市及び高知県を、で会議を行っております。その中でいわゆるその地震対策であるとか、いわゆる通常の維持管理、さまざまな協議がなされるという中で当然地震対策についても話し合いがなされております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 7点目に移ります。

特定環境下水道、香北町の部分ですけれども、美良布クリーンセンターで終末処理をしているわけですが、さまざま予算等に出てきますのはなかなか既設管渠等の状況もよくないというふうなこともあって順次改良もしているような状況も聞きますが、震災があったときに管路被害やマンホール被害等も予測されるわけです。そういう中で管路等が閉塞状況になったとき、先ほど言った手法でやっていくのか、その点は特環の場合はどうなのか確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。いわゆる公共下水道であろうが特環であろうが手法は同様でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に、生活保護行政についてお尋ねします。

生活保護制度の改正に向けた国と地方の事務レベル協議が続けられております。協議では、一定の期限を過ぎたら保護を廃止できるようにする有期制を持ち込もうとする自治体側の発言や、受給者にボランティア活動を義務づけるべきという意見も出ております。また、稼働能力のある方については10月から始まる求職者支援制度を優先させるべきとの意見が出ています。あわせて医療費の自己負担の導入についても要求しております。生活保護制度は憲法第25条に保障された最後のセーフティネットであります。私が危惧するのは、指定都市、市長会等、自治体側から憲法の規定をも無視した発言が相次いでいることであります。もちろん多額の財政負担を要している点は現実であります。このような改正の方向が取り入れられたなら、地方自治体の本旨である住民の福祉の向上が図られるか、甚だ疑問を呈するところです。

そこで、本市の生活保護行政を預かる責任者としていかなる見解をお持ちかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

生活保護制度に関する国と地方の協議については、情報を持っておりませんでしたのでインターネットにおいて調べた範囲においてお答えします。

この協議において4つの検討課題が提案されており、そのことについて県や市の首長が参加して協議を行った中で、有期制、受給制限、医療費負担等については協議の中の1つの意見、提案であるにとらえています。それぞれについて、地方自治体発言の中でも導入を検討してほしい意見と慎重に検討すべきだといった意見があります。有期制については、厚生労働省発言として生活保護は最後のセーフティネットであり、期限ありきの制度とすることについては慎重に検討すべきではないかとあります。また、受給制限については、厚生労働省発言として返還金を保護費から差し引いて支給することについては最低生活費の考え方と生活保護費の差押禁止規定との関係を整理する必要があるとあります。また、医療費負担等については、厚生労働省の意見では医療費扶助の自己導入に関してはこの場でも積極的意見と慎重な意見と両方あるので引き続き検討課題としたいとあります。有期制、受給制限、医療費負担については問題点もありますので、今回のこの協議の中では実施していくという取りまとめにはならないように感じます。

有期制については、生活保護法の基本原理との関係を考えて慎重に検討すべきと思いますが、働くことができる能力を有する生活保護受給者が急増している状況にあり、失業などにより生活保護となっても早期に生活保護から自立できるような効果的な自立就労支援は必要であり、第2のセーフティネットにより生活保護に陥る前のボーダーライン層を雇用でしっかり支える雇用労働施策が必要だと思います。

また、医療費の一部負担については、自己負担を導入しても最低生活費は保障する仕組みとするとのことですが、事前に一部負担金分を見越した余分な金額を支給するのか、または一部負担金を立てかえて後に償還する制度とするのか、それぞれに問題点があり、これも慎重に検討すべきだと思います。ただ、今回、全国最多の生活保護受給者がいる大阪市からの訴えで、高齢者専用賃貸住宅等において多いケースで月12から14回の訪問診療を実施している。訪問診療と通院を比較すると、介護保険も使用した場合、医科で約5倍、歯科で約11.7倍の医療費を要する。受給者に自己負担がないこともあり、医療機関、受給者双方に必要以上の診療に対する抑制が働かないとの主張や全国で医療費の不正事件も起こっており、今回の検討課題となっています。医療扶助について受給者に適正受給の意識を促すための工夫や医療扶助の内容分析や適正化を図る取り組みなどを検討し、改善していく必要はあると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。所長としてさまざまな点に触れられての見解をお示しいただいたわけですがけれども、個々の地方から出てる意見はそのとおり、大阪の事例なんかも私も知っておりますけれども、それはやはり現場におけるケースワーカーとね、やはりその受給者との間の話し合い、また福祉事務所との話し合いで解決の方向とかいうものを私は見出すべき、できる部分だと思います。

それと、有期制の部分と医療費負担の部分で例として考えられるのは、有期制がもし

導入された場合ですね、一定の求職活動を就労意欲があっただけでしているけれども実際、先ほど所長が言われたように、なかなか求人率が上がってない本市の状況なんか見るときに就職できません。そういうときに、一定期限が来たから打ち切るといふような方法が安易にとられやせんろうか。所長の見解ではそう簡単にいかんぞという部分も言っておられるんですが、私はこういうこと自体検討されてるということについて、やはりこれから何らかの方法で施策にやっぱり、国の施策にですね反映されていくという部分もあるかと思っただけで危惧を持って聞いているわけですし、また、医療費の負担の部分のことですが、健康でないから病院にかかります。そして治してから仕事を探すという、これ普通の考え方ですけども、もし医者にかかれないような状況が生まれたときには病気が悪化します。そして、就労が不可能になって自立できないというふうな状況になっていくと、単純発想で考えますとね。やはりそういうことから、やはりこの部分は大きな問題があると私は思いますけれども、その点について先ほどの答弁以上に何かお持ち合わせであればお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） お答えします。

有期制につきましては、先ほども申しましたように基本原理との関係を考えてとなかなか有期制をとること自体どうかと思いますが、ただ、すべてを生活保護で賄うということではなくって、先ほども申しましたように雇用労働施策によってですね、その生活保護に陥る前の方を拾っていくというような施策をとっていただきたいという思いです。

また、医療費の負担につきましても、これも確かに医療にかかる際に医療費を負担するだけのお金を持っていない方、そういった方なんかは診療を受けられないというようなことも考えられます。そういったところにつきましては、生活保護の基本原理のところ、その辺とも照らし合わせますと問題があるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

雇用労働施策が大切であるという見解については私も同じくするものです。先ほども若干触れましたけれども、10月から雇用保険を受給できない求職者に月額10万円の生活給付を行い職業訓練が受けられる制度が取り組まれます。緊急人材育成支援事業を踏まえ恒久化されたものでありますが、あくまで新制度として求職者支援制度はスタートします。生活保護の申請権の以前に求職者支援制度が存在すべきではありませんけれども、制度の有効利用は大切と考えます。

そこで、本市における現在までの就労支援の取り組みの状況をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 就労支援の取り組みについてお答えします。

平成22年度から配置しました就労支援員やケースワーカーにより、生活保護受給者や保護の相談者、保護申請中の方などに幅広く就労支援を行っています。支援の方法等として来所者に対する面接による支援、家庭訪問による支援、求人情報の収集と求人情報の提供による支援、ハローワークへの同行を通じた求職活動等の支援、セーフティネット制度等利用のための相談支援などを行っています。平成22年度に稼働年齢層にある者に対する就労支援等の状況として、生活保護受給者等への福祉事務所の就労支援プログラムによる、これは就労支援員を活用したものです。これの就労支援の取り組み結果は、増収、就職した者4人、うち保護を廃止した者2人、引き続き支援中の者12人、増収、就職しない者2人、その他1人となっています。また、通常ケースワークによる就労支援の取り組み結果は、増収、就職した者5人、うち保護を廃止した者1人、引き続き支援中の者29人、増収、就職しない者3人となっています。また、就労支援を実施しない者に関する状況は、就労中で現状維持により支援しない者16人、未就労だが障害を理由に支援しない者42人、傷病を理由に支援しない者84人となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。支援員、ケースワーカー通じて、かなりの状況に対応してですね頑張っておられることはお認めしますが、実際なかなかその雇用につながる部分が難しいと。そこら辺で先ほど最後のほうに障害があつてなかなかという部分もありましたけれども、やはり稼働年齢層においてですね、やはりその病気等でなかなか就職がという、難しいときにですね、病気をやはり治すということについてやはり担当として精力的に、なかなか本市においてね、病状を維持することはできても治してというところまでいきづらいところがありますわね、実際のところ。その部分でやはり、私は常々やはり大きな病院でもかかってですね、やはり急激にやはり快方の方向に向かったという例も聞きますのでそういうことも求めているわけですが、今回そのことを聞いてるわけじゃありませんけれども、実際やはりそういう部分も含めてご病気のほうを治すということで、やはりハローワークへ行ってもなかなか病気があるのでそっから先へ進めないという事例も見たことありますが、そのところでの支援員やケースワーカーの努力は現在のところいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） はい。病気を持つての方については、それは治療に専念していただいて病気を治していただくという方向であります。その病気が治つてですね、働ける状態になれば就労支援をしていくところになります。一刻も早く病気の方は治療に専念してもらおうという方向でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後に、高等学校等奨学金制度について伺います。

私は、本件についてはたびたび制度充実等を求めてまいりました。しかしながら、なかなかハードルが高いわけで、予算額378万円と増額の気配がありません。また、基準内対象者の場合は補正を組んででも対応すべきとも申してきましたが、それもございません。

そこで、まず1点目に、本制度の過去3年間の申請件数、決定件数についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

平成21年度におきまして申請者44名で決定者29名、平成22年度、同じく申請者47名、決定者29名、平成23年度、申請者55名、決定者28名となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 平成23年度、本年度ですね、55名ということで約半数の方の28名の決定ということですが、倍率で言うたら2倍ということでもありますけれど、それまでも平成21年度、平成22年度も前にこれ確認したこともございますけれども実際ふえる状況にあるという、この申請件数がふえる状況にある、これ有資格、もちろん有資格者ですわね、その状況は担当課としてはどのようにおとらえでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

基本的に経済状況、その他におきましてふえつつあるという認識はしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その認識がおありならば、何とかしなければという立場に立ちませんかでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 予算の範囲内ということになっておりますので、それ以上のことは私どもではお答えできません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。予算の範囲ということ、それを打開していただきたいということで今までも言ってきたわけですが、この点はまた後でも聞きますが、28名今年決定されたということで、そのうち高校生は何人でしょうか、おわかりでしたら。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。高校生は19名です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

私は、本制度についての周知は行き届いていないと感じております。一般的に広報等には掲載されておりますけれども、個別対応にても関係各課において行う必要があります。現行において生活保護世帯での対象者にお知らせしているのかお尋ねします。もちろん本奨学金は収入認定されるわけではありませんので、学生のために有効に使われるべき、はずであります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） お答えします。

対象者の方には、ケースワーカーが事前に高等学校等奨学金制度がある旨を周知しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 答弁いただきましたが、周知されてると、私が出た事例では周知されていない事例もありましたのでこの点は徹底していただきたいと思っております。やはり片一方で周知されておいて、制度を使うか使わないかはもちろんご本人さん、そして親御さんが考えることですが、その部分でやはり給付の制度であると、月額これぐらい出るといってやはりその部分を徹底していただきたいということ、その点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） はい。そのことについては徹底していききたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。関連してですが、次長になるかとも思いますが、生活困窮世帯であっても子どもたちは向学心を持って進学いたします。市内唯一の山田高等学校は定時制もあり、働きながら頑張っている子たちもたくさんおられます。山田高校へこのような制度がありますよというふうなことを示すことは可能でしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 可能だと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。可能であるならぜひしていただきたいんですが、その点のご答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

過去のいきさつはちょっとわかりかねますが、今後また担当と話しましてそういった通知を出すようにします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3点目に移ります。

6月議会にて同僚議員が通学支援について質問された答弁では、この制度に乗れば利用をと答弁されておりました。厳然たる事実として定期代が3万円近くかかる、家計への負担は大きゅうございます。この現実から見て伺いますが、規則に通学要件の設定、地理的要件に配慮するということですが、そしてその方々の所得要件を現行の生活保護基準の1.5倍を2倍近くまで引き上げる等要件緩和措置をとるべきと考えますがお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先の、お答えします。

先の質問でもですね半分、約半分の者しか決定されておられません。そういった中で、これは給付事業として位置づけられておりますので所得、通学要件、その他、所得要件の緩和につきましては今のところ考えておりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。現在のところは考えられないということで、もちろん先ほど、どちらが先かということになりますけど55名の申請で28名、半分、もちろんこちらを、55名おられたら55名がこの制度が使えるというふうにするほうが私は先と考えております。ただ、こういうふうな制度にこういう2倍近い、ほとんど同様の生活レベル、もちろん優先順位をつけていくわけでしょうけれども、そういう状況の中で申請要件を満たしておりながら片一方は受けれて片一方は受けれないということがどうかということが私の基本点で、予算的な部分は次で聞きますけれども実際この広い香美市、地理的要件を見たときに、やはりもともと山田のときからあったこの奨学金制度を香美市全体に適用するというときには、やはりこの地理的な要件という部分は加味されてしかるべきというふうには思います。そして、制度を拡充させるということ、それに基づいて予算の要求も担当課としてはもっと強力にすべきというふうには私は思いますけれどもその点はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

もともとこういったですね奨学金給付事業につきましては、ある程度政策的なものも含まれますので、これは先の6月議会でもご質問ありましたけど、通学定期的なものをですね補助せえというような要件がございました。ただし、それにつきましては、それは山田高校の件でございましたけど、現在ですね高知市内それから県外、いろんなところへ通学なされておる方もございます。そういった部分におきまして通学要件の設定をしないと。それと同時に所得要件につきましてはですね、ある程度の一定の基準がないと、これは膨大な申請に対してですね対応しなければならない状態に陥るというふうにご考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もちろん基準を持つなどは申しておりません。基準は必

要であります。基準を通学要件で片一方厳然たる部分で、もちろん市外へ通学される方もおられます。その方々も自動車賃等は定期を購入すると思います。その部分で子どもさんに負担、親御さんに負担がかかっているという部分で、それは厳然たる事実であります。その部分でそれに見合った部分を所得要件を緩和したらというのが私の考え方あります。実際その点は相入れませんので。

次へ移りますが、ただ、政策的な側面があるということをおっしゃってましたので、予算増額について見解を問うていきます、伺っていきます。

市民の所得は上がらず、しかし、子どもたちの学業に対する家庭の負担はふえる一方の昨今、対象枠の拡大、予算の増額を求めます。実際今のところはなかなか政策として補正も組まないというふうな中であります。政策的な問題というところとやっぱり政策企画財政課長にも伺ってまいらないとどうしようもありませんけれども、このやりとりを聞いてですけれども、実際私は過疎債のソフト分ですね対応にも、対象にもなると思うんです、実際過疎債の部分で。そういうふうになると、過疎債というのは充当率100%で今年度の交付税措置が70%と、30%の償還という部分で乳幼児医療費の無料化の年齢引き上げについても使われたわけです。そういう部分をもう少し真摯にとらまえて、先ほど55名の申請で28名というふうな状況の打開は図るべきだと思います。ましてや20名近くの高専生がね頑張っていて勉強しているという状況で、その困難の一部を取り除くということで予算増額をすべきというふうに私は考えますけれども、答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の奨学資金に関するご質問ですが、この一連のやりとりを聞いて政策的にどう位置づけるかというお尋ねであろうと思います。確かに申請者数に対します受給者の割合が逡減状態にあるというのは次長から示された数字から見てとれる状況でございます。教育の機会均等というものをどう保障するかということになってこようかと思っております。この観点からいたしますと、保障するという事はしっかり私どもも認識をしておらなければならないというふうに思いますが、一方市には限られた予算ということもございまして、ここら辺もにらみながらですね、いわば財政事情あるいは財政規律というものを考えながら市全体の中でこの課題をどう、課題に対応していくかということになるかと思っております。先ほども言いましたように、やはりこの香美市の子どもたちの教育をどう保障していくかという観点についてはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時26分 休憩）

(午前10時41分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を行います。

10番、比与森光俊君。

○10番(比与森光俊君) 10番、比与森です。初めに、通告の一部訂正をお願いします。2ページの「おもてなし観光」の最初の行「カメラ台「撮っちょ木」」、そして①の「撮っちょ木」、②の「撮っちょ木」、それぞれ削除していただきまして「自動シャッター用カメラ台」に訂正をお願いします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、初めに、土佐山田町商店街とあけぼの街道を南北に結ぶ道路の拡張整備についてお尋ねいたします。

この件は昨年10月定例議会でも質問しました。あけぼの街道周辺の住宅増加や商業施設の建設など、私が子どものころに遊んだJR土佐山田駅北側にその昔の面影は全くなりませんでした。車の交通量も多く、高知市との全面開通ともなればますます利用度は高くなることは当然ではないかと思われまます。そうなりますと、商店街とあけぼの街道を結ぶ道路の拡張整備が必然的に今以上に求められることは明らかであります。昨年10月定例議会の質問では、次のような答弁をいただきました。「現在、地域の意見も参考に都市計画との整合性、また、関係機関との調整、費用便益などを含めた検討を進めています。さらには高知県、JR等との調整なども行うための検討図面の作成を予定しております。都市計画決定の重要性と審議の場には一定の時間と調整が必要であり明確にお答えはできませんが、早期の着手に努力をします。現状の道路の安全確保は市街化区域内の街路であり、スクールゾーン、高齢者と交通弱者に配慮した両側歩道が重要と考えており、道路構造など技術的な検討を十分行いまして整備に努めていきたいと思っております」との答弁でございました。本年6月定例議会におきましては、同僚議員の「合併振興基金の取り崩しによる事業展開の予定は」との質問の中で、「市道新町西町線開設予定」との答弁もございました。山田小学校の西を南北に通る新町西町線は、周辺の住宅数などを見たとき、現在の状況では拡張整備に最も適した道路ではないかと思っております。また、この道路は小学生児童の通学路にもなっていますが、交通量の割には道幅やJRの踏切の幅が狭く、スクールゾーンの白線は引かれていますが安全な通学路とは言えない現状にあります。山田小学校では、かつて商店街にあります正門や今はなくなりました東門からの通学児童が8割程度あり、グラウンドの北西にあります北門利用の児童は2割にも満たない時期がございました。現在は、JR土佐山田駅前を通る、通り通学する児童も含め北門を利用する児童は6割近くになっています。その意味からも市道新町西町線、JRの踏切拡張は急務であると考えます。

以上のことから開設に向けての計画など現状をお聞きするとともに、今後のスケジュール、対応をお尋ねいたします。

○議長(西村芳成君) 建設課長、宮地和彦君。

- 建設課長（宮地和彦君） 比与森光俊議員のご質問にお答えをさせていただきます。  
現状と今後の対応についてお答えをいたします。  
都市計画道路新町西町線は、立体交差を見直して高齢者など交通弱者に対し安全で優しい道づくりとして平面交差で整備する方向としています。今事業計画の見直しについて関係機関と協議を行っています。ご承知のとおり現状の道路機能や事業計画の効果などを検証し、協議図面や協議内容を整理し、二度目のJ R協議を今月予定しています。現在変更業務をコンサルタント会社に委託しており、本年度のうちには概略設計の作成となります。今後の対応でございますが、次年度は都市計画法に基づく手続について、高知県、関係部局と調整し、住民説明会、公聴会、都市計画変更案の広告縦覧、香美市都市計画審議会を経て都市計画変更決定となります。
- 以上お答えさせていただきます。
- 議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。
- 10番（比与森光俊君） 二度目のJ Rとの協議ということですが、一度目の協議、具体的にわかれば、そして今後のJ Rとの協議の中での課題、わかればお聞かせいただきたいと思います。はい。
- 議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。
- 建設課長（宮地和彦君） はい。J R協議の内容でございますが、前向きに検討いただいております。特に課題としては周辺道路の取り合わせ、また信号機の設置等、信号機というか遮断機の設置等が課題の要件になってます。今のところ二度目のときにですね一定の計画がよしとなればですね、次は実施計画図ができるということになっております。
- 以上です。
- 議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。
- 10番（比与森光俊君） 現状で高知銀行の東側から北向いて入ったときに突き当たるわけですが、その道幅は割合広くて、その後Lになって北向いて入るわけですけど、今のその計画というか思いの中で、線路から南側は北に広げるの、えっ、西に広げるのか東に広げるのか、また線路を渡ってあげばの街道までは西側は畑ですけど、広げる場合西に広げるのか、その今の思いをちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。
- 建設課長（宮地和彦君） 今計画の法線決定につきましては、最適ルートという考え方の中で工費だけでなく周辺への取り合わせ等を重点に考えております。その中で用地の制約等も一定ございますが、もともとの都市計画道路、街路、区域から若干ずれる可能性もございます。今の幅員で申しますと若干不足する、計画より不足する部分についてはまだ市民との同意形成もできておりません。明確にここを通るといふ、今混乱を招くようなご説明はちょっと控えさせていただきます。と思います。
- 議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 前向きに検討をしていただきまして、1日も早い拡張を望むところです。

次に移ります。次に、本市観光地に来られたお客様におもてなしの心遣いの対応についてお尋ねいたします。

本年7月24日付高知新聞、25日付朝日新聞に掲載されていましてごらんになられた方も多いと思います。観光地の景観ポイントに自動シャッター用カメラ台を本市観光地にも設置することを望むところでございます。四万十市久保川に設置された自動シャッター用カメラ台の新聞記事を一部紹介しますと、四万十川の景色をバックにみんな記念写真を撮りたい。でも三脚がない。そんなときに役立つ親切な自動シャッター用カメラ台が23日、四万十市久保川の国道441号脇の川沿いにある休憩所にお目見えした。ユニークなおもてなしは観光客に喜ばれそうだ。両親と3人で訪れたアメリカ、ニューヨーク在住の中山さんは、撮影スポットごとにあれば皆さんに喜ばれると思うとの記事でございました。高知県観光振興部おもてなし課では、高知フォトスポット100景を選出しています。香美市ではフラフロード、甫喜ヶ峰、大荒の滝、永瀬ダム湖畔の秋、別府峡など5カ所が選ばれていますが、本市にはアンパンマンミュージアムや龍河洞、秦山公園など家族写真の景観スポットが多くあります。家族で写真を撮りたいとき、近くに人がいればシャッターをお願いしますと頼むこともできますが、自動シャッター用カメラ台があれば、周囲に人がいなくても自動シャッターで家族写真や恋人同士、景観スポットをバックに写真撮影が可能となります。

以上のことから、まず初めにこの自動シャッター用カメラ台に対する、対しどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 比与森議員のご質問にお答えを申し上げます。

この自動シャッター用カメラ台ですが、着眼点は非常によろしいというふうに思うんですが、カメラ台1台に10万円の費用というほどの重要性というものを感じておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10万円ほどの価値がないという、そのもの自体は便利だがというふうな答弁であったかと思えます。10万円ほどですけど、県のおもてなし課ではこの平成23年度の本年、来年も何か予算化されそうには聞きますが、2分の1を補助すると、補助されています。1台の設置にかかる費用は先ほど課長も言われたように10万円、自分が聞く範囲では10万円程度のものでございますが、アンパンマンミュージアムや秦山公園では幼児連れの若いご夫婦が相互に写真撮影する場面も目にいたします。本市観光地を訪れるお客様におもてなしの心を込めて景観スポットへのシャッター用カメラ台の設置を求めるものですが、5万円もやはり高いでしょうか、お聞き

いたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 比与森議員のご質問にお答えを申し上げます。

着眼点は非常によろしいというふうに思います。景観の良好な場所でのいろいろ設備の整備などがありましたらその折には、事前にそれが把握できればそういうカメラ台の設置については要望してまいりたいというふうに思っております。それから、先ほどのご質問で議員もおっしゃられましたが、できればその三脚を持ってきていただきたいですし、アンパンマンミュージアムや龍河洞、秦山公園などにおきましてはたくさん人がおいでというふうに思いますので、その場合には近所の方に声かけをしてシャッターを押していただけたら非常にありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 余り設置については前向きにお考えでないというふうな印象ですが、この、これですね、高知の100選でも結局それぞれの、四万十市の場合もそうですけどこの景観スポットに選ばれた場所に対して設置をされているようにお聞きしました、この四万十市のこの設置の分については。やはり龍河洞にしましてもアンパンマンミュージアム、スタジアム、また先ほど選定、指定を、選出されました5カ所にしましても景観スポットというのはかなり限られてくるように思います。そういう場所にやはり香美市を訪れた観光客に対してのそのおもてなしの心、5万円が高いか、の価値がないかどうかのまだ答弁いただいてませんが、その辺も含めてご答弁お願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 比与森議員のご質問にお答えを申し上げます。

この高知県のつくりましたフォトスポット100景、「とっちょこ！こうち」ということでありまして、写真、フラフロードそれから甫喜ヶ峰、大荒の滝、永瀬ダム湖畔、そして別府峡とそれぞれこう5つ写真が出ております。方角的とか方向とかいうことでいけばですね、ある程度の場所の特定はできるんですが、例えばその永瀬ダム湖畔の写真につきましてはここだというのがなかなか特定がしにくいというふうにも思われます。それから、県のおもてなし課のほうでその5万円の補助ということがされておりますけども、それにつきましても現在のところ県内ではその四万十市の1カ所だけが補助によって設置をされたというふうに聞いております。また、そのカメラ台、四万十市に設置されたのと違うカメラ台がまた室戸市でも設置をされておるようですが、これも補助金を取っておると、使っておるということで5万円程度の市の支出ということにはなっております。そして、おもてなし課の見解でございますが、補助金の対象とみなしておりますけども、立てるのであればその景観スポット100景の、に入っているんだよというような標示もあわせてしてもらいたいというような意向があるようでございます。

市の持ち出しは5万円といたしましても一般財源5万円ということになりますので、他の事業との関係もございましょうから、私どもではそれほどの重要性というものは感じておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） このままいってもちょっと平行線かなとも思います。次に移ります。

続きまして、旧教育委員会やさくら保育園、楠目保育園などの今後の有効利用についてお尋ねいたします。新庁舎の完成、なかよし保育、あけぼの保育の新築開園に伴い、旧教育委員会やさくら保育園、楠目保育園など、これまでのその責務を果たした施設は現在どのように利用されているのかをお尋ねをします。

西庁舎には、当初教育委員会に移転（が予定）されていましたが香美市立教育研究所ふれんどる一むが移転し、実に有効に利用されていると思います。ふれんどる一むが旧教育委員会に移転するとの話を聞いたときには、児童・生徒やその家族の方々が立地的に足を運ぶのには少し不便ではないかと心配していましたが、先日ふれんどる一むを訪問しますと、先生方も広くなった部屋を歓迎されていましたし、3人の中学生も明るく訪れていました。以前お聞きした施設もあります、多少変わっているかもしれませんが、次の施設の現状と今後の利用計画をお尋ねします。

まず、教育委員会のありました南の庁舎、そして少年育成センター、ふれんどる一むのありました図書館の2階、そしてさくら保育園、明治保育園、楠目保育園についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 比与森議員。

○10番（比与森光俊君） はい。

○議長（西村芳成君） 今の①だけでしょうか、全部へ、①だけですね。

①についての答弁をお願いします。管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 比与森議員の庁舎の有効利用につきましてお答えいたします。

旧教育委員会は、現在倉庫として利用しております。将来も、今後ともですね倉庫として利用する予定でございます。旧さくら保育園は、現在庁舎移転に伴い発生しました不用事務用品のですね仮置き場として使用しておりますけれども、今後の利用計画は白紙の状態でございます。売却も視野に入れて検討しているところでございます。楠目保育園は、現在文化財、埋蔵文化財の収蔵及び関係資料の保管並びに社会教育関係の物品を保管しているところでございまして、いわゆる文化財事務所として利用しております。今後は収蔵だけではなく一般公開も目指していると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 済みません。さっき明治も言うてしもうたようで、はい、ありがとうございます。

教育委員会のその倉庫ですが、現在2階に美術館の何か資料が保管されてるとも聞きました。この建物、将来的にも、確認です、ずっと倉庫として使うのか。そして、さくら保育園ですが、今後売却もという答弁でした。住宅と、住宅地として最適な場所でもありますし、さくら保育園につきましては、早急に中の物をどっか移転するなりして売却するという考えは早い時期にはないのでしょうか。それと、楠目保育園の資料保管、今後一般公開もという答弁でしたので1日も早くそうなることを望むわけですが、明治保育園も含めて本当に雑草が生い茂ってですね、あの課長、楠目保育園は近いところではいつごろあそこ足運ばれたかちょっとお聞きしたいと思います。で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。比与森議員の質問にお答えします。

まず、南庁舎の倉庫でございますけれども、倉庫として利用するべくもう既に物品を入れている部屋もございます。ただ、現在はですね美術品のカビが生えたということで薫蒸にちょっと今使わせていただきゆうところはございます。それ、薫蒸が済みましたら今度は完全にですね倉庫にさしていただくと、こういうような状況でございます。それから、明治なんですけれども、明治も倉庫としてですね現在使っております。それから、楠目、楠目保育の跡地にいつごろ行ったことがあるのかということでございますけれども、ここ、楠目保育の跡地はですね管財課が現在管轄しておりませんので、いわゆるその文化財事務所ということで管財課管轄ではございませんので、ここ1年以上ですね行ったことがございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。今度、さくら保育はえい、楠目保育と明治保育ですが本当に雑草が生い茂って、例えば楠目でしたら資料保管事務所ですか、今言われたのは、本当に名前が泣きそうな状態です。先々一般公開もできるようなというご答弁でしたのでそれには期待するわけですが、重要な、小・中学生が授業に、授業として参考になる多くの文化財があるかと思えます。1日も早いその周辺の整備とそれからその楠目保育の中のその整備ですか、乱雑に置くんでなしにきちっと、子どもたちが授業、参考資料として学べるような1日も早い施設、事務所となるようお願いしたいところでもあります。この辺1点。

それとですね、明治保育に倉庫ということが言われましたが、この8月、あそこは緊急用の食料ですか、が置かれていると思います。この8月、9月の高温のときに、恐らく三十二度、三度のときにあの中はちょっと想像、何度かわかりませんが、あそこに備蓄されてます緊急用の食料につきましてはそういう高温に対しては耐えられるものか、

この点、ちょっと飛びすぎるろうか、質問が。

○議長（西村芳成君） 比与森議員、明治保育自体が質問にございませんので。

○10番（比与森光俊君） ほな、明治はいいです。ほんなら楠目保育をお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 比与森議員さんのご質問にお答えいたします。

楠目、旧の楠目保育園でございますが、昨年までは生涯学習課のほうで職員が出まして数回草刈りを実施した経緯がございます。そして、今年は生涯学習振興課につきましても、課の統廃合がございましたので業者のほうへ数回草刈りを委託しまして何回かもう、数回作業していただいた経緯も、はい、報告も受けてお金も支払っているところがございます。中の文化財につきましては、今後そういった、先ほど管財課長が申されましたように、今後その向きで努力して進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。明治保育園につきましては、倉庫に適しているかどうか疑問ということで、次の質問に移らせていただきます。

以前にもお尋ねしました佐岡保育園の有効利用でございます。地元住民の方からは地域施設として活用したいとの声がございました。今後も現在のように放置したままで置いておくのかお聞きいたします。

香美市ホームページ、公共施設の紹介の中の「学校・保育園」の欄で、若藤保育園は掲載されていますが佐岡保育園は削除されています。対応について何か違いがあるのかお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員さん、質問にお答えします。

佐岡保育園につきましては現在休園中でございますので、今のところ他の保育園、統廃合した保育園のですね備品を一部保管させていただいております。ここの園につきましてはですね、今後廃園ということになりますとですね他の行政財産に、で再利用するのか、または普通財産に移行されまして具体的な再利用法、払い下げ等について検討されるというふうに、手続になるというふうに思います。また、地元要望につきましてはですね、委員会のほうへは基本的に上がってきておりませんが、その時点でまた検討させていただくというふうに。

それから、ホームページのことでございますが、佐岡保育園につきましては休園となっておりますので募集しておりませんのでホームページへ掲載しておりません。若藤につきましては毎年度募集をかけておりますので、その違いでございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 佐岡保育園は休園ということですが、その廃園になる、

するための手続、これ法的なものであと何年間その休園とせないかんのか、そういう規則があつての休園なのか、ただ放置したままで休園としているのか、ご説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 廃園につきましてはですね、何年休園しなければならないという制度はございません。ただ、保育の運営上、市の都合で休園という状態で今おるといことです。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） できましたら1日も早い有効利用の方法等を探していただいでですね活用していただきたいということで、次に移りたいと思います。

有効利用の3点目です。消防山田分団屯所の2階の会議室の活用であります。

市内にありますNPO法人など各種団体から、会議のための利用である場合その使用を認めてはどうかということであります。市内には、ちょっとした会議を開くのにもその会場に頭を悩ましている団体もございませぬ。2階の会議室は通常あいたままだと思ひますし、特に人件費がかかっているわけでもございませぬ。一定の利用規則を定め市民の方々に開放を求めるものでございませぬ。もし使用料が発生するならば、電気料ぐらいならと思ひます、見解をお尋ねいたします。

あわせて2階会議室の利用状況、市役所がその業務を新庁舎に移行した5月以降の利用状況をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 比与森議員のご質問にお答えします。

消防屯所2階につきましては、現時点では外部団体への貸し出しは考えておりませぬ。新庁舎を補完する施設としまして今後も利用していく、内部で利用していく計画でございませぬ。

新庁舎完成後の利用状況でございませぬけれども、月平均1回程度の利用率でございませぬしたので、今年の夏8月からはですね会議室としてではなく、職員の食堂として利用しております。

以上でございませぬ。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問に移りたいと思ひます。

児童・生徒の発達障害者支援についてお尋ねいたします。

高知県教育委員会では、注意欠陥多動性障害、ADHDや学習障害、LD、対人関係が苦手なアスペルガー症候群などを含めた発達障害のある子どもを就学前から高校まで連携していくことを盛り込んだ指針を策定し、8月29日の定例委員会に報告、今後ワーキンググループを立ち上げ具体策を検討するとの新聞報道がございませぬ。香美市にありませぬは8年前に発達障害児童を持つ保護者がグループを立ち上げ、これまでにも

数々の要求を土佐山田町時代から教育委員会にしていってまいったところでございます。私も今回県教委が示しました指針につきまして、一昨年の3月議会におきまして保護者からの要望として幼児期から小学校、中学校と綿密な連携をとるための個人別支援シートの作成を要望したことを記憶しております。本市では支援シートは活用されていると思いますが、その現状をお尋ねいたします。

あわせて支援計画会議も開催されているとのことですが、どのくらいの頻度でどのような内容のものかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員さんのご質問にお答えをいたします。

香美市では、香美市発達障害児等支援体制整備事業実施要綱により取り組みを進めています。現在、支援対象となっている児童・生徒は、小学校5校9名、中学校2校5名、計14名です。

支援会議は、教育支援ファイルをもとに平成22年度に16回、平成23年度は8月末現在で10回開催をいたしました。参加者は保護者、学校、市の担当者、専門機関です。ケースごとに現状と今後の支援方策を具体的に検討をしております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 支援会議等でも保護者と学校、それぞれ回数的にもかなり行われているというふうに思います。1点だけ、その支援会議も含めましてそれぞれ、先ほど言いましたADHDとかLDとかいった児童・生徒の場合、もう100人いればそれぞれ100人違うとも、症状が違うとも言われております。その場合、重症の児童もいますし、また本当に軽度な児童・生徒もいてるわけですが、その重度な生徒たちに対するその学校と保護者とのその支援シートも利用しての個々の綿密な連絡体制と申しますか、そういうのはどのような取り組みがされているのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

この教育支援ファイルはメインシートっていうのと個別の子ども用の個別支援シートという、そういう構成でなされています。このメインシートのほうは、支援会議等で話し合われたこととか支援をどういうふうにするかというふうなことを書き込んでいくものです。このシートそのものは、もとを保護者が持っております。そのコピーっていうか、それを学校がもう1部持っているというふうなことで、保護者と学校が連絡を密にしながら子どもを支援していくというふうなことで取り組んでいます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問に移りたいと思います。

次に、生活課題実態調査についてお伺いいたします。

県の地域づくり支援課では、県内約50未満の1,400集落を対象に生活課題などについて実態調査を始めました。集落の地区長などに聞き取り調査を実施するとともに、

約1,400集落のうち100集落には全世帯アンケートを実施するというごさいます。実態調査の背景には、急激に進む集落の過疎化があります。昨年の国勢調査では5年前の前回と比較して郡部では平均8.1%の人口減となっています。市部でも平均2.9%の減でございます。予想以上に加速している中山間地域などでの過疎化、県では今回の実態調査を実施することで買い物難民、後継者不足などの課題を洗い出し、県や市町村の施策に生かしていきたいとしています。人口減少の現実を見たとき、香美市にありましても本当に急を要する課題ではないかと思っております。

以上のことから伺いいたします。本市にあって50世帯未満の集落はどれくらいあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えいたします。

本市の50世帯未満の集落につきましては90集落でございます。90集落でございます。なお、今回の集落調査に当たりましては、90集落の中から自治会長不在等の10集落を除き、さらに50世帯以上でも50世帯に近い集落や高齢化率の高い9集落を加えまして89集落を調査の対象といたしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 県が今回実施しますこの全世帯アンケートに本市から対象となる集落は何集落かあるのでしょうか、もしわかっていればお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。県からは香美市におきまして3集落という指定がございまして、本市内ではですね土佐山田町の中後入、香北町の梅久保、そして物部町の久保高井の3集落を予定しております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） この全世帯アンケートの内容、中身、もしわかっていれど、その中についてのその課長の見解、もし県の行うそのアンケートの中身が本市ではこんなことともというようなものがあればその辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 世帯アンケートにつきましては、家族のことについて伺いするってというようなことと集落で行っている活動についてということ、そして日々の暮らしについてということ、それからですねこれからのこと等につきまして多岐に非常にわたっております。また、集落の聞き取り調査につきましても非常に多い64項目という調査内容にわたっておりますので、ほぼこの調査の中でですね集落の課題というのはですね把握できてくるのではないかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） そしたら、今回県が現在進めていますこの調査につつま

しては、結果に大きな期待をするという見解でいいのでしょうか。

それと、もう1点、3点目になりますが、現在その県が進めていますアンケートも踏まえた上で香美市としてある程度の把握はできているのか、どの程度実態調査をつかんでいるのか、その見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まず、この集落調査につきましては、集落調査の結果を非常に期待しておるところでございます。

そして、生活課題の実態についての把握でございますけれども、これにつきましては5年前にもですね集落調査の結果が出ておりますけれども、現在は自治会からの要望、また各種計画を策定する上でのアンケート調査、直近では振興計画の後期基本計画の中でも政策企画財政課のほうにアンケートを実施しております。また、物部支所のほうでも集落担当職員が地域を巡回しまして情報の把握には努めておるところではございますけれども、どれくらいかという数字ということであらわすのはなかなか難しいかもしれませんけれども、仮に集落の実態をすべてわかっているということをして100としますと、そんなに高い数字ではないというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 4点目に、その今後の対策に活用ということで質問するようにはしてましたが、今、これまでの答弁を聞きましてかなり多くの数のアンケート調査もされるようですし、あと半年足らず、県のこの調査の結果を見てということになるかと思しますので4番はもう結構です。

次に、AED、自動体外式除細動器についてお尋ねいたします。

AEDの設置につきましては、合併以前よりその推進を訴えてまいりました。平成18年度に土佐山田スタジアムに設置されてより、香美市内の主要施設への設置はかなり普及されているように感じております。去る8月2日、サッカーの元日本代表、松田直樹選手が練習中に突然体調不良を訴え、やばいやばいと言いながら急性心筋梗塞で倒れ死亡する痛ましい事故がございました。このことにつきましては皆様もご存じのとおりであろうかと思えます。その事故後、NPO法人AED普及協会には、社員の安全を考慮し工場に設置したい等、AEDに対する問い合わせが殺到したとの報道も耳にしたところでございます。

初めに、香美市が管理します施設へのAED設置台数、購入・レンタル数別に台数をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） AED設置台数は33台でございます。内訳は、購入・寄贈分が23台…。

「マイクが入ってません」という声あり

- 議長（西村芳成君） いや、違う違う。
- 管財課長（前田哲雄君） あっ、えっ？
- 議長（西村芳成君） えい、えいじゃないのよ、えい、えい。
- 管財課長（前田哲雄君） やり直ししましょうか。
- 議長（西村芳成君） いや…。
- 管財課長（前田哲雄君） いや、ここでいいんでしょう。はい。比与森議員のご質問にお答えします。

AED設置台数は33台です。内訳は、購入・寄贈分が23台、レンタルが10台となっております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。
- 10番（比与森光俊君） はい。かなりの台数が設置されてきたわけですが、現在、ほぼ市が管理する施設への設置は完了したというお考えなのか、また、まだここどことか具体的な場所もわかればですが設置が必要であるのか、その辺の見解をお伺いいたします。

- 議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。
- 管財課長（前田哲雄君） AEDの設置は、市としましては人の多く集まる場所、それから教育施設、運動施設を中心に設置してきましたけれども、団体からの寄贈も受け充実しつつある状況にあるという判断をしております。まだまだAEDが必要な施設があると思われましても、具体的にですねここここが足りないよとかいうところは今のところちょっと把握しておりません。ただ、そういうところが出てくればですね順次対応を検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。
- 10番（比与森光俊君） はい。そのサッカー選手、松田選手の死亡事故の10日後、8月12日に、秋田県の消防署で今年6月に救急車内のAEDが作動せず30歳代の男性が急性心筋梗塞で死亡したとの報道がございました。消防署では、AED本体と電源パットをつなぐコードの経年劣化が原因としているようですが、本市施設の保全管理は万全なのか、どのような管理がされているのかお伺いいたします。

- 議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

- 管財課長（前田哲雄君） お答えします。

レンタル、レンタル品につきましては、メンテも含めて契約しておりますので万全というふうに考えております。そうしまして、購入品また寄贈品につきましては、主にパットは2年ごとに、そしてバッテリーは4年ごとに交換しておりますので、その際にですね専門業者にほかのところもチェックいただいていると、こういう状況でございます。寄贈品の中にはですね5年間メンテナンスフリーの製品、最近のやつはそんなやつもあ

るようでして、そういうですねものも、製品もあるようでございます。それから、特にですね消防課のほうにつきまして、救急車に搭載しておりますAEDにつきましては、3台搭載してるんですけれども3年に1回1台ずつ、1年に1台ずつ順次やってまして、トータルでは3年に1回になるんですけれども3年に1回ですね保守点検と、そして毎日朝と夕方2回ですね動作確認点検を署員によってしておりますし、またバッテリー上がっていると使いもんになりませんので電圧の検査もですね朝晩に行っていると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 最後に1点だけ、そのレンタルの場合にもし万一、取りかえでレンタルの場合はかなり安全性は高いと思いますが、作動しなかったとかいう事故が発生した場合の責任割合ですか、いうのは契約書等にあるかもしれませんが市とレンタル側とどんなぐあいになるのか、もしわかれば。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 管財課がですね、レンタル品につきましては管財課が直接契約を結んでおりませんので、担当課でないとですね契約書の現物がないものですから、ちょっとどのような責任割合になってるのかということにつきましてはここでご答弁できません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いお伺いをいたします。

教育次長とのずっと前半戦、学校諸課題についてですねキャッチボールをさしていただきますんで、ボールを落として教育長のところへ転げていくかもわかりませんので、またその点对応のほどお願いをします。

学校の諸課題についてということでお尋ねをいたします。

本県高温多湿でありまして、昨年同様暑い日が続いております。また、今年は震災後の節電対策、そういった影響等もあり全国で熱中症が多発したと、そういった報道も日に日にされておりました。そして、まだまだ残暑厳しい中新学期が始まり、学校現場では児童の体調管理に四苦八苦されているのではないかと、そのように思われます。また、間近に運動会を控えてですね練習もされている小学校もあるのではないかと、私もおもいますが、十分注意をしていただき、もう全員が元気に運動会等にもですね参加できるよう、私もそういう思いでおります。

今回の質問、夏季期間とはいえ暑さのためにですね学習意欲の低下、すなわち授業に集中できないのは、これは学力のその低下、そういったことにもつながるのではないかと、

その観点からお伺いをいたします。本市の小・中学校学習環境改善のためエアコン設置を昨年の12月の一般質問で取り上げましたが、だんだんと校長室等にもですねエアコンがつかましたという話もお伺いしておりますが、現在の改善状況をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 織田議員の本市の小・中学校の環境改善、そのエアコン等につきましてお答えします。

昨年12月議会でご質問されましてそれ以後ですね、今年ですが、平成23年度中입니다、空調設備、これは天井扇またはエアコン等につきまして設置予定の学校はですね舟入小学校図書室へエアコン、理科室へエアコン、校長室へエアコン、これは現在工事中でございます。それから楠目小学校へ、の会議室へエアコン、校長室へエアコン、これも工事中でございます。それから大栃小学校の、に普通、特別支援教室それぞれに扇風機、それから配膳室、ランチルームへエアコン、図書室へエアコン、これは今後工事の発注の予定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。9番です。だんだんと先ほどの答弁でお聞きしました。かなり校長室、来客を迎えたりする中でですね、たまたま私が訪ねた楠目、舟入は以前なかったわけなんです、校長室もですね。そして、設置に向けて小学校現場の声を聞いていただいて設置されとんじゃないかと思いますが、それぞれ特別教室いうことを私は取り上げて以前も質問させていただきました。あれ場所によってですね、お昼前後もう部屋の温度がかなり違うようなところもあるわけなんです、この設置に向けては現場、教職員の先生のお声をもとにしながら設置をされたのかどうか。また、そして今後ちっと予定の話もありましたが、その特別教室等についてはまだまだ予算づけが要るんじゃないかと、そんなにも思っておりますが次長のご意見聞かせてください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 2回目のご質問にお答えいたします。

学校現場の意見等につきましてはですね、整備の段階で十二分に設計、専門家等々話し、それから学校の現場の声も聞きましてですね、優先順位など総合的に判断を行いましてエアコン等空調整備を続けております。非常に前向きな、教育委員会としまして今後もですね基本的に不備な部分につきましては、その他施設におきましても予算化等を計上していきたいというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。後藤次長、財政課長のときから大分変わってきておりませんか。

（笑い声あり）

○9番（織田秀幸君） ありがとうございます。また、その方向でその点よろしくお

願いたします。

次の②でございますが、本県の公立小・中学校の耐震化率がですね、今年4月の調査では71.7%、前年の61.3%から大幅に伸びているわけでありまして。学校の耐震化をめぐっては、これは2008年の中国四川大地震での多くの学校が倒壊した、そのため国の補助率がですね引き上げられ地方負担が軽減された、そういったことがありまして耐震化率のアップにつながっているのではないかと、そのように思われます。そして、この調査においては南国市など13市町村が100%に達しているわけです。そして、土佐清水市、宿毛市、須崎市、田野町は50%未満、まだこの4月ですがそういう状況であります。これは自治体の財政難、また学校のその統廃合といった、そういう計画などさまざまな事情があるのではないかと、そのように思いますが、学校の安全対策は子どもたちの命がかかった大変重要課題でありますのでこれは先送りはできないのではないかと、そのように私は思うわけでありまして。

以上の観点からお伺いします。②でお示しのように片地小、舟入小、もう間もなく耐震化の工事が終わるわけですが、本市の学校耐震化状況、そういったものをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

当市の小・中学校施設のですね耐震化率につきまして、平成23年4月1日現在では88.1%、今施工中のですね片地小、舟入小が完了しますとですね92.9%となります。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。100%に至ってない、そのところがちょっと気になるわけですが、どこができてないか、そのところをちょっと教えていただけますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい、お答えいたします。

100%に至っておりませんが、平成24年度におきましてその他残りをやる予定でございます。香長小学校、佐岡小学校、香美市立香北中学校の寄宿舎で、これで100%というふうになります。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。そしたら、来年度には本市、香美市も100%になるということでございます。わかりました。ぜひとも計画どおりにですね進めていただきたい思います。

そしたら、③のほうに移らせていただきます。

これは先ほどの②と関連するわけですが、学校では窓ガラス、そういったものがたくさん使われております。壁面同様にガラスが多く占めておりますが、これ一部聞くところによればですね強化ガラス、飛散防止シール、そういったものが張られてないいう、

そういう声もありましたのでそこらの辺をちょっと詳しく説明のほどをお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

耐震補強工事とですね同時に必要最低限の老朽改修等について施設整備を進めております。ただ、専門業者の意見等踏まえまして、強化ガラス飛散防止や外壁、ほれから落下物対策も講じてはきておりますが、その時点でですね強化ガラス等につきまして提案されない、かつ経過もございます。その部分につきましては、補強されてないという学校も現在存在します。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 耐震化が進む、また終わっている学校においてですね、その強化ガラスが対応、設置されてないということがわかった時点でどうされるんですか、強化ガラスに進めていくんですか、そこんところをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 教育委員会としましてはわかった時点で即対応はしていきたいというふうに考えておりますが、今の段階で申し上げますと、繁藤小・中それから鏡野中がやっておりますが強化ガラス等だけで500万円、繁藤小・中で500万円、それから鏡野におきますと校舎だけで600万円というふうな金額になります。それから、ガラス1枚当たりが3,600円とかトータルで1平米当たり8,240円、それから飛散防止用フィルムとしますとですね1平米当たり9,000円等の投資が要ります。そうなりますとですね、なかなか一遍にはいかないという、ほんで今後の課題ということが残ります。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私もこの金額を聞いてですねこれはたまるかと、想像以上に高価であるという、そういうことを思うわけですが、これは山小等においてもですね周辺は網のネットが入ったりとかボールとか、ボールなんかの対応も兼ねてそうになっておりますが、内側の、通路の内側のところがされてないわけですね。そして、私も聞き取りいんですか、管理者の人と校長先生と話したときに、やはり管理者はもう全体のことを考えてですねいろんな心配事項、そういったものが常にもうこう頭に焼きついておるわけです。金額が高いということで一遍にいうことではならない、それはもう当然わかるわけなんです、これはガラスの割れによってもうけがをする率、そういったものが非常に高い。安全、安心、そういった確保のためにもですね、また立場が変わればまた次長のほうの考えも変わってくるんじゃないかとも思いますが、予算づけのほうもですねひとつまた強力に推進をしていただきたい思います。

はい。そしたら、次の④に移らせていただきます。

舟入小学校では、児童約10名が自転車通学をしています。本市で自転車通学を許可、認可している例はほかにあるのかどうか。また、同地域、神通寺の一番遠いところあたりになると思いますが博愛園の児童、現在13名とお伺いしておりますが、この児童は徒歩で通学をしておりますが、この認可している例、本市にほかにあるのかどうかちょっとお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 当市におきまして自転車通学を認めておる学校は舟入小学校のみでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。私も実を言うたら、自転車通学をしているということは私も知りませんでした。小学児童、1年から6年までいるわけですが、まさしく1年、2年、低学年の児童も自転車通学をしているようにお伺いしました。そして、当然それも1年365日、登校、下校時のときにはですね雨風の強い日もあったりとかいろいろあるわけなんです、そういったときに子どもは道路の真ん中を通りなさいよと、端通りよったら溝っこ落ちたらいかんとかいうそういうあれがあるんですが、私はこれ全国の体力調査等も踏まえてですね第1番は徒歩、そういったもんがえいんじゃないかと。そして、選択順位2番目としては、やはりこれは旧来の合併、そういった形で舟入小ができ、ある、そういったものを聞いておりますが、やはり公共のバスを出すとかスクールバスを出すとかですね。そして、3点目にもう自転車、そういった方向がいいんじゃないかと思えます。なぜならば、高知県体力的にも全国で最下位やった、一昨年、昨年は小学生、これは5年生を対象とした体力検査という資料ですけれども40位、改善をされてきてですね40位になっています。私が何を言いたいかいうたら、今近くの生徒等でもですね父兄が全部校門まで子どもを送り迎えする、そういう子どもが多分にふえとるということなんです。体力の低下とかそういうことからあわせて見たらやはりその歩き、そういったもんが私はよりベターではないかと思えます。そして、この自転車の通学、そういったことで万が一その事故とかそういうのがあった場合のその教育委員会の対応、それはどんなに考えとんですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 学校保険等の保険を掛けておりますので、通常の交通事故は交通事故のほうの保険で対応していただけるというふうになってますが、通常来ておってですね自分の不備でなくてこけたというような場合にはそれぞれの保険で対応するというふうを考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これ話がちょっと⑤のほうにもう入ったわけなんです、この安全、その対策、そういったその何か教育委員会のほうからは学校に対して、こらもう舟入小学校に限られるわけなんですけど、どういう対応をされておりますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

現在の舟入小学校におきましてはですね年度初めに交通安全教室の開催、これは各小学校・中学校でもやっております。これは通学に使わなくとも自宅で自転車に乗る子がおりますので、それを対象に現在行ってます。それと保護者とともにですね事前練習、または危険な箇所では地域の方とともに教員の街頭指導、それから毎月の通学路の安全点検等を実施して安全対策に努めておるといふような報告を受けております。それからですね、ちょうど県道立田線ですか、あれを松本のほうへはまたがないかと、そこなあたりもチェック、事前にチェックをですねかけて、危険な交差点等につきましては通学上の改善方策を計画して、教員、保護者、地域の方々とともに今後も継続して安全対策に努めていくといふような報告をいただいております。

ちなみにご存じと思いますが、舟入小学校は特別にこういう形になっておりますが、これは岩村小学校と明治小学校が合併するときですね松本、神通寺地域の方々強い要望があつて現在の状態に、これは昭和37年当時から現在の状態になっておるといふふうになってます。なお、それから博愛園につきましてはですね、施設の方針として徒歩通学でといふふうな、なっております。ただ、先ほども申しましたように学校外の自由時間につきましては自転車へ乗っておりますので、ここにつきましては県のほうから補助金等をいただいてですねヘルメット等の整備をしておるといふふうな状況です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。これ4番、5番一緒の質問になるわけなんですけど、どうか安全対策上においてはですねもう常に現地父兄の皆さんとかまたは先生の意見等もどんどん吸い上げていただいて、事故絶対にならないようにですね、またその点注意深く見守りのほうもまた教育委員会、また指導等もしっかりとやっていただきたい思います。

次に、⑥のほうへ入らしていただきます。

舟入小では男女児童、教師も共用のトイレがありますが、改修の計画、改修はできないのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 次の質問にお答えする前に、先ほどですね県道立田線と申しましたけど県道前浜植野線といふふうになっておりますので訂正させていただきます。

舟入小学校のトイレの件でございますが、設計段階におきましてですね学校とも協議を重ねてきています。きておきまして、その結果ですね既存スペースや構造上の問題などですべてのトイレを男女別トイレに改修することは断念したといふふうな結果になっております。ただし、一部ですね男女共用トイレ、これはご存じと思いますがプールの横にですね野外トイレというのを設けております。これにつきましては、現在の耐震改修工事の中でですね男女間の間仕切り等の区切りを、の改修工事を実施してござい

て、現在よりは改善されているという予測でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これメインの校舎の中にあるトイレはですね、これは共用な  
つとるわけですよ、これは学校施設の中、特にその小学校で男女も教師もですね一緒の  
トイレがあるということ自体、やはりこらもうおかしい思わないかん。その耐震改修で設  
計上ちょっと改修が無理であると、このままに置いとくわけですよ、これ、状況。話を  
聞いたらですね、これを男性とか女性にもし分けた場合に、小さな小学生の児童、低学  
年の子どもなんかいうたら、よそまで外まで行かないかんいうたらお漏らしするんじゃ  
ないかとかそういうような心配等もあるんです。こらもうトイレいうたら教育上大切な  
ウエート、ポイントを占めてくる部分じゃないかと思うんですが、これこう見直し、そ  
ういった計画等は上がってないわけですか、そこらのとこちょっとお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほどお答えしましたとおりですね、学  
校との協議の上今の結果を計画でやっておりますので、今後これをどうするかという話  
にはまだ至っておりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） そしたら、学校側としてはもうやむを得んでしょうがいう、  
そういうまあいうたら話になったということですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

議員、織田議員もご存じの、校舎の1階にですね東と西とそれぞれ男と女に分けてで  
すねやろうかという話も出ました。実際のところ、そうするとですね今度は低学年の方  
が同じように我慢できない状態となるというふうな現場の話もございましたので、現在  
ですね、今のところはそのプールの横にある屋外トイレの改修のみでとどめておるとい  
う状況です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私は、この点についてはですね何回も何回もできるまでその  
声を上げていきたいと、そんなに思うておりますんで、また前向きに改善へ向けてです  
ねちょっと検討をお願いしたい思います。これはよその県下どこの学校でもこんなトイ  
レはないんじゃないかと思っておりますんで、ぜひともまた検討のほどをですねお願いいたし  
ます。

次に、⑦でございます。

楠目小の運動場、石ころが散乱しておりますというのは、これは運動会とかいろんな催  
しもんがあったときにはですね…。

（サイレンにより中断）

○9番（織田秀幸君） 父兄または子どもたちがあの石を拾ってですね対応をしているという、そういう状況も聞いておりますし、またプールなんかも、あそこももうできてあれですかね、二十四、五年になるんですかね、もうプールの周辺歩きよったらもう足の裏へもう砂粒がぺたぺたぺたぺたひっついて、子どもなんかも難儀をされとるそうでありますが、これはまた早い目に対策が必要ではないかと思うんですが、次長の見解お伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

楠目小学校に限らずですね、限らず各小・中学校におきましては、毎日清掃、それから運動会などの行事の前にはですね児童・生徒による石拾いなどの整備を実施していただいております。ある程度ですね学校管理ですので、学校のほうからそういった清掃、整備をしていただきたいというのが今の見解でございます。それからですね、プールサイドにおきましては、各市内の小・中学校プール、運動場とプールはですね、基本的には現在それぞれできる範囲の小規模な整備は委員会として行ってきております。特にですね、ご存じのとおりプールにつきましては25年、30年とある程度年数がたっていて老朽化が進んでおります。それにつきましては順次計画的に、今後ですね根本的に改築するとかそういった部分の検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 昼のチャイムも鳴っております。ちょっと走りますが、⑧にそしたら行かしていただきます。

山田小学校は南北をメインに、東西にも通用門がありますが、中心市街地のため、これは不審者等による事件、事故、そういったものが心配、懸念されるわけなんです、その点についての見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

現在山田小学校におきましては、不審者対策としまして南北の門付近を監視するカメラのほかにはですね、毎日の教職員の校内の見回り、用務員による校舎内外の見回りを実施しております。それから、朝の交通指導や不審者の見回りなどをやる学校の見回り隊というふうなボランティアをしていただいている地域の方々も現在おります。それから、山田小学校につきましては、市街地にあることに加えてですね校地が広大、敷地がですね広大なためすべての門を閉め監視員というのを配置することについては、一番防御対策というのも考えては、考えることはできますがですね、学校と外部を完全に遮断することには人的、物質的に非常に限界があるというふうには考えております。

それから、現在同校におきましては開かれた学校づくりというスローガンをもとにですね、商店街を初め地域の方々へ学校行事等のご紹介をさせていただく環境整備を進め

ております。そのことを通じてですねますます学校に親しみを感じていただき、地域ぐるみで児童への見守りをいただけるような学校づくり、その他有効な対策を講じております。その一環としまして、ご存じかどうかわかりませんが正門前にですね9月6日に掲示板、学校掲示板を道路上へ設置いたしまして、学校からのお知らせや児童の作品等掲示するというふうな事業を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 確かに山小520人余りいうたですかねたくさんのお子もおりますし、以前これは関西の例を出いて比与森議員のほうからも話があった事例なんです、これは登下校以外の時間帯にはですねどっか閉めるとかそういったことも視野に入れた検討、地域の皆さんのさまざまな意見があると思いますけど、先般私もあそこの、朝北門のところでですねボランティアの方が皆さんが応援してくれ、そして踏切のところで旗を持っていただいてですね安全確保に努めていただいております。そして、そのいろいろ一般の人なんか通る流れの中でちょっとあの人という、そういった人もこう話をされておりました。その大規模小学校でどこからでもいつでもこう自由に入れるいうんですかね、学業の時間の間、それはちょっと問題があるんじゃないかと思うんですが、その先ほど言いました登下校以外はどっか1カ所だけに絞るとかそういう形で閉門、閉めるとかそういう対応はできのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） その件につきましては学校現場との話になろうかと思しますので、また持ち帰って検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時10分まで休憩いたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時11分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。午前中に引き続き登壇の機会をいただきありがとうございます。

図書館の耐震性についてお伺いをいたします。

これは東本町の市立図書館、香美市立図書館の本館であります、資料によりまして昨年度2万3,094人が利用しましたというデータがありました。今後さらに利用客がふえると思われましてということで、以前利根議員のほうからですね、月曜日の休館日と祭日が重なる場合には検討いう形で、現在月曜日休館で祭日の場合は火曜日が休館、そういう形で利便性も多分に上がってきた。そういう観点から利用客がふえるんじゃない

いかと、私はそのように思っています。しかしながら、外見上大変古いような建物でございますが、耐震強度そういった心配、懸念があるわけなんです、その点について耐震強度の確保、そういったものはできているのかどうか、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 織田議員の図書館の耐震性につきまして答弁させていただきます。

市立図書館は平成13年度に購入いたしました。もとは郵便局舎でありまして、それを改修しまして図書館として利用しております。なお、この建物は取得後ですね耐震診断を受けておりません。したがって、ご質問の耐震強度が確保されているかという問いにはですね、正直耐震性は不明と、こういうことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。不明ということですが、できてないと、そのようにとることができるんじゃないかと思いますが今後の対応、先ほど言いましたように利用客、そういったものはだんだんだんだんとふえてくるのではないか、そういった推移の中でですねどういう施策、検討されるのか、そこらの状況がわかればお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。お答えします。

管財課としましては耐震診断を受けておりません。それから、議員さんのおっしゃるようになりますねたくさんの利用客もある施設でありますので、やはりその耐震診断を受けるということが必要ではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ぜひともまた安全確保、そういった面からもですね、また早いうちに診断もしていただき改善点等があればですね対応のほどをお願いしたいと、そんなに思いますのでその点よろしくお願ひいたしまして、最後の3番目の質問に移らせていただきます。

防災訓練についてであります。

9月4日に行われました県下一斉の防災訓練には、県民、4万人の住民が参加をしております。本市の参加された自主防災組織数、そして参加者数、また市職員はこの9月4日どのような取り組みをされたのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員の防災訓練につきましてお答えいたします。

9月4日に実施されました地域のみんで自主防災訓練、県下一斉避難訓練の自主防災組織の参加数は90組織のうち39組織、これは43.3%の参加率でございます。

また、市民が1,918名、これは7月1日の人口と比較しますと6.8%という数字になってきます。まちづくり推進課におきましては、課員全員と臨時職員1名を含めた11名が参加いたしまして、午前8時より広報車3台に分乗いたしまして県下一斉避難訓練の広報を行った後、午前9時より職員7名により土佐山田町内の防災会を巡回いたしまして情報収集訓練を行いました。また、庁舎内では、3名の職員が各地からの被災状況等の報告を受けるとともに、片地地区、佐岡地区、香北地区、物部地区では電話が不通になったことを想定いたしまして警察無線を使った情報収集訓練を実施、香美警察署と連携して行いまして、集まった情報を県訓練本部に報告するといった情報訓練を実施いたしました。また、一般の職員につきましては、庁内LANを活用いたしまして地域の訓練への参加につきましての呼びかけを行っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 先ほどの答弁でございますが、90のうちの39組織、43.3%で、1,918名でありますということで、これまあ香南市の記事がちらっと載っております、5,917人という数が。こら香美市と香南市、同類で東ねるわけにはいかないわけなんですけど、やはり津波の想定といった、そういったもんからすればですね危機意識がちょっと薄いのではないかと、この結果を見てですよ、そのように思いますし、また、まちづくりの皆さんは11名ぐらい参加で、ほんで一般の、要は市の職員の皆さんはどれぐらいそういったもんに参加されとったかという状況はわかりませんか、わかりませんか、そこをちょっと聞かしてください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。職員の参加につきましては、現在同じく庁内LANを使いましてどれだけ参加したかというような確認をとっておるところで、まだ全体の数がつかめてはおりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これ課長、通告にですね職員の取り組み状況、こらまちづくりの担当課の取り組み状況やなしにこれは香美市の職員の取り組み状況いう、そういう通告出しておりますんで、今調べておりますではこら答弁にはなっていないんじゃないかと、そのように思います。要は、大事なことはやはり職員みずからがやはりこういった年次1回のですね訓練、ましてや東日本の震災を受けて地域住民皆さん危機意識が高まる中で、やはり職員が率先、リーダーシップをとっていただきたいいうふうに、その思いがあって私はあえてこの自主防災組織数、そして参加人数いう形で質問をさせていただいたわけなんです。

ほんで、我々地域でも、私もこう反省する点があるわけなんですけど、9時の時点で集まった人数が前年度、昨年ちょっと選挙の関係等があったのできんかったわけなんです。一昨年は、と同数程度の方が集まっていただけでした。そして、顔ぶれは変わっている

わけなんですけど、まだまだ我が地域においてもやはりいまいち我々の訴えも、また住民の、町内の住民の皆さんの意識いうんがまだ切迫いうんですか、そういう緊張感はこの数字の上からいまいちまだ薄いう、そういう感じも持っておるわけなんですけど、私が聞いたかったのは、この次の質問に移りますが2点目、こういう訓練結果を踏まえ、課長としてですね本市の見てきたその課題、これは私が思うた以上にちょっと、数値がちょっと低かったわけなんですけれども、どういう課題があるない、そういう課長は思いを持っていますか、その点ちょっとお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

課題につきましてでございますが、やはり自主防災組織のある地域では日ごろから訓練を行っておりまして、地域の防災力は確実に上がってきておるのではないかとこのように感じてきております。しかしながら、未組織の地域はやはり現状のままということ、地域の防災力に差が、格差ができてきておるのではないかとこのように感じております。防災会のある地区では、地震時の災害発生時には初期消火、人員確認等の初動体制を迅速にとることができるかと予想しておりますが、未組織の地区はそういった行動がとれないことが考えられるため人的被害や物的被害が大きくなることも心配される場所ではございます。未組織の地区には一刻も早く市内全域で防災会の設立をお願いしていかなければならないと思っておりますし、また、それに対しまして市としても支援を行っていききたいというふうに感じております。また、防災会は設立しているものの余り活動していない防災会もありまして、活性化に向けた支援もあわせて必要であると思っております。

そして、役場の体制でございますけれども、現在は先ほど申しましたように職員に対しては地域でのそういった自主防災組織の活動に参加をしてくれというふうなお願いをした程度でございますけれども、今後におきましては職員、そして地域、消防、そしてまた組織の中でも本庁、支所といった連携を通じてですね香美市の防災力を上げていくという取り組みが必要であるとともに、必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ①、②を通してですね、先ほど課長のほうから車を出してこの防災の訓練をやりますというそういうPR活動もした、そういう答弁がありました。これあの広報等で9月の4日に県下、香美市を含めてですね一斉訓練がありますよという、そういう周知はされたんですか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。自主防災組織には個別に通知していただきましたけれども、広報での周知はしてなかったというふうに思っています、はい。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9月の最初の日曜日は訓練デー、そういう形で定着をしておるわけなんです、各自治会にはそういう連絡があり、そして自治会からはですね会員にはそういう周知徹底は図るわけなんですけど、その外部、会員になってない人については周知徹底がなされませんので、そこらをまたひとつ工夫もしていただきたい思います。

ほんで、市長、職員に対してはですねこういう取り組みについては、常々課長会とかそういった中で市長もそういう推進の話をされとんじゃないかと思いますが、市長どうですか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） しておりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。してないそうですが、これは市長からすればですねこれはコモンセンス、常識であるという形で、また執行部の皆さんもとっていただいて積極的なまた地域のそういう行事に対しては参加のほどをまた私のほうからもお願いします。

そして、この課題の点で課長は自主防災組織の組織力の上昇をねらう、そういう啓発活動をしていくという、そういう話がありました、こらもう当然の話です。そして、1点、先ほどとダブるわけなんです、我々の地域でもやはり高齢者、要援護者の方がたくさんおいでになります。最近の喫緊の状況ではもう75歳以上の方がもう香美市も2割は超してますわね、我々の地域もそういう状況であります。そういった中でその高齢者に対する対応、そういったものが非常に大事になってくる。あの資機材の中にも車いすいうんか、ああいうもんが1台ありますけど1台で事が足りるのか、そういったいろんな問題、課題も練習する中でですね、訓練する中で出てくるわけなんです。そういう香美市全体見ても2割以上の75歳の高齢者がいるという観点からそういったものも考慮していただいて、また再度検討いうんですかね、対応についての検討なんかも取り入れていただきたいと、組織率アップはそら当然のことなんですけど、そういうことをお願いしておきます。

これは9月1日防災の日いうことでちょっと、こら公明新聞の記事なんですけど紹介させていただいて私の質問を終わりたいと、そんなに思います。

東日本大震災は自然災害に対する私たちの考え方を一変させましたと。大災害はどこか遠くにあるものなどではなく今ここにあるものである、そのことを思い知らされました。防災意識を高めるための第一歩はこの恐怖感に対して素直であること、正直であるところから始まると。地震、津波に限らず台風、集中豪雨など、この国は災害多発列島であることを改めて認識することが必要だ。その上で災害をしなやかに受けとめて災害を最小限にとどめる減災社会をどう築くか。自助、共助、公助の3つの視点から知恵を絞らなければならない。東北の被災地を歩くと数々の貴重な教訓に出会う。例えば岩手県釜石市は、津波被害で千数百人が死亡、行方不明になり、沿岸部の学校もすべて被災

したが小・中学校生たちはほぼ全員が助かった。釜石の奇跡とも呼ばれるこの成果を可能にしたのは、市を、市を挙げて日常的に防災教育に取り組んできたこの備えにあったという、こういう記事の抜粋がありました。要は、日々の訓練、日々の防災に対する学習、そういったものをどんだんだんだんだん高めるためにも、減災、そういったものに向けていくためにも、また課長のですねリーダーシップを発揮していただきたい。そのことを申し述べまして私の質問を終わります。

以上でございます。

- 議長（西村芳成君） 織田議員、申し上げる？答弁はけんど要るんじゃおか。
- 9番（織田秀幸君） えっ？
- 議長（西村芳成君） 答弁要るろう。
- 9番（織田秀幸君） 答弁は要りません。
- 議長（西村芳成君） いや、それは、そういうのはいかんで。そういうことで考えを聞いてください。今のところの答弁を、質問ですので。
- 9番（織田秀幸君） はい。あの…。
- 議長（西村芳成君） 質問ですので、それで、そういう考えでお答えを求める。
- 9番（織田秀幸君） 課長、今の私の話聞いていて、課長の感想を一言。
- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今後ですねどういった形になるかわかりませんが、今回の一斉避難訓練等の機会ですね、こういったものの充実等図りまして、私のほうもですねリーダーシップをとってですね香美市の防災力の向上につなげていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。
- 終わります。

- 議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

- 4番（利根健二君） 4番、利根健二です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、最初の、現在中央公民館の照明用コンセントには古い規格のものが残っています。感電、誤接続等の事故を未然に防ぐためにもコンセントの、及びその配線を安全基準に従った、沿った仕様に改修する気はないかお伺いをいたします。

現在、公民館大ホールの舞台用照明設備におきまして、一部ではありますが昭和62年9月25日に、もう随分前になります、電気用品の技術基準、その一部改定、そしてその後平成3年に使用禁止にされたコンセントを使用しております。これは多分平成16年ぐらいやったと思っておりますけれども、1回自分が土佐山田町時代に言わせていただいて、質問させていただいております、指摘を。その後の改修もないように思います、現在に至っちゃうわけです。もちろんこれは現存するものについての強制的な変更を求

めてはおりませんが、新設、改修の場合は安全のために使用禁止になっている器具であります。言いましたように強制的な変更は求めていないものの、安全のために新規採用禁止となっております。それからもう20年以上放置された状態というのは、特に公共施設としていかなものなのかと思imasのでその辺の質問をいたします。これ詳しく言いますと250ボルト20アンペアのT型というコンセントながですけども、これは基本が250ボルト、あっ、200ボルト用に設計されちゃうコンセントでありまして、その100ボルトと一緒にして使うと危険があるということ。それと、まあいうたらアースがないので一たび漏電が起こってもそのままブレーカーが落ちないと、人が感電をしてしまうというふうな種類のコンセントでございます。

1 問目をよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館の照明等の配線の関係につきましての安全面についてのご質問でございますが、事故等が起きていけませんので早速に現状を調査いたしまして、今後改修する必要があるかどうか検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） 検討していただけるということで前向きにご回答いただいたと思っておりますが、先ほどちょっと資料を答弁者さんのほうだけには渡さしていただきましたが、その中で過去にあった例として施設、業者によってこれまでのコネクターをちょっとかえただけで、いうたらアース線をちゃんとつないでないと。表上は、表面上はすごい変わってるけど、実際はその安全対策はできてないというような改修なんかも現実的には起こっているということが書かれております。それによってですね感電とか漏電事故起こした場合の過失はやっぱりその使った方もですけども、そのホール管理の、ホールそのものの管理のほうの方にもかかるということですので、その辺を抜かりなくちゃんと考証、考証というか検証していただきたいと思imasが、そういったことに配慮していただけますでしょうかということでお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

細部にわたって調査をいたしまして、どのように改修すべきかを検討させていただきます。よろしく願いします。

○議長（西村芳成君） 4 番、利根健二君。

○4 番（利根健二君） 続きまして、2 問目に移ってまいります。

照明・音響室、舞台の下手の階段を上がり切ったところでございますが、大きな電源ケーブルが横たわっております。以前から私自身はつまずいて転倒の危険があるんじゃないかと、それに対しての安全対策を考えるべきと思imasがということで質問をいたします。

私自身は音響室に出入りするときはですね、まず手すりをきっちり握り込みます、非常に怖いので。それから足を出すようにしていますが、初めて利用する方は結構慌てるというか急いであそこを駆け上がったたり駆けおりたりする場面も出てくると思います。そういったときにですね非常に、あそこ転倒したら鉄の階段で下までだーんといきますので非常に危険ではないかと思えます。これは使い勝手やその安全性を無視して増築、増築というかどンドン改修していった結果こうなってしまったと思えますが、この一たびですねこういった現場で事故が起こった場合はもう施設責任者のほうがもちろん責任を負わなくてはならない事故になりますし、たまたまそれで済めばいいんですけど本当に大きな事故になる可能性がありますので、これの改修もあわせて検討の事項に入れてもらいたいと思えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えいたします。

照明と音響室につきましてはなかなか手狭な部屋でございまして、いろいろの機材を置いている関係でケーブルの配線が階段を上がり詰めたところに2本並んでいるところがございます。そこをするためにもまた暗いようなところもございますので、そういった安全面をどのようにしていくかを具体的にまた現場のほうと確認しまして、例えばスロープ状の鉄板を敷き詰めるとか、あるいはケーブルを天井のほうへ回せないかとか、そういったことをちょっと検討さしていただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） これは若干迂回をさせてもそんなに電圧効果等影響は使用勝手上ないことすし、その電線自体の距離もそんなに長くないんで、工事費用が若干かかるかもしれませんがもすごい大きな費用かからないと思えますので検討していただきたいと思えます。

続きまして、2番終わりましたして3番目の質問に移らさせていただきます。

舞台のバトンを使うたびにワイヤーが引っかかったりして使用に危険を感じておりますが、照明バトン等のつり物、ワイヤー及びブレーキの点検をするべきではないかというご提案というかご質問というか、そんな感じでございます。

巻き上げ機からはですね潤滑油が切れたようなギーツというかすごいこすれ音が、もう実は10年以上もう長きにわたって動かすたびにしております。ギア式のやつのギアの大きいのはもちろんギアの音でそれだけブレーキがかかるということで安心できるんですが、そうじゃないほうのほうでこすれ音が続いております。また、バトンを下げるときもですね一たんワイヤーが引っかかって、ある程度緩んでからがたん落ちるような状態でもあります。照明じゃなくって普通の美術バトンのほうですけども、こういった症状自体は可動部分の注油とかで直る症状かと思えますけども、こういった状態が長らく放置されているということはですねワイヤー自体の点検、巻き上げ機の点検をこれし

ばらくしてないんじゃないかと思っの質問でございます。これは人の頭上に、照明用のボタンですと何十キロもの機材をつってあるわけでございます。これで一たびブレーキがどうのこうの、ワイヤーが切れるとあってありましたら、下におる人にとってはもう命にかかわる重大な事故になる可能性がございます。そういった意味でつり物の機器の総点検を実施をしましてその後の定期的な管理をするべきではないかと思いますが、その辺をどのようにお考えしているのか、質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問のボタンのワイヤーにつきましてでございますが、巻き上げ時に限界を超えて巻き上げを行うと引っかかるというふうなことがまれにあるようでございます。通常時においては支障がないと現場のほうから報告をいただいております。ただ、現在は職員が定期的に見視により確認をしているということでございますので、できましたら今後は専門業者によります定期点検を検討するようにしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 見視の点検ということですが、なかなかワイヤーがどれぐらい伸びてどれぐらい劣化してるかというのはなかなか見視では無理なところもございまして、ぜひ今言われたように業者さんが入ってですね、1回業者さんに入ってもらって新しいワイヤーになれば先テープでマークしちよってワイヤーが何%以上伸びたら危ないとか、その後の管理については見視で大分大丈夫なこともございましてけども、もうしばらくやってないことですので一度ちゃんと業者さんに入ってもらっての早急な点検をお願いをするわけでございます。

これは3番目終わりました、次、4番のほうへ移ります。

ほかにも音響とか照明室等の器具の転倒、転落防止で改修するべきところがあります、改修をするべきでないかということで質問をいたします。

これはその器具の特定をしての質問ではございませんでしたのでどうなるかなと思いつながらですが、まず、1つ、調整室のライトがですね固定ができておりません。多分香美市も2つずつあるライトでございますが、下手につきましては自分が何回かそこでお世話させていただくときにですね、テーブルとかを少し挟み込みましてできるだけ転倒せんような構造というか配置をさせていただいておりますが、上手についてはそういったことが全くできん状態であります、そのままであります。公民館自体は耐震改修工事をしたおかげで南海とか東南海地震が来ても見事建物は無事であるようでございますが、建物が無事であったけど中の人の頭の上からライトが降ってきてここで大けがをしたとか、そういったことを言われんようにしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか、その辺もあわせてよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問の照明器具でございますけれど、通常は転倒と、転落は考えにくいわけですが、非常時の何か事がある場合にはそういったことも考えられますので防止策を、例えばチェーンで結ぶとかあるいは固定化を図るとか、そういったことでどのような対応できるかわかりませんが前向きに検討させていただきます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 舞台用の照明には最初から転落防止というか転落っていうかね、防止用のワイヤーがついておりますのでそれをつけるボルト等を埋め込んでいただければ済むかなという気もいたしますが、使い勝手からトータルで考えますと今、昔ガラスが入ったところがガラスのけて普通の空間になっております。そこに1つ、2つこうバーを、固定式のバーを窓枠へどんどんとつけてもろうたら使い勝手もよくなるし、何がどう起こってもそのバーが外れん限りライトが落ちないと、そこにワイヤーも引っかけられるような構造とかもできますので、前向きには検討をお約束をさせていただきますので、検討に入るときにはぜひ私も参加をさせていただきますして一緒に考えさせていただければ非常にありがたいと思います。

続きまして、5番のほうへ移らせていただきます。

本当は1番から4番までちょっと具体的なことを言いましたが、5番を実は一番お願いをしたくっての質問でございます。それにいろいろなことに対しましてですね対応して、安心して安全に使い勝手もよく主催者の負担も軽くなるようにするためには総合的な検証、改修が必要であると思います。個々については大体前向きな答弁をいただいておりますが、それを総合的に検証する必要があるんじゃないかと私は思っております。その1つに照明コントロール機器の交換がございます。舞台の照明設備においては、照明卓と電源のデジタルコントロール化が舞台のほうで強く推奨されております。公民館の大ホールにおきましては、どちらも未整備であるばかりか小規模改修が繰り返されその都度別々の調整器がつけ足され、舞台照明をするには3つのコントローラーを同時に操作しなければならなくなっております。また、次々と調整卓が追加されたためにそのスペースも非常に狭くなっております。先ほど言われたとおりで本当に狭い場所でございます。そして、照明を外部の業者さんに頼んだ場合でも、既存の設備が余りにも古いためですね現在の仕様との互換性がなくてほとんどの機材を業者が持ち込むというような状況になっております。これは基本的な設計をやり直さないと使いづらさばかりでなく、主催者、利用者のご負担が大きいのが現状でございます。また、公民館に限ったことではないんです、小学校の体育館もそうなんです、現状ではあの分電盤から、分電盤ですね、もとの給電してるところ、分電盤からの大電流の取り出しが必要であるため、そこをあけたりしてその安全性に問題が非常に発生してまいります。これは自分が入った中で分電盤をとめているその大もとのとこのぐらぐらになったりしちゅう

とがあるがです、ぎっちりそこから電流取り出したりするので。そういったことが、それがもとで事故になってるとい話はもちろんまだ今聞いたことはございませんけども、そういったことを防止するためにもですね照明コントローラーと電源をデジタルコントロールすることは非常に有効であると思いたしますがいかがでしょうか。これはその今までの言いましたコンセント等の配線との安全も含めたセットとの改修をすれば一番効率的にできることと思いたしますので、この辺はよろしくお願いをいたします。

質問です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問のデジタル化でございますけれど総合的に、前段階のご質問と一緒にデジタル化をすればいろいろよいかとは思いたします。ただ、デジタル化するためには恐らく多額の費用が必要であると思いたしますので、すぐにデジタル化というふうに移行はちょっと厳しいかというふうに考いております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 多額の費用がかかって、先ほどからの質問の中で大体財政のことで皆さんえい答弁をいただけない状態が続いているようなので余りに無理も言えんところではございますが、まずそういったことを検証をしてみないとまず幾らかかるかわからないと、今の段階であきらめるのじゃなくてですね、まず検証をしてみる、まず予算を立ててみて、それからやれるのかやれんなのかの判断をお願いをしたいと思いたしますが、その検討する場所をつくっていただけるのかどうなのか、それをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） ご質問にお答えいたします。

全体的な改修ご希望ではございますけれど、そういった部分は関係者を利用団体とかお声をかけまして、どうやっていくか検討させていただきます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） ぜひその折には私も入れてください。前の、実は公民館の照明を改修したときにも、自分はちょっと音響のほうでお世話をさせていただいたんですけども舞台照明、自分自身、自体は私も門外漢でございますけども、少なくともこういうことをやりたいと、そのためにはどういったことが要るのかということの勉強ぐらいは若干しておりますので、自分もぜひそういった中に入れていただいてですね一緒に汗をかかしていただければありがたいと思っております。

続きまして、中央公民館、香美市立保健福祉センター香北大ホールの管理のほうへ移ってまいります。

まず、1問目の中央公民館ホールですべての予備電球を用意しておくべきではないか

ということでございます。

昨年、土佐山田町合唱団やったかコキーズやったかちょっといろいろ忘れましたが、あの発表会のときですね、電球、照明の球が球切れが発生しまして急遽かえの電球を探しましたが公民館のほうには在庫しておりませんでした。自分たまたま使用してなかったライト、バトンおろしまして外しまして代用いたしまして事なきを得ましたが、その利用者にとりましたら年1回の晴れの舞台である可能性もあります。そのとき多分自分がおらんかったら、そこでその場はもうライトなしでそのエリア当たらずというそう言ったことは非常にかわいそうじゃないかと、一生懸命1年間練習してきてですね晴れの舞台のときにたまたまライトが切れてそれのかえがなかったと、そういう事態はもう余りにも僕はかわいそうで、自分がやられてもすごく嫌なことながですけども、そういうことがないようにですね予備球もちゃんと管理をしてですねやるようお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

質問です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 利根議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にありました予備球のことでございますが、通常は幾つかの球を予備用といたしまして確保している状況でございますが、特殊球につきましては確保数が実際少な目であったというふうなことでございました。そのため連続して球切れが生じた場合に在庫切れとなったことがあったようでございます。こういうことが起こらないように特殊な球につきましては、球につきましては特に十分して今後確保できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 実はその公民館っていろいろ音響も照明も古いんでトラブル結構、自分が入るたびにというか1回入ったら1回はどっかがおかしいというような状況がありまして、その自分はそのいろんなふぐあいについては今後使う人のためにですね使用した状況について説明はさせていただいております。そういったときにですね今回のライトにつきましてもその時点で言いまして、その後公民館の館長なんかも何か言ってましたけども、実はおとといですかね、日曜日にチャリティカラオケの現場がありまして、そのときに直ってるかなと思って行ったんですよ。そしたら、多分それ言ってから数カ月、数カ月もたっていないのかもしれませんが、何カ月かたって、やっぱり同じように球切れの状態で自分がかえた予備のバトンへつつちゅうライトがそのまんまある状態ながです。ほんで、多分高いき予算がなかったのかなと、1万円、普通の電球と違いまして特殊球ですので1万数千円の電球代とかもあると思いますが、実はですね土佐山田町時代ですけどもこれと同じような状況で球切れしてとりあえず外しちよったライトがいつの間にか、放置されて忘れ去られてるライトがあるがですよ。ほんで、それ

から何年かたったら同じライトを買ってるんですね。電球だけをかえたらえいのに、すぐその場でやらなかったためにそのライトの存在を忘れて同じライト、例えばその1万円の電球をかえるのをその場で面倒くさかったのかどうなのかしらんですけども、その当時、それが5年たったらその10万円ぐらいするライトを買っていると、そういうことになりはしないかという危惧を私はしております、今回見て。そういった事例がありますのでぜひですね、いうたら早急にやればまたすぐ戻って、普通の通常の状態に戻るんですけども、財政的にもかえってそういった変な負担にならないようにですね気を配っていただきたいと思います。

そして、2番目に行きます。これ2番目がちょっとその1番目とかかわってくる問題なんですけども、今言ったその電球の早期交換なんかもこの2番のほうとも関係をしてきます。

中央公民館のあのホールに貸し出しがあるときの勤務シフトは、対応できる職員の配置が必要だと思いますがいかがでしょうかということでございます。

今言ったようにいろいろトラブルが起こるたびに自分は、こういう状況ですよとこう気を、点検してくださいと言うんですけども、職員、通常の、まあねえ土日が多い、夜とかもあるんで通常の職員やない方に話がたって、ワンクッション置いてその担当の職員の方に話につながる関係でですね、直ってないとかそういうことが多々あったような気がします。ほんで、そういった意味からですね、もちろんそのなかなかできるときもできるときもあると思いますけども、少なくともホールは若干の、何と云うか専門性も要るんじゃないかと思ひまして、そのときの職員は、貸し出しが入ってる日についての職員についてはその配置の配慮ができないかということでございますがご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問の職員の配置でございますが、現在の状況では芸能、ご質問の中にもありましたように芸能大会等の催しにつきましては音響、照明の専門業者さんが入って行っている状況でもございます。そして、講演会等につきましては、事前の説明とマニュアルで対応しているということ現場から聞いております。肝心のその職員配置につきましては、現場の声を聞いてみますと利用者のご希望があればそれにかなうように努力をしていきたいと、こういうことが出てきておりますので、申請の折にですね利用団体の方が申し出ていただければそれに沿うように努力いたしたいと思ひますのでよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。申請の折に、申請者側じゃなくって貸す側がぜひこういうことができますよというような優しい告知をお願いをしていただきたいと思ひます。

あとですねそのマニュアル化ですけども、職員自体の研修、よう、規模が違うがです

けども昔県民文化ホールとかで、県が多分主催してその県下各地のホールの人に技術講習みたいなやつをやったと思うがですけども、そういったがにもちょっと参加をさせていただいて、本当にそのプロのようなことはする必要ないんですけども若干ちょっとしたノウハウを習うだけでも管理上すごく楽になるというか、その電球なんかも、先ほど言った電球なんかでも寿命が10倍ぐらいは延びる使い方とか、そういったやつも財政的にもすごくメリットがありますし、利用者のためにもすごくメリットがあると思いますので職員自体の研修、その職員が研修受けた中でのマニュアルづくりですね、知った人がその利用マニュアルをつくって教えてあげるといふようなシステムをつくったらどうかと思いますがいかがでしょうか、よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） まず、申し出のときに申請があればということお答えしましたけれど、そのときに、申し出のときにこちらからも常にお声をかけまして、こういったこともできますよということをお伝えしていくようにいたします。

それと、その研修でございますが、可能な限りそういった形をとっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、3番目のほうの質問に移らさせていただきます。

同じような質問でなんですが、担当課が違うということで別ものの項目をさせていただきました。香美市保健福祉センター香北大ホールの球切れの交換及びすべての予備球は準備をしておくべきではないかという質問でございます。

これはですね知り合いの方が、香北のホールはいすを並べるようばんきうんと楽な、駐車場も広いきえいねと言って、まあそれだけの理由ではないんですが数年前から山田の中央公民館から香北のほうに発表の場を移しております、知り合いの山田幼稚園でございますが。そのときにですね理事長が言うに、ちょっとけんど舞台が暗いがよっていう話をねそのとき言っておりました。余りぴんと来んかったがですけども、去年正面のバトンの補修の、補修というか保守管理のときにちょっと見せていただきまして、そのときもね職員の方が球が切れてちょっと暗いけんど予算もないしというふうな話をちらっと聞いたがです。ほんで、ああこのことかと思いましたが、その後ですね実はう～みさんのコンサートというか講演が香北でありまして、そのときに音響のほうで僕はお手伝いに入っちゃったがですけども、若干、ほんの少しですけども照明のこともわかるんでお手伝いをさせていただきました、ライトの。そのライト設置しているところへ行っただけですね点灯チェックをしてみたところですね、半分のライトがもうつかん状態、球切れですねこれは間違いなく、ライトが切れたまま放置されているのを見て愕然といたしております。もちろんう～みさんにはその時点でですね、こういう状況やからう～みさんのオーダーにはこたえられないよということを書いて了解をいただきました。で

きるところでできるだけのことをさせていただきますと、自分らあもできたらできるだけえいことを、えい状態をお客さんにも見せたいんで一生懸命やりたいんだけどもというところで終わらせております。

これはですねさっきの話からすると多分数年越し電球が切れたまま放置をされているんじゃないかと思えますけども、この辺についてですね改善する気があったらやっちゅうと思うがですけども、どうなんでしょうかとこの質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） お答えいたします。

香北の舞台に当たるとこの照明という、舞台に向かって当たる照明ということでございますが、確かに以前予備球がなくてかえてない状況が続いておりました。その後、予備球も若干購入し、ほんの最近であります照明の球をかえまして改善をいたしております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） ホール管理が本職でない部署なのでなかなか日々それに気を配って予算化するというのは難しいかと思えますけども、本来できるはずのことがその照明においてはできなくなっていることにその気を配って、気をつけていただいてですね、そういった気を配ることについてですわね庁内1、2の部署やと思うてますんで、ぜひ今後ともよろしく願いをいたします。

続きまして、いよいよ最後の質問になります。

広報へのチラシ折り込みについてでございます。

昔広報の回覧は月2回でしたが、現在1回になっております。また、広報の行政からの持ち込みの時点でのばらばらに来ちよった状態から折り込んだ状態での配送になって、その自治会、私らあを含めてすごく、非常に労力の軽減になりましてとてもよいことだとは思っております。一方ですね、いつのころからか持ち込みチラシも一緒に入れてよってというのがなかなかだめというか、だめじゃないかもしれませんが、ハードルが高くなってだけかもしれませんけども何人かの方に断られたというような話を聞いております。10年ほど前からですね協働という言葉がはやり出しまして、従来からあった団体にプラスして多くの団体が地域の活動に参加するようになりました。これは地域住民の健康、福祉やスポーツ、文化の振興、そして地域おこしなどで活躍をしております。行政が担うべき部分も少なからず補完をしてもらっていると思っております。そういった活動に対しましては、行政側はできる限りの協働を推進していくべきだと思います。従来の言い方で言いますと最大限の支援をしていくということです。本質は、これは行政がそういった住民団体に地域活動支援をしてもらっているというような認識が本当ではないかと思えますが、もちろんその最大限できる限りというのが昨今の自治体運営の中でですね財政的にも非常に厳しい現状であることはもちろん承知はしております。だからこそですね、行政として費用が発生せず地域活性活動、地域活動を支援できる方法、つ

まりこの折り込みのことでございますが、これのハードルが高くなることは、には疑問を持つものでございます。昔はこのチラシをお願いしたいと言えぱですね、折り込みに手間がかかるき手伝いを出してよと、手伝いを出せるやったら一緒に送っちゃおでというような時代がありました、山田の時代でございますが。そういったときに役場の職員と折り込みに行った若手の子たちはですね、ともに協働で作業することによりましていろいろと会話もできまして多くのことを学んだと言っております。その小さくてもその子どもたちの心の中にはまた新たな協働も生まれたんじゃないかと私は思っております。もちろん営利とか販売目的のチラシは論外でございますが、地域で活動しているボランティア、NPO、文化、スポーツなどの団体などのチラシを同梱することにつきましてではですね不可能ではないと思っておりますが、対応できないものかと思ひ質問をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

そのチラシですけれども、原則ですね広報発送にあわせて自治会に発送する文書につきましては、従来より原則市から発行する文書となっていると認識しております。今それ以外にですね広報、市以外で挟み込んでる文書につきましては、まず県から委託を受けておりますさんSUN高知、県議会だより、そして社協だよりとか、地区限定で小・中学校のPTA新聞、そして地区公民館だより、青年団の発行する青年タイムズといったものを配布しております。また、配布に際しましては関係課から回議書を回していただきまして決裁をとるようにしております。なかなかその各種団体、ボランティアとかいろんところでやられてる方にその当然ご協力もしながら、こちらも支援していただきながら行政進んでおりますので当然のところではあるんですけれども、やはりなかなかその挟み込み作業につきましても枚数が多くなりますと、今年の5月の行政連絡会でもやはりその足りないものがあるとかいったことのご指摘も受けましてなかなかその挟み込みが、相当確認をしてやっておりますけれどもなかなか完全にはいきません。毎回のようであれが足りなかった、これが足りなかったというふうに自治会長さんからも言われておりますので、やはり現在のところにとどめたいというところが今の原課としての考え方です。そして、今入ってるそのチラシ類はですね大体が社会教育団体、婦人会、青年団、PTAとか地区公民館、文化団体とかそういったものを主に、そういったところは割と関係する課がございますので、そちらのほうから回議書を回してこういった趣旨でこういったものということでやっておりますので、ただ、全部を全くシャットダウンしているということではないですので、内容によりましては関係課と協議をしていただいて、回議書を回していただいて個別に判断をさしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 門前払いをされると思ひまして次の質問も若干構えておりましたが、だんだんにそのことが全部出てきましてなかなかどうしようかなというところで

ございますが、そうですね、許可の対象団体をですね今言われましたようにちゃんと指定をしてですね、もちろんその連携をしている課が、担当課があると思いますのでその課を経由してですね、その内容というか責任については全部その担当課が負うと、折り込みとかのそのサイズ指定ですね、もう面倒くさくないように紙面に合わすとかですね、もちろんその折り込みの団体みずから前言いよった、言ったように人も派遣して折り込みも一緒にやると、そういう、それぐらいやればそんなに物理的な面倒くささもないし、それが若干その1枚、2枚多分あるかないかと思えますんで、ふえてその自治会に対して特に負担が急激にふえるようなことも私自身はないと思えますが、今言うたような、言われたようなことをちゃんとルール化をしてですね、そのルールづくりを総務課でお願いをしたいなという、そのいうたらほとんどいかにと思うちゅうがですよ、いろんな団体の方は、ねえ、けど今言われたことによっては、内容によっては個別に対応したいと、そういうこともちゃんと広報していただいて、それについてはこういうルールがありますよと、そういうことができないのかなと。今回ですね、その総務課さんに折り込んでほしいって言いゆうわけじゃなくってですね、広報の折り込みということで総務課のほうでももちろん答弁をしていただいたわけですが、その総務課にはその最初のルールづくり、今言われた、ねえ、ルールとしたもんが内々にあるようでございますが、正式にですねそのルールをつくってですね、例えば商工会の連携事業やったら産業振興課が責任を持ってやるよと、窓口もやって記事の内容もチェックするよと、最近自分がちょっと関連してるクラブ香美INGであればですね生涯学習振興課のほうで受けつけて、その記事の内容もチェックしてこれはその広報で回すのに記事の内容もですねいろいろのことは問題ないよという、そういうことまでは各課がやると、ほんで汗をかくのは各担当の課で、あくまでもそのためのルールづくりを総務課のほうでしてちゃんとしたルール、こんなルールがあって、各団体にですねこれクリアしたら載せれますよと、一緒に回覧できますよという、どっちかといえば折り込んでよというよりはそのルールづくりを、の1歩をやっていただけませんかという意味の質問でございますが、そしてそれをできるのであればちゃんとした方法で告知をしてですね、皆さんが参加を、利用しやすいようなことができないのかなというようにございましていかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） お答えいたします。

先ほどその香美INGですか、そのお話が出ましたのでそのことについて私のわかっている範囲で、まず担当の方がいらして、うちの広報の担当のほうにそのチラシの配布のことについてお願いにいらしたようです。ちょっと私は承知をしておりませんでしたけれども、その際にですねできればですね広報の市民のひろばというところがございしますので、そこに内容を若干縮小する形にはなりますけれどもそこへの掲載はいかがですかというふうにお答えをしたようです。それはちょっとということだったようでして、

その場合はですね生涯学習振興課のほうが関係しているということをお伺いいたしましたので、担当者はですね生涯学習振興課を通じて今議員がおっしゃられたように配布が必要であると認められた場合は可能であると、そしてチラシの差し込み等もお手伝いをさせていただきたいというふうにお答えを申し上げたところですね、なかなかチラシの差し込み等についてもお手伝いは難しいというようなお話で終わっているようで、その後生涯学習振興課のほうにお話があったかどうかということまでは承知しておりません。

やはり一定その基本は補助団体、市の補助団体程度にとどめるのが一番いいのかなというふうに私自身は考えておりました、と申しますのも、現在でもですね種類の多い月には7種類以上の配布物が入ることがございます。それを一定のルールづくりをしてですね、それを市民の皆様にお示しをしたときになかなかその、それぞれの団体はですねそれぞれの理念といいますか自分たちの信念に基づいて活動をなされているわけですので、やはりそのボランティア団体であったりNPOであったりするところをこちらですべて受け入れることはなかなか厳しいかなと思います。そういったところで、そこをどういうふうに線引きをするかというルールづくりというのはさらに難しいというふうに考えております。それで、やはり一定今のその受け入れている団体にとどめて、あとはそのやはり、その内容が非常に市と協働して何かタイアップしてやっていくようなものであればですねチラシの折り込みということももちろん考えなければなりませんので、もうやはり担当課と、を通じてですね個々のそのときの協議、個別の判断というところにとどめたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。大体おっしゃるとおりでございます。担当課のほうがいちよっとなんか汗をかいてくれるような努力が要るのかなと思っておりました。ほとんどの団体の方がそのそこへ出ていく前にね、既にですねそういううわさを聞いてですねあきらめてると、最初からもう折り込みはもうだめだというその認識をですね、まずね変えていただきたいという、こういういろんな方法があってその都度その都度の協議によってできるんだというような認識を持って、ますます一緒に行政とですね協働で地域づくりに向かっていきたいと、そのためにそのちゃんとしたこういうルール、ルール、ルールを表立って出したほうが自分はいえと思うがですけども、こういうことで担当課と相談したらできますよっていう、まずこの案内は行政側が出してもえいんじゃないかと思いますがその辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

その案内の出し方というところにもよりますけれども、各その課によって関係団体持っておりますので、まずはですね庁内的に担当課のほうにですねそういう内部的な周知で、とかいったところを、から手始めかなというふうには感じます。それとですね、広

報本当に締め切りがございまして、相当皆さんがお考えになるより早い締め切りがあります。そういったところでもう急にですねそういう差し込みとかいろいろなものを持ってこられたときに、やはり持ってくる側はですね十分日があるんじゃないだろうかというふうな感じで持ってこられるわけですけれども、それがなかなか配布をするときに、配布をするからには市からの配布物ですので当然住民に一定期間の余裕がある中で配布をしなければ余り意味がないと思います。そういったことも踏まえて、やはり担当課のほうでそういう団体から相談を受けたりとかしたときにはですねその辺もきちんと指導といいますか、話し合いといいますか、そういったこともしていただいてやっていただいて、当然よりよい広報も総務課としても目指しておりますし、非常に今担当者は紙面づくりにも努力をされていて、私自身は紙面が非常によくなったと感じております。ですから、その市民のひろばなんかもですね、写真を入れてのこう見開きの場面を使っての市民のひろばなんかを掲載したこともございますのでそういったことの、本当にそういった中でしたら市民の皆様本当にチラシよりも確実に私の中では目に入るのではないかとも思ったりしますので、その辺もうまく利用していただいてよりよい広報の仕方を、チラシというふうなことにこだわらずに団体の方にも考えていっていただいたらよろしいかなと思いますけれども、総務課としてもこれからよりよい方向に検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時21分 休憩）

（午後 2時31分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、最初に、学校教育の中でのエネルギー、特に原発の問題についてお尋ねをします。

文部科学省と経済産業省は、原子力の安全性を強調する小学校、中学校向けの副読本を発行しています。福島原発の事故を受け各教育委員会では、一部ページの利用中止や自主回収の指示を出しているところもあります。問題の副読本は、小学生向けは「わくわく原子力ランド」、中学生用は「チャレンジ！原子力ワールド」、小学生用の「わくわく原子力ランド」の原発の安全を守る工夫というところでは、もし地震が起きたとしても、放射性物質を扱う原子炉などの重要な施設は周りに放射性物質が漏れないよう頑丈につくり守られていますと説明しています。中学生用「チャレンジ！原子力ワールド

ド」の原発の安全対策と地震対策では、大きな津波が遠くから襲ってきたとしても発電所の機能が損なわれないように設計していますと安全性を非常に強調しています。しかし、東京電力福島第一原発は地震と津波により全電源が喪失し、炉心溶融、外部への広範囲に放射能漏れの複合災害を起こし、6カ月たちましたが収束のめどはいまだに立っておりません。副読本を使用していた学校の保護者からは、教育の場でその審議を踏ることなくこのような副読本が配布され、しかも授業が行われていたことは驚きです。原発を推進する側の一方的な安全神話の押しつけをやめていただきたいとの保護者の強い声があります。この副読本の編集委員には電力会社が参加をしています。まさに国と電力会社が原発建設を推進するために、教育を利用して安全神話をすり込もうとしているわけであります。日本じゅうが原発事故の底知れない不安に襲われているときに、原発は絶対に安全と教える教材はきわめて不適切なものであり使用すべきではありません。

そこでお尋ねをしますが、本市では副読本は使用していないと、県のほうに尋ねたところそういう回答でございましたけれども、教育現場ではこの問題について、原発についてはどのような対応を今までしてきたのかまずお尋ねをします。

2点目として、福島原発事故を受け、教師も生徒も原発に対する見方、考え方は大きく変わったと思うわけであります。教育現場では生徒とどのような、どのように向き合っているのかお尋ねをします。

3点目として、原発、危険な原発の対極には安全、安心のクリーンな再生可能なエネルギーがある、これはだれも疑わないと思います。学校現場ではこの学習を深めていくべきではないかと思えます。

この3点を質問します。

県産廃施設、エコサイクルセンターについてお尋ねをします。

県と高知市や民間財団などで構成する財団法人エコサイクル高知が高岡郡日高村に建設、完成をされました。管理型産業廃棄物処理施設、エコサイクルセンターが10月1日から開業をするわけであります。高知県政にとり、県内で発生した産業廃棄物を県内で処理する体制づくりは至上命題として中内県政時代からの積年の課題でありましたが、18年以上の歳月をかけようやく開業にこぎつけたことは、関係者はもとより地域住民にとっても一つの節目であることは間違いありません。施設は完成しごみの搬入が始まりますが、やはりいろいろな点から懸念される点は残っております。まず、1つには08年にこの工事の途中で地すべりの危険がこの地域で判明をしたと。そして、09年には廃棄物をためるプールの頭上の斜面に亀裂が入り地すべりの危険があるとのことで、1億7,000万円をかけて斜面にくいを大量に打ち込み地盤のずれを食いとめる工事を実施をしたという事実があります。現地を見た多くの方が余りにも急斜面に設置されていることに驚いているのが実情です。将来にわたり管理が必要な産廃を安定的に保管する場所として適地なのか、この施設の下流には仁淀川を水源としている高知市、いの町、土佐市の下流域の住民がおるわけでございます。もしものことがあれば影響は大変

大きなものであり、絶対にトラブルを起こさないように、な管理が必要であります。今後一層の監視体制の強化が求められているところであります。

さて、建設の経過を見てみますと、完成までには何回となく紆余曲折がありました。それは予算面に大きくあらわれております。1994年当時の計画では規模も大きく、焼却施設を含め137億円という事業計画でございました。2000年には計画の変更により事業費は130億円になりました。2002年には計画地その他の変更で80億円、2004年には規模の縮小で事業費は70億円、2006年に焼却施設をつくることを取りやめて産廃施設だけに計画を変更して44億円の事業計画が決定され実施されたものです。費用については新聞報道その他によりますと県下33市町村の負担となっているようでございますが、本市のこれまでの総負担額は幾らなのか。また、その積算根拠はどうなっているのかをお尋ねをします。

当センターではどのような産廃を受け込むのか、2点目でございます。

3点目は、本市にこの施設に持ち込める業者がいるのかどうか。あるとすればどのような業者か、業種か、お尋ねをします。

以上で1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。片岡議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本市の教育現場でのエネルギーの学習、中でも原発についてということですが、学校でのエネルギーの学習、原子力発電の学習につきましては、小学校では電気を起こす仕組みを段階的に学習する過程で、6年生理科で火力発電を紹介し、自然環境を守る風力発電や太陽光発電についても学習をしています。中学校では、社会科で日本の発電と資源の学習として火力発電、水力発電、原子力発電を取り上げています。理科では、核エネルギーを利用した原子力発電の仕組みを学習をしています。

2点目の福島原発事故を受け、教師も生徒も原発に対する見方、考え方が大きく変わったということで教育現場での対応というふうなことです。この2点目につきましては、福島原発事故について余りの惨事にだれもが大きな衝撃を受けました。被害を受けた方々への痛恨の思いとともに、今後のエネルギー確保のあり方、原子力発電のあり方について考えさせられているところです。片岡議員さんが指摘をされました副読本は現在使用されていません。9月に放射線の正しい知識を教えるための副読本が全国の小・中・高等学校に配布される予定だということを聞いています。内容を見てまた考えたいというふうに思っています。

3点目の安全でクリーンな再生可能エネルギーというふうなことです。再生可能でクリーンな太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電等につきましては、その大切さを学習するとともにデメリットとしてコスト面で負担が大きいことについてもともに学習をしてまいります。小・中学校の発達段階に沿ってエネルギー資源の利用や科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて学び、自然環境の保全と科学技術の利用のあり

方について科学的に考察し判断する態度を養っていきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員のエコサイクルセンターにつきまして答弁いたします。

まず、本市の総負担額と積算根拠はということですが、エコサイクルセンターの建設費につきましては総事業費約44億円から国庫補助金等を除いた金額のうち県が2分の1、高知市が3分の1、その他の市町村が残りの6分の1を負担し、その上で高知市以外の負担金は合併前の53の市町村をベースに算出いたしまして、人口が多く施設に近い市町村ほど利用率が高くなるという予測から各市町村の人口に施設からの距離に応じた補正係数を掛けて金額を決めており、この計算によりますと旧土佐山田町が2,702万9,000円、香北町が674万4,000円、物部村が379万9,000円となります。この負担金につきましては、公共関与の産廃処理施設は全市町村共通の課題との視点から、宝くじの収益分配金等を運用しております高知縣市町村振興協会が旧53市町村のうち負担金が3,000万円以下の市町村には全額を拠出しておりまして、旧3市町村ともに負担金の額が3,000万円以下であったため全額拠出されまして、香美市は全く負担は生じておりません。なお、実質負担があるのは高知市、南国市、須崎市、土佐市、いの町の5つの市と町というふうに聞いております。

それから、どのような産廃を受け込むのかということですが、この施設の利用につきましては平成18年11月に市町村の説明会が開催された後は説明会が開催されておられません。また、施設の完成後もエコサイクルセンターの利用についての説明会、資料等の送付については現在のところございませんので、ホームページ等、聞き取り調査によつての答弁となりますのでご了承いただきたいというふうに思います。なお、施設の完成に伴いまして現在ホームページのリニューアルを行っておる最中ということですが、搬入の手引等につきましては今後ホームページ等で公表していくというようなことであるようでございます。

さて、こちらの産廃施設の受け込みでございますが、毒性の強い有害物質以外はほとんどが受け込みは可能ということではあるらしいですけれども、安定型の最終処分場で受け入れ可能なものや民間処理体制が整っているもの以外を中心に受け込むという方針であるようです。それでは、具体的に言いますと燃え殻、ばいじん、廃石綿、鉍滓、無機性汚泥、建設混合廃棄物、そして医療廃棄物につきましてはこの施設で破碎、滅菌を行った後、民間施設で焼却を行いまして、その焼却灰をまたこちらのセンターに持ってくるというような説明でございました。

そして、3番目に、この施設に持ち込める業者は存在するのか、あるとすればどのような業者かということですが、高知県の産廃の、産業廃棄物の収集運搬許可業者であれば搬入は可能であります。また、事業所の直接搬入についても規則を守っても

らえれば可能であるとのことでした。ちなみに香美市内にある産業廃棄物収集運搬許可業者数でございますが、これは県のほうで公表されておりまして、調べたところ11業者が登録されているようです。ただし、このエコサイクルセンターで受け込む予定の産廃の許可を取っている業者は、リストを見ますとですねないということでございます。また、運搬には、搬入にはエコサイクルセンターとの委託契約が必要ということで、委託契約の時点で詳しい搬入方法についてはその業者さんに、等について説明を行うというような回答でございました。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。教育長さんの答弁、これ私が思うのに、戦前は日本の戦争によって子どもさんが大変不幸な目に遭ったということはもうだれでも共有できる認識やと思います。戦後についてはこの原発ほど子どもに不幸を与えてる大きな問題は僕はないと思います。ほんで、福島の子どもさんたちが衆議院の第一議員会館へ行ってよね、自分たちの気持ちを手紙にしてあの政府の担当者の前で読んでる文書が載ってるんですけど、ちょっとだけ紹介をします。

「大人が勝手につくった原発で、なぜ福島の子どもたちが被爆しなくてはならないのか。なぜこんなつらい目に遭わなくてはいけないのか。これほどの事故が起きてもどうしてまだ、また原発再開を目指すのか、私には全くわかりません。このような状況で総理大臣がかわってもよい国がつかれるとは思いません」。子どもの本当に訴えてる気持ちがよくわかるわけですけども、それ以外にも本当に率直によね、「私は普通の子どもは産めますか。何歳まで生きられますか。なんで私だけ転校しないといけないですか。毎日長袖で長ズボンでマスクをして帽子でとても暑い日も毎日学校に通っています。外では遊べません。窓も去年のようにはあけられません。長生きしたいんです。本当に大丈夫と思っているのかを知りたいです。もう地震の国日本に原発をつくらないでほしい」というようなこと、また、「私たち福島の子どもたちは原発事故以来ずっと外遊びをしていません。早く除染をしてください。原発事故で避難する人は学校の友達、家などを奪われました。責任を大人はとってください」と、こういう切実なことをその役所の幹部（担当者）の前で読み上げて訴えてるわけなんです。私は、子どもたちが本当にこの大人の、大人社会が犯したことによって抵抗できない子どもたちをこういうところへ追い込んでやることは、本当に大人として考えていくべきではないかと思います。

教育の問題について2点目の質問をします。

福島第一原発の事故を受けて教育現場は本当に悩んでいる、まさか爆発して人が逃げ惑い、住めなくなるとは思いもよらなかったとの声があります。大人社会ではうそやごまかしややらせ等も横行していますが、教育の現場では真実が求められていると思います。そこで、教職員を集め原子力防災の講習会を開き、放射能の被害に対する基礎知識や身を守る方法など冷静な対応ができるか、できるよう教師に対して研修がなされてい

るところがあります。本市としても伊方原発の今後のこともあり、そういうことも踏まえてそういう先生全員に対する研修、そういうものをやっぱり考えていかなかったら、私が読み上げた子どもの手紙の中身も、福島県ではないけれどもこの学校でそういう質問なり疑問な点が問われたとき先生によって答えが違う。伊方はどうですかと聞かれたとき、伊方は大丈夫やと、十分安全は守られてるといふ先生と、やっぱり不安ですと答える先生がおった場合、子どもはどういう結果をもたらすか。こういうことについてはやはり一定の私が言うような研修をして、マニュアルとかそういうもので答えを統一したことでなければ子どもは前に進んでいけないのではないか。この点で今まで校長会なんか開いたかもしれないけれども、今後の対応としてはどういうように教育委員会は考えているのかお尋ねいたします。

クリーンな再生エネルギーについては、もう日本で有名な高知県の梶原町というところはもう非常にエネルギーが、自然エネルギーを100%供給するという目標を持って町としては有名な町なんです。私たちが議員としても研修にも行きましたけれども、1つにはまず最初風を利用してるといふこと、もう1つは太陽光による光を利用してるといふこと、それから水、これは水力発電です。それから森としては木質ペレット、こういうことで非常に自然エネルギーをうまく利用してると。それからもう1つ、高知県で初めてですけども地熱の利用ということで温水プールをあそこは立ち上げてるんですけど、こういうやっぱり生きた学習材料といいますか、私たちの考えではね、ゆくゆくは原発はなくなると、時間をかけてもなくなるといふことは、そう思うてます。しかし、香美市としてもよね風、水、光、森とかいふことで全部当てはめる、当てはめることのできる町であるし、県のほうからも小水力の物部川流域はモデルというようなことも言われておるような関係でよね、生きた教材としてやはり子どもさんもじかにここの現地も見るとかいうようなことも教育課程の中でよね、入れていくというような考えはあるのかどうか、今後の問題ですけども対応をお伺いをするものです。

産廃の問題ですけども、これからということではいろいろまだ十分な答弁にならないということです。それはそれとして、1つ懸念されることは、これはこのセンターへ持ち込む場合によね灰であったら1トン何ぼとか鉍滓であったら何ぼとかいふこの値段を決めての受け入れということになるようございましてけれども、これは今までは宝くじのお金で実際は1銭も出してないということをおっしゃってましたが、今後については市町村負担というものはもう発生しないのかどうか。事業がうまくいって、そのもう金回りが悪くなったから負担をとすることは今後出てこないのかどうかということが1点と、それから、本市でも木質バイオということでお百姓さんが4世帯か、4戸か、今年から暖房、ハウスの暖房でやる場合にこの灰が出ると、この灰は普通のような、にどこでも振りまいて肥料にするということができない産廃としての取り扱いであるということをお百姓さんにも聞きましたけれども、どういう形でこれ集めるのかについてはすっかりしてないか、農協が集めるんじゃないやろかというようなことを私も聞いたんですけど、

こういうものについては産廃としての受け入れはしてくれるのかどうか、その点、エコサイクルについては2点お伺いをします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

今後の対応というふうなことです。先ほどお話をさしていただいた現在行ってるエネルギーの教育と原子力発電に関する教育がですね、来年度新しい指導要領になりまして、新しい中学校の教科書の中に非常に大きく、中学3年生で科学技術と人間という分野がありましてその中に入るエネルギーと発電のさまざまな方法とかいうふうなことで出てきます。そういう中で子どもたちは原子力発電の仕組みとかさまざまな問題点とかいうふうなこともともに学んでいくというふうなことになります。まず、子どもたちには正しい知識を伝えるということが主眼でして、今年この8月に新しい教育課程の講習会が県のほうで行われましたけれど、3年間継続して講習会を行って今年が来年の実施に向けての最終年度で、今年度で全員の中学校の先生方が講習を受けたということになっています。その中で特に社会科、理科を教える先生方はその専門分野で突っ込んだ講習を受けておりまして、県のほうも子どもたちへの学習の内容について説明をずっと続けてきたところ。その過程で福島事故もあつたわけですので、この先ほど申しました副読本のほうの変化のようですね、内容的にもっときちんと放射線とかそういう原子力発電についてのことをきちっと伝えていこうというふうなことが強調されてきているというふうな今でございます。それを受けて香美市のほうでも先生方が子どもに伝えていくというふうなことになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。片岡議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、今後の負担ということでございますが、恐らくこの施設のランニングコストのことだろうと思います。これにつきましてはホームページの中で試算された数値が公表されておりますけれども、施設自体が20年間で満杯になるってということで、その20年後の平成41年、これは通常平成22年からですね稼働する予定でしたが1年こけてますんでこの表の中では平成22年から平成41年までということになっておりますが、費用のほうは39億2,298万2,000円で、便益のほうは40億686万9,000円という形で黒字になるような計画となっております。

それから、次に、ペレット、灰の持ち込みについてでございますが、基本的に持ち込みは可能ということです。委託契約が必要となってきますんで各農家が契約することも可能ではありますけれども、焼却灰につきましてはダイオキシン等の検査が必要になってきますんで、その費用が10万円を超して金額がかかりますんで各農家から持ち込むという話にはならんかとは思いますが。農協を通じてとか、農協がまたその産廃業者に委

託してですね持ち込むっていうことは十分あり得るというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 片岡終わります。

○議長（西村芳成君） はい。片岡守春君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。本日の最終バッターということでね、ちょっといろいろずっと皆さんの質問も答弁も聞いておりましたね、それぞれなかなか大事なことですけれどもちょっと肩が凝ったような感じになりましたんで楽しい話をちょっと中心にですね、雇用につながったり仕事につながったり、お金もうけ、そして香美市としては税収の確保になるという、こんなにすばらしいことはないという提案を、お話をですねさしていただきたいと思っておりますのでぜひよろしくお願ひします。

まず、最初に、香美市をアンパンマンの聖地に、アンパンマンの生まれたまちづくりということでございますけれども、これご存じのように高知新聞の夕刊の第1、第3土曜日に連載されておりますやなせさんのですね「オイドル絵っせい」、私はやなせさんとお会いしたこともございませんで大体いろんな情報というか、ものはこの「オイドル絵っせい」というものを中心にして得ているわけですし、その中からいろいろ想像力を飛ばたかせているというのが現状ですけれども、この中でですねやなせさんは昨年この5月15日付のオイドル絵っせい243、3館目のミュージアムという中で、土佐山田駅前に観光案内の小さな建物ができて、4月1日のオープニングに出席した。子どもころには、土佐山田駅は立派で山田の町はにぎやかと思ったが、今見ると田舎の小駅で、アンパンマンミュージアムに行くために土佐山田駅におり立った旅人は幾らか心細い気分になるかもしれない、中略です。案内所は小ぢんまりとしてよくできている。でも、周囲との調和はさしてよくない。まず、駅の正面を何とかしなければと思った、中略。香美市の場合は、テーマパーク的な要素は薄い山峡の自然は美しく、展示する絵の数は一番多くて、いかにもアンパンマンのふるさと、生誕の地という感じで、詩とメルヘン館、本館、多目的ホールの3館で形成しているおもしろさがあると、こう書いております。

一方でですね、今その基本計画の見直しがされておりますこの第1次の香美市振興計画ですけれども、この中で一定のそのこの計画は、「まちのかたちを創る、みどりを保つ、やすらぎを守る、賑わいを興す、未来を拓く、みんなで築く」とこの6つの基本項目で構成されているわけですけれども、この後期基本計画策定の基礎資料となる前期基本計画の進捗状況評価シートにおきましては、土地利用に係る部分の大きい「まちのかたちを創る」という部分の総合評価ですね、専門部会の総合評価ですけれどもこれはCと、ほかのところは全部B、専門部会の評価B評価ですけれどもそこそこ達成されてるということですが、残念ながらこの「まちのかたちを創る」ということはCでござい

ます。そして、同じようにこの基本計画の見直しに当たりまして市民の皆さんに対してアンケート調査がされまして、市民、この調査の結果ももう皆さんのお手元にも届いておりますけれども、このアンケート調査の中で問13なんですけれども、地元の町や香美市について日ごろ感じていることやこれからのまちづくりに向けての意見、提案などあればご自由にお書きくださいと、このような項目がありまして、この設問に対しましてもこの土地利用に関する意見、提案がたくさんありまして、その中でも市街化調整区域のお話でありますとか山田の駅に関連するお話が載っております。このことを見ましてもやっぱりその後期の5カ年の見直しの大きなポイントの1つはですね、やはりその基本計画にある土地利用イメージというものを、これを基本計画というか基本構想ですね、基本構想にあるこの土地利用計画というものをいかにその基本計画の中に書き込んでいって実行していくのかということに大きなポイントがあるのではないかというふうに感じております。そこで、今回は山田駅周辺にかつてのにぎわいという、やなせさんも言ってます、子どもころには山田駅は立派で山田の町はにぎやかだと思ったと、そういうふうな状況をですね再び取り戻すにはというふうなですね視点も含めて、以下につき幾つかの質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目ですけれども、このきっかけとなりました香美市いんふおめーしょんでですね、これの雇用につきましては皆さんご存じのとおり、きょうの新聞にも出てましたけれども緊急特別何とかかんとかって雇用のね、それのお金を使ってやってるわけですが、このいんふおめーしょん自体はですねいわば駅前の一等地にあって、観光資源の豊富な香美市の情報発信交流施設として潜在をしている利用価値というののははかり知れないものがあると、すごく高いというふうに私は評価をしております。やり方一つで大化けをするというふうに認識をしておりますのでお尋ねをするわけですが、香美市いんふおめーしょんの来年以降の運営の見通しをですね、だれがどのような形態で行うというふうに見通しをされてるのかについてまず1点お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

いんふおめーしょんは緊急雇用交付金事業の経費を充てまして、これは全額国費になるんですが充てまして、16日勤務の職員4名で運営をしております。来年度からはこの事業はなくなりますので市単独の経費で運営することとなることとなります。できればNPOや観光協会などが受けていただけたらというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。できればNPOか観光協会というお話でした。

はい。それでは、続いて2番目の質問に移ります。

私もそのような方向がいいのかなというように思いまして1つ提案を次に構えているわけですが、やはり観光協会につきましては後段のいろんなところでまたもう一

度議論さしていただくことになるようになってたと思いますが、やはり今ですな一番自立について考えられていますけれども、その自立に向けてお金の面でやっぱりねハードルがあるわけで、それに、を考えるとですね、現状これ書いてますように今のそのいんふおめーしょんの条例を見てもですね業務としては商店街情報及び観光情報の提供、アクセス情報の提供、祭り、イベント、物産、食などの情報提供、その他情報窓口と情報に限られてまして、なかなかその物販、何かをそこで売って稼いでいくということにはならないんじゃないかなとは思いますが、しかし、外側を見ていただいてもわかるようにアンパンマンがおりましてね、そこへそのあれを見て皆さん行く方もたくさんおりまして、実際平成23年度のその観光協会の総会における平成22年度の利用状況を見させていただくと1万2,792人という方が訪れてると。その方が目の前にいてやはり何もそこでね、何かそこで例えば10円、20円、100円、200円というものがあればいいのかなというふうな視点も含めまして、アンパンマンの外側があるということも含めてこれ、このようなお尋ねをするわけですがけれども、そこに行かなければ受けられないサービスというものをつくってしまえば、実際アンパンマンミュージアムについてはですね去年のこれ何人来てるかっていう話になるとですね20万、20万人ぐらいが来てますよね。それ、その方がもしかしたらそこでそこしか受けられないサービス、自分はアンパンマンからのグリーティングカードね、誕生カードとかクリスマスカードみたいなもの、そこでしか受け付けというか申し込みができないものがあるならばその20万人の方以上の方が多分そこ行くんじゃないかなというふうな、それ単純な発想なんですけれどもそういうものができるか、できれば楽しいかなというふうに考えて質問をしたわけですがけれども、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員もご指摘のとおり香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例第4条に、その情報の提供ということが並んでおりまして物販の一言も載っておりません。条例を見る限りでは物販はできないということになります。JR四国さんとの土地の貸借契約書の中にもですね、第4条に乙は本件土地を当初の用途のために使用しこれ以外の用途に使用してはならないと、こう書いてありまして、その用途と申しますのが香美市情報発信及び多岐交流施設ということになっておりまして、ここにも物を売るとかという物販の文字が入っておりません。これはJR四国さんとの交渉の過程でもそういう情報発信ということだけに限るというようなことで、これは駅の中で物販をしておりますキヨスクさんとの関係もあろうかというふうに考えますが、情報発信と交流施設ということに限られておるというふうにとらまえております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは条例が、条例というかその取り決めを何とかク

リアしないとその次のところには行けないと、そういう認識でいいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） お答えを申し上げます。

そのとおり、お見込みのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） やっぱりもったいないという気がしますので、JRさんにもこのことによって何か大きなねその利益、要はその山田駅、アンパンマンの生まれたまち駅にですねお客さんがたくさん来ればJRさんにとってもかなり好ましい状況が生まれるのではないかというふうに予測もされるわけですけれども、そのような場合になって、なったらですよ、たればの話はちょっと答弁できないかもしれません、できない、できなければできないでいいですけれども、ちょっとそれをまた協議し直すということについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） お答えを申し上げます。

先ほども申しましたとおりJRさんとの協議の中で敷地の使用料が無償ということになってございまして、この条件が交渉の過程での情報提供あるいは交流施設というふうにとらまえております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） もうあんまり理屈を言わんようにします。無料やったら有料にしたらどうかとかは言わんようにしますんで、それでは3番目に行きたいと思います。

これですね、私のこの質問ですけれども、こうアンパンマンについて3月議会からずっと続けてさしていただいています。お気づきの方は多分いないと思いますけれども、3月議会ではですね「ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐる」と、こういう題でした。6月議会は「香美市をアンパンマンの聖地に（アンパンマンのまちづくり）」とこう、これでした。今議会はちょっとまた変わりました、「香美市をアンパンマンの聖地に」までは一緒ですけれども「（アンパンマンの生まれたまちづくり）」と少しずつニュアンスを変えて質問をさしていただいています。それなぜかというと私自身もそのことについて考えながら少しずつ考えをまとめているという状況なんで、今はやっぱり「（アンパンマンの生まれたまちづくり）」かなというふうに思っております。

そして、3番の質問なんですけれども、この「（アンパンマンの生まれたまちづくり）」というものをですね、私はずっと3月、6月議会で多分そっちのほうで重点的に言わしていただいたと思いますけれども、やはり政策的にちょっと考えてですね取り組んでいただきたいと、このような思いをずっと持っております。というのは本当にアンパンマンというのは世界に1つでありまして、これから先のいろんな影響、そして今の状況を考えたときに本当にこの香美市を訪れる方はたくさんたくさんふえてくるという

ふうに、そのように思っていますので、ぜひその方たちのためにもですねやなせさんのやはり人を、人の喜ぶことをしたい、人の役に立ちたい、困っている人を助けたい、ひもじい人に食べ物を与えたい、そういうその思いに対して香美市としてしっかりとそれを受けとめて、政策としてそれを1つの柱として立てていただきたいというふうな思いの中でずっと質問させていただいています。

その中でですねやっぱりそのアンパンマン関連の事柄について、現状はですねその何かあっても大体やなせたかし記念館というものを通してですね多分やなせスタジオ、やなせさんとこ直接行くかどうかわかりませんがやなせスタジオ、日テレ、フレーベルというふうな形でお話が行ってると思います。そうしたことについていい部分もあるかもしれませんがけれども何となくその違和感がある、政策として考えた場合にはあるわけですが、何かもやもやしています。そこの点についてちょっとその見解を伺ってみたいと、このように思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

アンパンマン関連の交渉の窓口についての見解をとということですがけれども、香北町時代におけるいきさつといたしまして、当初のころからアンパンマンに絡みますさまざまなことにつきましてはやなせスタジオや先ほど出ましたその日テレ音楽あるいはフレーベル社、そういった著作権関係者へあちらこちらから接触があったということから、相手方からですね窓口の一本化について要請が財団にあったということで財団がこれまで要請をされればつないできたということでありまして、直接やりとりをしないといけないということではないとのことをございました。したがって、ルール化されているということではなくあくまで相手方の意向に基づくものであるということでありまして、財団の事務方としては、今後においても直接のやりとりをされることについてはそれぞれの事情により対応していただければというようなお返事をございましたけれども、見解についてということではございませんが、相手方の意向と申しますか思いの部分に対する尊重ということには配慮が必要じゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは、今までの計画、経過として何か話をしたときに、けどした、した場合があったのかどうかちょっとそれも僕には定かじゃないわけですがけれども、相手方からですよ、相手方というのは日テレ、フレーベル、やなせスタジオからそのミュージアムを通じて、財団を通じてやってくれという話があったというお話やと受けとめました。実はですね、もう今回その質問してないですけどもJR四国さんに対して観光協会から香美市、土佐山田駅をアンパンマンの生まれたまち駅、そのときはアンパンマン駅というふうに言っていました。最近は私自身はアンパンマンの生まれたまち駅がいいのかなというふうに思っています、の要望を提出をさせていただきました。

その手前にですねそのことについてやはりその経過のこともあり、あると思いましたので私自身が経過を含めた書類と言いますか、観光協会に提出さしていただいた書類と一緒になんですけれども、それを持ってですね記念館のほうに伺いました。そのときにですね、私自身説明不足のところも当然あるかもしれませんがですねずっと説明を、短い時間でしたけれども聞かれた後でそのペーパーを見まして対応した方が言われたのはですね、アンパンマンのまちづくりという、こうそこを見てですね反応されたわけですから、そのときに言われたことがこういうことはできないと言われておりますから、こういうふうに言われました。それって私すごく違和感がありましたんで、私は政策として考えた場合にはこういうこともあり得ると思っておりますからまたよろしくお願ひしますというふうなことでその場は引き下がったというかお話をさしていただいただけにとどめましたけれども、やはり先ほども少し触れましたけれども、アンパンマンという存在はもう既にやなせさんの当初の想定をですね大きく超えて世界じゅうで活躍をしております、いわば既にもう子ども向けのアニメのキャラというものを大きく超えているというふうに思われます。そして、この成長し続けるアンパンマンのふるさと、生誕の地っていうものは、としてはふさわしいというふうにやなせさん既にお墨つきもいただいているわけですから、またちょっと違う考え方があるのかなというふうに思います。ぜひですねその窓口が一本化されていないのであるならば、それぞれの課題についてはですね香美市としてしっかりとしたその、何というかな、提案というのかプレゼンテーションというのか、ちょっと今いい言葉が思い浮かびませんが、そのようなルートでですね、経過は経過として今までの、対応していただければと、このように強く思うものですけれども再度見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

財団の事務局のほうへ聞き合わせますと直接やっていただいても何ら問題はないというお答えでしたけれども、現実的にはなかなか、やはりハードルの高い部分というのはあるんじゃないかというふうに思います。一方でですね、例えばそのいんふおめーしょんの部分を取り出してみますと、財団のほうに聞き合わせた後に産業振興課商工観光班のほうに聞きましたら、いんふおめーしょんについては後段の部分ではフレーベル社だったかな、直接やりとりした経緯もあるということでございましたので、それぞれ一つ一つの案件について考えないかもしれませんが、事によればですね直接そういったつながりを持つということも今後は必要じゃなかろうかということも考えます。この点については、山崎議員のご指摘のようなことで進む必要があるというふうに認識をしておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、4番目の質問ですけれども、これ先ほども言いましたようにアンパンマンの、香美市をアンパンマンの聖地にとかね、アンパンマ

ンの生まれたまちづくりやいうてこの大きなですね目標というか旗を立ててですね、それに向かってみんなで行きましょうっていうスタイルはなかなかそのね、日本人にとってはですね何となく、さっきの違和感じゃないですけども違和感があつてですね理解されづらいことがあるかもしれませんが、一方でですね、何となくその周りが少しずつ景色が変わり始めれば、外堀がある程度埋まっていけばですね、ああ一定、そのあなるほどねという感じでいって、その方向に理解を示し始めるというか、そういうのも1つ日本民族の民族性だというふうに考えています、自分自身は、いろんな意見があると思いますけれども。駅前、ことその駅前ですけども、場合を言えばですね、自分自身はその香美市いんふおめーしょんがあそこにできたおかげで随分駅前の景色が変わったというふうに考えています。そして、それを証拠にですね、その後あのJRバスの乗り場がアンパンマン仕様になりました。それになったことで、両脇にできたんですごくまた違った雰囲気になっています。そして、従来からあったそのJR列車ですね、アンパンマン列車、JRバスアンパンマンバス、そしてそれに続いていんふおめーしょん、バス乗り場と、いわゆるそのミュージアム、ここにおいてミュージアムに行くんだという、そういうような動線なのです整備がだんだん整うに従って観光客の期待度ね、列車に乗ってきてそのいんふおめーしょんで、それからバスに乗ってというその期待度、そして午前中のその同僚議員の質問にもありました、今その撮影スポットというのがねとにかく観光客の皆さんの中では重要な場所として、そのスポットも随分ふえてですね、そういう意味では満足度もかなりの上昇カーブであると私は思っているわけです。

一方で、そういうふうな状況がある、その中で先ほど紹介しましたようにその第1次の振興計画の中です、いわゆる町の交流拠点として市役所、JR駅付近としてその整備が書き込まれ、そして、先ほども同じように紹介しましたアンケート調査でもですね、市民からの要望もある駅周辺の整備であるとかリニューアルであるとかいうことについてです、そういうちょっとした一つの目に見えてる人と、感じられてる人と感じられてない人がいるかもしれませんが、そういうものを本当にしっかりと受けとめてそれを途切れさせることなく、その今までのその課題であったことも含めてですね、香美市のここが表玄関やと、アンパンマンの生まれたまちへ行く表玄関だということも含めて、その1つのランドマークとしてですね駅の周辺の整備であるとか、そしてリニューアルというものの検討というものもね、この際、後期5年を見据えてひとつ、いい機会じゃないかなというふうに私自身には思えるわけですけども、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 駅周辺の整備、リニューアル等についてですけども、これまで市の施設としましてはいんふおめーしょんへ、そしておっしゃられたようにJRのバスターミナルへもアンパンマンでディスプレイをされました。市の表玄関でありますJR駅前の雰囲気が少し変化してきた感じがするところでもありますけども、

アンパンマンの作者、やなせたかし先生がこのいんふおめーしょんの竣工式へ臨まれた後の昨年5月15日付の高知新聞連載の「オイドル絵っせい」につきましては先ほど議員さんが言及をされましたけども、この記事に書かれておりますこと、ここまあ読み手の受け取りかもわかりませんが、先生の思いというのは、アンパンマンのふるさとの玄関を何とかしなければならないと考えているのではないかというふうに感じたこととございました。もうアンパンマンが世界のアンパンマンであるという議員の発言にもございますように、こういったことからしますと、このアンパンマンと先生の思いをまちの活性化にどう生かすかということが問われていることだと考えますが、単に駅だけで活性化するというのではなく市全体としてアンパンマンをどう位置づけるか、そして駅というものの機能をどう持たすかということなど多角的に検討する必要があるというふうに考えます。その中でランドマークたる駅と周辺の整備が図られなければならないというふうに考えておるところでございます。

ご指摘のように今回の振興計画後期基本計画に係ります市民アンケートにも、自慢したい、次世代に伝えたいものについては大人、子どもともに高い順位にございまして、こうした市民の思いを反映した取り組みにもつながるものであるとは感じておりますが、アンパンマンに限ってみましても著作権等のこと、それから施設所有者や関係者とのこともありましよう。越えなければならない高いハードルが多くあるのも現実で、大変悩ましいところだというのが目下の見解ということになります。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） そういう高いハードルがあればあるほどですね、やっぱりやる気を出してですね挑戦意識を、香美市が、ここちょっと言葉、語弊がありますが、ある意味そのやろうがやるまいがっていう言い方は変な言い方ですけども、もうアンパンマンの価値には変わりがないというところが私はしっかりとあると思います。そして、この後別府のことについてもお尋ねしますが、そして最終的には香美市の持っているさまざまなすばらしい資源についても触れさせていただきますが、やはりそれらを光らせるためですね大きな1つのセルモーターになり得る可能性があるというふうに思います、私自身は。そのことによって、一番最初言いましたけれども雇用が生まれ、そして税収が落ちるというすばらしい正の連鎖がですね始まる可能性を何となくですね僕は感じるわけで、ぜひ越えなければいけないことは越えていただきたいというふうに、これはまた最後に市長にもお尋ねすることにつながるとは思いますけれどもお願いを、お願いというかそういうふうに考えてますので、この件についてはきょうはここまでということ。

続きまして、別府森林総合利用施設を森の駅にと、「研修と現象を活かそう」ということでお尋ねをしたいと思います。

去るですね11月、ごめんなさい、7月11日から12日にかけてましてべふ峡温泉で

行われました高知県観光アドバイザー藤澤安良氏、これは県のいわゆる産振計画のアクションプランの関係で、これは県の観光アドバイザーの方なんですけれども、それによる宿泊施設研修というのはですね、本当に幅広い観点からべふ峡温泉の課題や可能性について指摘されまして、それらについて本当に参加した者みんなでともに考えるすばらしい時間を持った、実に有意義なものであったというふうに私は評価をしております。とても楽しかったですし、本当に1年365日のうちに330日ぐらいはそういう宿屋に泊まってるという方ですね本当に的確な指摘でしたんでね、こらあすごいなあというふうに、さすが高知県知事もですね力入れてるなというふうに思った研修でした。そこでですね、やはりその研修を生かすことがこの別府のいろんな問題にその光を当てるといふか解決する大きな近道であるというふうに思いますので、以下についてお尋ねをしたいと思います。

1番目ですけれども、さまざまなアドバイスや指摘された事項をですね着実にやっていけば、本当にべふ峡温泉の未来は明るいというふうに私は思いました。言うとおりにやればということですよ、言うとおりにやらなきゃあ明るくないわけで、本当に今の現状は、ペンション言いましたかね、2人ぐらいで経営してる、2人か3人ぐらいで経営してるペンションみたいなもんだというふうにこう評価されましたけども、それは330日をそういう宿屋で泊まっている先生ならではの指摘でした。明るいと思われましたんで、既にもうやっぱり行ったことやこれから行おうというふうに思ってること等ございましたらですね、研修以降の動きについて少しお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の別府森林総合利用施設を森の駅にというご質問にお答えを申し上げます。

藤澤先生の最初の言葉、私の言うとおりにしてもらったら必ず黒字になりますというお言葉、すごく響いてきました。その上でレジメをいただいております中身を見さしていただきましても120項目に及ぶさまざまな小さな事柄あるいは10の原則みたいなものがございまして、なるほどという部分を感じることができました。研修を受けまして、べふ峡温泉さんのほうから資料をちょうだいいたしました。活動計画としまして全体の検討会、各部署でのミーティング、朝礼での確認、進行状況の報告を行うこととしております。具体的な取り組みにつきましては、研修会で特に指摘のございました玄関、ロビー、受付の清掃の徹底、接客のスピードと明るいコミュニケーション、それからアンケートの設置、それから季節感のあるメニューへ変更、浴場に関しましては備品の整備、清掃の強化の点で高圧洗浄機を導入しております。それから、バンガローの庭の整備、あるいは部屋の消臭スプレーでのにおい対策というようなことも実施をしております。それから、サービス企画では川遊び、昆虫採集、竹細工などの体験サービスが好評のようでございます。職員同士で持続することが重要課題ということで挙げておまして、成果が見られるのでそれを励みにして改善に努めております。ま

だ残っておる改善対策というのをごまかしまして、料理メニューの変更あるいは企画、営業、仕入先の検討、マーケティングなども中心に努力をしまいでいるということで報告をいただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。これそもそも物部支所のほうからですね私は答弁をいただきたいということで指定をさしていただきましたけれども、なぜかということですね、これ物部支所さんが手を挙げてですねこの観光アドバイザーにお頼みをしたという経過をまずですねその研修の前に言われてましたから、なかなかこの別府森林総合利用施設については、その今でいう産業振興課と物部支所とがこう、あとちょっと雇用創造協議会も絡みましてですね三すくみみたいになってなかなか前へ行くのやら行かないやらという非常に心配をしまして、そここのところをやっぱりちょっとひとつ整理するのもこれ大事な事かなというふうに思いますけど、その点は今回は質問してませんので質問はしませんけれども、1番目わかりました。

それでですね、幾つか気になるというか、まずですね藤澤先生、最初に来られて言われたのが道路標識のこと言われたんですけど、あのですね、そのときにね1キロ半から2キロごとに15キロという看板を3つも見たっちゃうわけですよ。別府に行くときに、行きもって、例えばここにあってその先1キロ半ぐらい行ったときにここに15キロがあって、ここに15キロがあって、その向こうに15キロがあったと、ねえ、これはねえいかんろうというのを一番最初に指摘されてました。そしてですね、あと7キロ7分というのもあるね、7キロ7分というのはそれは50キロ制限の道を60キロで走れということであってこれは法律違反やないかと、まずそういうところからきっちり直していきませんかというふうなご指摘もあったと思うんですが、これ道路標識についてはちょっと、ひょっとして管轄がね違うのかもしれないし、今のお話の中にはなかったんですが、これ大事な事やと思いますんで、もしそのことについて何か見解があるようでしたらちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、質問項目外ですのでそら、道路標識、標識とか。

はい。山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。これ研修の中で研修したことなんです。研修事項でして、それについての報告をいただきましたけども、研修事項の報告の中にこれはやりましたかということで、これ大事な事だということで指摘されてたことの報告がなかったんでその確認をさせていただいてるんですけども、だめでしょうか。

○議長（西村芳成君） 次の点というのは①、②と、①、②とありますので、その中に入っていないということを私は指摘しておるんですが、研修の中身については①に、①、②とあります。

○3番（山崎眞幹君） はい。わかりました。そしたら、はい。議長。

○議長（西村芳成君） はい。山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そしたら、②へ移りたいと思います。

②で再びお尋ねします。本当に有意義な研修でありましたので振り返りの会等ですね、やっぱり衆知を集める取り組みが必要だというふうに思います。その中で、先ほども言いましたけれども、ぜひこれもその振り返りの中で衆知を集めて検討していただきたいことですねその標示、道路標示の件がありますので、まずその件について1つお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

この質問を見てですね衆知を集めるその範囲、その研修に集まってこられた皆さんでのその衆知を集める反省会ということでしょうか。駅、森の駅の中での反省会といいたいでしょうか、そういうことなんでしょうか。もしですね、あの研修に集まってこられた方の範囲でということであればそのことで、そのようなことにお答えを申し上げたいと思います。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。

ちょっと休憩します。

（午後 3時40分 休憩）

（午後 3時41分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

○産業振興課長（中井 潤君） 先ほどの山崎議員のご質問をあの研修の、研修に集まられた皆さんでの反省会ということでとらまえてお答えを申し上げます。

職員自体はミーティングで協議をしております。その都度内容を検討して反省会をしておるといふふうにとらまえております。職員以外の衆知を集めるということでききますと、べふ、奥物部開発公社、理事会がございましてですね、年に最低3回の理事会を開催しております。その中でべふ峡温泉の運営あるいは事業計画等も予算も含めて検討をされておりますので、そのような中でも十分に検討をされていかれるものだというふうにご考えております。

それから、道路標識につきましては、あそこ国道195号になっておりまして、どこが直接立てたのかということまではよう確認しておりませんが国道の管理者とも協議をさせていただきたいと思っております。藤澤先生のご指摘のとおり1キロごとにあるいは少しずつごとに3つも同じキロ数の標識があるとかということにつきましては、ご指摘をいただいておりますのでこれには改善に取り組まなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。その答弁で結構でございます。それではですね、

あっ、それと、やはり研修に参加された方ですよ、実際その次の日の朝にそれぞれが自分が今できることとかやりたいことっていうのをですねワークショップ形式でやりまして、ある種その決意表明もなされてるわけですからぜひ、先ほど理事会もありますのでというふうなことがありました。その後理事会が行われているのか行われていないのか、ちょっとそれはあれですけども、行われていないようでありましたらその中でもですねしっかりと検討いただいて、本当にあれ言われるようにやればねすごい結果が出るというふうに正直思いました。それで、自分自身もそのお手伝いができるようなことがあればですねぜひそのお手伝いを、研修にも参加してましたんでさせていただきたいというふうに本当に思いましたので、その点について着実にですね進めていただければというふうに思います。

それでは、続きまして、「土佐の食1グランプリ in 長宗我部フェス」でそのシカドッグですけども、これはですね、これ5月の21日にいわゆる長宗我部フェスでの食1グランプリなどありまして、そこでべふ峡温泉のシカ開発ですかね、開発部のが、シカ肉加工商品開発部のですね担当が開発しましたシカドッグが優勝というかグランプリっていいですかね、全体のシェア、1位がシカドッグで2位が西島トマトカレー、3位が香南にら塩やきそばということで、参加された方全部が3,000、投票された方が3,400かな、3,400のうちですね346票というですね票を獲得しまして1位に輝きました。それからのですねシカドッグの快進撃というのはですね、本当にべふ峡温泉のPRに少なからずもこの貢献をしてるというふうに考えます。しかし、シカ肉加工商品開発とかですね、いわゆる香美市鹿肉プロジェクト、これは雇用創造協議会がアクションプランの報告を昨年南国でやったときにですね使用した言い方ですけども、この成果品をもってですねその外商活動というもの、いわゆるべふ峡温泉のPRというものも大切だとは思いますが、それをきっかけにその来訪、べふ峡温泉に来られた方にああ残念というですね、もうちょっとと思うたけどというふうな思いをさせることのないようですね対応っていうのがやっぱりリピーター増につながるし、その本来の目的かなというふうにも思います。そして、そのためにはですねイベント販売の、会場での販売だけで終わらせるんじゃなくって、例えばですねこないだ梶原へ行ったときに、議会の研修で行ったときにあの梶原のですね維新の道社中へ行って入ってびっくりしたんですけども、200円の入場料払ったら100円の食事券を返してくれるんですよ。そこら辺で使える100円の食事券を返してくれますんで、それ見たときにねすごいお得な感じがしたんですよ。ああ、やったみたいな感じになりまして、それと同じようなことでも、同じようなことはできないかもしれませんが、例えばその販売のときにですね入浴割引券であるとか、宿泊のその割引券のようなものを配布するというふうな形も含めて、来訪者増を図るということもね積極的に考えていったらいいのかなというふうには思います。

そんな中でですね、その結果を受けた、じゃあ一体どれくらいの方がそのべふ峡温泉

に来てこのシカドッグというものをですね、5月21日ですからそこから以降少なくとも6、7、8、8月、3カ月分ぐらいはね何かわかるんじゃないかなと思ってこういう問いなんですけれども、シカドッグの売り上げの現状についてお尋ねをしたいと思いません。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

べふ峡温泉のシカドッグの売り上げですが、ちょっと手元の資料は7月まで、7月の末までということでもらっております。5月から7月の3カ月間で3,707個、金額にしまして148万2,800円になっております。5月以前につきましては試験販売や提供によって少数を販売、提供しておりますので実績としては入れておりません。ちなみに7月は外販で1,000個、内販、あそこのべふ峡温泉で359個という実績になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） これ本当にシカドッグ、山田まつりなんかでもやりましたし、あとは龍河洞まつりのほうでもね随分、あれは3市のいわゆるワン、ツー、スリーが揃ったおかげでね随分行列もできまして、あの場面で150個でしたかね売られたという結果でもあります。ぜひ、そのあそこで売ってましたけど、そこへ誘引するようなことがなかったんで何かそういうのがあればいいかなというふうに思います。

そして、6月議会で課長のほうから答弁いただきましたね、せめて休日ぐらいは何か外でですねいい景色でも見ながら、行かれた方はわかると思いますけれどもあの食堂の中でね提供されてるんで、ちょっとそのドッグを食べるというシチュエーションについてももうちょっと演出効果があればいいのかなということもありますんで、その、そういう意味を含めて6月議会ではそのような答弁だったと思いますが、その後の状況について何か変わったことのようなものがあればですね答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） ご質問にお答えを申し上げます。

6月議会で、店頭販売でも外でということでお答えを申し上げました。施設のほうにも提案を申し上げたんですが、常時1名がつきっきりでおらなきゃいけないというようなことで、現状の人員配置ではちょっと難しいというようなお返事でした。どんどん人の来るもみじシーズンとかいうことであればですね駐車場付近での販売は可能かと思われそうですが、こんな場合にも例えばそのパートさんを雇うとかいうようなことは必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 確かに人いないですよ、足りないと僕は思います、あの状

況を見た中でね。でも、藤澤先生は1人3役、5役をやらなあかんというふうなそのお話でもありました。状況は違いますけれども、ぜひ経過で取り組んでですね、ソフト面、人員配置も含めてというご答弁も6月にありました。そのことも含めてですねいい方向に持って行っていただければというふうに思いますので、この質問はこれまでとします。

そして、3番目に移りますけれども、これ高知新聞の紙上ででもですね、きょうもちらっと関連の記事が出てました。地域アクションプランというものをですね振り返りの中で、9月6日の新聞紙上ですけれども物部川流域では、ずっと前半ありまして、香美市では鹿バーガー、シカドッグなど10品目を商品化、鹿肉の安定供給や加工体制などの課題にというこの記事がありまして、それと同じ場所ですね知事が言われているのは、会議でいろんな事業に瞬間的にタッチして後は済みませんという補助事業は県でも過去にあったが、それだけでうまくいくほどしゃばは甘くないと、しつこいほど継続的に支援を続けることにこそ産振計画の特徴があると、こういうふうにおっしゃいまして、ハード、ソフト両面の支援制度を駆使させるよう指示したと。さらにより大きな事業、より雇用を生む事業を目指してもらいたいと述べ、民間活力の活用、地域間、産業間の連携を強化するよう要請したというふうにここに載ってます。

梶原、先ほども言いましたけども、あの例を見てもですよいろんな施設っていうのはほとんど全部と言っていいぐらい国または県の補助事業をしっかりと入れましてですね、例えばあそこの役場に、役場というか総合施設については大学の知恵まで入れましてやっています。だから、やっぱりその地域活性化のポイントっていうものはですね、ある意味その長いものにどのように巻かれるか、この産振計画においてはですね、県の姿勢にどのようにそのしっかりと沿った施策をつくっていくかということにかかっているんじゃないかなと一たん思いますのでお尋ねをするわけですけども、来年度以降のですねシカ肉商品開発、そして香美市鹿肉プロジェクトの展望についてですね、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

10品目ということなんで、これ10をちょっと数えたんですよ。シカドッグ、シカロール、吟醸味噌漬、鹿ソーセージ、鹿の串カツ、鹿コロッケ、鹿ロースト、鹿竜田揚げ、もみじバーガー、しゃぶしゃぶじゃないかなと思ったんですけども、数えてないかもしれませんが、それぞれ開発、加工商品開発が手がけたもの、そして鹿肉プロジェクトが手がけたもの、そしてそれまでべふ峡温泉がやってたものといろいろありますのでそれについて、来年以降のプロジェクトの展望についてですねお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） ご質問にお答えを申し上げます。

展望ということでございます。香美市が奥物部開発公社に委託をしております鹿肉特産品開発・販路拡大事業は本年度をもって終了するということになりますけども、開発

者を初めとします関係者の努力によりましてシカドッグなどの売れる商品を開発することができました。当初は12万円そこそこの利益でもって1名のパート職員の雇用を継続するという計画がございましたけども、計画でございましたが、それよりも多くの利益を望める事業としてべふ峡温泉が単独で特産品の製造販売を継続できる見込みになっております。開発に関する事業は本年度で終了しますけども、今後も市としましては販売促進や特産品の開発、改良につきましては支援できることは行ってまいりたいというふうに思っております。それから、議員もおっしゃられたようにシカ肉の原料そのものが野生のものでありまして、駆除によって得られているということを考えたとき安定供給の面でどうしても不安が残ります。昨年度にべふ峡温泉内に食肉加工施設を整備するなど受け入れ体制は強化をしておりますが、原料が自然のものである以上、安定供給に対する具体的な策がないのも事実でございます。今後も県、狩猟者やべふ峡温泉と協力をしてよりよい方向、対策を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。引き続きね支援を行っていききたいということだったと思いますので、これについてはこちら辺で。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

観光協会、雇用創造協議会を香美市観光の横串にということです。これ、この「横串」という話は先日ですね、あっ、ここへ書いてる、8月31日に「地域遺産を活かしたまちづくり」ということで生涯学習振興課さんと観光協会ですね、これがともにやっで行われた講演会ですけども、本当に観光資源というのがほかにはないぐらいですね、私らあ見ても物すごい量がありまして、あるわけですけども、もう再三にわたって議論さしていただいておりますけれども、その資源と資源、そして資源と人をですねさまざまにつないでいく、要は横ぐしを1つ通して一体的にしていくという役割を担うですね個人であるとか組織というのが絶対的に不足しておりまして、それが香美市の場合は必要であると、このように本当にずっと思っています。そして、そのない中でもですね、役不足かもしれませんが、中でもですねその見渡す限りにおいてその任に、横ぐしの任に最適だと自分自身が思うのは観光協会という組織であり雇用創造協議会であるという、その機能であるというふうに思っています。

実際、その先ほどの鹿肉プロジェクトに関連しますけれども、もう大阪高島屋の販売はきのうまででしたかね、4日間ぐらい販売してまして幾つ売った、4,000ぐらい売ったのかな、すごい量をやってます。そして、香川のまんのう公園のイベントにもですね出張もしてまして、そして高知市の中央公園でもサニーフエスタということで、そこにシカドッグが招かれています。じゃあその実際にべふ峡温泉のあの人員と観光協会は担当が、班長がおりますけれども、班員としては2人しかいない中でじゃあどうやってこれを、これらに対応していくかということについてですね非常に大変で、実際問題と

してその雇用創造協議会がそのいわゆる手足となってですね働いていることも、これは本当に厳然たる事実であります。

まず、その1点目ですけれども、その観光協会です、これ8月29日に香美市観光協会自立検討委員会というのが開かれまして、検討委員さんが集まってですね協議もしたわけですけれども、検討委員の委員の皆さんの協議の中で多分この総括が合っているとは思いますが、課長もその場にいたんで、もし間違っていたら訂正してほしいんですけども、観光行政に対する香美市の姿勢とですね、それを前提とした現状認識がどうであって、それでこういうふうにしたいということがまず打ち出されてこないとなかなかその皆さんが委員として責任を持った検討ができるという状況にはないというふうな感じであったと思いますけれども、その認識のいかんとその後の進展がもしあればご答弁いただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の自立検討委員会、8月29日の、に関しましてお答えを申し上げます。

8月29日の検討委員会では、事務局から他市町村の観光協会の現状を資料をもとに説明をいたしました。そして、各委員さんからいろいろのご意見をちょうだいしました。経過、結果としましては、山崎議員の言われたことと相違はございません。観光協会の現状と課題、あり方、今後の体制、事業計画、予算等を含めてですね、市のほうで検討してたたき台として提示をするということで、それをもとに協議をするということになりました。具体的なその事業計画、予算までということになるかどうかはわかりませんが、市としましては商工観光班の担当者1名、それと嘱託職員1名で観光協会の事務を含め観光行政を担うには無理があるんだろうというふうには考えております。そして、担当の課としましてはですね観光協会はいずれ独立するべきであろうと、早いほどいいんじゃないだろうかというふうには考えております。なお、駅前のいんふおめーしょんにつきましても現在は緊急雇用の交付金を利用しておりまして市の職員が、市の嘱託職員ということで駐在して運営しておりますが、これなんかにつきましても先ほど申しましたようにNPOや観光協会等への委託が望ましいんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ぜひそのような流れでですね、いずれは独立、自立をしていくというところで検討もしていただきたいというふうに思います。やっぱり急がば回れでね、あんまり結論急いでもなかなか皆さんのですね、日本人独特ですけども、やはりこう独立とかね自立と言うとね、みんなねちょっと待てちょっと待てと言うんですよ、なかなか難しいもんがあるんで急がば回れということでやっていかれたらいいと思いますし、自分もその件についてはですねできれば汗はかいていきたいと、このよう

に思っています。

次、2番ですけれども、これも観光協会を自立ということでは言わせていただけてますけれども、先ほどもちょっとアンパンマンからのいわゆるグリーティングカードの件についてお話をさせていただきました。それがちょっとハードル高いよと、ハードルが高いよという場合に備えてですね、実にそのやなせさんはちょっとハードルの低いものをですね用意をしていただけてまして、それがいわゆる香美市の13のキャラクターなんですけれども、これやっぱり十二分に生かすことがやっぱり大事なんだろうなというふうに思います。龍河洞のですねぐる里のほうである意味試験的にと言いますかTシャツのほうをつくってですね販売も始めてると思いますが、その状況がわかりましたらその状況とですね、やはりその後が続いてこういう展開をしていきたいというふうなことがありましたらですねお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） ご質問にお答えを申し上げます。

財源確保の商品開発につきましては、観光協会特産振興部会で協議をされたことを中心に実現していくように進めております。13キャラクター使用のグッズにつきましては、龍河洞リュウくんやゆずぼうやのTシャツの白、紺それぞれ10枚ずつを試験作成し、8月27日から龍河荘ぐる里で販売をしております。値段は1枚1,800円で他のキャラクターでの注文も観光協会にて受け付けております。9月6日現在で10枚、10枚売れてます。今後販売所をふやしたり追加製作も考えております。また、子ども向けの土産品としましてシールや土産物用の袋、特産品詰め合わせの箱に張るシールやバンダナなども考案中でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎真幹君。

○3番（山崎真幹君） はい。これも特産品部会でということですので、また特産品部会を開いていただきましてですね報告もいただき、新たなその提案もそこで受けていただくようにですね、そういうような運営をしていただけたらと思います。

それでは、次、3番目ですけれども、これ先ほども言いましたように圧倒的に、課長の答弁中にもありましたけれども、アクションプランもありましてですね県は本当に観光については力を入れてましていろんなことを構えてるわけですが、実行部隊というかね、観光協会の会員さんというのはほとんどそのみずから仕事を持ってまして、なかなかそれ専門にはできないというような事情もありまして実行部隊が本当に不足してると、いろんな機会を逃すことにつながってるんじゃないかというふうに思うわけでございます。この横ぐしとして期待をできるその雇用創造協議会でありますけれども、この件については6月議会の答弁の中でもですね実現事業の農作業受託作業と観光特産品まちづくり事業の事業終了時の計画についてはですね、それぞれその計画書の計画のほうをですね朗読いただきまして説明も受けですね、そしてその雇用創造協議会としてどうその原課

というか、として評価してるかということについては、迅速であり多面的であり広範囲の動きができていうふうにも評価もいただいているわけです。

ただ、これほら、もう今年いっぱい終わってしまうというその宿命のようなものを持ってまして、本当に今まで、先ほどそのいろんな出張販売のことも触れましたけれども、これがなくなってしまうとですね非常に、3年間かけてやってきましたので大きな穴がそこにぽっかりとあいてしまうというふうな懸念がないわけでもありません。その振り返りの会のときのそのですね高知新聞の記事でもですね、市長のほうもですねこのユズのことについてちょっと触れられておりまして、ユズ生産農家の高齢化が著しくこのままではブランドが保てなくなるのではというふうなこの危惧もされてるというふうな記事も載っております。これもある意味雇用創造が農作業受託作業として受けてですねずっとそれについては取り組んできたという経過もあるわけですから、一定のですねそろそろもう9月ですよ、方向性みたいなものがある程度あったほうがいいのかと私はそのように思うわけですが、6月以降ですね、6月議会では継続とか受け皿づくりについても協議を重ねていきたいというふうなそのご答弁もいただいておりますので、それ以降のですね協議と展望につきましてございましたらですねお聞かせいただきたいと、このように考えます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答え申し上げます。

雇用創造協議会は、雇用創造協議会では昨年のゆず狩り体験観光等を踏まえまして、観光協会と連携をして農家に体験料の一部が入る仕組みづくりの試行を行う準備を進めております。ユズのオーナーを1本1万円で募集しましたところ12名の申し込みがありました。そのうちの1名は現在の様子を見がてら青ユズもちぎっていく予定だというふうにおっしゃられておるようです。窓口は観光協会としまして雇用創造協議会と連携のもと実施をしておりますが、体験部分につきましては観光協会が継続して実施することとなると思います。このように、観光特産品まちづくり事業につきましては、ほぼ全般におきまして観光協会と相互協力で成果を目指してきました。今後、雇用創造協議会が取り組んできた事業、ノウハウ、有効な事柄というのがありますので、その部分につきましては何らかの格好で観光協会等が継続していく必要があるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 観光協会等、「等」というのがねあれですけども、実際先ほども言いましたように観光協会ってみんなもう仕事をされてる方がほとんどでして、新たにですねそれで何かその今雇用創造協議会のメンバーが行ってるようないわゆる手足としてですね動ける、それが「等」、「等」がちょっとあれですけども、私には想像ができないわけです。そのことについて一つ踏み込んでもし答弁ができるようでありま

したらですね答弁していただければと思うんですけども、これ観光協会がこれの任に当たるということは自分は今の時点では不可能であるとそのように思っていますので、その点も含めて答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答え申し上げます。

現在の観光協会の事務局は私どもの商工観光班で承っております。ということは行政の仕事も一緒にしておるといような格好で、今雇用創造協議会のメンバーさんと一緒に観光協会の職員、事務局として物販等に、イベントに出向いていっておりますけども、雇用創造協議会さんが一緒に行かなければですねもうすごくその職員に負担がかかる、毎週毎週行かないかんといような状況にもなるかといふふうに思います。そういうことも踏まえますとですね、行政が観光協会の事務局をずっと持つておるといものには無理があるんじゃないかといふふうには考えております。そのようなことがありまして観光協会の自立に向けてという検討委員会が立ち上がって、去る8月の29日ですかね検討したようなことをございまして、その委員さんの協議の中でですね市の観光スポットをすべて網羅するのは難しいだろうといようなお話とかですね、金を生むところを重点に結びつけていかにゃあお客さんはなかなか来ないだろうとかですね、雇用で取り組んできた、きてきた、雇用創造協議会で取り組んできたことを引き継いでもらいたいといご意見の委員さんもおいでましたし、観光協会が独立しても市に観光行政、市の観光行政は捨てられないといようなことで、市も観光から撤退するじゃいう話はもう毛頭ないといことであります。行政がするとしますとですね、もうすべてを網羅せんと不公平になるといような観点もございまして、これが独立した観光協会であるといことであればメインを押し出してその宣伝ができるといようなことにもなるかとい協議をされております。その運営の経費につきましてはですねある種、ある種といひますか幾分かは行政が出すことになるとは思いますが、実動部隊としての観光協会の設立、自立といものは方向性としては間違っていないといふふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 今のその国、国といるか観光行政のあり方といのは、やっぱり国なり県なりからお金がおりてきて、それは実際おりてくるわけで、そこがやはりその1つの政策の柱としてですね、でも市長はその柱と考えていらっしゃるとい6月議会での答弁だったと思ひますけれども、それしっかりと受けて、それをやはりその実動部隊がないとですね実行できないわけで、すべてを網羅するのは難しいといふふうにもおっしゃったわけ、そういう議論もあったといことなんです。そら確かに私もいましたんで、ありました。でも、すべてを網羅するためには実際にそのすべてを見ながら物事を考えて、それで一つの観光、観光ルートであれば観光ルートですよね、いろんなものについてそれぞれを、さっきも横ぐしとい話しましたが、その横ぐしのくしを考

るというその機能がねやっぱり必要で、それは例えばいんふおめーしょんでそこに座ってだれかやってる事務員さんとかそういうものではなくって、もっとこう戦略的にいろんなことを考えられるものが必要で、その戦略的に考えてきた、主に考えてきた部門が香美市の場合は観光協会であるというよりも雇用創造協議会であったというふうに私は認識をしております。だから、その機能をですねどうやって、考えて行動する機能ですよ、を香美市、いわゆるその県、香美市の意向に沿う、意向に沿うっていうのはちょっと正しくないかもしれませんが、そういうことをしっかりとベースに置きながら新たなそういう光を当ててみたり、ちょっと違う横ぐしを刺してみたりするという、そういうところがですねこれから重要になってくるというふうに思うわけで、そのところのその機能の継続というのかな、それについては今の答弁であったかもしれませんがもう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答え申し上げます。

観光協会は自立すべきであるというふうに思っておるのは、もう皆さんもそうなんだろうというふうに思うんですけども、雇用創造協議会と一緒になるということについてですね、一緒になって1つの組織になるということについて異論といいますかね、考えの違う方もおいでました。観光協会も自立する限りは収入がなければいけませんので、例えばいんふおめーしょんをですね受託するとかですね、あるいはその、例えばその香南市の観光協会さんでしたら野市駅の管理を受託しておる、そこでいろいろ収入も得ておる、観光の宣伝も担当が走っておるというような格好で、目指すはああいう格好なんじゃないかなというふうには思います。それでもなおかつ香南市さんのほうからは何百万円かの補助金も出ておるというようなことも聞いておりますので、市が全く、その金銭的にも全く手を出さないというようなことにはならないんだろうというふうには思いますけども、観光協会としましてもその収入源を得るような方策を考えていかなきゃいけないだろう。そうでなければその実動部隊としての人を雇うことはできないだろうというふうには考えております。雇用創造協議会さんがずっとこうやってこられたのは全額国費で今まで動けたわけですので、かなり自由に、自由にといいますか潤沢に使えたという部分がありますけれども、これからはある程度そのターゲットを絞ったような格好ですする必要も出てくるかもわかりませんが、そういう格好でいきますと観光協会はそのメインを押し出して、そのピックアップした部分で押して行って、行政がその満遍なくといいますかね、その網羅をした格好で助けていくというふうな格好もあるんじゃないだろうかというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。この件についてはまた、その部会も含めてですねいろいろと意見もたくさん出て当然ですし、ゆっくり、急がなければいけない部分であると

思います。私自身は別にその雇用創造協議会をそのまま移せと言ってるわけではなくって、その持ってきた機能というものをねやっぱりなくすのはもったいないな、その機能があつて随分いろんな市の観光行政として進んだこともあるし、新しい芽が見えてきた部分もあるのじゃなかろうかと、それで、その1つの大きなセルモーターを回すのにはですね、本当にそのアンパンマンというすごいもんがあるのになという思いも実はありますので、その件についてはこの観光協会、そして雇用創造協議会の横ぐしについてはまたそういう場ですね少しお互いに議論をねさしていただきたいと思います。

それでは、最後ですけど、最後にですね、いろいろ言ってきました、ああ、ありました、これ画竜点睛ということで市長に答弁をいただこうと思ってちょっと質問をつくらしていただきました。

今回一般質問でも今までの議論を聞いていただいて市長もたくさんお聞きいただいたことと思いますけれども、今すぐにですね結果が出るとかそういうことがあるのかなのかというふうなこと、いうふうにその感じられたかもしれません。でも、香美市がですね合併したときの基本理念は、本当に自分も市長も含めて皆さん合併を推進した者としてですねしっかりと頭の中にあると思います。そして心の中にあると思います。その基本理念であります「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」というものを思ったときにですね、この目標に向かうためにはやっぱり推進するエネルギーが必要で、そのエネルギーとして適材なのは市民、組織、香美市も含めていろんな組織も含めてですねあるわけで、その資源についてはもうこれを、この振興計画をつくるときにですねもうその中にしっかりと書き込まれておまして、この振興計画の16ページから大体22ページぐらいにかけてですね文化的な資源であるとか、自然資源であるとか、観光レクリエーション施設であるとか、宿泊施設であるとか、この中にも書き込まれてない、この間新しく見つけてきた資源もあるわけですね。そして、来年の大河ドラマは平家の話で、これあの平家伝説ね、奥物部の平家伝説なんかもすごく有望だと思えますけれども、いわばそのそういうたくさんのもがある中でもう1つその導火線、私はその導火線の1つはアンパンマンであり、その横ぐしであると考えておるわけですねけれども、それがぽつと火がついたらですね香美市で今皆さんが現在思ってる以上、想定外というのは割と悪い言葉で悪い意味で使われることが多いですけれども、本当にそれぐらいのですねある意味想定外、大爆発がですね香美市では起こり得るというふうに私は楽観的に、希望的にとらえています。

そして、結局我がその香美市議会もですね議会改革推進特別委員会の中で議会改革についてさまざまな検討が行われておまして、住民の声に一番近い議会が議会説明会等で市民の皆さんからの提案であるとかもしくは要望であるというものをね受けて、それによって住民のニーズから政策をつくって、そしてそれを執行部に対して提言して、提案してその執行を促すことができるようになるためにはですね、やはり今以上のより一層のその地方分権の推進とそして議会改革の進展が必要であるわけで、現状というもの

やはりその政策提案については執行部というものによらざるを得ない。これが現状であります。私自身いろいろと提案さしていただきました以上、そのかける汗の範囲で汗もかき、そして発言責任についても本当に十分にとろうとは思いますが、とれないかもしれない部分もあるかもしれません。でも、やはりその導火線、いわゆる導火線にばっとう火をつけるためにはですねできる限りの努力はさしていただきたいと、このように思っております。

そこで市長に対して見解を伺うわけですが、市長みずからの心の中でね、心の中でさまざまな条件が整ったときです、心の中でさまざまな条件が整ったときに、その最後の市長という立場の中で最後のその画竜点睛、ばっとう竜に目を入れるということですね、そのリーダーシップというものをですね市長に対してですね大いに期待しともにやっていきたいというふうにこのように思っておりますので、その点の見解について最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをするわけでございますが、山崎議員、今年の3月議会から、また6月、そしてこの9月と、一貫してこの香美市の観光を本当に訴えてこられてきたわけでありまして。きょうの議論の中でもございましたように、やはり今山崎議員が考えておられる、構想を描いておられることが一つの実現に向けての一つのステップになるような、そういう議論が生まれてきたような思いをいたしております。議論にもありましたように香美市の観光というものにはたくさんの多くの観光資源を持っているわけでございます。山田町は古くからの龍河洞、あるいはまた香北町のアンパンマン、そしてきょうも出てきておりました物部のべふ峡温泉、ほかにも本当に文化的な部分、伝統的な部分、そうしたものがたくさんあるわけですね。

先日、9月10日でしたか、黒代の阿弥陀堂というところへ行ってきました。そこで、月おくれのお盆、盆の盆踊りということでご招待をいただきまして行ってきたわけですが、あそこに、の隣の記念碑に昭和11年か昭和10年代だったと思いますが、そのときに500回記念の祭りをしたというふうな記念碑が残っております。それくらいあれも、あの阿弥陀堂には歴史があるわけですね。地域の人たちが守り、そして盆踊りには地域内外の方々が多く参加をされて踊りを楽しみ、またそのお堂を皆さんで守っていきこうという思いが感じられました。そして、その前には笹のお普賢堂のお祭りにも行きました。それは7月でしたか8月でしたか、そこももうその彫り物といい、そのしつらえといい、本当に伝統のあるいわゆるそういう宗教的なものがございましてけれども、立派なお社、お堂であったというふうに思います。また、ほかにも小松神社であるとかさまざまな文化が息づいているわけでありまして、そうした近代的なものから、やはり古くから伝えられてきておるそういう文化、そういうものを結びつける一つの、どう言いましょう、コーディネートと言いましょうか、そうしたものがやはり今香美市では必要であるというふうなことを常々私自身は思っております。

そのためには、やはり人材の育成も必要でありますし、またそれと同時に組織というものも必要になるわけでございまして、現在そうした活躍をしていただいております、今も議論がございました雇用創造協議会の中には、そのメンバーの中にもそうしたノウハウを持った方たちもおいでであるということも実績として生まれてきております。そうした方々にも今後のこうした観光分野での期待というものも大変大きいというふうに私自身は思っております。

質問の中で、大変難しい言葉で画竜点睛という言葉を変えてご質問をいただいたわけでありまして。私こうしたことには疎いわけでありましてインターネットで調べさせていただきましたが、先ほど言われました竜の、竜に目を入れるという1つの南北朝時代のことが書かれておりました。簡単に言えば最後に大切な部分に手を加えて仕上げをすることというふうに解説をしておりました。私も来年4月を迎えますといよいよ下半期で、に向かうわけでございまして、最後に竜へ目を入れるほどのことはえいせんと思っておりますが、皆さん方のお力をかりながら最後まで務めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時29分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 9 月 1 4 日 水曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日水曜日（会期第8日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松清貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成23年9月14日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 8番 千 頭 洋 一
- ② 20番 山 本 芳 男
- ③ 11番 依 光 美代子
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 1番 有 元 和 哉
- ⑥ 19番 前 田 泰 祐
- ⑦ 5番 濱 田 百合子

会議録署名議員

13番、大岸真弓君、14番、片岡守春君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○副議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。22番、西村芳成君は、所用のため午前中欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告に従い質問を許します。

8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 改めましておはようございます。8番、千頭洋一でございます。平成23年第3回定例会において一般質問の2日目のトップということで若干緊張しておりますが、通告に従いまして一問一答方式にて4点について質問をいたします。

その前に、過日の台風12号による紀伊半島豪雨で犠牲になられた方々に対して衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災に遭われました方々に対してお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧を心からお祈りいたします。

それでは、質問をいたします。

まず、第1点目、自主防災組織の現状と課題についてで質問をいたします。

3月11日に発生した東北地方沿岸部を中心地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5カ月が経過しました。国民全員が改めまして震災の恐ろしさを痛感したものであります。このことは6月の定例会でも申し上げましたとおりであります。過日の台風12号の豪雨で紀伊半島を中心に甚大な被害が発生しました。もしこの台風が豊後水道方面に上陸していたのなら本県も甚大な被害だと思えば他人事ではありません。このような災害に対する心構えの1つとして自主防災組織があり、その必要性、重要性が問われるところであり、巨大地震や大災害が発生すると、がけ崩れ等により至るところで道路が寸断され地域が孤立してしまいます。

そこで質問をいたします。まず、第1点目でございますが、県は2014年を目標に組織率100%を達成を掲げておりますが、本市の組織率及びその活動状況はどうかを問うものであります。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。千頭議員の自主防災組織の現状と課題の中の組織率と活動状況についてお答えいたします。

本市における平成23年8月末現在の組織数は90組織であり、加入世帯数は8,052世帯でございます。全世帯に占める組織率は63.3%となっております。旧町村別に見ますと土佐山田が69組織、香北が17組織、物部が4組織の合計90でございます。また、活動内容につきましては、本市が把握している件数では平成22年度実績で延べ60回でございます。この数値につきましては、市の補助金を活用しての訓練、

市の職員が参加しての訓練、県下一斉避難訓練等に参加した防災会の集計でございますが、補助金を活用せずの活動もあると思いますので、実数につきましてはこれよりかなり多いものではないかというふうに思っております。活動内容につきましては、一番多いのがやはり避難訓練でございます。そして、そのほかには炊き出し訓練や防災学習、初期消火訓練、救急救命訓練、資機材等の点検が活動内容として報告されております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番。8月末で90組織と、これ4月から言いますと2組織ふえたわけでございますね。土佐山田、香北、物部で、土佐山田町が69組織、香北町が17、物部が4といった形でございますが、この、これ組織率はあくまでも世帯数に対しての組織率であると思いますが、例えば自治会組織、香美市には190組織自治会があるわけですがその中から、組織から見ますと土佐山田町では122自治会組織の中で69といった形で大体55%ぐらいじゃないかなと思います。香北が40組織でそのうち17組織と、物部町が28の組織で4、香北、物部はこの自主防災組織ができたのは合併後だと記憶しております。そういったところでまだまだ香北、物部についてはなかなか組織率が伸びてないという状況ではないかと思いますが、ちなみに高知県下の平均が67.7%といった形でございます。既に組織率100%のところは12町村、奈半利町を除く安芸郡6町村、大川村、梶原町、津野町、大月町、三原村、黒潮町といった形でございます。それと、ちなみに香南市なんかは大体84%ぐらいの組織率になっております。特に海岸沿いは津波対策とかそういったところで非常に組織率が上がっておるかと思っております。こういったことから考えましても、本市は逆に急峻な山間地域を抱えているところでもございますので、この組織率の重要性はさらに重要ではないかと考えております。昨日の同僚議員の質問の中でも自主防災組織で参加したのが90組織のうちの39と、43.3%であったということもお聞きしたわけでございますけれども、組織はつくったがなかなかその活動状況がまだまいちと、目に見えないところではないかといったところでございます。県も掲げております2014年目標、組織率100%ということに向けて頑張っていたきたいと、かように考えております。

次に、まだまだその未結成地域の問題点、課題がたくさんあると思いますが、その対応策についてお伺いさせていただきます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 未組織の問題点、課題はあるのか、その対応策につきましてお答えをいたします。

問題点、課題につきましては、1点目といたしまして町内会の組織がなく地域の窓口がない。これは行政からのアプローチするための窓口がないため組織化が非常に難しいという現状がございます。また、学生向けのアパートや新興住宅地、新婚世帯向けの賃貸住宅の多い地域も同様であると思っております。そして、2番目としまして、取り組みが自

治会長の意識に左右されるところでございます。地域に対する声かけの強さは自治会長の意識に左右されるため、取り組みに理解が低い自治会長であった場合働きかけが非常に難しい現状となっております。また、組織の立ち上げや自主防災組織の役員の選任など、新たな仕事がふえることへの拒否感から消極的になる場合も多いというふうに聞いております。それから、3点目につきましては、高齢化が進み担い手がいない、地域の高齢化が進み担い手の確保が難しく、自主防災組織の役割は理解してもらえても実際に組織をつくることまでには至らないといったケースでございます。4点目としまして、住宅が分散しており組織化が難しいと。山間部などでは住宅が点在しており、同時に高齢化も進んでいるという地域でございます。そして、最後に5点目で、自主防災組織が理解されていないということで、そもそも自主防災組織自体の認知が低く設立することでどのような効果があるのか理解されていない地区もありまして、地域での話し合いに長い期間を要しているといった現状もあるようでございます。

対応策につきましては、自治会長会を通じての組織化の依頼や未組織の自治会への直接的な働きかけ等が考えられますが、組織の設立をあまり重く考えず、地域のコミュニティの一部だととらえていただきまして、気楽に窓口となりますまちづくり推進課のほうに声をかけていただければ設立に向けできるだけの支援はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 未結成組織の問題点を今5点ほど挙げていただきましたんですが、その中で確かにその町内会がないと、学生向けが多いとか、それから、1つここで私気になったのは、高齢化が進みその役員さんの選任とかいうのがなかなか厳しいというような問題点もあるようでございますが、この自主防災組織はこの今後30年以内に60%以上の確率で来るであろう東海・南海地震、これに対して、特にお年寄りの多い地域には積極的にこの自主防災組織を立ち上げてお互いに自助、共助、公助、そういったことでやっていかなきゃならないんじゃないかと思うわけでございます。それと、確かにその理解が少ないということも今言われましたですが、私もかつてあるところに自主防災組織を立ち上げませんかという形でお話にある自治会長さんにお伺いしました。そしたら30年もの先のことやき、そんなことわしらに関係ないというようなことを言われましたんですが、いや、何も30年先じゃないですよと、あした来るかもわかりませんよといった形でいろいろ説明させていただいたんですけれども、なかなか理解していただけなかったということでございます。

こういったいろいろ問題があろうと思えますけども、今答弁いただきましたように行政のほうもその自治会長会等で積極的に組織の推進をやっていただきたいということでございます。先ほど1番目にも問いましたように県は2014年に組織率100%を目標にしているという形で、本市もできるだけそれに向けて頑張っていきたいと、かよう

に思っております。ひとつよろしく申し上げます。

次、3番目に、2008年、平成20年の10月4日付の高知新聞に次のような記事があり紹介します。これは山間地に防災基幹集落、地震時などの避難拠点、土砂崩れ対策強化と国土省の方針という見出しで内容がありました。そのちょっと新聞記事をご紹介させていただきますと、国土交通省は、これ10月4日ですけれども岩手・宮城内陸地震で山村が孤立し住民の日常生活に大きな影響が出たなどを教訓に、大災害に周辺の住民も含めた避難拠点になる防災基幹集落（仮称）づくりを進めていくということが明らかになったといった形でございます。2010年度以降土砂崩れ対策など工事を重点的に施し、災害時に役立つ情報ライン、インフラ整備も支援していく考えと。山間部では65歳以上のお年寄りが住民の半数を越すいわゆる限界集落が急増しておると。大規模な地震や台風の際、住民が自力で都市のある平野部まで避難ができず孤立する危険性が年々高まっていると。このため同省は、一定のエリアごとに小集落から距離が近く被災地の緊急避難先になる拠点が必要と判明したといった形でございます。全国過疎指定地域である約6万2,000集落を対象に防災力アセスメントを実施、アセスメントでは旧町村役場や公民館など被災時に周辺集落も一緒に避難できる施設があるか、消防団や水防団の組織率が高いか、復旧工事に使えるパワーショベルや大型トラックなどを所有する建設業者がいるかといったことの調査をする条件が、を評価するものでございます。

こういったことが、これ2008年、平成20年のちょうど3年ぐらい前のことですが、でも新聞記事に載っております、非常に本県に、本市にとっても関心のあるものじゃないかというふうに考えております。急峻な山間地域や限界集落のある本市での山腹崩壊、それに伴い川がせきとめられ土砂ダムが発生し2次、3次の災害も懸念される所々であります。台風12号の豪雨で奈良県の十津川の長殿の塩鶴地区の熊野川で土砂崩れでせきとめられた川の水が自然にできた土砂崩れダムが形成されて、流れる深さが100メートルの谷のうち80メートルの高さまで土砂がたまると、決壊の恐れもあるが重機や放水設備等の搬入もできない急峻な地形であると。きょうの新聞を見ますと、今回のその12号台風ではこの土砂崩れのダムが17カ所何かあると、できたと、確認をされたということが新聞記事に載っております。本市でも、先ほどから申してますようにその急峻な地域にあるところから考えますと非常にその危険度も高いといったこととございまして、そこで、この防災力アセスメント及び防災基幹集落の選定はしているかについて問うものでございます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

この新聞記事につきましては、防災力アセスメント及び基幹集落の選定ということで、事業の当市には実績がなかったものですから県を通じまして国土交通省のほうに確認を行いました。その中で県のほうももちろん熟知、知らなかったわけなんですけれども、

これにつきましては国土交通省が平成20年の8月に概算予算要求をしておるようですが、平成21年度以降のですね予算要求がないということからですね、この事業そのものが実現に至っていないというふうに考えられるところでございます。したがって、本市におきましても防災力アセスメント及び基幹集落の選定は現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 結果から言いますと、その防災力アセスメントは何かされていないといったことではございますが、先ほどの述べましたように本市ではその急峻な地形もあって、もしその災害があった場合には、もう特に香北、物部のほうはもう陸の孤島になるのではないかとということも考えられます。そういったときにいち早くその救助していただけるのがその土砂崩れを取り除く土木建設業者たちではないかなと思います。本市には22の土木建設業者がありまして、土佐山田町に11、香北に3、物部に8の建設業者がおいででございますが、こういった方々にショベルカーとかユンボ等の土木建設機械を大いにもうフルに利用していただいて、災害のあったときにはいち早くその復旧に、応急処置をしていただきたいということを考えております。それと同時に、個人でですねそのユンボ等も持っている方も中には何人かおるとは思いますが、そういったことのリストアップなんかも作成して、もしその災害で山腹の崩壊等のときには速やかに応急復旧をしていただけることが必要ではないかと思ひまして、国では何かやってないんですけども本市としてはそういったことは必要でないかと思ひます。そういったことをちょっとお伺いしてます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

やはりそういった土砂崩れが発生した場合、機械を使つての崩土の取り除きというのは有効であるというふうに考えます。それぞれ香北、物部、山田という形で建設業者さんはおいでですけれども、その業者さんにはですね日ごろから通常の小災害等におきましても崩土の取り除き等の業務をですねお願いしているところではございます。また、この業者さん以外にも、例えば森林組合や等でですね重機を持っている方もおいでだと思いますので、災害発生時にはですねそういった組織も使えるだろうというふうには思っております。ただ、個人となりますと、いろんな災害時においてですね危険性も伴うということも出てきますので、そういった観点からなかなか個人にですねお願いするということは難しいかもしれませんけれども、例えば自主防災組織等の中でですね、集落の中でそういった重機を持っておる方をですね把握していただいて活用するとかですね、いう方法はですね十分に考えていけるのではないかとこのふうには思っております。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今ご説明いただきましたが、確かにその建設業者さん、それ

から、土木建設業者さん、それから森林組合さん等々にまたひとつぜひご協力をお願いしたいなと思います。ちなみに地域防災力、危険管理能力の自己評価総合点というものがあましてちょっと調べてみましたら、この100点満点で第1位は東京でございまして69.4点、2位は埼玉県で69.1、3位が石川県で66.5と、ずっと行きまして高知県は42位、31.6といった形でございます。もう下から数えてもずっと早いところでございますが、全国平均が43.6と、43.5ですか、済みません、43.5といった形になっておりました。日ごろからこの防災に対しては皆さんが関心を持ってやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、次に移りますが、その4番目として、自主防災組織の補助金の増額を考えてないかということでございますが、自主防災組織は世帯数の多い組織と比較的世帯数の少ない組織とがありますが、このそれぞれ本市の場合は限度額が50万円といった形になっておまして、その資機材購入等にも苦慮しておるところでございます。香美市の場合は基本的に22万円とそれから1世帯1,600円、限度額50万円といった形で、逆算してみますと175世帯ならばちょうど50万円になるんじゃないかなといった形でございますが、ちょっと用があまして、隣の香南市さんにちょっとお伺いすることがありましたのでそこをちょっと聞いてみましたら、香南市さんの場合は世帯数に応じてしております。組織が50世帯未満ですと40万円、それから50から100未満の組織ですと50万円、100から200未満ですと65万円、200から300未満やったら80万円と、300世帯以上やったら100万円といった形になっておまして、私もちと何か最後にこの100万円という数字が物すごく気になって見てまして、いや何でこんなに多いのかなあと言ったら、香南市さんの場合は、の場合は本市と違って逆に津波対策も非常に大きな問題じゃないかといった形でこういった100万円になってるんじゃないかなあと思いましたが、こういった世帯数によって何か分けられておるようでございます。

このような形で本市でも大きい集落、組織と小さな組織とありますが、このことについて非常に苦慮をしております。当初予算でも本年度は384万円といった形でございますが、今回また補正予算で50万円の何か追加があるようでございますが、ぜひその補助金の増額の考えについてお伺いさせていただきます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

自主防災組織への補助金につきましては、今議会で補正予算を採択いただきましたので見直す予定といたしております。具体的には、みんなで備える防災対策事業補助金の中で組織の整備につきましては先ほど千頭議員のほうからもありましたように均等割が22万円、世帯割が1世帯1,600円で補助の上限が50万円以内となっておりますが、この場合175世帯で上限の50万円に到達することとなります。今回の見直しの中でですね175世帯を超える組織につきましては、組織の実情等を考慮しまして市長

の認める範囲内で補助額を決定できるように補助金交付要綱のほうを見直していきたいというふうに思っております。

また、活性化事業につきましても、175世帯を超える場合、市長の認める範囲で補助額を決定することとしております。現在活性化事業につきましては、条例上は3万円以内というふうになっておりますけれども、これは政策企画財政課等の話し合いの中で現在は2万円を上限に交付しておりますけれども、新年度の予算につきましては、この枠につきましても担当課といたしましては予算要求はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ひとつよろしく願いをいたします。

次に、地籍調査事業のその後についての質問をいたします。

平成8年、平成9年で実施しました香北町美良布、下野尻、太郎丸地区の各一部地区の地籍調査事業は、国の認証を受けているにもかかわらず登記所に送達できていないということはこの平成22年の6月議会でも質問しましたが、そのときの答弁といたしまして職員を専従させ解決していくといった形で行っていただきました。その後もう1年経過いたしました。その後の進捗状況等はどうなっているかをお伺いします。

○副議長（小松紀夫君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） おはようございます。千頭議員の法務局送付のおくれについて進捗状況をお答えいたします。

送達時期につきましては、努力をしておる中で関係地権者の方にはご迷惑をかけておること、この場をおかりしましておわび申し上げます。現在、地権者、権利関係などの移動確認を要約書にて行いその作業は完了いたしました。今平成8年度、平成9年度ともに土地所有者の戸籍調査を行っています。並行しまして公図と地積図とその整合性を確認する作業を進めています。法務局送達時期につきましては、相違箇所再調査、そして再測量、所有者への同意事項も伴うことから明確にお答えすることはできませんが、できる限り早期の送達に努めたいと考えております。なお、ご質問の中で平成9年度は認証を受けておりませんのでご報告をさせていただきます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この平成8年度にしても余りにも時間がたちすぎておりますので、またいろいろ相違点、また変更点も出てきつつあるようでございます。私も地元の方にちょっと聞いてみますと随分また変わって、またやり直さないかんじゃないかというような状況になっている箇所もあるようでございますが、なかなかいつかと言われても、なかなかできるだけ早くといった形のご答弁いただきましたんですが、本当にもうこらあどうしたもんかなと非常に困っておるところでございます。1日も早い法務局のほうへの送達をお願いしたいと。国の認証も受けているということでございませ

たので、その時点でもう既に早急にやっておけば大した問題もなかったんじゃないかなといった形でございます。

次に、このおくれたその問題点、対策等はどうして、どのようになっているかということについてお伺いさせていただきます。

○副議長（小松紀夫君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。まず、問題点そしてまたその対応につきましては、長期その遅延、これはもう現実の事実でございます。所有者の説明、そして現地再立会の調整、またほか地区、これだけじゃなくってほかの地区の業務遅延の処理などもございます。まず作業内容が通常業務より困難さがある、そして作業時間が多く必要な課題があります。現人員による作業分担の配置が重要でありまして、通常業務も若干の見直しをしながら縮小して、経年業務は同時進行しております。どうしても3カ年で法務局送致の業務から言いますと一定の業務も分担せざるを得ないのが問題となっております。この対応策につきましては、各遅延業務を分担しその対応に重点を置いておるということでございます。業務の見直しによりまして新規調査箇所を縮小を行い、臨時職員による作業応援を行って業務に対処しておるのが現状でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） このおくれた大きな問題点は、私が承知をしているところによりますとその赤線、青線の幅員の問題、赤線が91センチ、青線が60センチ、これの確保をしなければならぬといったようでございます。当時香北町でやったときはもう現況でやっておったといった形で、実際赤線が90センチ以下のところもあったようでございますし、青線なんかの場合にはもう水路の末端に行くともう本当水路幅はもう20センチもあるかないかと、平ぐわが入るか入らないような狭い水路もあったようでございますが、それがすべて60センチをとらないかんとといった形になっておったようでございますが当時は現況でやってたということを知っておりました。そういった問題もあってなかなかその法務局へ送達ができなかったという話を聞いたことがあります、その点についてこのおくれた箇所、これはその現況でいくのか、やっぱし県の土木部長の通達ですか、指針のように赤線は91センチ、青線は60センチという基準をとられるのか、その点についてお伺いさせていただきたいと思っておりますけども。

○副議長（小松紀夫君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。そのお答えにつきましては、今までの県通達、それを励行するという部分とですね、今赤線、青線のないような箇所も現実に現地調査がされております。そこについてはですね、やはり今その通達の部分で修正をかけていくと。そして、今まで立会が完了して同意事項が伴った幅員が不足する部分、これについてはもう一定そのまま進める区域も、ということで進めております。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 3番、3点目として、今後の見通しについてはどうなってる

かということでございましたが、この件は最初に、1番目にご答弁いただきましたのでこれはもう省略させていただきます。

次に、太陽光発電の推進について再度質問をいたします。

東日本大震災で東電の福島第一原発事故以来、原発の稼働が非常に厳しくなり、種々の節電対策が講じられて大停電は回避されました。四国電力においても三号機、89万キロワットがこの7月に再稼働の予定でございましたが現在も停止をしたままで、一号機、56万6,000キロワットは9月4日に運転を停止し定期検査に入りました。ほんで、12月の15日に定期検査を終了し営業運転の予定といった形でございますが、伊方のほうはなかなか簡単にはその営業運転はできないんじゃないかなということになり、また、今現在伊方で唯一稼働している二号機も来年の1月には定期検査に入ると、そうすると三号機、3基ある3基とも全部停止になると。また、今国のほうでも、将来原発の再稼働は安全面から考えると非常に厳しい状況であります。また、地元の同意も得て計画通りの再稼働ができるか、安全評価実施等もあり今後の日程は不透明であると。

その対策の1つとして、すぐにはいかんと思えますけれども年間日照時間が2,183時間、全国で第2位、これは平成20年度でございますけれども、の日照時間がある本県でございます。また、その供給電力対策の一端として太陽光発電が推進が上げられております。昨日の新聞なんかにも大々的にその記事が載っております。

そのことについて、まずお伺いします。

1点目では、耕作放棄地解消の一手段として太陽光発電の設置はどうかといったことでございますが、この件について私ちょうどある方に呼ばれまして現地へ連れていかれました。ここやったら大体3反ぐらいあると、それから隣を合わせたら大体1町ぐらいあるから、ここを何か太陽光発電のあれをしたらどうだろうかといった話もされました。日当たりはなかなかいいところじゃといったことでございますが、本市としてのこの太陽光発電の設置についてはどのようなお考えかをお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 千頭議員の耕作放棄地に関しましてお答えを申し上げます。

原則としまして、農地に発電施設を設置するということは難しいというふうに考えます。するとすれば規制緩和が必要というふうに考えております。農地転用がまた、また、農地転用が想定外の規模で広がりますと農村崩壊にもつながりかねないという心配がございます。農水省では規制緩和には消極的というふうにとらえております。耕作放棄地でも農地転用につきましては都道府県知事の許可が必要でありまして、駅の近くなど市街化が著しい地域以外では高い公益性がなければ許可できないというふうにされております。ちょっとネットで調べますとですね、静岡県では点在する耕作放棄地に発電施設を設けて、近くにありますがその温室メロンの栽培などに活用するというような電力の地産地消を検討中というふうに聞いております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この耕作放棄地の解消の1つとしての太陽光発電設置はどうかということは、ある面その太陽光発電ではその広大な面積やなくてもいいと、小さな面積でもそれを幾つかその電線で結んでやっていけば十分やっていけるといったことも言われました。そういったことから考えまして、ぜひともこの太陽光発電をしてはどうかという考えでございます。

2点目といたしまして、その一般家庭設置に対しての補助金の助成の考えはどうかということに質問を移させていただきますが、これにつきましては6月議会でも私も、また同僚議員も質問しました。答弁としましては、香美市としましても国の動向や他の県内の自治体の動向を見ながら補助金について検討していきたいというふうに思っているという答弁をいただきました。昨日の高知新聞でも県内太陽光発電6,000戸を突破という見出しで記事があり読まれた方も多くおられると思います。原発事故を受け普及加速、福島第一原発の事故によるエネルギー需給の不安への関心の高まりを受け、県内でも太陽光発電の設置数が急増と、7月末までに6,000戸を突破した。震災後、4月からこれまでにないペースで設置が進んでいると。県内の一般的な設置費用は1キロワット当たり約60万円で、普通の家庭で一般家庭で4キロワットを備えれば標準的であり、それが60万円の4掛けて240万円になると。これに対して高知県内5市5町が補助金制度をつくっております。南国市でも補助金制度をこの6月からの受け付けを開始しましたが、予想以上の申請があり予算額を1,000万円にもしたといった記事が載っております。ちなみに一番多いところは梶原町で1キロワット当たり20万円、限度が上限が80万円、4キロワットで80万円と、次が東洋町の15万円と60万円、あと安芸市とか四万十市等が、それと土佐市ですか、3万円の1キロワット当たりで12万円、中土佐町、津野町が5万円の20万円ないし、中土佐町は25万円、一番少ないところでも安芸市、四万十市、それから土佐市、ここが1キロワット当たり3万円の補助金で上限額が12万円といった形でございます。だんだんと太陽光のその性能もよくなり単価も価格も若干下がってくるといった形で、国の補助金もちょっと下がりつつあるようでございますが、高知県も補助金を出しておるといった形で、この5市5町もそのようにしておりますので、本市の補助金制度の見解はどうかちょっとお伺いさせていただきます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

太陽光発電に対する補助金につきましては、先の6月議会の中でも一定検討していくというふうに答弁をさせていただきましたが、この補助金につきましては、これまでも財政当局に対しまして予算要求は行ってはおりますが実現には至っていないというのが現状でございます。担当課といたしましては、新年度予算にも引き続き予算要求をし

ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今のご答弁いただきまして、ぜひともそのような形にしていただければと、かように考えております。

最後になりますが、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてであります。

県は、日本一の健康長寿県構想を企ててさまざまな施策を展開していますが、その本市もその基本的な取り組み状況についてはどうかといった形でございます。実は、県のつくりました平成23年度のPR用のパンフレット、日本一の健康長寿県構想という資料ありましてこれを見さしていただきましたんですが、このことにつきましては県民の皆さんが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続ける高知県を目指して、健康、医療、福祉の各分野の本県の弱みを分析し、これまで取り組んできた対策に新たな取り組みも加えて、平成22年に取りまとめました。構想策定から1年が経過して、策定後さまざまな変化にも的確に対応しながら、より政策効果が上がるようにと、どのように考えていくかで次の視点を構想しているという改正版をしたといった形で4つの項目がありまして、その1点では、この1年間の取り組みの検証を通じてより実効性を高めると、県民のニーズに迅速に対応する、人口の減少や高齢化の進行の対応策を一層強化する、医療技術の進歩や国制度の変更などに速やかに対応するといった形でございます。ちょうどこれは県がつくっておりますが、ちょうどこれを香美市に置きかえてみても非常にその的確に得てるんじゃないかなと思っておりますが、本市の取り組みの考えをお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） おはようございます。千頭議員さんの1点目の健康な安心しての地域づくりに関しまして基本的な取り組みということでございますが、健康長寿日本一の構想に載っております、ともに支え合いながら生き生きと暮らす高知型福祉4項目というのがございます。それぞれ取り組む内容がこの4項目につきましては多岐にわたってるところですが、その中の「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」ということになっておりますが、この「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」ということでは、香美市におきましては高齢者が元気で生きがいを持って暮らしていくことができるよう老人大学の開催、また老人クラブ活動への助成等を行って生きがいづくりをさせていただいております。また、市内約50カ所に組織を現在しておりますが、住民主体の健康づくり、また生きがいづくりのための高齢者の集いというのがございます。こちらのほうを引き続き集いの継続、発展に支援をしていきますとともに介護予防の面でも健康教育等にも役立てていきたいというふうに思っております。

また、介護が必要になりましたも安心して暮らすことができますように、地域包括支援センターを中心としまして社会福祉協議会などとの連携のもとに情報提供、また相談、

そして支援体制を引き続き確保していきまして、地域で末永く健康で暮らしていけるような形をサービス、またサービスの提供に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この日本一の健康長寿県構想、この資料の内容を見てみますと、本当に県内のその状況が一目してわかるといったことでございます。これをそのまま転用するというわけでもないわけですが、一つはこれをもとにしてですねこの香美市、本市のそのこういった長寿県構想の一つ冊子をつくってみてはどうかかなということも考えております。非常にこの現実をきれいにとらえてくれているということをおもいますが、ほんで、そういったものができたらこれを一つ香美市のその長寿県構想の、香美市の構想の一端として香美市のそのバイブル的な存在になりはしないかなということをおもっております。先ほど答弁いただきましたように老人大学、老人会、それから健康づくり、そういったことをやられておるといった形でございますが、本当にもう今の方々はもう孤独の方が非常に多いといったことございまして、ぜひそういった老人大学、老人会、そういったところで積極的に参加していただいて、お互いにその話し合いの場へ参加できる形をとっていただきたいというふうに考えております。

次、2点目に、高知型福祉の実現に向けての4項目ということがこの中に書かれておりますが、そのことにつきましてどうかという形で、ともに支え合いながら生き生きと暮らす高知型福祉の実現ということが載っておりますが、このことについてどのような考えを持ってるか質問させていただきます。

○副議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。千頭議員のご質問にお答えします。

高知型福祉の実現に向けて4項目をどう考えているかということでございますが、中山間地域などでは子育てや介護、自立支援などのニーズがありながらもそれぞれのサービス利用者が少なく、また地域での支え合いの力が弱まっており、全国一律の福祉制度のサービスだけでは必要なサービスが行き届かなくなっている。こうしたそれぞれの地域の実情を踏まえ、子どもから高齢者、障害者などすべての住民が住みなれた地域で安心してともに支え合いながら生き生きと暮らせる高知型福祉の実現を目指していく取り組みとして高知県が4項目を掲げております。

その1、「ともに支え合う地域づくり」としましては、来年度から作成したいと考えています地域福祉計画を策定する中で、あったかふれあいセンターなど地域福祉の拠点を中心にして地域の方々や民生委員・児童委員など官民協働で地域の実情やニーズに応じて住民のマンパワーを生かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを考えていきたいと思っております。また、民生委員・児童委員活動の充実として民協の定例会への参加や支援を必要とする高齢者や児童等の現状や課題を情報共有するなど連携の強化に取り組みた

いと思います。また、セーフティネット施策の利用促進として、生活福祉資金貸付制度や生活保護などを適切に実施し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動はもとより福祉事務所、ハローワークなどの関係機関が連携を密にして、支援の必要な方が適切に利用できるような制度の周知を図っていきたいと思います。

その2、「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」としては、現在行っている住民主体となった介護予防や生きがいつくりの取り組みを推し進めていくとともに介護予防の地域のリーダーの育成も重要となってきます。また、民生委員・児童委員が中心となっていて行っているひとり暮らし高齢者等の見守り支援も引き続き取り組んでいきます。また、地域におけるニーズの把握、そしてそれを分析、検討し総合的な支援を提供していく取り組みなどが必要になってくると思います。また、介護サービスの充実、確保として第4期介護保険事業計画に基づく施設整備を進めます。

その3、「障害者が生き生きと暮らせる地域づくり」としては、地域生活の支援の充実に努めます。障害者相談支援事業による専任の相談支援専門員を配置しており、障害者や保護者からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行っています。また、香美市障害者自立支援協議会や支援部会が中心となり地域のニーズを把握、集約し、必要なサービスの確保や相談支援事業でかかわっている困難ケースの支援策などを協議し、支援体制の充実、強化を進めています。また、発達障害の早期発見、早期療育の支援として、香美市障害児・者支援体制整備事業により香美市における発達障害児を含む障害児について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図っており、引き続き取り組んでいくところです。

その4、「次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり」としては、児童虐待への対応などがあり、香美市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童などの早期発見と適切な支援を行うため、学校、保育、民生委員・児童委員などの関係機関が情報を共有し、支援内容を協議し支援に取り組んでいます。また、ひとり親家庭等の自立支援として、母子家庭への自立支援事業費補助金の支給や子育て支援短期利用事業などの支援を行っています。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。千頭です。それぞれ4項目についてご答弁いただきました。この今答弁いただいたことが実現できますように、積極的にご尽力いただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（小松紀夫君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。副議長のお許しをいただきましたので、一般質問を総括方式によりさせていただきますのでよろしくお願いを

いたします。

私は、今定例会に2点の質問を通告をいたしました。それでは、通告順に質問をさせていただきます。

私は、常日ごろから市民参加のまちづくりを進めていくべきと思っております。そうすることで第1点目といたしまして、地域活性化対策についてを質問をさせていただきます。

さて、まちづくりとか地域を活性化する事業といいますと行政が立案され実行するものといった行政主導型が、のものが連想されがちであります。行政主導型では市民を引きつける力が弱く余り成功例が多くないようでございます。そこで、こういった状況の中で本市の施策といたしまして、住民を引きつける施策でございますが、これは、地域づくり振興助成事業費助成金を推奨し、支援する事業が進められております。内容を見ますと地域活性化のためのまちおこし、人おこしを推進することを目的に団体、グループが行う事業に対して助成すると。また、対象といたしまして自由な発想や創意工夫に積極的な地域づくりをしている市内の団体やグループ、また、この助成率を見ますと75%から100%で最高限度額は50万円となっており、少子高齢化の続く中、地域が魅力あるまちづくり、地域づくりを進めるために新たな発想、それぞれの独自の地域づくりを、の課題を見据え、地域に見合った政策を進めていき、地域住民が独創的に行う活性化を推奨し支援する事業であると理解しております。まさに地域活性化こそ本物の活性化であり、支援を続けることによって1つの産業が育っていき地域雇用へとつながっていくのではないかと考えます。住民の自治意識を向上させ、住民の自発的参加によりまさに住民参加のまちづくりにつながってくると考えております。

そこで、9月の広報香美に地域づくり振興助成事業費助成金（2次募集）として出されておりました。この現在の制度事業の進捗状況をまずお聞きしたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、本庁舎の活用についてでございます。

ご案内のように庁舎建設においては、旧庁舎に、旧庁舎は狭隘で老朽化、安全面の問題、本庁機能を6カ所の事務所に分散され、分散化は職員の意志の疎通や連携を阻害し、安定した行政サービスの提供、安心して市民の生活を送ってもらうためと、建設に当たっての最大の理由であり、その庁舎も現在駐車場の外構工事も急ピッチに進められ10月下旬にはすべて完成する予定で、10月の29日には香美市庁舎新築落成記念事業実行委員会による落成記念事業も計画されております。言うまでもありませんが、先ほど申し上げました建設に当たっての最大の理由を、理由も解消され、今後は一番大事なことであります職員の意志の疎通、各課の連携を図り、市民サービスの向上に努めて市の発展を願うところでございます。

さて、その庁舎の活用でございますが、庁舎は市の職員の執務される場所でありますので職員また市民によっては職員のものであり主人公は職員であると理解されておられる方もいるかもしれませんが、本来は市民が主人公であり市民のものであるという発想

のもと、市民により多く利用する機会を与えるべきではないかという観点から2点質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、庁舎ロビーの一定の場所を市民作品の発表の場に開放してみてもどうかであります。

これは担当課としてもさまざまな構想は練っておると思いますが、1点提案をさせていただきたいと思います。例えば市内では短歌、俳句、生け花、絵画、またこれに加えて小・中学生の作品の、など趣味にされている方がたくさん住んでおられますが、発表する場が余りないと思いますので例えば1週目は生け花、2週目は写真展とか、こういうふうなロビーの一定の場所を開放すれば住民にとって親しみを持てる市役所になりますし、文化の向上にもつながってくると考えます。同好の士が集まり楽しめる市民の庁舎であると認識が高まってくると考えますが、この市民の発表の場に開放することについていかがかお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 山本議員、2問目の②、はい。

○20番（山本芳男君） 第2点目といたしまして、駐車場の休日の開放であります。

これは旧庁舎におきましても閉鎖することはないと、しておりませんので閉鎖することはないと思いますが、今の現状で現在の仕上がり状況を見ますと閉鎖するような可能性も見えてきてますのでこの辺はどのようにされるかお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山本議員の地域活性化対策につきましてお答えをいたします。

地域づくり振興助成事業でございますが、この事業につきましては市内に活動の拠点を有する団体が行う地域づくり振興助成事業でございます。人材育成とまちおこしに資すると認められる各種事業に対し予算の範囲内で助成金を交付するものでございます。平成18年度から平成22年度までの5年間で26件を採択をしております。豊富なメニューがございまして、比較的制約も少ないことから多種多様な事業に対応できるというふうに思います。これまでも特産品の開発や地域の活性化事業、環境対策事業等多様な事業が実施されておまして、一定の成果が上がっているものと思っております。本年度につきましては、広報4月号にて1次募集を行い2件の申請がございました。申請内容は、シカ肉の特性とユズの機能性を取り入れた新たな特産品づくり、そして2つ目が香美市内の独身男性に出会いの場を創出する婚活イベントでございます。選考委員会の審査の結果、2件ともに採択となりました。本年度の予算につきましては200万円を予算計上しておりましたが、予算枠が残り100万円あることから9月号にて2次募集を行っております。この制度を積極的にご活用いただきまして、地域づくりに生かしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山本議員の本庁舎の活用につきまして答弁させていただきます。

1点目、正面玄関を入った場所につきましては、市民ホールという位置づけで新庁舎では考えております。そういうことでございますので市民に利用していただくことを念頭に利用規程の作成の準備を進めていきたいと。まだ完全に完成しておりませんので、完成をする、竣工するまでの間には作成をしまして、11月以降ですねその規程に沿って利用していただくというようなことを現在検討、準備をしているというところでございます。ただ、選挙のときにはですねこの市民ホールを期日前投票所として使うとか、それからまた2月の税の申告の時期にはですね納税相談の場所としても使うよう、そういう形で設計もしておりますので上手にですね市民の方と、それから行政のそういう選挙とか税の納税相談とかいう時期時期に合わせてすみ分けをしながらですね上手に活用していきたいというふうに考えております。

また、駐車場はですね、休日でも戸籍の届け出等で来庁されるお客様がおられますので施設はいたしません。市民の方々に買い物の際にですね一時的に使っていただくことに、ことはよろしいんですけども、市の主催する会議とかですね、近くに中央公民館でございますので中央公民館の行事等でこの駐車場を使うとかいうことも、場合もありますので、一定のですね制限の中でお使いいただくというような形になろうかと思っております。無制限に自由にですね休日は市役所しやせんき勝手に置いてもえいろうということではなくって、そういう市の行事とか等踏まえながらですね上手に使ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 山本芳男君。

○20番（山本芳男君） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

この地域づくりの助成事業につきましては26件、平成18年度から平成22年度採択ということで、4月からは2件採択されたということで、現在100万円残っておるということで今回2次募集ということで、この事業につきましてはやはり地域による地域の知恵比べ事業みたいなニュアンスに持っていけばいいと思います。助成に当たっては当然計画書の提出もされて、提出された計画書を審査され、これはユニーク性、経済性、また振興寄与、緊急性等などの観点から合格された事案に対し補助されていると思います。この合格の可否につきましては審査員は、としておられるか、また、多分これ担当課の決定でやられていると思いますので、そうであれば審査に当たっては地域の活性化の考え方、またランドデザインの描き方、企画の立て方、また具体化するための道筋をどう見出すかであります。地域活性化に不可欠な能力の育成、地域の活性化活動

の原動力となる地域職員の、地域と職員の連携するには当然職員の資質の向上が必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、全国でもこういうような事業はやっておられまして成功しているところが随分、メジロ押しにこう成功されているところもございます。やはりそういうところへも視察研修に、中堅リーダーを育てていかななくてはならないと思いますが、その点をお聞きいたしたいと思います。

まず、この事業は、やはり本市にもやはり働く場がないというのが最大の課題でございますので、この事業をやはりそういう産業につなげるような事業になっていけばと思っておるところでございますが、この団体におきましてはそれぞれの農協の婦人部とかそういう方らも対象になると思いますので、そういう団体にも呼びかけてそれぞれの婦人部の、地域の婦人部の方もおりますので、多分この事業についても余り周知してない、知らない方も随分おられるんじゃないかという私も懸念をするところですが、やはりそういう団体にはやはりこういう事業もありますので積極的に使っていただき、していただくように呼びかけもやっぱりしていかななくてはならないと思います。何と言っても雇用の場をつくるというのがもう最大の香美市の課題でございますので、こういう事業によって雇用が生まれてくればもうすばらしいことじゃと思っておりますので、その点もひとつよろしくお聞きしたいと思っております。

その次に、庁舎の活用につきましてですが、市民のホールということで市民にも活用していただくということで、今現在そういう規程的なものをつくっているというところでございますので、例えば今例に私が申し上げましたこういうことも可能ということでご理解していいでしょうか。また、このこういうことをすることによりまして、例えば短歌、俳句なんかにつきましても香美市内では5句会ございますが、そういうのをやはりこの市民ホールに展示して、展示というか発表すればそういう方も集まって、また交流も深めていけるというようなことができると思います。また、写真展なんかはかなりこの山岳観光的な写真を、すばらしい写真が、例えば物部の文化祭なんかにも写真が展示されております。これはやはり香美市内でも知らないような、そういう観光施設があります。そういう、やはりこういう場所へ、で発表することによって地域の観光施設もこういうところがあったかというような感じで広がっていくんじゃないかと、観光面にも広がっていくんじゃないかと思っておりますのでその点をお聞きしたいと思っております。

以上で2回目を終わります。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山本議員の2回目の地域づくり振興助成事業につきましてお答えをいたします。

委員を含めた視察研修につきましては、現在までは視察は行ってないと思っておりますので、今後ですね検討はしていきたいというふうには思っております。

それと、産業の育成ということで最終的に雇用につながってくるんでは、つなげる取

り組みができるのではないかということで、まさしくそのとおりでございます。この事業を使っていただいでですね雇用につなげ、つながるような取り組みができればですね本当に素晴らしいことであるというふうに感じております。

それから、助成制度の周知につきましては、本年度は4月の当初に補助金ガイドもこしらえまして自治会長さんの皆様にもですねお配りしてるというところもありますが、なおですね周知の方法につきましては、今後どういった周知ができるかということですね課内でも検討をしてみたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。議員のご提案を生かす形でですねより広く市民の方々にお使いいただけるように、そういう形で利用規程を作成していきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） はい。

○20番（山本芳男君） それぞれご答弁をいただいたということで、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小松紀夫君） 山本芳男君の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○副議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子でございます。通告に従って3点質問をさせていただきます。

最初に、私のライフワークづくりの1つである、済みません、私のライフワークの1つである住民の健康づくりについてお尋ねをいたします。私は、住民が住みなれた地域で安心して住み続けることができ、香美市を県下一の健康長寿の町になることを願い質問をいたします。

健康長寿を迎えるためには、住民の健康レベルを上げることに尽きると考えます。担当課も日々保健事業が重要であると努力をされておりますが、なかなか効果が上がらず苦慮しておられることと思います。昨年度末、3月議会で健康長寿や医療費の適正化に向け平成23年度に特に力を入れるべきは何かと質問すると、特定健診の受診率アップが課題であるとの答弁でした。その特定健診の受診率アップをさすため、今年度は新たな事業として健診の必要性や目的を啓発するために国保調整交付金の保健事業を活用して全戸訪問を行い、特定健診の受診勧奨に力を入れていると聞いております。その取り

組みの成果と所感及び住民の反応などについて順次お尋ねをいたします。

最初に、この訪問に同行する健康づくり婦人会や健康づくり推進員はその地域の委員さんですか。また、対象戸数は何軒で不在宅は何軒ありましたか。その不在宅への対応についてと、訪問時の住民の反応やどのような声がありましたか。そして、今後その声をどのように生かすのかについて聞かせてください。

2つ目に、訪問活動を終え期間が余り経過しておりませんが、健診受診率は昨年同時期、8月末と比較し変化はありましたか。この特定健診に取り組み始めが平成20年度です。この年には受診目標は40%でした。このときは大変よくあの地域でも声を聞きました。特定健診行ってね、こうこうして健診が始まるから行ってねとか、いろんな団体やいろんな方に声がけとか、そういう活動が本当にあちらこちらで私も耳にしたことでした。その取り組みのおかげで36.1%でした。翌年、平成21年度は目標が45%と上がりました。しかしながら、その特定健診という声をほとんど聞かなくなりました。やはりそれと同じように結果も下がっていき33.5%となりました。そして、昨年の平成22年度、40代から50代の働き盛りの方に、死亡率が高い、健診率が低いということでここにポイントを置いて受診勧奨に力を入れました。受診目標は55%でした。結果は35.5%と少し上がってきました。今年は60%を目指しております。8月末で変化はあったのでしょうか、お聞かせください。

また、今年取り組みを強化することで本年度の健診受診率目標60%にどれだけ近づけることを目指しておりますか。あえて近づけるっていうことをお聞きするのですが、実は目標っていうのは達成するためにあるんですけど、過去ずっと目標になかなか届かない。それで話しさしてもらおうと、それは無理やからということ平然と皆さんおっしゃるんですね。だから、あえて今回どれだけ近づけることを目標にしておりますかということをお尋ねさせていただきます。

3点目、次は特定健診ではなく胸部レントゲン検診についてお聞きします。

近年、高知県内では結核患者がふえてきており、香美市でも同じ状況です。胸部レントゲン検診の検診率の低下と関係があるのではないのでしょうか。合併後からの検診受診率を調べてみますと、平成18年度では60.7%、平成19年度では57.9%、平成20年度は56.2%、平成21年度は53.8%と年々下がっております。そして昨年は52.1%でした。と、このように低下している状況でございます。この原因は何か検証しておりますか。今年どのような取り組みを強化しておりますか。また、このレントゲン検診の受診率目標はどれぐらいに設定しておりますか、お聞かせください。

4点目、住民の健康づくりは特定健診や他の健診の実施と並行して、住民の健康レベルを上げるための健康への意識づけや声がけが欠かせないものと考えます。住民が自分の健康は自分でつくる、またつくろうとするという意識づけができれば受診率アップにもつながると思います。先日視察に行きました梶原町では、受診率をアップさせるために行政だけでなく住民と協働による健康づくりに取り組み効果を出しております。平成2

2年度の受診率目標は何と80%です。その80%のところ達成率は74.8%で、県内1位でありました。この梶原町視察の報告書は、議会初日に皆さんに配付をさせていただきました。なお、担当課長には先日資料を渡してありますのでごらんになっていただけたと思いますが少し説明をいたします。

梶原町では、受診率向上を目的に昭和52年に住民組織による推進員制度を始めました。区長の推薦による20世帯に1人の推進員を選定し、任期は3年です。最初の1年間は健康についての研修を年4回受けます。そのことにより健康についての関心が高まり、自分たちで健康でなければいけないという意識が芽生えてくるそうです。その推進員の仕事は健診の準備や手伝い、そして対象者への問診票などの個別配布などをします。また、健診当日は1人がもう1人連れてくる、まろやかな声がけ活動ということを行っておるそうです。当日、地域の声を聞くため、役場の近所に3人ほど知人がおりますので少しお話を聞かしてもらいました。そうすると、その方は、「推進員制度はありがたいと思うちゅう。健診が面倒と思いきや行かずにいると、近所の推進員さんのほうから健診に行ったかねと声をかけられるから行かざるを得ないし、その行くおかげで元気になれる。また悪いところも早くに手だてができる。そしてまた、その声がけで話もできるしねえ、うちは」、うちはというのは梶原町ということですよ、「うちは役場が上手に住民力を使うがよ」とうれしそうな笑顔で話してくれました。この住民力っていうのはこの健康づくりもそうですが、梶原町では水道やごみのことにもこの住民力を使って住民と協働ということで取り組んで、いろんな面に成果を上げておりました。そういうこともちょっと聞かさせていただきました。また、推進員さんになった方は、「研修が自分自身の健康に気をつけなければいけないという意識になり、以前より元気になった。また、地区を越えて推進員と仲よくなり交流ができた」と喜んでおりました。そして、町外から転居してきた人が推進員になったことで隣近所の方たちとも知り合いになり親睦もでき、自分の健康についても意識をするようになりよかったということでした。

梶原町では、自分の健康は自分で守るを合い言葉に、予防重視を基本にした住民と協働によるこの活動は35年継続され、現在では健康文化の里づくり推進員は累計1,334人となっております。梶原町では、この推進員活動のおかげで受診率は高くなり、がんで死亡する人も少なく元気な老人が多いということです。香美市でもモデル地区をこしらえて取り入れてはどうかと考えますが、課長の見解についてお尋ねをいたします。

次に、受診率を上げるには健診の必要性や啓発活動と併用して、もう1点は住民が受けたくなる健診、そういった工夫も必要ではないでしょうか。常に社会も人の考え方も変化をしていることを意識し、住民のニーズを素早く察知しながら、健診を受ける住民側に立って考えるといいアイデアも出るのではないかと考えますがいかがでしょうか。

2点目に、一斉防災避難訓練に、済みません、一斉防災避難訓練等についてお伺いをいたします。この質問事項は昨日同僚議員が質問をいたしましたので重複した部分もありますから、昨日答弁をいただきました一斉防災避難訓練に参加した自主防災組織は9

0組織中39組織であって43.3%である。参加者数は1,918名で6.8%であったというのはわかりました。参加者が少ないのは少し驚きました。できるだけ重ならないように気をつけたいと思いますが、角度を変えて質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

9月4日に県下一斉に防災避難訓練が行われました。香美市内一斉の避難訓練は初めてでしたが、新体制での取り組みは、連絡などはスムーズにできましたか。また、何か問題は発生しませんでしたか。今後の庁舎内の防災組織の見直しの参考になりましたでしょうか、次の点についてお尋ねをいたします。

私は、今回の一斉防災避難訓練の当日の朝、広報車の声を聞き初めて知ったような状況でして恥ずかしい限りでした。慌てて区長に電話をしましたが、市からは何も連絡ないので訓練はしないということでした。私の地域は4軒しかなく自主防災組織がないので、早速近隣の地域を回ってみました。それぞれの地域では工夫を凝らし訓練を行っておりました。人員点呼の後、防災についての注意事項や避難訓練を通しての気がついたことなど意見交換もしておりました。その後、備蓄食料の試食や炊き出しをした地域もありました。私の回った地域からは、「今年は東日本大震災の影響か多くの参加者がありよかったよかった」という声や、「近所であっても知らない人がたくさんおり初めて顔を合わせたので、あんたどこぞねと声かけをすることで知り合えた。この訓練が隣近所の親睦にもなりよかったね」という声も聞きました。こういった日ごろの訓練が万が一のときに役に立つのです。

今回の一斉防災避難訓練の住民に対する周知はどのように行いましたか。昨日の答弁で3班に分かれ広報車で言われました。それ以外に何かありましたらお願いたします。また、今回なぜ各町内会へは知らせなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、職員の役割分担は新たな防災組織の見直しを見込んだ取り組みだったのでしょうか、と私も思っておりましたが、昨日のご答弁を聞くと11名ということだったので、あれっ、違うかなというように思って、そういう何か見込んでのお考えではなかったんだらうかということも思ったりしましたのでお尋ねをいたします。

各自主防災組織へ職員が被害状況を確認に来ておりましたが、行かないところもあるということを知りましたがどうしてだったのでしょうか。また、各地域には避難場所が指定をされておりますが、その避難施設である公共施設へは当日避難場所になるという連絡はしていなかったのですか、そういった役割分担はどのようになっておりましたか、お尋ねいたします。

そして、昨日の答弁で全職員にツイッターで避難訓練の参加を知らせたということですが、参加者数の集計はまだできていないということでしたが、いい取り組みをされましたね。参加をしたいと思ってもできない人、また一部ではあつ、またかっていう感じで素知らぬ顔をした人、意識もしなかった人、いろんな方がいらっしまったと思うんです。今回このツイッターであたしやったということをお聞きしたときに、きっと新体制、

防災組織の見直しを見込んで、こうすることでまた自分たちがどの部分で力を入れるべきかということをそれぞれが少し意識してもらいたいという思いが担当課にもあったのではないかということを感じたことでした。どれだけの職員が参加したかわかりませんが、地域の人は職員の背中を見ているのです。そういうことが今後の住民との協働というときに役に立つと思います。多くの参加者があったという結果が出るとやりがいもありますよね、ご苦労さまでした。

次に、3点目に、各自主防を回られていろいろな声を聞いたと思います。その声を今後どのように生かしていかれるのか。また、避難訓練を終えての所感や課題についてもあわせてお尋ねをいたします。

避難訓練の中で、住民より2つの心配事がありました。そこでお尋ねをいたします。

震災時に水道のライフラインが使えなくなったときの飲料水の確保はどのように考えているのか、地域の井戸の活用は考えていないのか、お尋ねをいたします。

最後にもう1点、物部川周辺の住民は、ダム安全性に大変危機感を抱いております。私がちょうど回った地域もこの周辺部になる、私自身がこの物部川の周辺におりますので、私たちの周辺部の方はこのことを大変心配をしております。この地震はもとより先日の台風、豪雨による山の崩壊などにより大量の土砂が川へ流れ込む、また、北川村でも起こったようにダム湖への土砂の流入、こういったことを考えれば、水のこういった被害を考えると心配の種は尽きません。あつてはならないことですが、もしダムが崩壊したときどのあたりまで水が漏れるかのシュミレーションがあれば被害を最小限に抑えることが可能ではないかと考えますが、6月議会では何人かの議員からの質問もありました。その後、ダム関係者との協議の結果とそのときお聞きしましたダムの強度、この強度は震度どの程度を想定して建設しているかをお尋ねいたします。

最後に、地球温暖化対策実行計画についてお尋ねをいたします。

この計画の温室効果ガス排出量の基準年は合併前の平成17年度です。実行計画の運用は平成19年度から平成23年度までの5年間です。最終年度の平成23年度の温室効果ガス排出量は、基準年排出量に対して3.7%の削減が必要となっております。平成19年度より取り組みを始め職員の皆さんが意識して取り組まれた結果、初年度は6.5%の削減でした。基準年が合併前ということもあり施設の利用状況が縮小したことも大きく影響したのではないかと思います。翌年の平成20年度には10.1%の削減ができております。しかしながら、この年度の私は少し使用料っていうのを拾ってみました。光熱水費や燃料費をずっと拾ってみましたら、この平成20年度は10.1%下がったというのに19施設のうちの14施設がずっと使用料金が上がっているような状況でございました。特にこの3施設はこの年度から、3施設とは保育園、小学校、中学校の電気料は増加の一途をたどっております。この3施設で平成20年度で約181万円、平成21年度で138万円、平成22年度で約374万円のそれぞれの増加です。増加している3施設の原因は何か、とらえておりますか。

本来温室効果ガス排出量を数値で比較すべきですが、何をどれだけ使用したかがわかりませんので使用料金で比較をしてみました。平成22年度、昨年はなかよし保育が開設され電化となり、保育園全体の電気料は約265万円増加しております。今年はあけぼの保育の開設と新庁舎の開設があります。新庁舎になり明るくて快適に気持ちよく仕事ができるようになりました。新庁舎では省エネになるように初期投資をして、今後の消費電力を軽減する工夫をしております。しかし、消費電力の増加が見込まれるのか、本年度の予算は昨年度の約2倍を想定しておりますがそれで収まりそうですか、現在の取り組みについてお尋ねをいたします。

また、本庁舎以外の地球温暖化対策の取り組み状況はどのようになっていますか。平成22年度の19施設のうち16施設の電力または燃料の使用料は、平成21年度と比較すると若干ふえてきております。今年が最終年度です。少し心配をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 依光議員、通告にない部分もちょっと質問があったように思いますので、執行部につきましては答えられる範囲でお答えをいただきたいと思います。市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の住民の健康づくりについての1点目、訪問事業と2点目、健診受診率についてのご質問にお答えをいたします。

特定健診の訪問事業は6月1日から7月5日の間に4,156世帯を対象として行い、全地域ではないですが、同行する健康づくり婦人会等の方々は地元の方が同伴をしまして受診勧奨をするとともに特定健診受診券を配布いたしました。不在宅への対応としましては、過去3年間の受診履歴と現病歴を突合し優先順位をつけて、8月から市民保険課の保健師による訪問を実施し受診勧奨に取り組んでおります。

また、市民の方々の反応でございますが、「せっかく訪問してくれたので今年は受けに行こうか」、また、「人間ドックの補助があるのを知らなかった、よかった」、「私は健診を毎年受けているので受けていない人だけに訪問したらどうでしょうか」、「わざわざ訪問して配布するなんて職員は暇なんですね」などさまざまな意見がありました。どちらかという温かく迎えてくれる方が多く、健診についての説明を聞いてくれて説明を拒否する方はいなかったと聞いております。健診受診率を昨年と同時期と比較しますと、平成22年9月調査分では4.97%、平成23年調査分では5.22%となっています。ただ、この調査の受診率は7月ごろの受診者数を反映したものでありまして、香美市は訪問配布したため昨年より受診券が届いた時期が1カ月ほどおくれとなっていることもありまして、顕著な受診率の変動は見られていない状況でございます。また、今年度の受診率につきましては60%ということで県のほうに言っておりましたが、実際やる数字としましては依光議員がおっしゃったようにですね過去3年の実数なんかを照らして、現実的な数字としましては昨年度の受診率の5%程度の上昇を目指して現在受診勧奨に取り組んでおります。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 依光議員さんの3点目からのご質問にお答えいたします。

胸部レントゲン検診の検診率の強化ということでございますが、胸部のレントゲン検診につきましては現在春、秋2回の検診を行っております。春に受診されなかった未受診者を対象としまして、秋に受診票をお送りいたしまして検診を受けていただいておりますが、今年は県が作成しましたがん検診受診啓発用のパンフレットのほうも同封して啓発するとともに受診勧奨を行っております。また、今年度につきましては、秋の、今回の秋のレントゲンの終了後、再度未受診者に対しましてもう一度検診日を設定して、またそれも香北、物部、山田それぞれに設定して受診をしていただくよう受診日を設定して受診勧奨を行う予定にしております。

受診率の下降しておる検証ということでございますが、担当とも話は持ってはみましたがなかなか結論には至っていないのが現状です。平成21年度、平成22年度につきましては、若干レントゲンの設定した日の、屋外で行いますので雨という天候が多い日が多ございましたのでそちらのほうも若干影響はしているのではないかというふうに思っております。

それから、4点目ですが、健康推進員制度のほうですが、健康推進、香美市におきましても健康づくり婦人会さんが土佐山田町に、また健康づくり健康推進員さんを香北、物部のほうに組織をしておるところです。それぞれ健康学習会などに参加していただきまして健康の地域への普及を図っていただきますとともに、各種健診、また健康まつりへの協力、そして近所への健診日程表やチラシの配布などの、も行っていて受診勧奨も行ってもらっていますが、なかなか受診率のほうに成果が見えないのが現状となっております。ご存じのように、先ほど市民保険課長からもお話がありましたが、健康づくり婦人会さんのほうには本年度特定健診の同伴訪問をしていただいて勧奨を進めているところですが、今後受診率アップに向けまして梶原町の取り組みも参考にさせていただきたいと思っております。また、組織として受診率のアップ、そしてどのような受診勧奨が効果的なのかということにつきましても、また2つの組織とも話し合っていくような予定にしておりますので、また梶原町のほうも参考にしていきたいと思っております。

それと、5点目のほうの住民が受けたい健診ということですが、受診率の向上のためにはいろいろな取り組みが必要だと思います。健診実施日や検査項目の検討などもあろうかと思いますが、市民にとって受けたいと思えるような健診の工夫は大切であると思っていますので、市民保険課のほうとも連携して検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）

依光議員の一斉避難訓練につきましてお答え

をいたします。

質問が新たに出てきた部分がありまして抜けてる答弁があるかもしれませんが、また2回目以降でご質問いただけたらと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、住民への周知と参加自主防災組織等の参加人数等についてでございますが、この中で連絡などはスムーズにいったのかということでございますが、連絡はおおむねスムーズにいったと思います。ただ、2点ほどありまして、1点目は、これは駐在所を介しての連絡の中で駐在所の方が、駐在所の所有しておりますハンディのトランシーバーでは本署に通じにくいことから一たん駐在所離れて車の中から無線送信をしていたときにですね連絡が入って、そのときに奥さんが対応、警察の奥さんが対応したということで警察の、駐在所の中での連絡がうまくとれてなかったっていうのが1点ありました。それから、もう1点は、携帯電話で連絡をしようとしたところ携帯電話の電池が切れておって連絡できなかったということで連絡がおくれたという事例の報告が上がっております。

それから、庁舎内の組織の参考となったかということでございますけれども、これにつきましては、今回の避難訓練につきましては市役所の中の、での、まちづくり推進課は参加しましたけれども市役所全体としてですね災害対策本部としては取りまとめておりませんので、今後ですねそういった機会を設けましてですね検証していく必要があるだろうかと思います。

それから、自主防災組織以外への周知、住民への周知についてでございますけれども、今回の避難訓練につきましては、本市におきましては香美市自主防災みんな避難訓練と位置づけを行っております、自主防災組織を対象にしての避難訓練ということで一般の住民への周知は行っておりませんでした。

それから、次に、各防災組織を回ったけれども行ってないところはということでございますが、山田地域におきましては電話での連絡のほかにはですね職員が巡回しての情報収集訓練を行いました。それで、片地、佐岡におきまして、片地、佐岡そして美良布と、香北町、物部町におきましては駐在所を介しての連絡ということ、形をとりました関係で片地、佐岡そして香北町、物部町につきましては職員のほうは行っておりません。

それと、職員への周知についてですが、ツイッターということございましたが、ツイッターではなくって庁内LANを使っての周知でございます。集計がおくれておりました非常に申しわけなく思っておりますが、途中経過を見ますと参加人数はかなり少ない、少なかったというふうに思います。

それから、今後どのように生かしていくかということでございますが、この避難訓練につきましては今後はやはり組織としてどうかかわっていくかということが大事であると思います。これは支所も含めた組織でございますが、来年以降災害対策本部としてですねこの避難訓練にかかわっていくような検討を進めていく必要があるというふうに

思っております。

それから、次に、震災時に水道がとまったときの飲料水の確保でございますが、南海地震等の大規模地震時には飲料水や生活水の確保は喫緊の課題となることは間違いありません。幸いなことに本市におきましては都市部と違ひまして水資源は豊富でありまして、飲み水が枯渇するといった状況にはならないかもしれません。飲み水を確保するには水道施設の早期復旧が第一でございますが、次に考えられるのが井戸水の活用でございます。本市には今でも多くの井戸がありまして、現在も活用している方も多いというふうに思います。通常は井戸水を揚水ポンプでくみ上げていると思いますが、震災時には停電することも予想されますので、そのときには発電機を活用してですねポンプを回していただければ飲み水の確保には有効的であるというふうに思います。発電機につきましては各自主防災組織に市から貸与もしておりますし、またご家庭でお持ちの方も多いと思います。また、自主防災組織の活動を通じまして地域の井戸の把握を行っていただき、防災マップ等に落としただけであればいざというときに必ず役に立つのではないかというふうに思っております。そのほかにも上下水道課が保有する浄水器の活用や災害協定を結んでいる飲料水メーカーからの提供等も考えられるというふうに思います。

次に、ダム関係者との協議とダムの耐震性についての質問でございますが、ダムの安全性の広報につきましては、6月議会終了後に永瀬ダム管理事務所に出向きまして改めて広報での周知を依頼をいたしました。その後の回答で、県としてはダムの安全性についての調査を専門機関に依頼して行くと、そして調査の結果が出た後に住民向けの広報を行いたいとの回答でございました。調査に向けての予算要望はできれば年度内、遅くとも新年度の予算には計上できるように対応するという回答でございました。また、ダムの設計震度につきましては、ダムの建設が全国のコンクリートダムと同じく震度法という基準を用いて設計されているということで、気象庁の定める震度とは全く違うため単純に気象庁発表の震度とは比較することはできないということです。ただ、同基準でつくられましたダムにつきましては、平成7年に発生しました震度7の兵庫県南部地震の直後に国が検証を行い、ダムの耐震性を確認し問題はなかったとの報告から震度7程度の揺れでは大きな被害は生じないものというふうに思われます。

次に、地球温暖化対策実行計画についてでございます。

先ほど中学校等で決算で金額がふえておるき検証はということでございましたが、こちらの検証はできておりませんのをおわび申し上げます。平成18年度に作成されました香美市地球温暖化対策実行計画では、平成17年を基準年としまして平成23年度までに温室効果ガス総排出量を3.7%を削減する計画となっております。計画策定後の取り組みで平成19年度には6.5%の削減、平成20年度に10.1%、平成21年度に9.5%の削減となっております。年度の途中ではありますが計画に定める平成23年度の温室効果ガス削減目標3.7%の削減は達成しているような状況ではございます。しかしながら、なかよし保育園の完成、あけぼの保育園の完成、また本年度新庁舎が完

成し施設が大規模化したことから、今後エネルギーの使用量がふえることも予想されます。新庁舎の建設に当たりましては、担当課であります管財課が実行計画に定める施設の新築、建てかえにかかわる取り組みとしまして建物の基本性能の向上や新エネルギー機器の導入などのさまざまなエコ対応を実施しておりますが、やはり大きな建物になればどうしてもエネルギーの消費量が増加するため、今後ともさらなる取り組みを行う必要があるというふうに思っております。また、新庁舎等の建設によりまして、平成23年度以降はエネルギー使用量が年間1,500キロリットルを超えることが想定されますが、その場合は改正省エネ法に係る特定事業者となり、エネルギー管理統括者や管理企画推進者等の選任が必要となるとともに定期報告書の提出義務や中長期計画の策定が必要となります。改正省エネ法に係る本市庁舎等のエネルギーの管理につきましては現在管財課が所管をしておりますが、今後は中長期計画の策定も必要となります。また、まちづくり推進課が所管しております地球温暖化対策実行計画につきましても来年度には計画の見直しも必要となり、双方が共通する取り組みも多いことから管財課と連携し計画の策定に努めていきたいというふうに思っております。

現在の取り組みにつきましては、地球温暖化実行計画中の具体的な手法を基本として実施しており、各課の推進員さんからはエネルギーの使用に関する報告を提出いただいております。また、空調の温度設定や必要でない場所での消灯につきましては、管財課が厳しく管理を行っております。この計画も策定後5年目となり、職員の省エネルギー化への意識は以前とは比べ随分高くなったというふうには感じておるところでございます。なお、本庁舎以外の庁舎に関しましても本庁舎と同様な取り組みを進めております。以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光美代子です。2回目の質問をさせていただきます。

訪問事業ですが、おおむねこういい声が聞けたということでもよかったですねえ、やりがいもあったかと思えます。やっぱり直接声をかけるっていうことがすごく大事なことになる。声の中にもあったように、せっかく訪問してきてくれたから行こうかねっていう、それってすごく大事なことと思うがです。推進員さんの働きっていうのはそういうのが大きい。梶原町でもそういう人と人がつながっていくことで受診率を上げてるっていうことにつながると思うがです。それで、今回ちょっと心配したのは健康づくりの方たちが人数が少ないということで地域の方が行かれたかな、それをちょっと心配したら地元の方がそれぞれ行かれたということで、やっぱり知った方が行くことでいろんなお話がこうしやすい、また健診なんかも勧めやすいということがありますのでよかったと思えます。

次に、その健診率の今年は5%上昇、過去3年間を見て5%の上昇を目指して取り組んでいくってことですが、思い切ってこの目標値を達成できなければこう下げるっていうことも考えてみてはどうでしょうか。達成感を味わうっていうことが次への意欲

にもなり、またステップになると思うがですよ。毎回こうやってもやっても効果がなかなか出せない。効果を出すためには、この効果を出すためにはこうせないかん。そこが今度訪問事業をしたときに、この訪問事業で5%、5%アップするためにはこういう事業を取り組んでやるんだっていう、その結果上がらなかつたらどかが足らなかつたらまた補足をするっていうことをやっていかな、もう果てしもない目標を立てていつもここでおったらやる気って失せてきますよね、やってもやっても。それよりか少し落として、そこへ達成感を持って次へのステップする、そういうことも考えてみてはどうでしょうか。

それから、レントゲン検診ですが、ねえ、心配することだと思います、結核患者がふえて。2回目の勧奨の方のその封筒を見せていただいたんですけど、がん検診、ほかのがん検診なんかのパンフレットが入って、いろんなことを知って勉強になったっていうその方は言われておりました。それと、赤く、結核がはやってますっていうことで赤いこう判こがあって、あれではとこうする、あれはすごく注意を喚起するのにもいい効果を出してるなということも思ったことでした。このレントゲン検診を集団だけと限定せずにかかりつけ医での受診はできないものでしょうか。そして、これもこうやって毎回、毎年こう低下をしているときこそ目標設定、今年は何%にする、そのためにはこうしようという目標値をきちっと設定してはどうでしょうか。

そして、次に、推進員制度のことですが、この町には早くからその健康づくり婦人会さん、健康づくり推進員さんがおるから、私はこの推進員さんをもっとこう拡大していく方法、また育成していく、そういうことをやられたらいいと思う。その婦人会さんの方とかによく聞くんです、私らあはこうやろうと思うけど役場は何ちゃあ言うてこんわねっていうことがよく聞かれるがですよ。先ほどお聞きしたら地域へもそのいろんな配布をしてくださりゆうということで、そういう働きはすごく次への健診へもつながっていくし健康への意識づけにもなっていくんではないかと思います。ほんで、ぜひその健康づくりの2つの団体の方たちにやっぱりいろんな機会を与えて勉強、研修を積み重ねていく。その人たちが健康への意識を高めていくことがまた自分の意識も変え、また隣近所、知人のご意識も変えていくことになるんじゃないでしょうか。また、そのそういう研修をするときにその団体の方だけと限定をせずに、そういう研修会というか講習会、連続して何か健康づくりのような研修会をして、それには健康づくり婦人会さん、2つの推進員の方たち以外の方にも一般の人にも呼びかけて、健康って大事だよっていうことでやる。そういうのを地元のお医者さんを初め保健師さん、健康運動指導士さんなんかでやって、その中で将来のその推進員さんとして入って、加わってくれる人今から育てていく、そういうことも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、住民が受けたくなる工夫っていうことで、少しこんなことをしたらどうかと思うんですけど、未受診者に前電話勧奨をしてみましたよね、あれはとってもいいと思います。大変だと思いますがぜひ続けてほしいと思います。啓発活動としては、健

診の前日にその地域を広報車で巡回したり、香北のように放送があるところではその放送で声がけをしてみてもいいでしょうか。また、健診のある日にその会場周辺へのぼり旗を立てて、きょうは健診の日ですよっていう、そういうことができないものでしょうか。また、健診に行った人、行った人じゃなく行かない人に、私も知り合いにはよく言うんです、その人も行かん、言ってる言ってるやっとなんか行ってきてくれるんですが、そうしたときに言うのは、健診に行ったら時間がかかるき嫌よ、用事がいっぱいあるきっていうことをよく言われるがです。ほんで、梶原町でもやっぱりそのことが、その声があって、いかにその健診を時間を短縮するかということ工夫をして、いろんなこう調査をしながらそれを取り入れていく。例えば特定健診だったら次々こうあるけれど、ここの部分がすいてたらこれを前後を変えるとか、そういう工夫なんかも取り入れてみたいということやっておりました。ぜひそういった工夫もしてください。それと、問診票をされるときにすごく嫌っていう方、隣の方とこう聞いていることこう見えたり聞こえたりするから嫌だっていうような声を聞いたりします。梶原町ではそこへプライバシーを保護するためについでを立ててやっているっていうような、そういういろんな工夫があるのではないかと思います以上お尋ねをいたします。

それと、一斉の避難訓練についてですが、今回は自主防だけであったから町内会へ知らなかったということですが、きのうおっしゃいましたよね、地域の防災力を上げていくことがすごい大切やっていうこと、まさにそうだと思うんですよ。そのためにもぜひ次回は自主防災組織だけでなく町内会へもお知らせしてほしいです。日ごろの訓練が大変大事であるかと思います。そして、私回っているときに、けさ広報車がこうこうって行きよったけどどこに逃げたらいいろうっていうことを聞かれたがです。いや、あなたの地区らあはどんなになってるのって、何にもないからっていう、知ってたら、自分たちのところに自主防がなくともそういう訓練があったら参加したいって言われる方がおりました。それってすごく大事なことから、こうこうやから、そしたら行ったらっていうことで話させてもらいましたが、次回するときには自主防災組織もそれ以外も、その参加するせんはやっぱりその皆さんのお考えかと思いますが、やっぱり実際にこうやってみることで随分いろんな発見があったりすることになると思うがです。ぜひ町内会へお知らせしてもらい、そしてそのお知らせを出すときにぜひ地域の子どもたちも一緒に参加をするように指示を出していただけないでしょうか。というのも地震はいつ発生するかわかりませんよね。子どもたちは学校で避難訓練やるけれど、学校におるときに発生するとは限らないからやっぱり地域で一緒に訓練をする。自分たちの避難場、家族でそれを話し合えたら一番いいんだけどなかなかそうはいかない部分もあるですよ。今回その1人の小学生が参加してましたけど、よかったっていうことを言っていました。それと、これからはやっぱり災害時に自分で危険を回避する能力、すなわちそのそういった状況に応じたとき臨機応変に行動や対応がとれるような力を育成していくべきだと思います。学校のほうでこれから、来年度からその防災について危機管理能力というか危

機に対しての対応能力、そういうことを育てるってということにも力を入れていくっていうことも聞いてますが、ぜひ子どもたちの参加を一緒をお願いをしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 依光議員。

○11番（依光美代子君） はい。

○副議長（小松紀夫君） 今のは質問ですか。

○11番（依光美代子君） あっ、ごめんなさい。地域の子どもたちが一緒に参加はできないか、そういう指示ができないかお伺いをいたします。災害時には自分の身は自分で守るが基本に、隣近所の助け合いが必要です。自主防災組織がなくても避難訓練などへ参加することで防災意識も高まり、隣近所のつながりの第一歩になるのではないかと思います。だれでもが参加できる訓練が必要です。ぜひ次回はすべての町内会へ声がけをし、子どもたちも参加をすべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、水の確保のことで、先ほど課長がマップへもそれぞれの地域で落としてもらったらいということをおっしゃいました。ぜひそのことを自主防災組織へも伝えてあげてください。私何カ所かのマップを見せてもらった。今回その地域を回ったときそういう水のことが出たので、その中から地域の井戸を活用したらどうやろうかねっていう話が出たので今回質問さしてもらったけれど、意外とそのマップに載ってなかったの、そしたらマップに入れといたらいね、万が一のときに活用できるから、それと今まで使ってるところと使っていない、使っていないところに対してはやはり検査をしないとすぐ使えませんよね。そういうこともあるから市全体としてその、先ほどのご答弁で水の心配はしてないってということでしたけど、その井戸の検査に対して自主防災組織へのその費用をプラスアルファ、来年増額で予算をと、をぜひ考えてもらう、そういうことを見込んでの引き続いての予算の増額をすべきでないかと思いますがいかがでしょうか。

それと、やはりこれすごく大事になってくるのは自主防災組織を立ち上げていくこと、そして自助、共助、公助、この3つが協力し合う、助け合うということがすごい大事になってくるかと思えます。けれど、その自助、自助の力を高めていくってということもやっていかなければならないんじゃないかと思うんです。最初の健康づくりでも言わせてもらったんですけど、今回はこの防災に関する基礎知識を身につけてもらうための講座、単発でなく連続して行う講座が来年度はできないものでしょうか、そうすることによって住民の一人一人のこの防災への意識が高まっていくんじゃないかと思えます。そういう人がまた地域のリーダーになって、その防災組織の育成にも力になってくれたりしていくんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。この次起こるであろうと言われている南海地震は、三連動で発生した場合はマグニチュード9となる可能性もあると多くの地震学者から指摘をされており、巨大地震に対する備えが必要と言われております。将来の地域のリーダーの育成を今からしなければ間に合いません。受講した中から自主防災組織の結成や運営に力になってくれると思います、いかがでしょうか。

最後に、地球温暖化対策ですが、数値をクリアできてるということで、そして、その

3施設の増加をちょっとまだようつかんでないということですが、きっと保育園に関してはこの電化があるのかなと思います、人間はおかしなもので温暖化対策、対策をせないかんせないかんという声かけがあって初めてこう続いていく。先ほど聞くとそれぞれの推進員さんが声かけをして報告をしてくださってるっていうことで、ぜひその中から、職員さんの中からも声を聞いてはいかがかなとも、管財課からもその無駄なところの消灯を厳しく言われてるっていうこと、すごい大事なことではないかと思います。この庁舎ができて明るくなって、わあ気持ちがいって私も思うんです。けどしかし、もったいないな、ここにこんなに電気が要らんのやないかなっていう、思ったりするがです。例えばですがトイレのあの通路なんかもすごく明るい、あそこにあれだけの電気が必要かなっていうことを思ったりするがです。ぜひそういうことを職員に向けて、この庁舎が明るくなって快適やと、けどしかしながら、電気料はこうしてこれだけ要つると、だから何とか工夫したいがみんながいい知恵がないだろうかという、そういう問いかけをしてはどうでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の2回目の質問にお答えをいたします。

健診受診率につきましては、ご指摘のとおり達成感を持つということは事業を進める上で大切なことだと思います。今後は現状を考慮して目標数値の修正を検討していきたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 依光議員の2回目のご質問にお答えいたします。

3点目のレントゲン検診についてでございますが、個別検診ができないものかということでございます。レントゲン検診につきましては、集団で多くの方を行っておる状況もありまして低廉な金額で検診が受けられるということもございます。個別検診となりますとやはり別契約ともなりますので金額的にも上がってくるとは思いますし、また集団で受けられない方は、個人的に病院にかかっておる方なんかは個別で、個別といたしますか、病院で受けてる方もおりますので、現在の段階では個別検診の、市の検診としての個別検診ということはまだ考えておりません。

それから、4点目の推進員さん等の育成ということですが、こちらは香北、物部の推進員さんにつきましては一応任期があり、こちらのほうも区長さんの推薦等いただいて一応2年の任期ということで活動していただいております。2年の任期が終わりまして継続する方もおりますが、2年で引かれる方もおいでます。そうしますとやはりまた新しい方を推薦していただいておりますので、意識の格差はあれやはり地域で健康づくりを推進していく場は広がっているんじゃないかというふうにも思っております。また、研修への会員以外の参加のほうも会員さんのほうにお話をしまして、ご近所で参加くだ

さる方があれば一緒について、連れてきていただくようなこととお話もしていきたいというふうに思います。

それから、5点目ですが、勸奨の方法ですが、香北の有線放送につきましては以前から健診のたびに活用させていただいております。そしてまた、車の放送での広報での勸奨ですが、昨年土佐山田町のほうで健康づくり婦人会さんのほうにお願いをしまして実施をいたしました。当日健診に来られた方が、声が聞こえたのでという方もおいでたようですが、なかなかテープでなく生の声で放送をいたしました。なかなか時間的にも長くなりますと大変でもありますし、またテープでやりますと広報のたんびに日とかの変更もございますのでなかなかそこをとり直すのも大変というふうなこともございまして、婦人会さんのほうに負担がかかる面もありましたので今年度は一度見送っておりますが、そのようなことも踏まえて組織と話し合う機会を持つ予定にしておりますので、こちらのほうでまた検討していきたいというふうに思います。

それから、特定健診の時間の短縮ということですが、健診の順番を変更するという、梶原町のほうは工夫されてやっておるということでございます。健診を受けられる人数的にも違うと思います。そして混雑の仕方も若干違うとは思いますが、可能であれば時間短縮のほうも図れるような体制がとれば検討していきたいというふうに思います。

以上です。（後にレントゲン検診について追加答弁あり）

○副議長（小松紀夫君） はい。まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員の2回目の質問にお答えいたします。

この避難訓練に自治会への、自治会へも参加を呼びかけたらということでございますが、現在の、本来ならですね香美市防災訓練と位置づけてそういった総合的な防災訓練を実施するべきではあるかと思いますが、まだそこまでには至っていないような現状でございます。今後そういった総合防災訓練も必要であると思っておりますので、その中ではですね自主防災組織を初め自治会、そしてまた小学校、そういった広範囲に声をかけまして参加をしていただくことになろうかと思っております。また、これにつきましては今後の課題であるというふうに思っております。また、子どもの参加につきましては、現在の避難訓練につきましても規制しているわけではございませんので積極的に参加をいただいたらよいというふうに思っております。

それから、次、次に、水道についてですが、自主防災組織のマップへの落とし込みにつきましては、組織の立ち上げ時やまた自主防の総会等でもですね周知をできればというふうに思っております。そして、水道の検査につきましては、これにつきましては自主防の活動費の補助金の中でですねもう対応できると思っておりますので、これも年に1回という規定はございませんので、複数回使っていただいても構いませんのでその中で検査をしていただくという方法も1つでは、方法ではあるかというふうに思います。

それと、地球温暖化対策の実行計画につきましては職員の声をとということでござい

すが、今後実行計画の見直しや、等の機会が出てきますので、その中で職員の声を計画づくりの中に生かしていきたいというふうに思っております。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 済みません。1点、3点目のレントゲン検診のことで1点抜かっておりましたので、胸部レントゲン検診の目標値を設定して頑張っていてはというお話がありました。担当のほうともこの目標値につきましては年々下がってきておりますので何とかしなくてはいけないということもありましたので、本年度担当との話の中では2%アップを目指して頑張っていこうということにいたしております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光美代子です。3回目の質問をさせていただきます。

レントゲン検診は今年2%アップを目指すということでご苦労もあると思いますが、それでかかりつけ医にすると経費が高くなるからということですが、ぜひここも検討してもらいたい。というのも特定健診が、個別健診を入れてぐっと健診率が上がりましたよねえ、それを思うと、そこで早期に発見し、すると、もし結核になって入院したり治療するとその金額から比べたらほんのわずかと思うがですよ。ぜひもう一度検討すべきでないか、再度お願いをいたします。

それと、もう1点、先ほど2回目で健診がある日にその会場の近くへのぼり旗、きょうは健診ですよという啓発ののぼり旗を立てたらどうでしょうかと、のぼり旗の設置ができないかということでご答弁をいただいております。

次に、一斉の防災訓練についてであります。先ほど質問、初回の質問の中で聞かせてもらって抜かってたんですけど、その各地域に避難場所が指定をされておりますよね、回っていたとき聞いたんですけど、その避難場所を確認しなければならないと思ってここが避難場所ですよっていうことを言ったら、そんなことは聞いてないということでその個人が言うてきても困るっていうことを言われたそうで、もう既に土曜日だったから役場（市役所）とも連絡がとれないからそしたらいかんねってということで、ほかを、そこまで行くということしなかったそうです。以前にその楠目小学校が避難場所だったけど、その代表者が何人か行ったけど、校長先生がおいでで、行くときょうは何事ですかって言われたってというようなこと、ほんでそのときに実際やってみてやっぱり時間が余りにかかりすぎるということで、高齢者が多いから合同庁舎のほうがいいかなと思って合同庁舎のほうへ行かれたんですけどそんなような状況であったと。せっかくこの避難訓練と決まっているのに、県下一斉でしたよね、今回、ほんで、そういう公共施設への当日にそこが避難場所になるという連絡というか確認、そういうのはしてなかったのでしょうか。

それと、もう1点、先ほど聞きましたその地域の住民のその防災についての意識を高

める、またはその自主防災組織の力となってもらえるように連続したその防災についての、来年度そういうものがするべきでないかと思いますがいかがでしょうか。

これで、以上で3回目の質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。3回目のご質問にお答えします。

レントゲン検診の個別検診ですが、個別検診をしておるのは県内どこともないとは思っております。それをすることによってどんな形になるのかということもございますので今後検討させていただきたいというふうに思います。

それから、のぼり旗につきましては、目に見える啓発道具として効果もあろうかと思いますが、予算化等のこともございますのでこちらのほうも検討させていただきたいということでよろしくお願いします。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。3回目のご質問にお答えいたします。

避難場所につきましては、今回香美市の取り組みが自主防災組織を中心に香美市自主防災組織みんなで避難訓練という位置づけでやった関係で、すべての避難場所についてですね開場のほうはしていなかった、連絡もしていなかったというような現状でございます。

それと、防災講座を連続して行ったらということですが、来年度につきましても防災講座につきましては各機関と連絡しまして開催できればというふうに思っておりますが、連続して行えるかどうかというのはちょっと今のところはお答えすることはできません。ただし、広報に、広報につきましては、何かこの震災対策等につきまして連載で掲載ができませんかということでもう既に担当のほうとはですね話し合いを持っているような状況でございます。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 依光美代子君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時50分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、福祉や介護などに関して、認知症対策に関して、サルの被害対策に関しての3項目について一問一答でお伺いいたします。

初めに、福祉や介護などに関してお伺いいたします。

本市の場合、福祉や介護に関する相談などの対応窓口としては、主として福祉事務所や健康介護支援課などの行政機関、そして社会福祉協議会などがあります。この間もう少し連携がとれていたらうまく機能するのではないかと思うことがあり、福祉、介護を担当する関係機関の連携体制や取り組みなどについて質問をさせていただきます。

まず、1点目についてです。関係機関の役割と位置づけについてお伺いいたします。

本市の高齢者、障害者福祉施策における対応機関として福祉事務所、健康介護支援課、地域包括支援センター、保健師、社会福祉協議会、支所などがありますが、これらの関係機関それぞれの持つ役割と位置づけについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員の福祉、介護等に関する1点目の件についてお答えします。

福祉事務所は障害者福祉に関することを、健康介護支援課は高齢者対策や介護保険に関することを、地域包括支援センターは健康介護支援課の中の地域包括支援班が受け持っており、介護予防事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、地域ケア支援事業に関することなどを、支所は香北町、物部町における高齢者福祉や障害者福祉に係る相談や受け付け業務を行っています。保健師につきましては、福祉事務所、健康介護支援課、地域包括支援センターに配置しておりまして、それぞれの係の業務において専門的な知識のもと福祉や保健サービスを担っています。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を行い、社会福祉の推進を図ることを目的とする団体で、香美市で計画した事業や共同で企画した事業などを実際に行っていただくため香美市から複数の業務を委託しております。また、介護保健事業や共同募金配分事業など、社会福祉協議会が事業決定して単独で行っている事業もあります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。それぞれの役割についてお聞きをしたわけですが、福祉事務所や健康介護支援課は土佐山田町の本庁のほうにありますけれども、物部町や香北町ではそれぞれの支所に地域包括支援センターの職員が配置されています。しかし、この地域包括支援センターは出向という形で勤務していますので、物部町に到着するのは9時半ごろで午後は4時過ぎには帰路につくということです。こうした状況の中で物部などでは、福祉の相談や介護などで困ったときどこに相談に行けばいいのかわからないであるとか、最近は保健師も回ってこなくなり見放されたような感じで、これから先ここに住み続けることに不安を感じるなどの声を聞くことが多くなりました。ま

た、物部に福祉はないというような言葉を聞いたときには大変ショックを受けました。このことは各機関の役割や位置づけが見えていない、またその機能が十分に発揮されていないからではないかと思えますけれども見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。ごめんなさい、健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、支所への包括支援センターの件でございますが、おっしゃられますように香北2名、物部2名、包括支援センターの職員が毎日行っております。毎日行っておりますが、やはり先ほど申されましたように朝晩の、こちらを8時半、打ち合わせをして出発しますので朝晩に若干の時間の、いない時間はございます。そんなときに相談をすることがないということでございますが、支所のほうにおきましてもそれぞれ本課に対応する職員がおりますのでそちらのほうにご相談もしていただけたらというふうに思います。支所でかなうことはしていただいておりますし、できないことについてはこちらへつないでいただくようにしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、各関係機関の連携体制についてお伺ひいたします。

市民の多様なニーズに対応し、問題解決に当たるには保健、医療、福祉、介護の連携が大変重要となります。1点目で申し上げました関係機関の福祉事務所、健康介護支援課、地域包括支援センター、保健師、社会福祉協議会、支所は、福祉サービスや医療、介護に関するアドバイスや支援、見守りや援助などが必要な方に対し、現在どのような連携で対応されているのか具体的にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） お答えします。お答えします。

高齢者福祉に関しては、地域ケア会議を開催し、高齢者の多様なニーズに対応し個々の高齢者のニーズに見合う適切なサービスを提供するため、保健、福祉、医療に係る各種サービスを総合的に調整、推進しています。また、香美市高齢者虐待防止等に係る協議会を設けており、代表者会議には地域包括支援センター、健康介護支援課、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員協議会、福祉保健所、警察署などで構成し、高齢者虐待全般について情報交換、高齢者虐待予防施策の策定や虐待に係る対応について協議を行っています。また、実務者会議において、個別虐待事例について個々の事例ごとに必要な関係者が集まり、養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援などを協議しています。

障害者福祉に関しては、障害者自立支援協議会を開催しており、福祉事務所、健康介護支援課、教育委員会、社会福祉協議会、障害者の事業所、福祉保健所、医療機関、住

民代表などで構成しており、この中で情報共有、課題検討、困難事例検討、障害者計画の進捗管理などを行っています。さらに、この障害者自立支援協議会の中に障害者相談部会があり、毎月関係機関、福祉事務所、健康介護支援課、地域活動支援センター、社会福祉協議会、病院、福祉保健所の担当で情報共有、支援課題検討を行っています。また、発達障害児・者支援体制庁内連絡会を設けており、香美市における発達障害児を含む障害児について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を進めるに当たり、庁内関係課、福祉事務所、健康介護支援課、教育振興課、教育研究所間の連絡調整や情報交換、一貫した支援方法の検討等を行っています。また、定期的に関係機関が集まり個別支援会議を開催し、個別支援計画メインシートをもとに支援の方法等を検討しています。

また、災害時の要援護者に関して、要援護者個別避難支援計画を進めるに当たり、福祉事務所、健康介護支援課、まちづくり推進課、支所、消防署などで今後の取り組み方法や進め方などを協議しています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 高齢者の、障害者のその支援に関してご答弁をいただいたわけですが、もうちょっと、ここでもうちょっと詳しく聞きたいのは、支所もこの高齢者の方、それから障害の方に対して、物部のほうでは本庁のほうに地域包括、健康介護支援課、福祉事務所があるわけですが、支所として、どういった支所との連携をされていっているのか。ちょっと支所でその部分がちょっと見え、わかりにくいわけですが、その点をもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。支所とそれから福祉事務所、支所と地域包括支援センターと違っていうそうしたかかわり、支所との連携ってところで再度お聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） お答えします。

例えば高齢者の福祉計画なんかを策定するときにはですね、委員の方とかに上げる前にですね福祉事務所とか健康介護支援課、包括支援センター、また支所の職員なんかも入りまして、その内容についていろいろ検討とかをしております。また、こういった事業、その検討の中でこういった事業をどう進めていくかといったことも含めて、支所のほうから入っていただいてそういった検討は行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） では、3点目に移ります。

3点目は、関係機関と地域との連携についてお伺いいたします。

先日、民生・児童委員の方々と懇談する機会を持たせていただきました。お話をお伺いする中で強く感じましたことは、民生・児童委員と関係機関の連携に加え地域住民と

の連携が欠かせないということでした。本市の場合、関係機関と民生・児童委員、そして地域住民との連携体制は確立されているでしょうか、また、その機能は十分に発揮できているでしょうか、お伺いたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） お答えします。

社会福祉協議会と民生・児童委員との連携については、ひとり暮らし高齢者の見守りについて、香美市要援護者安心・安全ネットワーク台帳に登録して取り組んでおります。また、地域住民の緊急時支援に関する話し合いを福祉事務所、消防署、社会福祉協議会、民生委員協議会で行い、夜間、休日等の緊急時支援、望ましい対応や連絡のあり方などを協議しています。また、毎月あります民生委員協議会の定例会へも福祉の担当者や保健師などが参加して連携体制をとっています。また、地域の見守りの中で、物部町における見守り支援に係る意見交換会を経て、見守り支援に係る物部町一斉訪問を市長を初め物部支所、地域包括支援センター、健康づくり推進課、福祉事務所、社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉保健所などの職員が、三、四人のグループに分かれて高齢者宅をそれぞれ訪問し病院や買い物などの暮らしの様子や困っていることや不安なことなどを尋ねて回りました。

地域住民との連携体制の取り組みは余りなく、今年度取り組みます要援護者個別避難支援計画においては、地域住民の方に協力をお願いしなければ成り立ちませんので地域における相互扶助活動などの連携体制を構築していきたいと思っております。また、来年度から取り組みたいと考えています地域福祉計画を策定していく中で、公的サービスと住民の自発的な福祉活動によるサービスを連結することが重要になってきますので、住民も参加した新たな支え合いと生活支援サービスの仕組みづくりなどに取り組んでいかなければならないところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほどの福祉事務所と民生委員さんの連携ということでお聞きをしたところですが、民生委員さんの方ってというのは行政とのかけ橋っていうことで任務に当たっていただいておりますけれども、民生委員さんから、その民生委員さんとこの地域包括支援センターとの連携っていうところでは具体的にはどういった連携をされていっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。お答えいたします。

民生委員さんと包括支援センターの連携ということでございますが、民生委員さんにつきましては地域の中で活動していただいておりますので地域の事情がよくわかっておる状況でございます。民生委員さんからの情報提供をもとに包括支援センターのほうの職員が地域へ出向き状況を把握するという形で、民生委員さんとは日ごろから連絡をとり

合って活動しておるところです。また、包括支援センターではありませんが、保健師のほうもこれまで余り民生委員さんの会に、出ることは出ておりましたが回数がやはり少なかった面もございましたので、この4月からそれぞれ担当地区、保健師の仕事の体制を担当地区制という形にしまして、担当地区の民生委員さんの会のほうには顔を出して顔の見える関係、そして情報収集等に努めていくようにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 民生委員さんとの連携ということで、私は、民生委員さんと地域包括支援センター、香北や物部でしたら地域包括支援センターが本当に相談対応の窓口ということになってきますので、そことの連携っていうのは非常に重要だと思ってるんです。民生委員さんとの懇談を持たせていただいたということでお話をお伺いした感じでは、何かこう地域包括に相談に行ってもその相談をしたその状況が返ってこない、わからないっていうところで何かこう一方通行の感じがしていると、連携しているような感じではないというふうなことを非常に印象、そういう印象、そういう一方通行であるっていう言葉お話しされたので、何かこううまくいってないような気がしてならないんですけども、民生委員さんとその地域包括っていうの、本当にもう少し連携体制っていうのをとるべきではないかと考えますけれども、もうちょっと踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。連携がとれてないというふうなお話を承るということですが、具体的な連携の仕方というのは自分のほうではなかなか答えることはできませんが、包括支援センターの職員につきましてもやはり相談があればそれに対して検討を加え、そして相談あった方にお返しはしておると思います。そのような、けんど状況があるということであれば、なお一層また連携をとるといいますか、連携をとるような体制をとっていくように職員のほうにもまた話をしていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、4番に移ります。

4点目の保健師の体制についてお伺いいたします。

本年度から保健師は、香北と物部のほうですけれども全員が本庁に集結し支所に常駐する保健師は1人もいなくなりました。医療の知識を持った専門職として頼りにしていただけに、地域住民からは山間地域の切り捨ての最たるものだとの厳しい言葉も聞かれました。支所に保健師を常駐させなくなったのはなぜか、その理由についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。保健師につきましては合併以来支所のほ

うに常駐しておりましたが、健康づくり推進課の窓口業務並びにまた相談業務をしていくということで常駐をしてきたところでした。しかしながらこの、この5年間実施をいたしまして支所に訪れて相談する方は少数でありますし、時折血圧をはかりに来る方が来るぐらいというような状況もございました。やはり机に座って事務をとることが主ということになっておりましたので、保健師等からの声もありまして、やはり座って待つ体制でなくてやはり少しでも地域に出ていこうという形をとっていこうということで現在の、支所のほうにつきましては引き払わさせていただいて少しでも担当地域のほうへ出ていく体制をとったところでした。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほど課長が言われましたけれども、本当に支所に来られる方ってというのは高齢の方とかねお体の不自由な方とかおいでますので、数としては少ないってというのは当然じゃないかなと。むしろ保健師さんの仕事ってというのは、地域に出向いて行ってその地域の方の健康づくりをしていくっていう本当に専門職ならではの業務を、本当は今までしてこなければならなかったというふうに思いますけれども、そこでその支所に出向く頻度ってというのはどういうふうになっておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。支所へ出向く頻度ということでございますが、保健師のほうもそれぞれ担当地区を持つ前にやはりそれぞれ母子保健、また健診や障害担当の業務としての担当を持っております。この体制をとったことによって大きく訪問がふえるということにはなかなかないとは思いますが、やはり地区を知ること、そして地域の人を知って地区の状態を知ることが大切ですのでこの担当制にしたわけですが、現在、今週は物部地区のほうには2日を訪問予定という形でっております。これ毎週2日ということにはならないかとも思いますが、できる限り担当保健師のほうも入って行っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 支所に2日ということでしたかと思っておりますけれども、私はこの先ほど言いましたように保健師さんの役割ってというのは、その物部の地域から考えても非常に重要なことだと思ってるんです。ですので、その2日の訪問とかっていうことではなくて、やはりその物部のほうに常駐をして、それから地域に出向いて行って地域の健康づくりに当たるということが大切なんじゃないかなと思っておりますけれども、その常駐して訪問するという方法はとれないものなのか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。支所に2日座るということでは、済みません、ございません。物部へ2日入って訪問、そしてすいた合間には支所におるという

状況になろうかと思えます。そして、常駐して訪問という形はとれないかということでございますが、やはり先ほど申しましたようにそれぞれの業務を持って仕事をしております。そしてまた、健診等につきましては、それぞれの保健師が順番にローテーションで入ったりとかいうことで業務としての仕事のほうもございますので、なかなかそういうふうに常駐ということにはちょっとならないのが現状でもありますし、またそれぞれ仕事の分担等を考慮しながらしていておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） なかなか常駐は難しいということでしたけれども、次の質問に移ります。

認知症対策についてお伺いいたします。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を言います。症状としては、新しいことを記憶できず先ほど聞いたことさえも思い出せない記憶障害や、現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど基本的な状況を把握することができない見当識障害、物事についての理解、判断力の低下や計画を立てて行動することができない実行機能の低下などがあります。そして、これらの症状により周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなります。また、本人がもともと持っている性格や環境、人間関係などいろいろな要因が絡み合っとうつ状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こってきます。このほか認知症には、その原因となる病気によって多少の違いはあるもののさまざまな身体的な症状も出てきます。特に脳血管性認知症の一部では、早い時期から麻痺などの身体症状が合併することもあります。アルツハイマー型認知症でも進行すると歩行が困難になり、終末期まで進行すれば寝たきりになってしまう人も少なくないと言われております。

そこで、認知症対策について5点お伺いいたします。

まず、1点目に、現状と認識についてお伺いいたします。

認知症は男女を問わずだれにでも起こりうる病気です。全国的にも増加傾向にあり、将来推計では2015年には約250万人、2025年には約323万人に増加すると予測されています。年齢が85歳以上になりますと、4人に1人にその症状があるとも言われています。また、認知症になることにより介護の重度化にもつながっていると聞いています。介護現場においては今最も重要で深刻な課題となってきていますが、本市の現状と認識についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 山崎晃子議員の認知症に関連しての問いにお答えいたします。

本市の現状と認識ということですが、先ほど言われましたように認知症につきましては85歳以上4人に1人が発症していると言われておるところですが、これを香美市の

85歳以上人口に当てはめると、これは平成22年11月現在になりますが、85歳以上人口1,761人に対しまして約440名ということになります。これは統計的な数字となりますが、実態をつかむのはなかなか困難なところですが、介護保険認定審査会において1年間で審査しました1,642名のうち第1診断名に認知症とある方の数は400名となっております。そして、第2、第3診断名に認知症の診断名がある方を含めるとその方たちが214名となりまして、合計614名ということで37.4%が、軽い重いはありますが何らかの認知症であるという結果が出ておるところです。香美市におきましても今後高齢者人口の増加が予測されておりますので、今後認知症の方の増加も予想されるというのが現状であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、2点目に移ります。

2点目の認知症対策についてですけれども、初期の認知症の診断は判断が難しく、高度な検査が必要なため専門の医療機関への受診が不可欠だと聞いています。場合によっては一時的に認知症のような症状が出ることもありますが、早期に受診し適切な治療を受けることで症状が改善される場合もあると言われていています。先日の市民大学では、医学博士の松原英多先生より「知って知らない健康常識」と題して講演がありました。そのときの講演内容では、評価のある仕事や作業をすること、75歳以上の方は特に肉中心の食事をすること、立つ、つかまる、歩くことなどの動くことが健康生活の維持に大変重要であることを話されておりました。また、認知症の芽は20年前にできていて、5年ぐらい前から同じ話をする、おしゃれ気がなくなる、やたら怒りっぽくなる、食事をこぼしやすくなるなどの怪しい症状が出始める。この怪しい時期を早期に発見し適切な対応をすれば症状の改善が見られ、その後の状況が変わってくるということでした。そのためにはよくかむこと、3度の規則正しい食事をすること、深呼吸をするなどして肺の機能低下を防ぐことで脳の血液循環がよくなるということでした。そして、これらのことを継続して実行することが重要であり、あとは欲を持つことが大事だと結んでおりました。

このように認知症の早期発見、早期治療への推進が非常に重要となっておりますが、このことを含み本市としての今後の認知症対策についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。認知症対策ということですが、やはりおっしゃられますように認知症につきましては正しい知識の啓発が大事だと思います。正しい知識を広げていきますとともに、やはり民生委員さんを初め地域の方からの保健師さんや包括支援センターへの相談、情報の入りやすい関係づくりを進めていかなければならないと、それによって早期発見に努めていくことが大切だと思っております。やはり病気でございますので、発見すればやはり受診を勧め治療に結びつけていくことが大

切だと思っております。対策ですが、画期的な対策ということはなかなか難しいとは思いますが、やはり認知症につきましては先ほど言われましたように20年前から芽があるということも言われておりました。やはり高血圧とか糖尿病等、そういう因子もあり発生リスクを高めるとも言われておりますので、やはり小さいときからの食生活、またライフステージに応じた健康管理が、健康管理を進めていくことが必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。認知症のあの対策の中でその早期発見が大変重要であるということですが、その認知症の予防のために、その認知症を予防するため運動が大変いいというお話もされてたんですけども、本市のその認知症予防へのその取り組みについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 認知症の予防ということですが、香美市としましてこれまで認知症の予防につきましては具体的に取組んだ施策というものはなかったかと思われま。先ほど申しましたようにやはり乳児期から高齢期の健康管理を今後進めていくような形で、それぞれライフステージに応じた健康管理を今後とも全般的に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番です。認知症対策については非常に本市にとっても重要な課題でありますので、その取り組み、具体的な取り組みについてぜひとも早急に検討していただきたいと思っております。

3点目に移りますけれども、介護者に対する支援策についてお伺いいたします。

家族のだれかが認知症になったとき、だれしもショックを受け戸惑い混乱し、これからどうしたらいいのかと大きな不安を抱えることとなります。介護が必要な状況になりますと24時間365日休みなく継続することになり、介護者の疲労は蓄積されてきます。また、さまざまな認知症特有の症状にいらいらして気持ちが追い詰められるなど精神的な負担も重なり、介護者自身がうつ状態になるなどの病気になることもあります。さらには、介護を苦にした痛ましい事件につながることもあります。介護者のストレス解消など精神的ケアや定期的な健康管理が大切ですが、介護者自身にはそんなことを考える余裕がありません。したがって、公的機関として人的支援、金銭的支援、そして精神的支援などでき得る限りの支援策を強化していくことが重要であると考えます。本市としての介護者に対する支援策についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。支援策でございますが、介護保険制度に

おけます介護サービスの利用は当然でございますが、この介護サービス制度に乗れない、また活用できてないという方につきましては、一昨年以来取り組んでますあったかふれあいセンター事業の中で対応もしてきております。また、介護負担の軽減ということまではいきませんが、キャラバン・メイトさんと民生委員さんとの高齢者部会が合同でプラザ八王子で月1回認知症のよりそい相談ですか、よりそい相談を開いて、包括支援センターだけでなく気軽に相談に来やすい場所として相談の場を広げてもおります。そして、認知症だけの、認知症の方だけではありませんが家族支援、家族、介護家族支援事業の委託を受けた社会福祉協議会におきまして介護者の集いを開催をしております。昨年までは年1回の集いで介護の労をねぎらうような形の集いでありましたが、今年につきましては今月からですか、5回、6回ほど予定して介護者の方たちにちょっとくつろいでいただくというような形で、陽まわりの集いとして介護者の集いを実施するようになっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 介護者の集いを9月からですかね、回数月1回ということでしたでしょうか、ふやしたということで大変いいことだと思います。やはり介護者の方たちがそういった集まりの中で少しでもゆっくりできたらというふうに考えますので、それを大変いいことだと思っておりますが、今月からということですが、このことについて周知のほうはどのようにされてるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 周知につきまして、自分のほうはこの介護者の会を始めるということは知っておりましたが、周知の仕方について具体的にちょっと聞いておりません、申しわけないですがちょっと自分のほうよう把握しておりません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたらまた、多くの方にこうしたことをされてるっていうところをまたお知らせをしていただければと思います。

次に、4点目に移ります。

認知症サポーター100万人キャラバン事業についてお伺いいたします。

認知症を早期に発見し地域において支え合える社会づくりを構築するためには、多くの方々に認知症について正しく理解していただくことが重要です。このため国による、認知症を知り地域をつくる10カ年のキャンペーン運動として認知症サポーター100万人キャラバン事業が展開されています。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者としての活動が求められその活動に期待が寄せられていますが、本市の取り組みの状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。認知症サポーター100万人キャラバン事業でございますが、まず平成20年度からキャラバン・メイトさんの養成講座を実施しております。平成20年度にキャラバン・メイトさんを33名、そして平成21年度に15名、そして平成22年度に8名の方を養成し育てていただいております。そして、この育ちましたキャラバン・メイトさんを講師としまして、平成21年度からサポーター養成講座を開催をいたしております。平成21年度につきましては、地区の集いや認知症予防講座と合わせまして実施を42回いたしました。42回で936人、そして平成22年度は企業や広報での呼びかけによりまして16回、239人、そして平成23年度につきましては議会議員さんを初め住民の方を対象にこれまで6回、51人の方に受講をしていただいております、認知症を理解していく輪が広がっていくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 認知症の理解を進めていくための取り組みということで、この認知症サポーターが広がっていくと地域で認知症の方が生活でき支え合える仕組みっていうものもできてくるんじゃないかと思っておりますけれども、この認知症サポーターの講習会、企業の方なども受講されたということですのでけれども、では行政機関の窓口などでも認知症高齢者への対応が必要になってくると思っておりますけれども、その職員を対象にその認知症サポーター養成講座を実施したりという状況はどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。平成21年度から順次サポーター養成講座を開催してきておりますが、始めて3年目、4年目というような状況でもございます。今後行政としても痴呆症の、痴呆、済みません、痴呆じゃないです、認知症の方の増加も考えられますので、やはりそれに対応した研修というものは行っていかなくてはならないと思っておりますので、今後総務課との話にもなろうかと思っておりますが研修の中に取り上げていく方法なども考えられるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひともまた、そのサポーターの広げていただきたいというふうに思います。それで、そのサポーターがたくさん地域にできてくるということになってきますと、その認知症の支援者の今度ネットワーク、ただみんなが受けただけっていうことではなくって、そうしたこう支援者のネットワークをつくっていくっていうことが大事ではないかと思っておりますけれども、そうした支援者のそういったネットワークづくりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。やはり連携して取り組んでいくことは大切であろうかと思えます。そこまで自分のほうはまだ考えは及んでおりませんでした。今後また検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、5点目に移ります。

自宅で医療や介護が受けられる支援体制についてお伺いいたします。

介護保険制度では、要介護者の施設入所者を減らし在宅介護を推進していますが、先日の新聞報道によりますと厚生労働省は、認知症による精神科病棟への入院について2020年度には患者の半数は2カ月以内に退院との目標値を打ち出したことが掲載されていました。高齢化の進行によりアルツハイマー病などが原因の認知症で精神科に入院する患者が急増しているとして、医療機関で対処する必要性が低い軽度患者について入院期間の短縮を図る考えで、実現に向け退院後も自宅で医療や介護を受けられる支援体制を整える方針とのことです。このような施設から在宅への方向が出ている中で、それに備えた受け皿づくりはどのように進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 施設から在宅へということですが、受け皿につきましては今までお話ししてきたような状況のことしかないのが現状です。今後早期発見によります適切な診療と治療、また認知症に対します正しい理解を周りの方たちにも進めながら、その方たちの支援を得ながら進めていかななくてはならないと思えますが、実際2カ月以内に退院というようなお話があるとのことですが、そうなりますと現状の今の環境ではなかなか大変なことであるというふうに思っております。地域の理解をできるだけ進めていく形をとっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。ぜひともそうした、もう皆さんがみんな施設に入所するってことはできないので、地域で支え合えるシステムづくりに取り組んでいただきたいと考えます。

それで、最後の質問に移ります。

最後に、サル被害対策についてお伺いいたします。

近年、ニホンザルによる農作物への被害が深刻になっています。各地でさまざまな被害対策が行われていますが、決定的な対策は確立されていないのが現状のようです。あの手この手と考えて捕獲対策を講じて、サルは手先が器用なことに加えとても賢いため、設置当初は捕獲されても数日するとなかなか捕獲されなかつたりという状況があり、人間とのイタチごっこのようになっているとも聞きました。サルが人里におりてくるようになった主な原因の1つとして、過疎や高齢化が進み人が山に入って作業することが極端に少なくなってきたことが挙げられるようです。それまで野生動物を人里か

ら山奥へと押し上げていった人間の圧力が低下し、その結果、サルが人里にあらわれやすい状況が生まれたということでしょうか。サルは本来山奥で暮らす動物ですが、一度人里におりてきて農作物など栄養価の高いものを簡単に食べられるということを学習してしまうと集落に繰り返し出没するようになるそうです。また、集落を渡り歩いて農作物を食べる生活になれてくると1日の大半を人里で過ごすようになり、栄養価が高く消化のよいものを食べることで出産間隔も短くなり、その結果、個体数の増加につながると聞いています。サルは普通群れと呼ばれるまとまった集団で生活をしているため、サルによる被害は広い範囲に及んでしまいます。また、おいしい部分だけをかじっておいしくない部分は捨てて次々と新しい作物を食べていく習性があるそうですが、このことが被害を広い範囲に及ぼす原因でもあるようです。サルは学習能力が高く、人間になれてくると民家の屋根に上って走り回ったり、家の中まで入ってきて食べ物をあさったりするようになります。そして、徐々に行動はエスカレートしてきて人間を威嚇したり襲ったりするようなこともあるようです。

サルの被害で大変困っておられる住民の方からは、何とか強力な捕獲方法を考えて早急に対策を講じてほしいという声を聞いています。山間地で生活されている方々の多くが自宅近くの畑で農作物をつくり生活しています。どこかに出荷するほどの規模ではなく少しでも生活費の足しになればとの思いからつくっておられる方が多く、老後の楽しみを兼ねてカボチャやスイカ、トウモロコシ、サツマイモなどをつくっています。しかし、こんなところにもサルの被害は及んでいます。老後の楽しみ、生活の糧として大切に育ててきた農作物が食べごろになったときを見計らってサルはやってきます。その場で食べたり持っていったりと好き勝手やり放題です。畑はめちゃくちゃに荒らされ収穫することもできない、被害は深刻な状況です。サルが来ないように畑に出て見張り番を続けたり大きな音を立てたりして対策を講じているのですが、人を見ついたり音に驚いて逃げるのは最初のうちだけですぐになれてしまい、そのうち堂々と食べに来るようになるということです。「何をつくってもサルに食べられてしまうので何ちゃあつくれん、もう山には住めんようになる」と住民から落胆の声も聞かれました。実際に畑をつくることをやめたところもあり耕作放棄地になっています。今後はこのような土地がどんどんふえていく可能性もあります。

そこで質問に移ります。

1点目に、被害状況の把握についてお伺いいたします。

山間地の過疎、高齢化の進行によりサルの被害は今後ますますふえてくるのではないかと考えますが、現状の被害状況についてどのように把握されておられるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のサルの被害対策に関しましてお答えを申し上げます。

香美市役所のほうに届けがあった分だけでございますけども、昨年度のニホンザルの被害につきましては0.9ヘクタールで272万円となっております。ちなみに平成21年度につきましては1.8ヘクタールで789万円、平成20年度につきましては3.7ヘクタールで549万4,000円、平成19年度は1.9ヘクタールで413万5,000円となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今被害状況をお聞きしたわけですがけれども被害状況はちょっと減ってるということでしょうか。減ってるのか、その、もうそういう状況で作物をもうつくらなくなった方がふえてるという状況なのか、私はそういうつくられていて、つくることをやめたという方も結構ふえてきているんじゃないかというふうに考えます。

そこでですね、2点目に移りますけれども報奨金についてですが、猟師の方にお話をお聞きしますとサルは機敏に動くためなかなか撃てるものではないとのことでした。撃つ準備をしている間に逃げてしまうこともあると聞きました。駆除の強化策の一環として、他の自治体では報奨金を大幅に値上げして駆除に取り組んでいるところもあります。本市も報奨金を値上げしてでも駆除してほしいとの声を市民の方からお聞きしています。駆除の強化策として報奨金値上げを検討できないもののでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

現在サルの報奨金につきましては1頭について1万円となっております。それで、香美市では平成20年度に44頭を捕獲をいたしております。平成21年度は32頭、昨年度は27頭となっております。ちなみに近隣の市町村のことなんですが、本山町では1頭について5万円、それから仁淀川町、梶原町、越知町は1頭について3万円、いの町は1万5,000円、中土佐町は1万2,000円、大月町は1万円の報奨金となっているようです。大月町の場合には1頭1万円なんですが、今年もう既に78頭の実績が上がっているというふうに聞いております。値上げの効果につきましては、本山町が昨年度は4頭しかとれてなかったのが今年もう既に10頭になっておるということで、値上げをすれば、これはいつのことかもわかりませんが効果はあるんだろうというふうには思っております。ただ、せんだっての駆除の班長会でもそれぞれの班長さんのお話をこうお聞きする機会がございました。その折、ある班長さんは、「倍額になっても専門に駆除するもんは出てこんろうねえ」と、行きおうたら撃つろうけんどわざわざ追いかけてというようなお話もございましたし、「人間に似いちゅうので嫌がる人もおるしねえ」と、「1頭5万円ぐらいになったらひよっとして追わえて撃つかもわからんけんど、なかなか撃つのが難しいね」というお話はございました。現在のところサルの捕獲頭数が少ないという状況でありますので、今のところサルに関してのみという

ことでは値上げは考えておりません。ただ、作物の被害につきましてはサルよりもシカだとかイノシシのほうが被害が大きいと、大きいということもありまして、値上げをする場合にはすべてを対象に値上げを、値上げが必要なのかなとは思いますが、そうなりますと多額の費用がかかりますし、増額する分につきましてはすべて一般財源ということになると思いますので、その折には財政との協議が必要となってこようと思います。以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 報奨金のほうはなかなか難しいということかと思えますけれども、被害に遭われている住民の方にとっては何とかそのいい方法がないのかということで報奨金を値上げしてでも捕獲を、捕獲に取り組んでほしいということですので、今後またそういった声も聞いていただいて、被害対策について3点目のお伺い、3点目に移っていきたいと思います。

サルの被害対策として、猿落君や電気さくなどのネットやフェンスなどが主な対策として実施されています。しかし、シカやイノシシの場合なら四方を防護ネットなどで囲えば被害を防止することも可能ですが、サルの場合は木や屋根、電線などを伝って上から飛び込んできますので四方を囲んだだけでは防護することができません。上からも防護ネットを張るとなると多くの手間や費用を要することになります。また、ロケット花火などの追い払いグッズやサル接近緊急警報システムなどを活用されているところもあると聞いています。このほかモンキードッグを導入しているところもあるようです。本市としては今後どのような対策を講じていかれるのでしょうか、特に本市の地形や被害状況に応じた効果的な新しい対策を考えておりましたらお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 鳥獣被害の本市に適したということなんですが、議員も言われたとおり決め手のないというのが現状のように思えます。香美市としましても被害対策としましてネット、電気牧さく、箱わな、トタンの設置などに助成をしておりますけども、サルの生息調査というものをしておりますのでふえているのか減っているのかということもわかりませんし、適正頭数っていうのがどれくらいかも確認をしております。それぞれに設置者につきましては効果が上がっているとは思われます。フェンスで囲う、犬で追うということでは、そこでの被害はなくなるんですけどもどこかで被害を及ぼしておるといふふうに思われます。究極の方法というのはわなあるいは鉄砲による捕獲ということが、それしかないのかなというふうには思われますが、狩猟者の高齢化が著しいような状況で、サルだけでなくシカ、イノシシの捕獲頭数も伸び悩んでいるのが現状です。現在、シカ、イノシシ、サルを合計しましても年間で1,600頭前後で横ばいの状況というようになっております。それと、先ほど議員の言われたように超音波で有害鳥獣を撃退する装置というのも開発されておるようなんですが、こ

これはレンタル料が1,500円ぐらいという、1日1,500円要るといようなことで非常に高額にもなってきますし、モンキードッグにつきましては5年ほど前に中土佐町で導入した例があるというふうに聞いております。ただ、これは役場の職員が中心になって導入したようで、本来は個人がすべきものであるといようなことで他の町村では導入の実績が上がっておりません。高知県でも現在この事業というものは継続はされておらないというふうに聞いております。

それから、サルに適した被害対策とのことですけども、防止対策とのことですけども、私ども担当としましてはもうその電気牧さくあるいは先ほど商品名が出ましたサル、猿落君ですか、この猿落君というものは奈良県の果樹振興センターのほうの、ほうからの提案でつくられたもののようでして、弾力性のあるグラスファイバーのポールに、支柱にてぐすを張ってですね、それにこう取りついてもサルの重みでじーっとうたわんできて落ちるといような仕組みのようでございます。ですから、その群れになって入ってくるということになりますとどうかわかりませんが、1匹、2匹、いや1頭、2頭がかきついても中には入れないといようなもののものでございます。以前にですね物部町のほうでこの猿落君を実践といいますか試験ほ場でやったという例がありまして、物部町のほうでも農家の方に募集をかけたといことのようにですが広がってはいないという状況が現在のところであります。ほかのネットにしましてもシカなんかは入ってこれません。それから2メートル以上にしないとサルもこう飛び込んでくるとかといようなことですので、天井部分を囲わないかんとかといことになりますと、この商品名出して申しわけないですが猿落君なんかがある程度効果が上がってくるんじゃないかな、設置費についても比較的安価にできるんじゃないかなといふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。そのサルの被害対策の効果的になっていところでなかなかこれといったのが見当たらないわけですが、猿落君確かにこうぶら下がってくるんですが、それ広い、周りに何もなくてこうねネット、フェンスですからこう、そういうところにこう囲ってすれば来たときに駆け上がって行ってこう後ろへひっくり返って中へは入らんといことでしておるんですけど、どうしても物部のほうの地形からいったらそのすぐ横に木があったりとかねあの電線があったりとかっていことがありますので、なかなかこれも効果がないといことで広がってないといふうなことではないかと思ってるわけですが、何か新しいその対策といものを、手だてを研究していくお考えはないのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 再度のご質問でございます。猿落君が効果がないといことであります。建物だとか立木から5メートル以上離れてないとサルが飛び込んでくるといような話のようでございます。そうしますと若干お高くはなりますけども

電気牧さくがやっぱり効果的になってくるのかなというふうには思いますが、この電気牧さくにしましても高さが2メートルぐらいなければいけませんし、下、こう下から潜り込んでくるとかということもありますので、例えば下の端は15センチ、次から25センチごとにとかということでも5段にも6段にもせないかんというような状況になってきますと随分値が張ってくるようには思われます。今後担当とも相談をしながらですね、いい方法を見つけていきたいというふうを考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） はい。山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、会派市民クラブ、有元和哉でございます。通告に従いまして総括方式にて一般質問を行います。

さて、国政では野田内閣が誕生し、そして早くも大臣が辞任をするという、そして現在与野党がぶつかり合う記事が流れております。最近の国政のお決まりの状態が始まったというような感じで、いささかため息が出かけております。国、マスコミの報道がいまいちぴんと来ないのは私だけでしょうか。こんなときだからこそ過去から現在、現在から未来への責任を背負い、地方でこの香美市という単位から国のあるべき姿、世直しを考えていく必要があるかと思えます。国が復旧、復興に力を入れている中、地方はますます生き残りに厳しい局面を迎えてきております。市民の心理的不安や不満はこの行政の職員の心理的苦痛につながり、そして再び市民の不安や不満に流れていくという悪循環となってしまいます。今こそ市民、職員が一つとなり苦楽を共感し合い未来に残る香美市を築いていく必要があると考えます。そのような思いで今回の質問をさせていただきます。

まず、初めに、再請求時における市民への対応についてです。

人はだれでもミスをします。いかに重要なことであっても失敗は起きてしまいます。それが時には重大な事件になってしまうこともあります。逆にそれを広い心で許すことも必要です。人を許す際には、相手がどれぐらい反省しているのかということが1つの判断基準であろうかと思えます。もしも許すつもりでも、当人の反省の色が確認できないときには収拾がつかなくなることも多々ございます。特に行政においては日ごろより複雑、難解な問題に対応しておられますので、その中でミスも時々発生して市民の方から指摘を受けることもあろうかと思えます。

そんな中で今回の1件は、ある市民の方からお聞きした内容です。かれこれ3年前の話です。いつものようにポストに上下水道の請求が入っていたわけでございます。皆さんご存じのこの使用水量のお知らせというやつです。その金額に書かれていた金額が306万3,479円という金額が書かれていたわけでございます。ご本人は、きっとこれは機械の故障か何かだろうと、後で恐らく修正した通知が来ると思ったそうです。案の定、しばらくするとポストに新しいお知らせ通知が封筒に入って来ていたそうです。

それで中をあけたところ使用量のお知らせというのに附せんが張っておりまして、差しかえをお願いしますの一言だけ書かれておりました。事務手続には間違った請求を行ったため正式な請求をやり直したことになりますが、これは果たして納得がいくものか、私はそのようには感じておりません。本来であれば電話でありそしてまた通知書であり、謝罪が書かれている内容の文書が入っていて当たり前の状況でございます。そして、この件についておかしいことだなと思ひまして私の何名か相談する相手に話をしたところ、行政のやることだからまあそんなもんだろうと、まあ仕方ないんじゃない、役場（市役所）仕事だからと言う方が何名かおられました。あきらめた意見を聞かされたときに、私は非常に危機感を感じたわけでございます。ミスにしっかりと対処することは、苦情を減らし職員のやる気も向上することにつながるとともに市民の協力する意思を成長させることにもつながります。

ここで今回まず質問したいのは、対応というのは個人差があり、時に問題になってまいります。そういったときに、市民に対し間違った請求や通知をした際どのような対応をとっているのか、そして、その対応の仕方についてマニュアルや研修、指導等は行っていないのかを質問いたします。

次に、庁舎内及び関係機関でのパソコンのセキュリティーに関する質問です。新しい庁舎に移り、パソコンのセキュリティーにも十分に気を使う必要が出てきたかと思ひます。私自身パソコンのセキュリティーについては専門外ですので詳しくはありませんが、今回質問させていただきます。

まず、各課や出先機関などで、現在パソコンのセキュリティーはどのようになっているのかについてお伺いをいたします。

そして、このセキュリティーの強化により多くのウェブサイトの閲覧がブロックされています。もちろんウイルス対策のため個人的な使用は職場で控えるべきですが、逆にブロックされているウェブサイトの情報の中に役に立つ情報やツールがあり、利用しないのもいかがかと考えます。情報と技術は悪事に使えば被害も出ますが、有効に利用すれば大きな発展につながります。もっと職員の自主的な使用制限を行ってはどうか所見をお伺いし1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） まず、今回の、3年前ではございますけれども市民の方にご迷惑をおかけしましたこと、現担当課長として深くおわびし謝罪を申し上げるものでございます。

当然、人的ミスの発生によりまして市民の方々にご迷惑をおかけした場合、まず誠意を持って対応、これをまず基本といたしております。そして、方法といたしましては、まず訪宅をし直接お会いし謝罪また説明を行う。また、相手先の方のご都合がどうしてもつかない場合等につきましては、手紙に謝罪文及び説明文を同封いたしまして行う、これを現在上下水道課は課内で徹底して対応をさしていただいております。先ほど有元

議員もおっしゃられましたように、なかなか人的ミスゼロということが難しい状況ではございますけれども、ただ、これがなし、最終目標と、ゼロを最終目標とすることは当然のことでございますので、それを検針員さんも含めた課内全員でそのチェック体制を構築して、今後とも人的ミスの軽減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員のご質問に、セキュリティーに関するご質問にお答えいたします。

パソコンの現在のセキュリティーはどのようになっているかということですが、現在香美市で管理をしておりますパソコンはおよそ650台あります。そのうち約250台が基幹系ネットワーク、そして320台が情報系ネットワーク、30台が住民公開系ネットワーク、そして残り50台が戸籍などそれぞれ独自のネットワークで利用されております。それぞれのネットワーク間の情報通信は行えない状況にあり、セキュリティー対策についてもそれぞれのネットワークごとに利用者、利用目的を考慮しきめ細かなセキュリティー対策を施しております。したがって、パソコンごとにセキュリティー対策を施すというよりはネットワークごとに異なるセキュリティー対策を施している状態です。パソコンに対する主だった設定、制限設定といたしましてはウイルス対策、個人IDによるログイン、一般職員によるシステムファイル書きかえの禁止、ソフトウェアのインストール制限などを行っております。また、外部記憶媒体である光メディアやUSBメモリの利用についても情報漏洩、ウイルス感染のリスク低減を目的として、特定の端末以外利用できません。インターネットの利用に関してはURLフィルタを、フィルタ機能を有する機器を利用して、業務に関係のないサイトの閲覧を制限しております。

この制限が第2番目のところにありますけれども、それにつきましては、例えばそれが業務上非常に有効なサイトであったり必要なサイトでありましたら、電算室のほうに規制の解除申請を行っていただくことができます。そして、審査の後、随時閲覧可能な設定にしております。

そして、2番目の、セキュリティー強化するよりも職員の自主的な使用制限が重要ではないかというご質問ですけれども、システムによるセキュリティーの強化と職員への情報管理に関する教育はどちらか一方のみで足りるものではなく、それぞれに連携しながら対策を行っていく必要があると思っております。香美市においても情報セキュリティーポリシーの見直しや職員への教育を実施しております。同様に国及び全国の自治体でもさまざまなセキュリティー対策を実施しておりますが、依然として情報管理に関する事故が後を絶ちません。把握できているだけでも毎月数十件が報告されております。情報機器の能力は飛躍的に伸びている昨今ですので、利便性を求めた安易な情報セキュリティーレベルの引き下げは大きな事故につながる恐れがありますので、一定の情報セ

キュリティーレベルを維持しながら、業務への支障が最小限になるように努めているところではあります。

あとは先ほどその解除をしたということでお答えになったと思いますが、以上です。

○議長（西村芳成君） 1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） まず、1 点目、再請求時の市民への対応についてということで、課長から謝罪の言葉をいただきましてご答弁をいただきました。そして、現在ではまずお宅に訪問した後、そして手紙等で謝罪をするという流れになっているそうなんです。これはこの香美市の市役所としての総合の見解であるのか、共通の見解であるのかについて、これは総務課長になりますかね、はい、お伺いしたいと思います。

1 問目の質問としては、私、通知であったり請求を行った際、間違っただけのその対応というふうにしておりますので、これは庁舎全体の見解であるのかお尋ねをいたします。

そして、2 つ目に、インターネットの使用についての分ですが、電算に使用願いを出してということで、現在この庁舎内でその使用願いというのはどれほど出ているのか、そういったことはちょっと出して行って、前もって言っていなかったのではわからないかもしれませんがわかる範囲で答えていただきたいと思います。また、出先機関等ございます。美術館であったり、また吉井勇記念館、それからセレネであったり、小・中学校までございますが、そういったところのコンピューターからの、コンピューターにおいてその電算に対しての使用願いは出ていないのか、それについてお伺いをしまして2 回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員の2 回目のご質問にお答えいたします。

その人的ミスがあったときの市としての対応ということですが、基本的には先ほど上下水道課長が申し上げたようなことだと私も思っております。まず、人的ミスが発生をいたしましたら、まず一番、まず最初にするのはですねその内容の確認です。どういうミスがどういう経緯によって発生したとかいう、その現状を正確に把握することがまずは大事だと思っております。ただ、先ほどの水道のようなミスはですね、もうそれは非常に明らかなミスですので現状把握にそれほどの時間はかかりませんが、そういった場合に一たんミスであろうと思われることが発生したときに、まずは大事なことはですね市民の皆様はその、誠意を持って当然対応しなければなりませんけれども現在こういうミスが発生をしたということ、その方が知らなかったとしてもですねその状況をまずはお伝えをして、ミスであってそれが間違いであるということがわかっておれば当然謝罪をするべきです。まず一番に謝罪をして、そしてそこですぐわかることであればですね説明をして対応策をご説明をするということに当然なりますけれども、そのミスの概要が見えないとか、どういった経緯でなったことかはっきりわからない場合はですね、現在それに関しては調査をしておりますので若干のご猶予をいただきたいというようなことをですね伝えて、そしてあと大事なことはですね、それでミスの内容が

わかって改善策等も全部こちらのほうで決定をして、それを説明を申しあげてご報告申しあげることがすぐにできるならばそれでよろしいんですけども、それは市民の方が納得いただけるかどうかそこはまた別問題になってきますけれども、その場合にやはりどうしても時間が経過することがございます。そういったときにはですねやはり経過をお客さん、住民の方にですねお知らせをしながら、一たんあんなふうに言ってきたんだけれどももう全くあと音さたないよというようなことではだめですので、そういったあとのケアといいますか、そういう丁寧な誠意のある住民対応をしていただくことによってですね、そのミスもお客様のほうに何とかご容赦いただくというようなところへ持っていかなければならないと思っております。当然それとミスがそういうふうになったときにはですね、今回上下水道課長がいたしましたように課内でその原因解明といいますか、どうしてそういうふうになったかということを検証いたしまして、そして今、早速上下水道課ではですねその後のやり方というのを二重、三重のやり方をしてですね人的ミスを限りなくゼロにするような努力を現在もう始めておりますので、そういったものにつなげていくことが大事だと思っております。

そして、セキュリティーの関係です。

そのサイトの解除申請ですよ、実はですねこのインターネットのほうはもう全く、いつごろまでですか、1年、ちょっと記憶がはっきりしないんですけども少し前まではですね全く制限なく実は閲覧ができておりました。ですけども、やはり関係のないサイトを見ているということもあったりしてですね、やはりもう必要のないものを見る必要本当にないわけですから、そういったことでやはりこういった一定の規制は行うべきだろうということで規制を行いました。ほんで、規制を行ったときにどのサイトどのサイトと一々、大きくそのもう当たり前にわかるもの、これは絶対業務に必要であろうとわかるものについては当然制限をいたしませんけれども、これに関してはどうだろうと、ちょっとわからないけれども規制をかけておこうということで規制のほうを多目に実はかけました。かけたときにですね電算の担当が、多分いろんな課からもうたくさん言ってくるだろうということだったんですけども、やはりそれが割と少なかったというふうな報告を、案外何も言ってこないというふうな報告を受けておるので、それはですねもし支障があったら解除申請ができますよということを一応お知らせはしてるんですけども、そのあたりのお知らせがもしかしたら徹底してなくて、もう見えないものは必要であってももうこれはできないんだとあきらめているのかもしれない。そこなあたりはまた電算担当から職員には徹底をしなければなりませんけれども、その後それほど、数はちょっと把握しておりませんがすごくたくさん出てきたというふうには私は聞いておりません。

それと、ごめんなさい。はい。美術館、図書館から、はい、お客さんからの解除申請ですか、これはですねちょっと待ってください。はい。そうですね、やはり住民公関係へもフィルタを、フィルタ機能をしておりますので、今のところ私のほうでは聞いてお

りませんけれども電算室のほうには上がっているのかもしれませんが。そこちょっと把握しておりません、申しわけございません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 3回目の質問を行います。

総務課長からご答弁をいただきまして、その市民に対してそのミスが発生しないように努めていくということ、それで発生がしたときの対応というのはその随時話し合っ対策を決めていくということですが、その、そうですね、行政の職員というのは異動が多くございます。その都度、その問題が発生してまた再び話し合っというふうにするのではなく、一度起きた問題、それを事例集にまとめる、マニュアル化していくことでより早急な対応ができるかと思いますが、そういったことには取り組んでいないのかというのが1点。

そして、もう1つが先ほどインターネットの話ですが、必要のないものを見ていた職員がいたということでセキュリティーを強化したということは、ちょっといささか僕はちょっとしっくりこないんですが、見てはいけないものを見ていたというふうにあるんですが、じゃあそしたら、そのほかの人は見ようとしたけどあきらめてる状況も考えられるというふうにおっしゃいましたが、その見ようとしてそのあきらめたものに本当に重要な情報であったり貴重な情報が入っている可能性もあります。そういった情報をあきらめて、ああこれは見れないものか、じゃあそしたらいいやというふうに置いておくんですね、せっかく使えるその情報を多く入手することができなくなってしまう。もっと、せっかくインターネットという整備がされている以上は、より多くの情報を仕入れるような環境であったほうがこれからの地方都市、これから先へ進んでいく、活性化を図っていくというときにさまざまな事例を見たりする際には、やはりインターネットはより自由に閲覧できるようにしたほうが私はよいかと考えます。特に職員の皆様の中にはいろんな企画書を書いてみたい、こういったイベントをやってみたい、こういった事業をやってみたい、そういう事例はほかの町にもあるんじゃないか、そういうふうに思ったときにちょっと調べてみようと思って、それが全部正しいものが出てくるということはありません、中には外れがもちろんあります。それが見てはいけないものであったとしてそれでセキュリティーを強化してしまうと、本当に必要だったものが見れなくなってしまう現状になります。特に出先機関、その観光にかかわる部門においては、そういったことになってしまうとやはり情報が仕入れにくくなる、また情報を発信しにくくなってしまいます。そうすると、どんどんどんどんこの香美市という領域にとらわれて、外へ発信する力、そしてまた外から情報を仕入れる力が弱まってしまいます、そのように考えます。ぜひともそのインターネットのその使用制限というのは排除したほうが私はこの香美市のためになるのではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員の3回目のご質問にお答えいたします。

まず、マニュアル化のことです。

実はですねこれは接遇ということにも、ちょっと遠いかもしれませんが、ある一定そのお客様の対応をするということにはですね、いいことも悪いことも含めて職員は対応しなければなりませんので一定のマニュアル化というものは必要だと思っております。今すぐそれ、確かにそのこういう単純な間違いのときは手順としてこういうふうにしなさいということをお示ししたほうが、非常にその職員の中にそれが自分の何といいますか、根づいてくるということもありますので、普通はですね間違ったときに、職員であればですよ、どういうふうにすべきかということはおもう普通はある程度わからなければならないと私は思っております。わからないときは当然上司に相談をしてということで、その場で上司に相談をしたときにそれほど大きな時間を要するとは私は思っておりません。ただ、それが重大なことであればそれは当然協議もしてやっていかなければなりませんけれども、もちろん間違い自体は重大なんですけれども、そこがすぐに修正できるものであればですね、早く上司に相談をすれば即座に手を打つことができたり謝罪をすることができるというふうに考えておりますけれども、やはり一定そのマニュアルをつくるということも1つの方法ではないかとは思っております。また、それについてはまた検討を、全体の庁内の意見も聞きましてどういう事例が実際あるのか、やはり今回のようなことがわかりましたので、なかなかすべてのことが総務課のほうに上がってきてるわけではないですので、やはりそういったことも全体的として、市全体として検証してそういったものをどういうふうに減らしていくかということがですね、やはり市職員としては当然やるべき仕事であると思っておりますので、それに関してはちょっと内容等検討さしていただいて、全部は無理かもしれませんがある一定のマニュアルといいますか、それというものは必要であると考えております。

それと、インターネットのことです。

インターネットのことでもし議員がおっしゃるようにそれを開いたときに見えなかったというときにあきらめたと、そのあきらめることの中に、見えなからわかりませんよね、その情報がどういうものであったかということ、けれども、そこで本当に欲しいものであったらですね、やはり、いや、これ見れないけれどっていうことで解除申請をすべきだと私は思っておりますけれども、ただ、実はですねこのフィルタの措置をしてから、多分です、電算のほうも職員に対してすべての意見は聞いてないと思います。いま一度ですね実際その業務に支障があるのかなのか、今後この、こういう機能を今後続けていくことについてはどういうふうなみんな意見を持っているかということをお示しね、職員のほうからちょっと聴取をいたしまして、それをもってどのような制限をかけていくかということをお考えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 2時47分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。通告に従いまして順次質問をいたしますけれども、この件につきましてはこれまでも何度もお伺いをしておりますし一定の答弁もいただいておりますけれども、その答弁につきましてですねどのような取り組みをされておられるのか、進捗状況をお伺いをしたいというふうに思っておりますが、今回初めての一問一答ということでありましてどんなふうになるかわかりませんが、いかんところは議長がやめえと、ストップと言うてくれると思いますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。自分も簡潔な質問とさしていただきたいと思っておりますので、明確な答弁ということでスムーズなことで終わりたいと思っておりますのでお願いいたします。

さて、通告をしてございますこの入野佐岡線につきまして、どんな場所であるか、どういう状況のところであるかということはおこにおいでの方々はよくご存じであることはわかっておりますけれども、この全国ネットになりましてですね非常にこの皆様方、知らない人が聞いておられるというふうに思っておりますので、その、そこなあたりのことも少し説明もさしていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

この県道、新改、平山に通ずるところの中間のところ、中間に入野地区というところがございます。そこを分岐点といたしまして大法寺、大平、佐岡方面へと通ずるのがこの市道入野佐岡線であります。入野集落より大法寺集落の終点までが約1,700メートルでございます。ここでは幅員が4メートル、5メートルの大変立派なこの舗装道路となっております、そこから佐岡方面へのいわゆる500メートルが問題の未整備の箇所でありまして、この件についてお伺いをするものであります。

大法寺側からは約200メートルの地点でありますけれども、ここには昭和7年当時に当時の国鉄の高知線というものが開通をされたわけでありまして、このときにこの両地区を中断するような、中断といいますか真ん中をですね分断するようにですねこの線路を引かなければならないというようなことになったわけで、そのときに便宜上この馬ノ瀬橋という橋が、橋脚が設置されたものではないかというふうに思うところでございます。この馬ノ瀬橋からですねさらに300メートル行くと大平集落となるわけでありまして、ここから集落を抜け県道佐岡に、までがですね約1,500メートルあるわけでございます。ここも幅員が5メートル強あるところもございまして、舗装道路となって大変すばらしい道であることは皆様方もご承知のとおりであります。しかしながら、せっかくこの両側にはこの立派な道路がありますけれども、先ほど申し

ました馬ノ瀬橋を挟みですね500メートルが未整備のために通行量も半減しておると、行きたいけれども行けんというようなことにもなってるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

去年の、にも質問をいたしまして、そのときにも通行量の台数についても申し上げました。申し上げましたが、今年も8月、暑いときでございましたが、月、水、金とたった3日でありましたけれども朝6時半から8時半、9時ごろまでとですね4時から6時ごろまで通行量、状況というものを観察をしてきましたので、そのことも念のためここで申し上げておきたいというふうに思います。朝の時間帯はさすがに通行、通勤の方たちもあるかと思いますがさすがに多いわけでありまして、大平側より乗用車が9台、軽トラック6台、そして毎日でありますけれども、この毎日というのは3日のうち2日間でありましたけれども、どうもこの方も通勤であろうかと思いますがバイクで通ってる方も1台おられました。また、反対の大平側からはちょっと少ないですが乗用車4台、軽トラ4台ということでございました。この問題の500メートル間には、最近ではカーブミラーが4設置されておることも知っております。そのことで通行される方にお聞きをしますと、「ちょっとはこれで通行しやすくなった、行きやすくなった」と言うて喜んでおられる方もおりました。しかし、朝の時間帯ですから急いでる、急いで行かないかんという方もおられると思いますが、途中の行き違いにはですね大変苦勞されておられる、おる車も何台かは見かけました。夕方の時間帯は大平側よりは乗用車3台、軽トラ3台と余り混雑はないようでありましたけれども、あたりが暗くなってまいりますと、路肩が粗悪であり、あそこは2メートル10ということになっておりますけれども路肩は非常に雑なもので穴があきさがしてですね怖いような状況のところもございまして、あの広場のこっち側は非常に危ないわけでございますけれども、そこは非常に怖いというふうな話もされておりました。

このような市道でありましてですね、市民の安全、安心のできる住居空間となるように市道の改良は絶対必要であるというような観点から市民の声を聞いたり、そして私なりに携わっているところでございます。こういった状況の市道でありますけれども、これまでの確約というものはご存じのように平成7年に取り交わされたものでございます。これにつきまして質問に移りますが、平成21年には地元より請願書が提出をされました。これはご承知のとおり不採択とされたような経過もありますが、これはまた次の(2)のほうでお聞きをしたいと思っておりますけれども、そのときに私の質問に対しまして、これは一番最初の質問のときでございましたが、JR四国の鉄橋の改修時にあわせて実施することと当時からなっており、今もその考えに変わりはない、今考慮してないというふうなお話も、でありました。その、今もその考えに変わりはないと、今もその最初のとおりいきゆうがやというふうなことでもございましたんですが、そういうことであれば、改良する気があればって言ったらこれちょっと言い過ぎですけども、ならばそのJRとの何らかの交渉といいますか、協議といいますか、折衝といいますか、そういう

ことはされておられるのか。されておられるとすればどういうふうなＪＲのお考えであるのかということも、前回のとき答弁いただけていないんですよ、これ私の手抜きじゃと思うけど、前回ＪＲのその返事については答弁をいただけておりません。でも、こういうことが最初平成２０年に言われてるんですから、このことについてまず１点伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 前田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問でありますＪＲ四国との協議についてお答えをさせていただきます。

ＪＲ協議につきましては、現地におきまして高知保線区担当者と事業構想の説明を行い協議を行いました。ＪＲは協議内容については高松本社への報告のみとしています。進捗につきましては、事業化の決定があれば本市より再度の連絡を行い本社協議を行うとの現在の状況でございます。

○議長（西村芳成君） １９番、前田泰祐君。

○１９番（前田泰祐君） はい。報告のみ、いや、こういう状況であるということ、報告のみということであろうかと思えます。これ実は、私もそのＪＲの切符を売っておったりしていろいろ昔からずっとおつき合いがあることもございましてですね、保線区の方にもお話も伺ったりした、することもあるわけですが、このね、今年の６月末ごろには市のほうに何らかの回答をすると、できるというようなお話もあったわけですから、もうちょっとこの進んだ話がいただけるかなというふうな気はしておりましたけれども、それではですね伏原とか西町の踏み切りの件、かなりそのＪＲとの協議っていうのは難しい、承諾をとるというのは、せつつくというのは難しいということはよくわかっておりますけれども、ＪＲのそれに合わせてこの改修はするというふうな前回の話でございましたのでですね、もうちょっとその報告のみってどういう報告なのか、もう一遍、再度申しわけないですが、うちはこういうふうにつけたいんじゃないかと、当初からこういう約束になってつけたいんじゃないかと、県と町（旧土佐山田町）とですね地元と約束してここはつけないかんのやと、お宅がいかなどっかつけかえでもせないかんが何とかならんかよという、何と申しますか、もっと具体的なですねそういったその話をＪＲへ持って行ってですねお聞きをしたい、その協議をしていただきたいと思います、今後どうなんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） お答えをさせていただきます。

拡幅請願書の件に若干触れますが、当時のＪＲ協議と申しますかまず最初の現地協議につきましては、ＪＲ側に対して市の構想とする案についての協議をさせていただきます。今まではあくまでＪＲ橋梁としての改修を兼ねた道路計画という案でございましたが、前回の議会でもお答えしたとおり工費を検討した場合にやはりショートカットもしくは盛土工法を選択をすると、その中の構想をお話をさせていただきます。

R側からの何点かの構想に対しての意見もございました。その個別の内容については、きょう特に取りまとめでお知らせするつもりはございません。協議の内容については何点か協議内容が生まれております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。そうですか。それではですね、JRのほうとの進捗状況は見られないと、あそこを通過してやるということにならんというようなことじゃないかと思えますけれども、それとはまた別の問題でありますのでですね、あの下の橋脚間を通過するという、これまた次の問題になりますけれども、工法の問題で話をしたいと思っておりますのでですね次に行きましょうか。

逐一ですよ、いや、これからですねその話も進めてほしいと。あそこにつくにしてもかなりその橋脚の補強の問題とか、JRのその用地の安全のための補強ですよ、橋脚のみじゃなくて、あの向こうにはJRの用地もあるというふうに聞いておるわけですのでですね、そういった件もですよ話し合いもしながら進めてまいりたいということ、これ要望したらいかんかもわかりませんが、そういうことで、ほんならJRの分は終わりといったします。

次に、この請願書の、請願書これです、ご存じやろうと思えますけれども、皆見えゆうかえ、わからん人、これでありませけれども（資料を示しながら説明）、提出者は大平の自治会長さんではありませけれども近隣の多くの意見を聞いた上での提出であった、あるというふうにお聞きをしておるところでございます。ちなみにですね平山には約100人、入野地区には156人、大法寺には60人、大平地区には104人の方々現在住んでおられます。こういったこの前回にも申しましたけれども、地域間交流の大切な生活道でもあります。また、あれは平成11年でしたか、大平の裏山の崩壊の危険のあったときには大変皆さん心配をしたわけでございませし、また、住みやすい、集落間の交流がなくなればですね若い者も出ていくということで過疎化に、の増長するような、過疎化を、こういったことに歯どめがかかるようになるように、住みやすい香美市になるためにですね市民の多くの方々切実なこの願いであります。この点は重視すべきであると私は考えておるところでございます。そのことについては産建に付託をされましてですね3月議会で継続審査、そして4月23日に現地の視察、6月議会では不採択という委員長の報告がございまして、その不採択には2名の、私を含む2名でしたが反対の、不採択に反対の方がおりましたけれども、これはもう議決をされたわけでございませ。

議員というのはですね住民の意思を代表して市民の付託にこたえる重責を担っていると、常に私は心しておるものでございまして、とても不本意な決定だったというふうになん今でも思っておるわけでありませけれども、この件については今さらどうこう言うわけではございませませんが、この通告しておりますように不採択のときの、に附帯意見として工法と概算の算出、そしてまた費用抑制のための研究を求めるということになっておりま

したが、この件は不採択になったものに意見を、附帯意見というのはどうかなという気もいたしますけれども、この工法については平成22年度に答弁もございましたのでですね、まず、この工法について研究をされたのか、どのようなことでやろうとされておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

質問を飛ばされたように思われますが、まず、その附帯意見の取り組みについてお答えをさせていただきます。

請願書に基づく附帯意見は、費用抑制の手だてや工法の研究でありました。議会判断後の昨年9月に想定する工法をもってJR四国高知保線区と現地協議、また高知県森林技術センターへの構想説明に出向きました。工法についてのご質問ですが、昨年の3月議会で説明した盛土により谷を埋めショートカットにより延長を短縮し、事業費節減を図る案としています。概算につきましては検討はしておりませんが、JR協議の内容によっては大きく変動することから事前協議や可能な工法を選択できるよう進めております。やもするとこれから協議のできる概略の検討図は提案をしていくように考えてはおります。

以上お答えします。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。いや、この附帯意見のことで今、それまあですが、費用抑制の手だて、概算ということも研究を求めるということでありますので、求める、研究をする気がなければそれで結構でございます。これはもう決定しておる…。

○議長（西村芳成君） 前田議員、マイクに向かって大きい声で言ってください。

○19番（前田泰祐君） はい。優しく言おうかなと思ったけど、いきませんかね。

○議長（西村芳成君） マイクで、はい。

○19番（前田泰祐君） はい。工法につきましてはですね、課長の言われるとおりに盛土を検討して協議、また調査、確認を行い、今後地権者の事業計画への説明と理解を、理解、同意を求めるよう努めていくというふうなことでございました。そのときに大平側はおおむね理解をいただいた。大法寺側についてはですね情報収集を、と個別相談を手がけており、年内には市内地権者と、地権者宅に出向く予定だというふうな大変前向きなこの答弁をいただいておったこともわかります。このような工法だと、今課長も言われましたけれども300メートルぐらいの延長となる、200メートルぐらいは縮小できるというふうな、直でいくというふうなこれは工法になるのかと思うわけでありましてけれども、今、先ほどの答弁に戻ってはいかんかなとは思いますが、戻るわけではございませんが、JRのその、との話し合いがまだついてないという時点でこの直に進んでいくと、200メートル短縮されるというふうな、こんなことにならんのかなというふうに考えますがそこなあたりをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをいたします。

J R側につきましては、本来軌道への影響がかからない工法となれば、盛土工法はJ Rとしては特に支障はないようなご返事をいただいております。ただ、改良、J R軌道の改良に伴う工事につきましては、もうまるっきり別の協議の手法となります。今現在計画されようとするショートカット、盛土につきショートカットになりますとJ R側へいかに影響をかけないかという工法になりますので、それについてはいろんな道路構造令とかいろんな制約がございますので、両方が道路をつき当てるような格好で通行を認めていただくという格好になりますので、その協議については一定報告をさしていただいております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。それはお聞きしました。それで、でもそういうことになりますと両方側から盛土して行ってあれを直に抜くということですよ。ということになりますと橋脚あれ3メー60ありますね、中が、ほんで、前回でも申し上げましたが上は5メートル10ありますよ、鉄橋までが、線路までが、そういうところですのでその中を通るということになりますと、そのJ Rと全然関係ないということはございませんよ、そらあやっぱり補強、橋脚の補強というのも大変大事になってくるというふうなことも私も聞いたわけでありましてけれども、それになれば、J Rのほうでは関係なくって今言いましたけれども、関係ないっていう考え方でいいですか。J Rのほうに協議といいますか、真ん中通りますよっという相談でもえいというわけですね。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） J R協議につきましてはご返事という確認ではございません。今盛土の工法の構想をご説明させていただいただけで、全然問題ないというご返事をいただいたわけではございません。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。そうすると、そういったふうな計画でもっていくということであればですね、やっぱりその協議も今後必要になってくるというふうに思われますのでですね、こらもう早急に…。

○議長（西村芳成君） 前田議員、マイクのほうへ向かってください、マイクの。

○19番（前田泰祐君） 早急にですねお願いをしたいと思いますが、それは頼んでおきます。いや、頼んでおくじゃのうて、そういうふうに思います。

ところで、その盛土の件でありますけれども、盛土、盛土って言われますけれども、それではどういうふうなその、どこの土を持ってきてあそこへ埋める気なのかと、もう少しその具体的にですね案はないか思うわけでありましてけれども、前回も言いました1つの案としましてですね大平側から拡幅していけばそれだけ残土も出るわけですが、そういうことから順次やっていくという必要があるんじゃないかないうふうに思います

がいかがでございましょう。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。少しお答えがJ R側の協議事項の中の点に触れますが、J R側としては盛土工法についても片側変圧、片側の盛土だけでは了承はできないといろんな条件をいただいております。今最初のお答えをさしていただいたように議会請願書の附帯意見の中で担当課としては動いておりますので、もう少しその事業化の決定があればですね再度の本社協議ということになろうと思います。今明確な、私のほうでお答えをできる部分はございません。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。ありがとうございます。そらあ大変進んだ話というふうに受けとれるわけでありまして、これからもまたどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

まだ、この今言われたように附帯意見についてのそれほどそんなにその重みはないものであるかなという、私もそういう気はしておりますけれども、それについての工法についてはそういったふうな研究もしていただいておりますということですのでですね理解をいたしました。

また、概算については、そらあ国鉄、J Rのそういったことがきちっと決まらなければ概算というものはまだ出にくいと、今してない、算出をしてないというお話であったかと思っておりますので、それは概算と工法についてはですねそれといたしたいと思っておりますが、もうあとは市長の決断かなということになってくるわけでありまして、後でですねまたこの確約の件で、3点目の確約の件というところで市長にちょっと、課長というふうになっておりますけれども振ろうかなと思っておりますがひとつよろしくお願ひをします。次に、ほんじゃあこの件は、2点目の件はこれで終わります。

次に、3点目であります、この確約、要望に対する取り組み、考え方、姿勢というものについてお伺いをするものでありますけれども、この確約書っていうものがあることは皆さん方もよくご存じのとおりでありまして、森林総合センターを建設する際に地元住民のこの申し入れを承諾をするという約束をして、したのがこの確約書であると思っておりますけれども、それには15項目の要望書、要望がございましたけれども、その中には西谷線とかあるいは南岸道であるとか、現在も話しかけておることがあるというふうにも聞いておりますけれども、何点かは執行されたこともわかりますけれども、この今肝心の、今から、最初から申し上げておるこの500メートル間、これはですね今申しましたようにこの大平とだけの問題ではございませんで、平山からも入野からも大法寺からも、我々も、でも今合併をして香美市に行くその用件というものはたくさんあるわけございまして、そういったときにやっぱりあの道を通っていきたいんですよ。そういったこともありますし、そういったことからですね、も考えてですね、かんがみてこの確約書というものに対する、どのように確約書を、後にもありますが要望書というこ

とも今書いてございますのでですね、そのときに一緒に、4月の22日でしたか要望書、いわゆる大平の頂上のところの雨水ですけれども、これが側溝に流れなければいけないわけでありましてけれどもこれが山土と一緒に流れてきて、いつもその雨のたびに住民の方あるいは担当課の方が行ってここを掘り上げて、この水の住民に迷惑がかからないようにというようなことで対策というかやられておるといこともお聞きしておるわけでありましてけれども、このときの要望に対しまして、平成22年度以降にこのことに対応するという地元に対して回答もされておられたわけでありまして、この市道ができるときに、と同時に同じくしてこの排水対策もしなきゃいけないというふうに受け取れるわけですが、この確約とか要望というものに対してですねこの行政としてですねどういふふうな位置づけと言いましたらおかしいかもわかりませんが、どういふふうに考えてですね対応しているのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをいたします。

ご質問の確認書について、行政の姿勢としてお答えをさせていただきます。

地域の要望に対しましては、この確認書は高知県、土佐山田町が合意したこと、その内容については今までも厳粛に受けとめ真摯に取り組んでいます。確認書の同意事項の明記のある14項目については大半の進捗も見えますが、今までもお答えしてきたようにやはり財政計画、また事業優先度などの課題が、問題でそういうような課題があり時間の経過はあります。現在も真摯に取り組んでおるつもりでございます。また、その間は現道の改良、安全施策等、十分対応できるよう体制をとって進めておると考えております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。この確約書についてはそれぞれ対応しておるといふふうなお話ではありますけれども、先ほど申しましたようにこの肝心ですねここがですねできないことには、それぞれ今申されましたようにさまざま、世の中はさまざまな情勢の変化、そしてまた状況も変わってきておる、財政のこともまるっきり知らんと言ったら笑われますのでですねわからんわけではありませぬし、大変であろうと思っておりますけれどもですね、その（財政の）抑制のときにもその、後で言うと言うたきちょっと言いますが、そらいろんなその交付金事業とか補助事業とかさまざまな情報は皆さん方プロですから、我々と違いますからそういったものを取り入れてですねやっていただくと、いろんな情報、状況もあろうかと思っておりますけれども住民との約束、確約事、こういったものはですよ履行されて初めてですよ住民とのこの、何といいますかね、信頼関係というものは生まれてくるいふふうに思うわけでありましてですね、これは、もしそのまあ1点だけ、1点にしとこうかね、その排水の問題もですね、排水の問題もですよ、今言われ、課長から答弁がありませんでしたけれども排水もその市道ができるときにあわせてするといふ回答をされておりますんでですね、あれができんと排水はできんといふこ

とじゃないかなと思うわけですがこの点はどうでしょう。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。ご質問のとおり排水路も道路改良向けての排水計画でございますので、道路延伸が排水計画の解決策と考えております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。それではですね、そら排水もそら道路が来てやる時に一緒にやれば一番費用対、ね、費用の面でもそらそうするべきやというふうには思いますけれども、だから、だからこう道を早くつくらなきゃだめですよということをお願いしておきますよ、道は早うつくらないかん、うん、ということではありますが、はい。何を言うか忘れた。

最後に、市長は答えてくれませんでしたけれどもそれはそれといたしまして、いや、1点だけ聞こうか、こういう確約とか制約とか要望書とかこういったものが履行されない理由、なぜ今できんか、平成9年度までには仕上げますよという確約をしてるがですよ、あれから15年たちますよ、それがいまだに手につかない、国鉄の問題もありましよう、ああ、JRか、問題もありましよう、用地の問題もあるでしょう、用地との交渉はされておるといふうなお話でしたわね、用地、権利、地権者との交渉は逐一されておるといふうに私は理解しましたが、県の用地あるいはJRの、との話し合いをして両方から盛土してくればえいと、せないかんでよということはいえということでしょう。だから、そういうふう理解をしましたがけれども、それまでにも大平の人とか南国の人とかおります。この人たちにはしたかどうかはまだわかりませんが、それも逐一してもらわないけません。

ということでですね、市長、このねえ、今そのもとへ戻るけんどできんと、今手がついてない、どういう理由でついてないのか、つけられないのかいうことをですね、やっぱり地域住民がもうそらあ不満も固まりかかっていますよ、塊大きゅうなりつつありますよ、やっぱり地元に行ってしっかりと説明をしてですね理解を得られようと、理解を求める、こういうわけでこうだからまだできんけれどもこうだよっていうやっぱり納得のいく説明をしていただきたいということを思いますが、1点だけお聞きします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 前田議員のご質問にお答えをさせていただきますが、入野佐岡線が1つの大きなテーマになっているわけでございます。最終的にこの要望書、またその要望に対して、また当時の地域と県庁との確認書等についてなぜ実行ができないのかというふうなご質問になるわけではありますが、この入野佐岡線につきましてはずっと前田議員何回かご質問をされてきて、またそうした中でその状況をお伝えをしているわけでございます。議会への請願書の不採択の問題であるとか、あるいはまたJRとの協議の状況、そうしたことが逐一議会のたびに、議員が質問をするたびに答弁をしてきておるといふふうに思います。その中でなぜこれが進んでいないかということは議員自身が

おわかりになっていただいておりますというふうに私は確認をいたしております。この反問権ではございませんが、ぜひもう少しこの質問を整理をされてぜひ質問をしていただければより明確な答弁ができていくのではないかとというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。私の質問がしっちゃかめっちゃかになっておるといふふうなお話もいただきましたけれども、今私の言うのはこの今できない理由、何でできないかと私がわかっちゃたっていけないんですよ。こら地元の方がですよ、ねえ、説明に、担当課の方に聞きますと何かのときには行きゆうぜよと、行っておりますよという話も聞きますけれども、そら自治会長さんに話をされておるのかと思いますけれども、そっからその住民の方にその周知されてないいうふうなことであろうかと思えますけれどもですね、どうしてもその住民の方が、行ったらわかると思えますけれどもどうしてこれができんぜよというふうな話も聞くとお思いますよ。だから、それがどうしてかということの説明責任を果たす、責任をする私は責務があるというふうに考えるわけでありますがですね、課長、行く、ああ、違う、行って話をするつもりはないかいうことを伺います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをさせていただきます。

地域からの要望事項につきましては地域が、地区長さんがかわれども地区長さん申し送りという形で要望をいただいております。地域へ投げ、地域からいただいた要望については地域へ返すと、その仕組みは地区長さんを中心にしてやらしていただいております。今回議員がお調べになった内容につきましても逐一地域へ投げかけもさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。大体そうじゃないかなとは思っておりましたけれども、地区長さんにまでね、地区長さんの要望でありますので、代表しての、地区長さんに返せばそれでえいと、えいというかそれが筋やというふうなことであらうかと思えますけれどもですね、その地区長さんが全部言ってくれんというのは、地区長さんの責任にするわけにいきませんけれども、班長もおりますいろいろな方おりますが、ぜひですね大平から請願がもともと出ておりましたのでその地区の自治会長、現在の地区長さん、自治会長さんに投げかけをしてですね、話しかけをしてですね関係者に集まってくると、そうして説明をしていただければですねこの不満もある一定解消されるんじゃないかなというふうに思いますので、その気はないかと言わないかなあね、お願いしたらいきませんのでその気はありませんか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをいたします。

前回も、月はちょっと忘れましたが、当時のこの確認書を作成した当時の道路世話役さんも同行してこの次の要望をいただいております。もうその件については地区長さんともにおいでくださって、そのときの対応で一定のお答えをさせていただきます。今地域から上がった要望につきましてもこの残った、確認書の残った内容でも優先の部分を地域へも問いかけをしておりますのでまたそういう話の中です、またこの事業の説明もさせていただきたい、そんなに思っております。

○19番（前田泰祐君） はい。それでは、これで終わります。

○議長（西村芳成君） はい。前田泰祐君の質問が終わりました。

次に、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って一般質問で質問をします。まず、最初に、あっ、ごめんなさい、一問一答で質問をします。

敬老会について質問いたします。

敬老会は、高齢者が今まで社会に貢献したことや高齢者のますますの長寿を祝い、住民みんながお祝いをすることにより高齢者福祉の向上と地域のコミュニティーの推進のために現在地域の自治会での開催になっています。合併前後で開催手法が変わり、合併前の旧土佐山田町では教育委員会が主催し町内の公民館で開催され、また香北町では町主催で自治会ごとに開催、物部村では社会福祉協議会が村からの補助金の中で開催していたと聞いています。どことも敬老会に参加していない高齢者についても赤飯など記念品を配付していたということでもあります。合併後は、地域の中の支え合い、高齢者の生きがいがづくりや交流、見守り体制の充実のため、地域の福祉の向上と地域のコミュニティーを推進する目的で福祉事務所の管轄になりました。今年、新庁舎への移転に伴い組織再編が行われました。

以上のことからお尋ねをいたします。組織再編により敬老会についての所管が福祉事務所から健康介護支援課社会長寿班に移りました。その理由をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） ああ、ごめんなさい。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 濱田百合子議員の敬老会についてのご質問の、まず①の組織再編に関するお尋ねですけれども、組織再編につきましては、そのコンセプトと新体制における業務分担とについて、昨年12月8日開催の議員協議会において時間をいただいて説明をしたとおりでございます。まず、コンセプトにつきましては、住民サービスの観点からワンストップサービス化を図ること、すなわち関連業務の統合編制とすることから医療を除く高齢者関連業務を集約することということで、現在のように健康介護支援課の所管事務としたものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

平成17年度から平成22年度の敬老会の費用についてのその推移をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 敬老会の費用の推移ということでございますが、平成17年度につきましては旧3町村を合わしまして557万3,000円、千円単位でとめさしていただきます。平成18年度、240万3,000円、平成20年度、307万3,000円。あっ、済みません、平成19年度が飛びました。平成19年度、289万9,000円、平成20年度が307万3,000円、平成21年度、300万飛んで飛んで5万、ああ、5,000円です。それから昨年度、平成22年度が294万9,000円となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今敬老会の費用についての推移を伺いましたが、この推移を見ますと合併前は合計で557万3,000円という額で、合併しましてから平成18年度から去年度までが大体240万円から、平成20年度は300万円ということですのですけれども大幅に減少しているように思います。敬老会の目的は、経費を削減することではなくより多くの対象の高齢者の方が地域でお祝いをしてもらおうと、高齢者の方に楽しんでもらおうと、そういう1日になるための敬老会であると思いますので、今の現状では75歳以上で参加している方の、方1人につき1,500円という規定になっておりますが、これでいくとどうしてもその予算の減額によってはみ出している高齢者が地域には何人かいらっしゃるんじゃないかなと思われまます。対象者がふえて参加者が多ければ1,500円に乗じて人数分を掛けて補助金額も増額されるようにはなりませんけれども、やはりより多くの対象者をお祝いをしてあげべきだという観点から立てば増額するための手だてをしなければならぬんじゃないかなと思います。今後その予算を増額する方向も含めて、この費用の推移についてどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。予算の関係になりますが、合併前につきましては、香北、物部につきましては65歳以上という年齢を対象としておった状況もございませす。そんな関係もありまして金額が大きくもなっております。そしてまた、現在75歳以上の方を対象として行っておりますが、予算的には平成18年度から徐々に上がってはきております。現在もまず申請をしていただいて、それに対応する予算を確保しながらまた実績に基づいて交付するということにしておりますので、予算が当初予算を見込んだより不足すれば予備費対応というふうな形で実績に応じた給付をいたしておりますので、皆さん、たくさんの皆さんにご参加いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

対象の高齢者全員をお祝いをするという観点に立ち敬老会に参加できない対象者にも同額の補助を出すべきではないかと思いますが、その辺の認識を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。敬老会につきましては、もう開催内容にはそう大きく違いはないと、会食そして出し物等を中心として楽しい団らんの場という形になっておろうかと、食事につきましても衛生上、安全性のことへも配慮がありますので、調理済みの折り詰めなどを購入して会食が主となっていると思います。その補助につきましては、その運営の経費の一部ということで充てさせてもらっておることと思います。そこで、参加できない方にも補助をということでございますが、やはり地域の皆さんで地域の高齢者をお祝いいただくという趣旨のもとで、これまでのご労苦をねぎらっていただき1日を楽しく過ごしていただく場としての開催ということで、これまでどおり参加された方への人数に対しての助成ということでさせていただきたいというふうに思っております。参加できない方につきましては、日ごろ地域の中での地域の皆さんが時間があれば接していただいたり、時にはまた声もかけていただくことがいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 公民館等で参加された高齢者には確かにいろいろ楽しいこともして踊りをしたり歌ったりですね、いていろいろ地域の人差し入れもあったりして、そのときはすごく楽しくて皆さん今喜んでらっしゃいますけれども、やはりそのときにですね参加したくてもどうしても用事があるって参加できない方もいらっしゃいます。そして、どうしても自治会費も払ってないとか、また自治会には自治会費を払えないので入ってないとかいろいろな事情があるかとも思いますけども、自治会に入っていない、やっぱり遠慮がある、そしてまた、なかなか中山間の地域では公民館までが遠いとかいうことで行きたいけども行けない高齢者の方もいらっしゃると思いますし、2人、高齢者の2人世帯で夫婦ともが参加する場合もあるし、またひとり暮らしの高齢者もおります。それをですね地域が助け合って、ぜひ地域の皆さんをお祝いをするということで、もう地域でやってほしいというようなこともおっしゃっていましたが、やっぱり地域にはそれがスムーズにできるところとできないところがあるかと思いますが、その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。参加できないという方もあろうかと思いますが、しかしながら、先ほど申しましたようにやはり、議員さんも申されておりましたがやはり地域のつながりを大切にさせていただき、そしてまた老人福祉の、それによって老人福祉の向上、そして高齢者を知っていただいて地域の防災にも役立てていただくというような側面もございますので、そちらのほうを重点にも置いていただくような形で、

なるだけ地域の助け合いの中で参加をできる体制をとっていただければありがたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

④自治会によっては、敬老会を実際開催できてないところもあります。開催できてない場所、今現在自治会の中で開催できてない場所、自治会ですね、それと、その開催できてない理由を調査したり、またそれについて把握していますでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。開催ができてない自治会につきましては、名簿といいますか一覧表がありますので把握ができます。開催できない理由については、調査のほうは行っておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） やはり敬老会ですので1人、参加者ですけども1人1,500円の補助も市として出している以上、やはりその開催していない自治会がわかりますのでしたら、したら、なぜその自治会長さんがお知らせをして開催まで至らなかったのか。そして、自治会長さんだけじゃなくって民生委員さん、ほかの役員さんいらっしゃると思うんですが、その方にお聞きして敬老を、ここの地区の高齢者をお祝いしたらどうやおかというようなことを住民の方に、自治会長さんを中心にお尋ねをするということをやはりしていくべきではないかなと思います。ほんで、それで自治会長さんが敬老会をするのが重荷になると、自分だけでして支援者がおらんとかそういうところもあろう、あるかもしれませぬ。けれども、まずはその開催できてないところをお聞きするような姿勢を、市として調査するというふうなことがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺今後のお考えはないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。調査を行ってはそのことではございますが、現在のところ調査については考えてはおらないところです。平成19年度から合併しましてだんだんと開催する箇所数、また自治会のほうもふえてきております。できないところにつきましては開催することの負担感、また地域全体が高齢化というようなことがさまざまな理由があろうかと思いますが、先ほど言われました民生委員さん、また地域には食生活改善推進員さん等もおいでますので、やはり自治会長さんを中心とされてそちらの方たちともご相談をいただきながら、隣の地区との合同の開催も構いませんので、周りも巻き込みながらできるだけ開催をしていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次の質問に移ります。

敬老会については、自治会長が案内しているところと老人クラブの会長さんなどがご案内をしているところがございます。市からは、自治会に加入していない対象者にも声をかけてくださいという通達が来ております。自治会長さんによって温度差があります。参加を促すのに大変苦慮されている自治会長さんもいらっしゃいます。自治会長さんのお話では、参加したくてもどうしても、先ほども言いましたけれども所用があり当日参加できない方もいる、自治会費を払っていないからと参加をためらう方もいる、自治会に入っていないから行きづらいという方もいる、なかなか、来てほしいけど来てくれない方もいる、そして、子どもが市の職員なのに、その親が対象の高齢者だけでも参加を言ってもひとつも来てくれない、どうなっちゃうろう、そういう方、ところの自治会長さんもいらっしゃいました。私はやはりその自治会が、もちろん皆さんをお祝いをしてやる気持ちはみんなにあると思いますが、どうしてもいろんな個人個人の自由も、あっ、ごめんなさい、個人個人の都合がありなかなかより多くの人にその日に来てもらうことが難しいかと思えます。いつも同じ方は来てくれるという意見もあります。また、中山間の地域では公民館までの往復が急峻で、もう行ってお祝いしてもらおうのはいいけれどまたこの道上がって帰らないかん、みんなでお祝いをしようせやという方もいらっしゃいました。この集まりが、集まりを開催してない地域も、ここ三、四年ずっと続いているところも私の知るところでは香北町ですが4件、ごめんなさい、3件、3自治会ありました。お聞きしましたら「もう敬老会らあ忘れちゃった、行ったこたあない」って言うておりました。やはり対象の高齢者の方、75歳以上を対象に1人1,500円の補助を出して来た方をお祝いするというをしているならば、幾ら自治会に入らなくても、その当日参加できなくても何らかのお祝いの気持ちを全員の対象の方にお伝えするのが、そうすべきではないかと思えます。今の形式では、自治会間での温度差とか自治会への加入の有無で格差が生じているように思えます。解消のためには、今自治会として敬老会を開催できてるところ、またできていないところ、そういう自治会長さんを含め市の職員とともに、また民生委員等も、それは自主防災の班長さんにもぜひ参加もいただいて、地域のことでですから地域でみんなはどうしたらえいろうねえ、じゃあこの自分ところの自治会では無理やけど、先ほど課長のほうからも答弁がありましたけれども2つ一緒にしたら、やろうとか、そういう話も自治会長さんの間で話し合われて、反省会を含め今後そういうことも検討をして、楽しい、より多くの対象の方が参加できていくような敬老会になるほうがいいのではないかと。

これは、去年も敬老会のことは質問にも出されてたようでございます。おとしも見ましたらありました。でも、答えは検討するというところでございまして、去年の6月の同僚議員の質問においても限られた予算の中ですから皆さんが納得する手法はない、だ

から変えないというような答弁でございました、当面は検討会もしないという答弁でございましたが、なお、また私も同じような質問にはなりましたけれども、解消のために開催後の反省会や検討会など計画してはどうかという質問をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。反省会、検討会ということでございますが、確かに自治会におきましてそれぞれ温度差というものは、開催されてないという状況もありますので温度差はあろうかとは思いますが、やはりそれにつきましては、先ほど申しました負担感とかいうようなもんもあろうかと思えます。そして、自治会へ入っていない方の遠慮というもんもあろうかと思えますが、自治会に加入してない方につきましてはやはりこの敬老会をきっかけとしまして自治会への加入をお願いするとか、やはり地域が連帯を持てるような形の方へこの敬老会を1つのきっかけとして持っていただければまたありがたいかなというふうに思っております。反省会、検討会になりますが、先ほど申しました、やはり開催地区数もふえてきておりますので、今のところ検討会開催、検討会、反省会については考えておりませんのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

マイクロバスの利用規程について質問をします。

マイクロバスの利用規程では、公共の福祉を増進すると特に認めた団体については、団体が自らの総会及び上部団体の総会に参加する場合に利用すると明記されています。

この利用規程が適用された平成19年度からの各団体のバスの利用状況を伺います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 濱田議員のご質問にお答えします。

市が公共の福祉を増進すると特に認めた団体の利用実績についてでございますけれども、平成19年度が5件、平成20年度が12件、平成21年度が7件、平成22年度が12件となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。次に移ります。

公用バスの運転手は現在1人ですが、今年度の退職予定だと聞いています。雇用形態を変えるなどの方法を考えているのでしょうか、それとも外部委託するようになるか、なるように考えてるのでしょうか、意向をお伺いします。今年の3月の、3月に同僚議員の質問では、今後検討するということでしたので検討されたのか、その意向を伺います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 濱田百合子議員のマイクロバスについての2点目についてお答えをさせていただきます。

市のマイクロバスにつきましては、存続を前提に考えているわけございまして、その中で運転手の確保を今後どのような形でしていくのか。いろいろ方法があるかと思いますが、現在検討をいたしておるところであります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） この公共の福祉を増進すると特に認めた団体についてですけども、この中には、この中のことを若干その名前を申し上げますけれども香美市社会福祉協議会、香美市民生委員児童委員協議会、身体障害者連盟、日赤香美市地区奉仕団、香美市福祉ボランティア協議会、香美市遺族会連絡会、香美市老人クラブ連合会、土佐山田町婦人会、香北町婦人会、香美市健康づくり婦人会、香美市食生活改善推進協議会というふうになっています。で、私はこのすべての会の皆様に要望としてお聞きしたわけではございませんが、土佐山田町婦人会そして香北町の婦人会、それから健康づくり婦人会、食生活改善推進協議会の皆様、女性の方ですけども話を伺いまして、利用規程の中で総会と上部団体の総会にしかできないと、非常に使い勝手が悪くなったというのをお聞きしました。今公用バスは1台で現在1人ですが、今の庁舎内でも大変多く利用されていると思います。日にちが重なった場合には課長さん同士で日程の調整をしてるかと思えます。そしてまた、この公共の福祉を増進すると認めた団体の方も、先ほど課長さんの報告によると平成19年度5件、去年は12件の利用があったということでございます。これも1台の車を1人の運転手で、運転手さんでやりくりをされての大変なやりくりだとはお察しいたしますけれども、今後バスをふやすとか、その退職後も引き続き雇うとか、まだその辺のことは検討中ということではわからない、これからのことだと思いますけれども、ただ、この先ほど申しました会の方たちはもう少し使い勝手のいい、もう少し利用したい、利用できるようにならないものかということをおっしゃっています。

次の質問に、関連です、次の質問です。団体が視察や研修のために出かける場合にこの公用バスを利用できない、そのために費用がすべて自己負担になっています。そのことにより活動範囲の縮小や活動意欲の減退になったり後継者不足の一因にもなっているとお聞きします。自己負担になるということについてどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきますが、先ほど言いましたようにマイクロバスにつきましては存続していくわけでございますが、現在のところバスの、をふやすとかそうしたことは考えておりません。しかしながら、先ほどさまざまなご意見をいただいたわけでありまして、そうしたご意見も踏まえながら今後の検討に入っていかなければなりません、各種団体の、につきましてもやはりいつまで

も市の行政に頼っているという姿勢ではなく、みずからがやはりそれを克服をしながら成長していただくということも大事な部分であります。ソフトの部分で支えながら、また育成を図っていく部分につきましては当然対応していかなければならないというふうに思っておりますが、先ほどいただきましたご意見等も勘案しながら今後の対応にしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

例えばですが、団体が目的達成のための計画に基づき行う事業に使用する場合に利用できるようにするなど、利用規程を緩和できないかということをお聞きいたします。

これは、例えば事業補助金が香美市から出ている団体ですので、きちっと事業計画も出し報告書も出ししている団体で、団体なわけですので、年間計画を出してもらったときに、ここにこの研修で行くのだったらバスを総会だけじゃなくってこの、年に1回でもこの部分については行くことができるようにするとか、こう利用規程ですね、今より少し緩和ができないものかどうか、質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 濱田議員のご質問にお答えします。

市のマイクロバスにつきましては、旅客自動車運送業者の領分を侵害しない範囲内で運行しなければならないと、このように基本的に考えております。そういうことでございますので、基本的にその市の業務につきましては市のマイクロバスを使いますよというのが基本原則です。ただ、ただし、それだけではなかなかいかんということもございまして、また、これまでの関連でいろんな要望もありまして、特にですね市が公共の福祉を増進するという団体というものを特に決めまして、その団体に限ってはやはりそのいろんな、その今おっしゃったような団体の行事ではなくって上部団体の総会へ行くとか、それからまたその団体がですね存続していくためには総会も開かないけません。そういう基本的な部分については行政としてお手伝いをしましょうと、そういうスタンスでマイクロバスというのは運行させていただいております。団体の活動をですねマイクロバスを使って援助していくとかそこまでには至っていない。それはなぜかといいましたら、やはりその専門の旅客自動車運送業者さんが市内に何軒もおられますし、そういう業者さんの育成とか、そういうところにも配慮しながらですねこういう形で利用規程をこしらえてると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。最後に、この当該団体への交通費等の補助は検討できないかという質問です。

先ほど課長さんが言われたように市内の運送業者の方の経営を圧迫するようなことをしては、それはいけないことですし、市内の業者さんも大いにそういう団体の方には利

用してもらい、勉強会にも自己負担でお互いが出し合わせてですね行ってもらうのはそら一番いいかと思いますが、健康づくり推進員さんなんかは2年間でございます。あっ、ごめんなさい、食生活、あっ、ごめんなさい、食生活改善推進員さん、ヘルスマイトさんなんかは講習を受けたらずっとヘルスマイトとして活躍が地域でできるわけです。それから、健康づくりのほうも講習とかもありますけれども、もし2年間任期が終わって、今度その後にだれかにやっぱり自分のやってきたことを言って、ぜひあなた自身のためにも健康のことやから自分のためにもいいし、そしてそれを人にお伝えして地域の役に立つ活動ができるがですよということを広めていくためにですね、やはり何らかの外に出向いて研修、勉強会参加する場合に何らかの交通費等の補助ができないかという質問でございます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

政策的な部分になろうかと思いますが、市の予算はご承知のとおり限られた財源の中でその用途を決定をしているわけでありまして。緊急性や重要性を加味しながらその方向性を見出しているわけでありまして、先ほどお話がございました団体への補助につきましてもこうした、そうした中身と言いましょいか、十分吟味をしながらその時点でいわゆる検討をさせていただくことになろうというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 質問終わります。

○議長（西村芳成君） はい。濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時13分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 3 年 9 月 1 5 日 木曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月15日木曜日（会期第9日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成 2 3 年 第 3 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

( 会 期 第 9 日 目 日 程 第 4 号 )

平成 2 3 年 9 月 1 5 日 ( 木 ) 午 前 9 時 開 会

日 程 第 1 一 般 質 問

① 1 8 番 竹 内 俊 夫

② 1 3 番 大 岸 眞 弓

**会議録署名議員**

1 3 番、大岸眞弓君、1 4 番、片岡守春君 ( 会 期 第 1 日 目 に 会 期 を 通 じ 指 名 )

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告に従い質問を許します。

16番、竹内俊夫君。あっ、18番、竹内俊夫君。眼鏡かけちゃった、のけちょかないかん。

○18番（竹内俊夫君） 議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私は、2点の質問事項として質問をいたします。

まず、最初に、園芸農家組織への市の対応はということについて質問をいたします。

高知県に早くから、高知県に園芸農業、ハウス園芸が入って、旧土佐山田町では早くから園芸、ハウス園芸が盛んになりキュウリ、ピーマン等がつくられ始め、当時市場では高値で販売され農家は大きな収入を上げておりました。そのようなとき日照時間は短い、日中の温度は上がらない、農地の形はよくないなどの条件が整わない香北町でも無理をしてハウス園芸に取り組んだ数軒の農家があり、ピーマン、シシトウ、キュウリなどをつくり始めたところでもあります。同じ品目をつくっても山田町などとは違い収量は少なかったが、米をつくったよりは収入が大きかったことからハウス園芸がふえてき始めました。ところが、昭和49年ごろハウス用の燃料、ハウス資材が高くなり大変に収入がなくなったことから、少なくなったことから、燃料が少なくても済む大葉の生産へと変わったところでもあります。大葉の販売はユズ、シイタケと同じく県内、四国内、また大阪、名古屋市場へ行き、値段の交渉やらみずから販売店での売り込みなど行ってきたところでもあります。また、県内や県外の産地には直接出向き視察に行き、作型、施肥の方法、また品質向上の、などの研修を行っているところではありますが、近年、燃料、生産資材は再び値上がりをし、一方、生産物は安値続きで大変厳しい状態ではありますが、今園芸連でも、いや、今の園芸連でも産地視察、市場視察も計画をしているところでありまして、市場視察、産地視察を行うことになっております。産地視察、市場視察のときには、以前は香北町のときには役場の担当職員も一緒に同行していただき、各市場でも値段の交渉やらいろいろ産地の状況やらそんなことまで説明をしていただいたりしてその成果を上げていたところではありますが、今のこの香美市になってからそういうことが全然なくなったということでもあります。香北町のときと同様、産地視察のとき、また市場視察のときにはだれか職員が同行していただきまして産地の状況なりいろいろなことを話もしていただき、また市場からのことも聞いていただきましてから一緒に産地、市場視察などを行っていくような考えはないか。

そしてまた、産地視察、市場視察をするときにはかなりの費用が要ります。生産団体

で出して、出し合ってそのことを行っているわけですが、市のほうの考えとしてその辺の補助などはないものかお伺いをいたします。

次に、昨日依光議員さんから質問がありましたダムのことです。私は毎日のようにダムを、ダム湖を見ながら生活をしている者の1人としてダムには関心があるということで、ダムのことについて質問をさせていただきます。

もし、ダムが壊れたら下流の水位はどのくらいになるのか、また、災害はどれくらいなのかということでお伺いをいたします。

本市を流れる一級河川物部川は急流で、河口から約12キロメートル上がったところにダムがあります。大小3つの県営ダムであります。雨の少ない時期は水は青く澄み、夏は朝早くから何人もの釣り人が船で魚釣りをしております。冬は渡り鳥が多く飛来をしてダム湖で遊んでいるをよく見ます。また、香北町、市は、香北町は特にですがダム周辺環境整備事業という事業で農道の舗装、水路の改修など大変大きな事業ができておることもありますが、上流、台風のと看、また集中豪雨のと看、上流で集中豪雨があつたとき支流からの流れ込む水が多く、本流の流れとも一緒になりダムの水位は上がり、赤土色をした水はダムの中央部を人がゆっくり歩くくらいの速さで流れております。こんなとき心配するのは、大洪水のと看、また地震のと看、ダムが壊れたら下流の地域はどのようになるかであります。物部川にある3つのダムはダム式また重力式であるという説明がありました。今まで壊れたことはない、東日本の災害のと看にもダム式、重量式のダムは壊れてはいないとの説明を受けましたが、絶対に壊れることはないとは言わなかったです。もし洪水のと看に、地震のと看に永瀬ダムが壊れたら下流の地域の水の広がり、災害はどのようになるかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） おはようございます。竹内議員のご質問にお答えを申し上げます。

近年、景気の低迷によります農産物価格の低迷や農産物の消費減少に加えまして農業用資材の高どまりによる農業経費の増加が見られ、農業経営は厳しい状況でございます。そんな中、土佐香美農業協同組合では、園芸部会や部の中の16品目部会がそれぞれ有利販売につながる活動や栽培技術の研修に取り組んでおります。市場と産地のつながりの一環として、生産農家の市場視察や市場からの産地視察、また生産者大会、総会などの機会をとらえて市場関係者等による講演会なども行い情報交換を行っております。例年、土佐香美農業協同組合の農産物の市場へのトップセールスとしまして、東京、名古屋、大阪の市場に農協の組合長、園芸部長、県中央東農業振興センター所長、香南市長、香美市長で市場視察や情報交換を行っております。職員の参加につきましては、市場からの産地視察等の機会をとらえて参加させていただければと考えております。

市の財政的な支援としましては、信頼される農産物の産地づくりの支援として、例え

ば出荷前の残留農薬検査にかかる経費や集出荷施設の整備に対しての助成を行っております。これらは土佐香美農業協同組合に助成をしております、生産部会を直接支援しているものではありませんけれども間接的に生産部会、農家を支援していると考えております。生産組織への活動経費に対する財政的な支援はどうしてもハード整備になりがちであります、集落営農組織づくりや計画策定等の部分に関係機関とともに支援を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。竹内議員の永瀬ダムが壊れたら下流の水位はということでお答えをいたします。

答弁をするに当たりまして、このダムの管理者であります永瀬ダム管理事務所に問い合わせを行いました。この管理事務所からの回答は、ダムが決壊することは想定をしていないと。万が一クラック等が発生して漏水することはあっても決壊することはないというふうに考えているとの回答でございました。したがって、ハザードマップは作成をしていないとのことであります。昨日の依光議員からの質問でも触れましたが、県はダムの安全性に関する調査を早急に行いたいとの意向でございまして、この結果によりましてはハザードマップの作成はもとより根本的な対策について議論していく必要が出てくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） 農産物をつくるのはなかなか大変になったということは、課長もよく知っておることと思います。そしてまた、土佐香美農協が、農協の園芸部がそれぞれ視察に行き、研修をし、値段の交渉をし、市場側の話も聞いておること、自分も、そのほうに参加をしたことはありませんけれども私の部会の部長は参加をして行ったことがあるということでもありますのは、農産物が仮に1年間を通じて、施設、大方施設野菜のほうです。また、協計品目もありますけれども、そんなところで金額といたしまして5,000万円、年間に5,000万円以上の売り上げのあるグループ、グループというかその1組織がその園芸部で視察に行けるというようなことであるということです。それで、市場の視察のほうには行きます。年に1回必ず行くということで事業計画を、事業の計画を立てておるところであると思いますが、その視察につきましてちょっと自分も別に、自分たちの組織が別に行動しております。というのは一連の園芸部が視察をするときにはもう限られた市場です。小さい市場とかそのものが多く売れておる市場とかいうことなしに東京なら東京、大阪なら大阪と、大きな市場のところ、各県でも一番の大きな市場のところに行き説明を受け売り込みをしておることあります。私が今言うこの大葉の視察につきましては、仮に高松のほうに、香川県のほうに行ったときには、高松には大一、高松青果とあります。それとまだ、もう少しランク

というか別のところにあるのが香川中部という市場です。それからまた、松山のほうに行きましても松山青果、丸温とかいう市場があるわけですし、大変こう私たちが大葉を販売するには本当にこう値をよく買ってくれて、多く買ってくれておる市場であるわけでございます。そのところに園芸部は、園芸部として視察に行くときにはそのような市場などはどうもこう行っておらないというのが今までであるように思います。また、行っても、行ったとしても1品目をしっかりとこう売り込むとか、いろいろのこう情報を聞くとかいうことでなしに、どうもこの11品目も、それ以上もの品目で一緒に行っておるようですので、自分は、自分たちは昔からこうもう大葉の生産、(昭和)五十二年か三年ごろからこの大葉の生産をし始めております。もうそのときから大葉の生産というのは本当にこう苦勞の要った作物であります。仮に協計品目とかも、隣でたくさんの人がつくっておる品目をつくるときには何かこう習っておったりまねをしたりすることがすぐできるというようなことでありますけれども、大葉の生産というのはここにあり、香北にあたり、土佐山田町にあたりしたことはありません。近くは南国にあたりしますけれども、一番先に無理というか大変なことは種の、あれは種からまくわけですので種が自分たちに入ってくるのが一番ネックでありました。園芸連に頼み、また大阪の市場に頼んで種は何とか工面をしていただきました。ところが、今度栽培をするに当たりまして、またそれも南国のほうへ行き、夜は電気をつけないかんということでありますので夜いつから電気をつけるろう、どんなことをしゅうろうということで一晩二晩くらい、いうたら車でちくと休みながら電気がつく時間帯をずっと夜の夜中、朝方まで見てきたというところもあります。そんなところからしてつくり方も大変大事でありました、重要でありましたが、今度販売になりますと、大葉というものは香北町でつくるじゃいうことは夢にも思っておらなかったようで、各生産市場に行ってもなかなか初めには取り合ってくれませんでしたので、再々にわたりまして市場のほうに行き、大葉というものはこんなもんじゃ、高く買ってくれまいか、どうぞ多く買ってくれまいかということで相談をし始めたのが今までであります。以来、つくり始めてからずっと毎年のように4市場また5市場ぐらいのところまでは行き、値段の折衝なりいろいろ相談をし、少しでも有利販売ができるように努めておる品目であります。そんなところからか、先ほども言いましたように香北町のときには毎回毎回というわけではありませんでしたけれどもバスを出していただき、近くへ行くときにはバスを出していただき、そしてまた担当の職員についていただき、ついていっていただきまして、それぞれの両方、双方の話を聞き、またこういうもんじゃということも説明もしたりして後へつなげてくれたということでもあります。そんなことがありますことから、この市になりましてもはや4年も5年もたちましたが、今回もまた事業計画を立てて市場視察、産地視察のほうもやるということになっておりますので、もうまあ一緒にこう市のほうも行っていろいろのことを習ってきたというのは、市の職員としても市役所としてもよくはなかろうかと、また私たちがぜひこう一緒に行つて話も聞いてもらいたい、どんなことをしておるかも見

てもらいたいということで質問をしたところであります。

永瀬ダムの崩壊につきまして説明がありました。きのうと同じような、また違った説明もありましたが、私も知っておるその関係者の方に聞きましたが、この杉田ダム、吉野ダム、永瀬ダムは、東日本のあの災害のときにもダムは、切れたダムは、壊れたダムはありますがこのようなダムは切れてないというような返事で、絶対に切れないということは1回も言いませんでした。というので私は、もし切れたときにはどうなるろうねえというて問うたところが、もし永瀬ダムが全壊をしたときにはこれは大変なことになるということをおっしゃったので、私は、こらもうそんなことになるもんじゃったら下々の、下々というか下流に住む人たちは、今の杉田ダムでいいますと川に、湖畔に、一番低い地域に住む人はわずか3メートルか2メートル50ばあのところに住んでいる人もおります。5メートル、6メートルばあの高さからいいますと何軒もあるんですよ、そんなところからして大変ダムの県道よりぎりぎりのところに家を建てそこで生活をしておるといふようなこともありますけれども、もしあのダムが決壊したときにはそこだけではなしに、こらもう大変なことになると言われた以上はかなりの水位が上がるというふうなことではなかろうかと思えます。そんなところからしてどればあの水位になるろう、被害がどのようになるろうということで心配になってこの質問をしたところですが、想定をする、何でも、あの東日本の震災のときでも想定をした、これくらいの、これくらいじゃったら大丈夫だろうというあの防波堤ですね、あれでも想定外のことが起きたのであれになったというふうなことも後で言うておりますし、高知新港でもあの防波堤がね、あの台風のときに、まだつくってめっそう何十年にもならん防波堤がはやはやこう壊れて今修繕をしておるといふような状態であります。ダムにしても想定外の事柄がいつ起こるかわかりません。そんなところからして早くそういう、どうなるか、被害はどのようになるかということをおの下の下流の人にわかってもらうようなことをしたら、あの下流の方もそれこそ安心をして、準備ができるというわけではないですけれどもこれくらいになるろうということがわかって毎日の生活ができるというふうなことが、に思ひまして質問をいたしました。お答えがありましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹内議員の生産組織への市の対応ということで2回目の質問、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

大変近年の農作物の低迷あるいはまた資材の高騰によりまして、農業経営は大変厳しい状況にあるわけでありまして。これはもう近年というよりもうしばらくそうした状況が続いているわけでありまして、そうした中でJ A土佐香美、本市はJ A土佐香美、そしてJ A南国市、そしてれいほく農協と3つの農協にかかわっているわけですが、J A土佐香美農協のほうとの連携の中で現在香美・香南地区農業振興連絡協議会というものも組織をいたしまして、関係者が集まりまして農業の振興についての話し合いもいたしております。

そして、先ほど課長のほうからも述べさせていただきましたが、年に一度でございますがトップセールスということで東京は築地市場あるいはまた大田市場、そして名古屋の中央市場、そして京都市場、大阪中央市場、それぞれのまた市場におります荷受け機関に、との協議を、丸高会議を行ってまいります、しております。その中で常に言われることは産地側の状況、情勢をおつなぎをすると同時に市場の動向、そうしたものを情報の共有をしてまいるわけでございますが、ちょうど大体行く時期としまして12月あるいはまた1月、2月ぐらいに行く、行っております。そうした中で冬物の農産物等についての個別の協議の話にも移るわけございまして、大変全国的な競争の中で協計品目の高知県、高知県全体の農産物のベースアップのお話もさせていただきますし、また産地側としての、いわゆる市場側から見たら、見た産地側のいわゆる生産に対する姿勢、考え方、そうしたものも強く問われることがございまして、やはりそうしたものを持ち帰り、そして生産者に、の皆さん方にJAを通じてその状況をつないでいくという形を今とらさせていただきますのでございます。

大変こうした会は行って帰ってきますと、トップセールス、全国的にこうした形は少ないようでございまして、組織をしておりますところの両市長が出向くという事例は余りないということで価格的に結構はね返ってくることも見られます。ユズであるとかあるいはまたニラであるとか大葉であるとかやっこねぎであるとか、その他多くの品目が出ておりますので、そうしたことについての単価への多少のメリットも出てきておるといことは評価をしていただいておりますというふうに思っております。今後も来年春早々に行く予定もJAのほうからもお話がございしますが、できる限りそうした形の中で行政も参加をして農業の振興に努めていくことが大事だというふうに思っております。

また、職員につきましては、生産者大会であるとか、また農協とのさまざまな会合のある中で参加をして市場との連携あるいはまたJAとの連携、そうしたものに努めていけるように配慮をしていきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

今回の東北の地震におきましても想定を超えた地震ということで堤防等が破壊されたことは記憶に新しいところでございますが、今回の震災を受けまして県のほうもダムの安全性につきまして、今設置されておるダムにつきまして一定の基準でつくられてるわけでございますが、それ以上のですね災害を想定しての調査ということになるかどうかと思いますので調査の結果を待ちたいというふうに思っております。ダムに限らずすべての構造物についてそうなんです、絶対壊れないということはだれにも言えないというふうに思います。仮に絶対壊れるということになりますとですねダムそのものの撤去と

いう話にもなってこようかと思いますが、ダムそのものもですね、例えば47災害ですとか'98豪雨とかそういった豪雨のときの洪水の調節機能もあると思いますし、また、先日のですね北川村の平鍋ダムではダム津波というものが発生しましたことも新聞で報道されておりましてけれども、逆に言いますとダムがあったからこそですね救われた部分もあるのではないかというふうに思います。例えばダムがなければ土砂ダムが当然できるわけですし、土砂ダムのほうがダムよりはるかに危険性は高いというふうにも考えますので、逆にダムがあるからこそですね守られている部分も多いのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） はい。これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を総括方式で行います。今回の質問は、原発問題から学校給食センターまで震災対策を絡ませながら行ってまいります。

まず、初めに、原発依存からの撤退を決断し再生エネルギーの普及をからです。福島第一原発の過酷事故は、半年を経ても収束の兆しが見えません。私は、福島県の南相馬市にボランティアとして8月5日から11日まで滞在し、原発の異質の被害を実感として味わいました。まず、その様子からお伝えして質問に移りたいと思います。お手元にお配りしてます地図をごらんになりながらお聞きください。

福島第一原発と南相馬市の位置関係がわかっていただけるかと思いますが、この地図の下、真ん中のほうに丸いこう線が入っております、これが福島第一原発、四角に囲んでおりますけれども、10キロ、20キロ、30キロという線がこのように示されております。南相馬市の面積の4分の3が第一原発から30キロ圏内に入っております。20キロ圏内が避難指示、自主避難という、あっ、20キロ圏内が避難指示、警戒区域ですね、30キロ圏内が屋内待避、自主避難の指示が出ています。私たちは原発から23キロの地点でボランティアセンターで宿泊をし、そこを拠点に活動いたしました。被災者の要望や困り事をお聞きするため、原町商店街というところがあるのですが、そちらの30キロ圏内のところに伺いますと、お米屋さんでは市民病院や幼稚園に米を納入してきたけれどもそれができなくなった。市民病院は30キロ地点ということで現在入院患者を受けつけておりません。幼稚園も閉鎖です。ですから納入ができなくなった。だれも買いにも来てくれない。米、野菜の作付もできないので商売にならない。衣料品店では婦人服と子供服が売れなくなった。小児科では患者が来なくなった。貸衣装屋では3月11日が震災で卒業式も結婚式も全部キャンセル、従業員も解雇した。先行きが見えない。どこに行っても商売に全くなならない。若い人がいなくなった。この町はどうな

るかと思っていました。妊婦さんや小さな子どものいる家庭の不安ははかり知れません。避難先を転々として悩み抜いた末に子どもを県外や市外に避難させている世帯では、子どもだけでやるわけにはいかないのでお母さんがついていきます。お父さんは仕事があるので残るなどして家族ばらばらの生活をしているという話をたくさん聞きました。いつ帰れるかわからない、先行き不安を訴えられました。南相馬市では7万人の人口のうち3万人が流出したままです。どこに行っても原発さえなければと言いました。第一原発から直線ではかつて20キロ、30キロと根拠のない線引きをしています。原発から60キロ離れた福島市の小学生の尿からセシウムが検出されたということで関係者らがショックを受けているという報道がありました。30キロ圏内の人たちは補償の対象ではありませんというはがきが東電から来たそうです。補償のあるなしで住民間に微妙な対立も見られました。自殺をされた方も多くおられます。以上が、ほんの一部ですが市民生活への原発被害の現在の状況です。

放射能汚染は他県にも広がり、土や水、農産物、水産物などの被害を及ぼしています。今回の事故を受けまして現在の、原発の現在の技術は未完成で危険なものであるということがいよいよはっきりしました。日本の原発で使用している軽水炉が持っている構造上の弱点に加え、核エネルギーを取り出す時点で出る大量の死の灰を原子炉内に安全に閉じ込め続ける技術がまだありません。また、一度事故が起きるともはやそれを抑える手段もありません。また、日本のように地震列島に54基も原発を設置している国は世界の国で日本だけです。

ちょっとこのパネルをごらんいただきたいのですが、（資料を示しながら説明）これが見えますでしょうか、活断層ですね、ずっと、それで、ここが太平洋プレート、北アメリカプレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートというふうになっております。それで、東日本の大震災は、この太平洋プレートが北アメリカプレートにこう入り込む形でここを震源地として地震と津波が起きました。それで、発生が近いと言われております東海・東南海・南海地震は、このフィリピン海プレートがユーラシアプレートに沈み込む地域で発生する大地震だと言われております。それで、震源地が南海トラフ寄りであれば巨大津波が発生する危険もあってと言われております。日本列島自体がこうして地図に落としてみると活断層の上にあるということがわかります。そして、もう1つパネルを準備しておりますので見ていただきたいのですが、（資料を示しながら説明）世界の状況の中での日本の原発の設置状況です。この世界地図で余り見えないかもしれませんが、赤い印がずっとこう入っているところが1900年以降に大地震が起きた地点です、この地震の発生、震源地なわけですね、どこの国も少なくともここは避けて原発を置いてます。日本だけです、この真上に54基も置いているのは。ですから、世界からも異常視をされているわけです。こういう状態にあります。

そして、もう1つ、このまま運転を続けると危険な使用済み核燃料の貯蔵庫ももってあと数年というところがたくさんあります。これですけれども、原発を運転すると廃

棄物ができますので、放射能を含んだ、それを貯蔵しておるわけですが、この前再稼働をしようとしてました玄界原発はもって三、四年、伊方は七、八年、福島第一は2年ですか、東海第二は2.3年と、こういうふうにもうしまうところもなくなってきているわけです。使用済み核燃料には、半減期が何万年という危険な放射性物質が含まれています。

そこでお聞きをいたします。これまで節目節目でこうした危険性は国会や誘致先の県議会、市民団体などが指摘をし反対を唱えてきましたが、安全と偽って原発にしがみついてきました。事故が起きたときの対策も考えていなかったのが福島のような過酷事故になりました。これまでのエネルギー政策が間違いであったことを認め、政治は原発からの早期撤退の決断をすべきだと思います。市長の見解をお尋ねいたします。

次に、②です。再生可能エネルギー買い取り法が成立しました。今回の法律は、各家庭や企業などが再生可能エネルギーを利用してつくる電力を電力会社に全量固定価格で買い取らせることを義務づけたものです。対象は太陽光、風力、地熱、バイオマスなどです。福島の事故以来、自然エネルギーへの呼び声が高まりました。ドイツやイタリア、スペインなど世界の流れも脱原発、再生可能エネルギーの普及にと向かっています。環境省のエネルギー種別の雇用創出量、どのエネルギーが雇用をどれだけ年間に生み出すかというデータが、環境省のデータがございしますが、それでは太陽光がトップで0.91、太陽熱が0.27人、地熱が0.25人、あとバイオマスや風力と続いて原子力は0.15人と、雇用創出は自然エネルギーが高いことがわかっています。再生可能エネルギーの本格的導入は、地域の商工業や農林水産業に新たな仕事と雇用を生み、過疎や少子化の歯どめの効果も期待できます。太陽光パネルの設置や風力、小水力などの機器の製造やメンテナンスが中小企業ででき、環境保全、国土の保全にも貢献し大きなビジネスチャンスでもあります。だれもが認めるように高知県や本市はエネルギー資源の宝庫であり、全国トップクラスです。今度徳島県的那賀町でバイオマスタウン構想を掲げ、三重大学との連携で代替燃料バイオエタノールの実証プラントの建設が始まりました。本市でも普及の具体的な検討をしてはどうかと思います。見解をお尋ねいたします。

次に、③です。この問題ではっきりさせておかななくてはならないのが、四国で福島の過ちを繰り返さないということです。ライフラインを握る電力会社は独占企業体であり、きわめて社会的な存在です。そのあり方は市民生活を大きく左右します。福島県では、水素爆発した時点でも情報が市民に伝えられず、しなくていい被爆をした市民の方がたくさんおられました。ホットスポットと言われるところでも放射線量や健康被害に関する情報がどこからも提供されることなく戸惑っていました。また、補償問題でもきわめて不合理な対応で多くの方々は納得していません。電力量が足りなくなるので再稼働をと言いつつ始めていますが、詳細なデータが示されていません。全データを誠実に示した上で節電のことも含めどうなるか、どうするかを国民的に議論することが先ではないでしょうか。やらせやデータ改ざんなどはあってはならない恥ずかしいことです。伊方原発

は、世界最大級の活断層である中央構造線の真上にあり、老朽化とともに最も心配な施設です。福島に次いで西日本でも過酷事故が発生しますと日本経済は壊滅します。四国電力に対し安全に責任を持つこと、説明責任を果たすこと、情報隠しを行わないこと等を申し入れをし企業の姿勢を正していく必要があるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上が原発関連です。

被災地からの教訓でお聞きをいたします。

南相馬市は、原発のほかに地震、津波被害もすさまじい様子でした。議長、済みません、写真を持っておりますので執行部の方に回して見ていただいていたいいですか。

○議長（西村芳成君） はい。了解します。

○13番（大岸眞弓君） 南相馬市は、原発のほかに地震、津波被害もすさまじい様子でした。日程の初日に、新地町というところで商工会青年部主催の復興祭りがあるのでそこのお手伝いを頼まれました。皆さん普通にしておられますが、気力を取り戻そうとしている様子で、様子がかがえしました。商工会の横に消防屯所がありまして、その屋上から津波で流された釣師という集落一体を見渡すことができました。140軒の集落が丸ごとなくなり、常磐線の線路も流され、写真にあります、道路の写真がありますが、それが常磐線が通っていたところで今道になっております、津波で線路が流されました。電車は今も不通です。震災から5カ月たつのに終戦後の焼け野原のようでした。釣師の方々が入っている仮設住宅に被災者のお話を伺いに行きました。80歳になるという高齢の女性はひとり暮らしで、地震発生時近所の方が「津波が来る、乗せてってやっから」と声をかけてくれ、車で役場（市役所）の庁舎まで着の身着のままサンダル履きで避難して助かったとのことでした。また、自宅が流出しても避難所や仮設に入らずに酪農小屋に自力避難している方に話を聞くこともできました。地震から津波まで50分あった。この方は三陸津波を経験された方でした。海が膨らんだ。2階まで波が来た。通りがかりの軽トラックに乗せてもらい逃げた。後ろを振り返ると波に乗って家が流されていた。夜、避難所に妻を捜しに出かけ、避難所で妹夫婦に会い妻の無事を知った。その方の高校生の孫は、家でシャワーを使っているとき地震が来た。地震が来たら津波と思っていたので、日ごろの教育ですね、津波と思ったので知らない人の車に乗せてもらって逃げて助かったとのこと。「津波てんでんこ」という言い伝えは本当のことだと思いました。そのほか地域に伺いますと、震災後だれもこんなにして話を聞きに来てくれたりはしない、ありがたいという反応でした。初対面なのに40分ぐらい堰を切ったように被災時の話をなさいました。漁師町で、津波のために家族や家や漁船を失った人がいます。そうした人には生命保険料や建物共済の多額の保険金が入りました。しかし、すぐには漁の再開にもならず、1日じゅうすることがないのがつらくギャンブルやお酒に走ってしまう、パチンコ屋と酒屋だけがにぎわっているとのやるせない話もお聞きをいたしました。急性アルコール中毒になって救急搬送された方もあるそう

です。再びこの方たちが歩き出すためには日常生活を取り戻すこと、仕事や衣食住が滞らないことだと思いました。

以上、見聞きしたことの一端を述べてお聞きをいたします。

今震災からの復旧、復興と原発事故の収束は、国民の最大の関心事であり願いでもあります。半年経過した被災地の様子を見ると、私たちは現地の方々に寄り添い息の長い支援を続けることが大事だと思いました。そして、被害の実態は予想をはるかに超えるものでした。だれもあんな津波が来ると思っていなかったとみんなが言いました。本県でも近い将来、大規模な地震が必ず来ると言われています。さまざまに備えを進めているところですが、これまでの取り組みの規模や水準では間に合いません。防災をすべての行政の土台として位置づけて取り組んでいく必要があると感じました。私は、その意味で見聞きしてきたことを皆さんにお知らせをし、日ごろの備えの大切さを具体的に訴えていきたいと考えています。お尋ねをいたしますが、本市からも数名の職員の方々が既に救援に入り、また新たな派遣も決まっていますが、現地で見聞きしたことが市の防災計画や市民の防災の備えに活かされているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、②です。大震災では孤立した集落がたくさん生まれました。岩手県のある福祉避難所では行政と3日間連絡が途絶え、決めていた緊急連絡網も全く機能しなかったということです。大規模災害のときのライフラインはもちろん、ライフラインはもちろん情報から隔離されるのが一番不安なことです。そんなとき衛星電話が威力を発揮します。本市には本庁と物部支所等に配置されていますが、香北支所や繁藤出張所等への配置も必要ではないでしょうか、お聞きをいたします。

次に、学校給食センターに関してお聞きします。

今度建設されます予定の土佐山田町の学校給食センター関連ですが、南相馬市の学校給食センターに伺い主任栄養士と面談する機会がありました。この学校給食センターでは、被災後、浪江町や双葉町といった役場ごと避難している子どもたちの受け入れで通常の2倍の食数になっています。9月から本格的な給食が再開されました。南相馬市は、原町市、鹿島町、小高町の3つの町（と市）が合併してできた市ですが、原町、小高は自校方式でやっていたので原発事故さえなければ3カ所ともあけて避難者に役立てることは可能だったが、小高区は第一原発から20キロ圏内、原町区は30キロ圏内にあり、施設をあけることができなかったということでした。災害時にはほとんどの学校が避難所になります。ライフラインさえ復旧すれば給食調理場を使っただけの炊き出しなども可能です。給食センターでは、原発の事故以来食材の調達に非常に苦労しています。契約農家の野菜類が放射能汚染の心配で風評被害も含め使えないからです。全国から届く救援物資に助けられているとのことで、通常の業務が終わった後、調理員らが届いた野菜を冷凍保存にしたり、メニューを工夫したりと必死の取り組みをしています。この給食センターは、センター方式ではありますが委託ではなく、調理員も市の職員なので栄養士の指示に滞りはありません。相談しながら子どもたちの給食を安定させたいと頑張っ

おられました。

以上を述べてお伺いをいたします。本市で建設予定の給食センターは、香北、物部の統合も視野に入れた建物であるとのこと。私は、1つは近い将来必ず来ると言われている大規模地震に備え、公の施設、特に学校給食調理場などの施設は、南相馬市の現状を見てもできるだけ残しておくべきではないかと思えます、どうでしょうか。陸前高田市でも、市庁舎が使えなくなって残っていた公共施設で学校給食センターを災害対策本部にしたということです。避難所暮らしに食はついて回ります。予想される津波で南国市や高知市の受け皿となることも、受け皿となることも想定しておかなければなりません。集落が孤立したときの心配もあります。

以上が、給食調理場のような施設はできるだけ残したほうが良いというのが理由です。

また、もう1つは、物部の住民の方などから、新しい給食センターができれば早々に統合されてしまうのではないかという心配の声があります。

以上のような理由から、児童がいる限りは統合は急ぐべきではないと考えます。市の構想をお伺いいたします。

次に、②です。新しい給食センターは平成25年をめぐりに建設される予定と伺いました。これまでは土地の選定や建物の規模、予算などに協議が、協議、予算などが協議、検討されてきて、してきたことだと思います。具体的な設計は、子どもを真ん中に学校給食法や食育基本法の趣旨が生かされたものにしてほしいと願います。1954年に学校給食法ができ、給食はそれまでの救貧対策ではなく、子どもの心身の健康な発達を保障するために食、つまり生活、文化、栄養、健康、食料の生産、配分、消費等を学ぶこと、そして学校を人間的な共同生活の場とする学校福祉、教育福祉、つまり給食調理場、食堂の設置、給食の専門職員の配置等を保障するという2つの観点から立法されました。1956年には一部が改正され、学校給食法第2条に基づき栄養士がどのような考えで献立を作成したか思いを伝えなさいと、給食が食教育の生きた教材であるという見方が示されました。これは食育基本法制定後の現在も変わりありません。

そこでお尋ねします。これから新しい学校給食の施設を建てようとしているわけですので、これまでの議会の指摘も踏まえ、学校給食法、食育基本法の趣旨の生きた教育の目的の達せられる施設にしてほしいと思えます。そうした観点でどんな施設にされるのか、協議、検討の場が設けられますでしょうか、お聞きをいたします。

介護保険法改定に関してお聞きをいたします。

介護保険改定案が6月に成立しました。来年4月の実施に向けて、介護報酬改定の議論もされております。介護保険は制度開始から11年になります。私は、土佐山田町時代の制度発足時から一定期間策定委員として制度の審議に加わりましたが、第2期のころから給付抑制傾向が強まったのではないかと感じています。特に審議経過の中で予防重視という名目のもとに、要介護者の実態で介護度を決めるという本来のやり方から経費総枠の中に要介護度認定を当てはめてしまうというやり方に驚き、異論を述べたこと

もあります。その後も施設居住費、食費の自己負担化、軽度者に対する福祉用具レンタルの利用制限など、制度存続のためと言いながら保険料は上がるがサービスは細り続けているというのが実態ではないでしょうか。

そこでお聞きをいたします。

①ですが、新設される介護予防・日常生活支援総合事業ですが、現行制度では要支援1、2の方は地域包括支援センター対応で、基本的には要介護者と同じ在宅サービスを受けることができます。一方、要支援にも認定されない非該当者は、地域支援事業で予防事業や配食、見守りサービスなどを受ける対象となっています。これが新制度を導入すれば、要支援者も非該当者も対象となっている地域支援事業に移行します。心配されているのは、介護保険事業者の指定基準も適用されず介護報酬が給付されない事業であり、これにより要支援1、2の方がこれまでの非該当者扱いになるのではないかという点です。

もう1点の24時間対応の定期巡回・臨機対応サービスですが、重度の要介護者の在宅生活を支えるとして訪問介護と訪問看護を連携させ1日4回程度、1回20分未満の定期訪問、電話通報により訪問する随時対応のほか、生活支援サービスは自治会やNPOなどの住民主体で、基礎的な医療系は介護福祉士等が担うなど構想が上げられています。これをサービスつき高齢者集合住宅とセットで整備すれば全国42万人の特養ホームの待機者解消が図れるとしていますが、そのようにいくのでしょうか。今回の改定では、制度がどう変わろうとしているのか、どのような影響が出ると想定されているのか、介護保険制度自体理解されにくい制度でございますので利用者や家族にわかりやすい説明を求めます。

次に、②ですが、要支援の人を予防給付の対象にするか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象にするかは保険者である市が決めます。総合事業の介護予防を利用すれば、介護保険適用の予防給付は受けることができないとするのが厚生労働省の案です。総合事業を導入すると、要支援1、2の人を介護保険から除外することにつながることに、除外することにつながらないのでしょうか。したがって、私は、介護予防・日常生活総合支援事業は導入すべきではないと考えます。どう判断をされるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、高知県学校・警察連絡制度についてです。

県教育委員会は、学校と警察が情報交換する学校・警察連絡制度に関する協定を結び、10月1日から県立の中学校と高校で運用を始める旨の報道がありました。同制度は、少年非行の早期解決を目的にしてとありますが、幾つかの問題点が明らかになっています。まず、警察から学校への情報提供は、これまで逮捕事案に限定されていました。それを法的根拠がはっきりしない補導事案にまで広げること、学校からは校長が必要と認めたら非行や問題行動を起こした子どもの情報が本人の同意なく警察に提供されるというものです。同制度案が高知県個人情報保護制度委員会に諮問され、委員からは多くの

疑義が出され2回継続審議になったと聞いています。個人の不利益な情報を、子どもだからといって本人や保護者の同意なしに学校から警察に情報提供するというのは大変乱暴なやり方で、子どもを威圧するものです。この協定は、まだ継続審議中に今年の入学式や始業式で制度が始まると保護者らに説明され、聞いた保護者はおどかされている気がしたと言っています。学校の後ろに警察を見たら、子どもたちは先生に心を開かなくなり逆効果ではないでしょうか。子どもの非行は、経済的困窮や食事も満足に与えられないネグレクトなど家庭環境に起因していることが少なくありません。児童・生徒に問題行動が見られたら事情をよく聞いて、子どもの力の及ばない物理的な課題を解決してから軌道修正をするというのが教育ではないでしょうか。こうした制度は、子どもの最善をうたった子どもの権利条約にも抵触し、教育の場にはなじまない制度だと思いますが教育長の見解と対応をお伺いいたします。

武道の必須化についてお聞きいたします。

来年度から中学校での武道の必須化が決まっています。本市では剣道が取り入れられるとのことです。学校災害から子どもを守る全国連絡会の栗田代表によると、武道必須化について競技ではなくあくまで授業であること、安全第一で医学的知識を持った指導者が要ると話をされています。生徒が授業でけがなどしないよう、人的配置や施設面の条件が整っているかどうかお伺いをいたします。

火災発生に関してお聞きします。

本年は、今年4月の大規模な山林火災を除いても非常に火災件数が多くなっています、主な火災の原因は何でしょうか。また、火災件数が多いのは偶発的なものでしょうか、火災の件数が多いことについて分析されているかどうかお聞きします。また、これから空気が乾燥したり、強い風が吹いたりする季節が到来します。密集地などで火災が発生すると被害も甚大になり、財産だけでなく人命が奪われる心配もあります。これからの季節、火災予防のため特別な啓発や手だてが必要ではないでしょうか。

以上お聞きいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大岸議員の原発依存から撤退の決断をし再生エネルギーの普及をという質問3点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

3月11日に発生をいたしました東日本大震災から、9月11日をもってはや半年が経過をいたしましたわけであります。9月11日現在でも1万5,781人の死者、そして、いまだ行方がしれない不明の方が4,086名というふうなことで報道されておりました。改めて犠牲になられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様方にもお見舞いを申し上げます次第でございます。

大変なショックな、ショックの大きな出来事であったわけであります。その震災の津波によりまして被災をいたしました福島原発事故も大変不幸なことであるわけでございます。これ以降脱原発の声は高まってきておるわけございまして、世論の流れとしま

して確実に原発に頼らない社会づくりを目指す方向にあるというふうなことが議論をされてきております。がしかし、そうした中におきましても今の社会から直ちに原発を廃止をして、果たして経済状況を初め今の国の体制が維持できるのかどうかといえ、非常に困難であるというふうな議論もございます。

そうした中、私の考えということでございますので、私自身としましては検査停止中の原発も含めましてあらゆる手段、またあらゆるテスト、検査、テストを行いまして、安全性をまず第一重視し、そしてそれを確立した上で、また同時に電力不足を補えるだけの新エネルギー、いわゆる再生可能エネルギーの供給のめどが立つまでは、やはり再稼働も含め原発の利用もやむを得ないのではないかというふうな認識をいたしております。

2番目の再生可能エネルギーの普及に関しましての質問であるわけでございますが、この件につきましては本市では県の、いわゆる国の事業でございましたが、緑の分権改革推進事業を受託をいたしまして物部川流域、南国市、香南市、香美市によりますところのこの事業の推進に当たりまして、さまざまな自然新エネルギーの考えをいわゆる研究をしてきたわけでありまして、先ほどお話がございましたようにバイオマスエネルギーでありますとか、あるいはまた太陽光発電でありますとか、小水力発電であるとか、そうしたことにつきまして時間をかけてその研究をしてまいりました。その報告書もあるわけでございますが、その中におきまして特に小水力につきましての分野の中で研究がなされてきました。そして、その状況をおつなぎをさせていただきますが、今いわゆる小水力発電の利用の中で現在香美市の中で16拠点のいわゆる可能なポイントを探し出して、それについての検討をしてまいりました。そして、現在県のほうで最終的に5カ所の、を選定（後に「4カ所」と訂正あり）をいたしまして検討に入っておるというふうにお聞きをいたしております。この結果と言いましようか、そうしたものが出るろうと思っておりますが、そうした中で小水力発電についての具体的な方向性が出てくるのではないかというふうに思っております。

ご承知のとおり香美市は古くからこの再生可能エネルギー、いわゆるそうしたエネルギーのメッカと言いましようか、取り組んできておるわけでありまして、これは企業によって取り組まれてきておりまして、物部川流域におきましては6カ所ですか、発電所があるわけでありまして、これの総出力が6万4,300キロワット、そして国分川水系でございますが、吉野川水系、国分川水系も合わせまして4カ所の発電所があるわけでございますが、これは約6万2,700キロワット、合計で1万2,700キロワット（後に「12万7,000キロワット」と訂正あり）のいわゆる水力発電によるところの発電を、がなされております。このようにして香美市におきましては、水力を主な柱としまして再生可能エネルギーの1つのメッカとして今も進めてきておりますし、さらにこれからもそうした小水力発電の可能性を秘めた地域でございますので、こうしたことについても県の今調査をしている状況でございますので、次のステップに行くまでにまた

対応も進めていけるのではないかというふうに思っております。また、最近になりました高知小水力利用促進、いや推進協議会が設立をされまして、これにも加入をさせていただきまして、さまざまな方向からこの可能性を探っていくこととなっております。

次に、3番目のいわゆる電力会社に対して自治体としての企業のあり方を正していくことが必要ではないかというふうなことでございますが、電力会社は、ご質問にもございましたように大変ライフラインの部分で国民生活に大きく影響を持つ企業であるわけでございます。常に責任のある姿勢をもって企業運営に当たっていただきたい、そのように認識をいたしております。この高知県は四国電力の、が大半の電力を供給をさせていただいておるわけでありまして。私は、一個人としましては四国電力、一部いろいろな報道もございますけれども、そうした責任ある姿勢で運営、企業運営をしていただいておりますというふうに認識をいたしております。

以上で終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大岸議員の被災地からの教訓の1点目、被災地への職員の派遣を防災計画や市民の防災対策に生かしているのかという質問にお答えいたします。

被災地には、本市からは保健師が2名、そして消防職員が3名、現地で救助活動等に当たりました。帰庁後は職員研修におきまして保健師のほうから体験の報告を行っていただきまして、それぞれの職員は改めて災害時の自分の役割を再認識していただけたと思っております。被災地で活動しました職員の貴重な体験や知識につきましては、災害発生時にはそれぞれの部署の業務や支援活動に必ず役立つものと確信をしております。現地に派遣しました職員からは、職員研修の一環の、職員研修の中で日ごろから訓練を行い、災害発生時にはどう動くかを確認していなければすぐに行動に移すことは難しいだろうというような感想がございました、まさにそのとおりだと思います。幾らいい計画をつくりましても、それを実行に移すためには訓練を行うことが必要であるというふうに考えます。また、訓練をすることにより自分が何をしないといけないかを理解し、そしてそのためには何が足りないかということがわかってくるのではないかとこのように思っております。今後はそういった訓練を今回の県下一斉避難訓練等の機会等で行えるよう検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

ああ、済みません、失礼しました。2点目の災害時に備え衛星電話の設置をとということでございます。

衛星電話につきましては、平成20年2月末に本庁、物部支所及び別府、久保、笹の3地区の地区長宅に整備を行っております。これは災害時におきまして物部が非常に孤立化する恐れがあるということで設置したものでございます。今後につきましては、災害時の孤立対策を考慮いたしまして香北支所、繁藤出張所への配備も検討していきたい

というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 大岸議員の学校給食センターの役割はについてお答えをいたします。

1点目につきまして、土佐山田学校給食センターは昭和56年に新築し、現在31年目です。香北学校給食センターが平成11年に新築し現在に至っております。また、物部学校給食センターも平成11年に設備等の改修が行われ現在に至っております。現在の時点で平成25年度新築されましたとして14年の差が出てきますので、建築にかかる費用、（差が）できますので、建設予定の新給食センターにつきまして、建物や設備の耐用年数等を考えましたら、香北、物部の次の新築にかかる費用を考えますと統合も視野に入れた内容が考えられると思います。ただ、児童・生徒数の動向につきまして、大宮小学校が現在193名が6年後の平成29年度で173名、香北中学校が92名が87名、大柘小学校が現在60名が66名、大柘中学校が41名が32名です。以上のことから現時点では3センターの統合につきましては時期は考えてはおりません。

続きまして、2点目のご質問につきまして、2点目の施設内容につきましては、学校給食法や食育基本法の目的を具体化、または実践できるものでなければなりません。その内容の協議、検討の場としまして、香美市立土佐山田学校給食センター建設等検討委員会が設置をされております。メンバーも議会、保健所、地域審議会、学校長、PTA、学識経験者、これは栄養教諭をされてた方でございます、等の方々で構成をされております。この建設検討委員会に諮り協議、検討を重ねながら決めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 大岸議員の介護保険の改正に関連しましてお答えいたします。

まず、1点目ですが、この介護予防それと地域総合支援事業になりますか、この事業につきましては、これまでの地域支援事業に加えまして現在介護予防事業所が行っておりますサービス、予防通所介護や予防訪問介護になりますが、それらを地域市町村の地域支援事業の中でできる、また、今までにないサービスでも介護予防に有効であると考え事業を検討できるということになっておるといふふうに現段階では理解しております。現在の情報では、現行の介護予防サービス事業所に市町村の設定します委託料で委託可能であるとか、市町村で行います総合事業と種類が違えば現在の介護予防事業所が行ってますサービスも併用できるといった内容になっております。実施の、このようなこととなりますが実施の、現状では実施のメリットがイメージしにくいという内容でありまして、資料提供のほうもまだ十分なものはなく、現状では十分な事業把握がまだできていないというところでございます。したがって、なかなかわかりやすい説明と

いうのは現段階ではちょっと難しいところでございます。また、新たなサービス、配食等の新たなサービスも可能とのことにつきまして、ことすけども、これにつきましては高齢者福祉計画また介護保健事業計画の中でも検討が必要だと思っておりますので、この中で今後検討、対象者等の検討が必要だというふうに思っております。

また、地域密着型サービスに追加されました定期巡回、そして随時対応型訪問介護看護ですが、これは訪問看護と訪問介護サービスを連携して提供するものだと思います。また、複合型サービスにつきましては、訪問型、訪問看護と他の居宅介護サービスを組み合わせて提供するもので、効果的なサービスの提供を行って要介護者また医療ニーズの高い方への在宅支援を図るものだと思います。これにつきましても通常の訪問介護サービスの確保がなかなか難しい状況もあります中、この地域密着型のサービスはなかなか採算性も困難性が伴いますので、現実にはこのようなサービスの確保には困難性が伴うのではないかというふうに思っております。いずれにしても今後これらの事業につきましては詳細な情報収集に努めて、今後さらに検討を進めていかななくてはならないと思っております。

それから、2点目ですが、要介護者を、済みません、要支援者を介護サービスから除外すべきでないということでございますが、要支援者の介護サービスにつきましては、介護予防のいい意味合いからやはり自立支援に向けての取り組みなども、必要な介護サービスが行われております。意義のあるサービスが提供されていますのですべてを除外するというにはならないと思っておりますが、本人の状態や生活環境も勘案をして介護予防のための適切な、また必要なサービスを、サービスの提供体制を検討していくことが大切だと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸眞弓議員の高知県学校・警察連絡制度についてお答えをいたします。

学校・警察連絡制度につきましては、県立中・高等学校で10月1日から施行されます。県教育委員会では、この制度における学校から警察への個人情報の提供について高知県個人情報保護制度委員会に諮問をし、審議の結果、個人情報の保護に万全を期することを条件にして承認をされました。県立学校用には要綱及びガイドライン、リーフレットが作成をされ、これに基づいての運用がされることになっています。本市におきましても、現在香美警察署との協定書の締結に向けて検討をしているところです。近年、児童・生徒の健全育成に向けての関係機関が連携した取り組みの仕組みづくりは緊急かつ重大課題となっています。早期発見、早期対応により児童・生徒の将来を守っていきたいと考えます。本市でも県の取り組みを参考に推進していく考えです。

次に、武道必須化についてお答えをいたします。

中学校体育での武道の履修につきましては、4中学校とも剣道を選択し年間10時間

程度行っています。来年度以降も剣道を選択する計画があります。指導は体育の教科担当教員が行います。本市4中学校には7名の体育担当教員がいますが、そのうち剣道を専門的に指導できる教員は3名います。3校についてはそれぞれ1名ずついますので、校内でも相互に指導のあり方や安全面の検討ができます。もう1校につきましては剣道を専門的にできる教員が校内にいますので、その教員とのチームティーチングで行うようにしています。今後も安全確保第一に考え、指導の充実を図ってまいりたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 13番、大岸議員の火災発生に関してのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目についてでございますが、諸般の報告では7月末現在での火災件数19件というふうにご報告をいたしておりましたが、8月に建物火災が1件発生しておりますので都合20件ということで申し上げます。火災の種類、種別ですが、建物火災が10件、林野火災が3件、車両火災が2件、その他火災が5件となっております。その火災原因といたしましてはたき火が3件、火入れが2件、ほか、たばこ、かまど、こたつ、排気管、電気機器、電気装置、内燃機関がそれぞれ1件で、そのほか2件、あとの6件はまだ不明及び調査中でございます。この火災原因から傾向を判断することはかなり困難なところでございます。最近の5カ年の火災発生件数を見ますと5カ年で85件となっておりますが、平成18年、平成19年、そして平成22年はいずれも年間17件でございます。で、平成20年が14件と3件減少しておりましたが、翌平成21年には逆に3件増加して20件という状況でございました。そして、この5カ年の主な火災原因は火入れが14件、たき火が5件、コンロが5件、火遊び4件、ほか放火及び放火の疑いというのが5件となっております。これらから見ましてもその要因や傾向というのを特定することはなかなか難しいところでございます。このようなことから、今年も含めまして年ごとの火災発生件数の増減はやはり偶発的であるというふうに判断をせざるを得ないというところでございます。

次に、2点目についてでございますが、火災予防活動といたしましては春は3月の1日からと秋11月9日からそれぞれ1週間、全国火災予防週間というふうになっておりまして、その期間中には毎年市内全域を巡回し防火宣伝を実施しております。気候的には10月に入りますと湿度も下がりますと少しずつ乾燥する時期というふうになってきます。そして、今年のご指摘のとおり少し火災も多いということから、火災予防週間は別に火災予防の注意喚起を行うよう現在日程調整をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。2回目の質問を行います。

それぞれにご答弁をいただきました。まず、原発からの撤退をとということでの質問で再質問でございますが、市長のご答弁はだんだんに、急にやるとその国の体制が今のままでは維持できないからだんだんにという、時間をかけてというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、やはりその原発はもう危険なものであるから自然エネルギーに転換したいという国民の声は本当に高まっておりまして、8割以上がその意見を占めております。しかし、撤退をとというふうに私が質問で迫りましたのは、まず撤退の決意をしなければ自然エネルギーの、自然エネルギーが爆発的に普及されるということにならないからです。そして、原発の危険性からしますとこれ以上原発を稼働させることは、さっきパネルでお示しをしましたけれども、もう死の灰をしまう施設もなくなっているんだと。ですから、それから、一たび事故がありますともう人間の手で収束のしようがないということが示されたわけですので、1日も早く原発から撤退をすることが必要だと思います。それが望ましいかどうかということではなくて、撤退をしなければならないというふうに私は考えます。

国の体制が維持できるかというふうに市長おっしゃったわけですが、電力需要のことかというふうに受け取りましたが、それでいきますと、私たちも原発問題で研究を少しいたしまして、四国に関して言いますとピーク時の対応と供給能力ということでは、電力供給にとって一番の課題はピーク時に対応できるかどうかだと思います、この夏もそうでした。四国電力に限って言いますと、今年のピーク時は570万キロワットと予測をして計算をしています。この夏には伊方3号機が停止をしておりましたので、発電能力は577万キロワットでぎりぎりになるとの説明でした。しかし、実際にはこの夏の使用量と供給量でいきますと、8月のピーク時の計算で550万キロワット使用しておりますが供給能力は620万キロワットありました。そういうふうにデータも取ってるわけですが、それ以外に四国電力に限って言いましたら、四国電力にはさっき市長もご答弁の中でおっしゃったように電力会社以外の企業もございます。電源開発、土佐発電さんとか県営の水力発電もございます。四国電力が中心となって東電や関西電力、中国電力に電力を融通しておりまして、この夏は原発停止しても大丈夫だったと。こういうふうに今眠っている発電施設を全国で使いましたら、また、それから原発にこれまでかけてきました国の予算などを自然エネルギーの開発に投入しましたら、私は早期に原発から撤退して自然エネルギーへの普及、移行はかなり早い段階で可能ではないかと思いません。危険な原発にしがみつきながら安全な再生エネルギー、再生可能エネルギーの普及を提唱しても説得力がありません。たびたび報道等でも取り上げられました原発利益共同体といったこのあり方にもメスを入れまして、持続可能な経済発展に向けて原発から

の撤退を明確に決断し、速やかな再生可能エネルギーへの転換を目指していくべきだと思いますが、再度ご答弁を求めるものです。

それから、本市での自然エネルギーへの、自然エネルギー、再生可能エネルギー開発への取り組みにつきましてご答弁をいただきました。県がこういうふうに進めているのでという、それに、それができたらまた香美市もというふうにご答弁があったかと思いますが、県のほうでももちろん進んでいくと思いますが、私はこの香美市の全国一とも思えるその豊富な資源を香美市が持っているわけですから、せっかく持っているわけですから市としてやはり積極的に乗り出していただきたいと思います。自治体によりましては、市民からミニ公募債を集めてお日様で電気をつくろうとかいうことでやっているところもあります。そんな形で市民との協働で開発に乗り出していく、また、昨日の質問でしたか、耕作放棄地を、に太陽光パネルをとというふうなご質問もあったかと思いますが、農地法の関係でという答弁でした。けさのラジオニュースで、その耕作放棄地をそういうふうに使えるように農地法の改正をすることの検討を始めたというラジオニュースもございました。そういうふうによっぴり今の時期にそういうふうに進んでいっております、そういう気運が高まっておりますので、この気運が高まっているときに豊富な資源を生かして、これが何より私は社会貢献にもなるといいますので積極的に乗り出す方向で取り組んでいただきたいと思います。再度ご答弁を求めます。

伊方の原発、四国電力に関してお尋ねをいたしました。企業の姿勢を正していくことが本当に必要ではないか。私は、市長は社会性を持って適切になされておるといふふうに見解を示されましたけれども、何かあったときにあらわれると思うんですが、福島で見聞きしました東電の対応は本当にひどかったです。まず、情報隠しで情報をなかなか流さないものですから、より放射線量の高いところへ町ごと避難をして慌ててもう1回避難をし直す。水素爆発が起こって四、五日してから避難を、屋内待避をなさい、計画避難を、避難に当たります、避難区域に当たります、ばたばたの対応でございました。それから、私たちもホットスポットと言われるところにも行きましたので、放射線量計を持っていっておりますと、市民の方が「それでうちの庭をはかってもらえんやろか」、こういうふうに言われましたので線量計をかざしてはかってあげましたけれども、その出ている、かなり高い数値が出ていたわけですが、出ている数値が直ちに、直ちにとか健康に被害ないとかいうのもありましたけれども、被害があるものかどうかもわからないし避難をする程度のレベルのものかどうかもわからない。市民の方がそんなに不安を抱えて、情報がない中で右往左往されている。補償金もそういうふうに一方的な区切りで区切られて、あるなしで対立を生んだりしている。こういう姿勢を見たときに、何かあったときに本当に真摯な対応をしていただけるだろうか。やらせ、やらせの問題も発生をしておりました。そんな姿勢では、安全だと言われても私たちは信用することができません。それで、四国電力にも大変老朽化した施設がございます。放射能は原子炉をだんだんと傷めていきます。軽水炉、熱が、すごく高い熱が出ますので水で冷やし

続けなければいきませんが、その炉がもろくなるとあんまり冷たい水を、冷やさんといかんのですけどあんまり冷たい水を入れますとぱりんと割れてしまうと、もろくなっていて、そういう心配もあるのではないかと、そんな施設が伊方原発に現在ございます。きちんとしたデータの公表もまだされておりませんそうですので、やはり市民の、私は伊方原発で何かありましたら、高知県は離れてはおりますけれども、今の福島県等の現実を見ておりますと決して高知県も安心ではありませんので、やはり四国電力に対しましてきちんと説明をするように、安全対策をとったのであればどこをどういうふうにやって安全というふうなことをきちんと求めていく必要があるのではないかと思います。高知県は四国電力の株主でもございます。知事に対しても同様の要請をされたらいかがでしょうか、再質問いたします。

被災地からの教訓のところで、衛星電話を香北支所、繁藤出張所にも配備することを検討していただけたらというご答弁をいただきました。私は、この質問で教訓として、これからは行政の土台、ベースに防災という観点をすべての行政の中に入れていっていただきたいということで質問をしております。そういう意味では、まちづくり推進課は大事な危機管理を負う部署でもございます。今の人員配置で体制が整いますでしょうか、その点を再質問いたします。

学校給食に関してでございます。

統合の時期は今、目下のところ考えていないと、それで、そのようにしていただきたいと思うのですが、統合いたしましても現施設を何らかの形で残すことを提案いたします。食料品等備蓄をいたしましてですね、災害のときに孤立をしたらその給食調理場が使えるように残し、残していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、建設の具体的な施設をどういうふうにするか、中身はこれからの協議とおっしゃいましたが、1回目でも言いましたようにその中に学校給食法と食育基本法の理念をきちんと組み込んだ上での施設設計にしたいと思いますが、そういう協議が可能ですか。

それから、現在の学校、土佐山田学校給食センターで2時間以内に喫食がまだできていないかと思うんですが、それはもうきちんと解消されますか。

それから、所長ご自身どんな給食施設にしたいというふうに、施設にしたいというふうにお考えでしょうか、その構想がございましたらお願いをいたします。

介護保険です。

総合支援事業に関しましては、今のところメリットが見えないというふうに課長おっしゃいました。私は、課長のその印象は当たっていると思います。この総合支援事業は市が導入するかどうかを判断いたしますので、課長にはぜひ導入しない判断をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それと、24時間対応定期巡回のほうですが、これはもう導入の採否は市は決めることができません。時期が来ればこの事業が導入をされますが、少し聞こえにくいのもあ

ったんですが、この事業が導入されまして現在その施設等に入所されている重度の介護者の方々が、じゃあその事業が始まって自分たちはどうなるのか、どんな手続をしなければいけないのか、それをご本人や家族にわかりやすいような説明をもう一度していただけないでしょうか。

学校・警察連絡制度についてでございます。

確かに心配な子どもさんはふえてきております。教育長も頭の痛いことだと思います。ただ、私は、この問題に関しましてはもうとても教育の放棄に当たるのではないかという、思われる面もございますので残念でなりません。この協定書に関しましては、日ごろ少年非行や児童虐待、教育問題の解決に携わっている県内の弁護士らが連名で強い反対の意を表明をしております。その理由として高知県個人情報保護条例違反の恐れがあること、教育や児童福祉に悪い影響を与えること、協定を制定させる必要はなく現制度でも何ら問題がないことを挙げています。また、高知大学の加藤先生は、同協定書の運用ガイドラインに当たる、児童・生徒の問題行動が深刻化して少年非行が凶悪化した、低年齢化していると、だからこの協定が必要なんだという、このガイドラインの記述に対しましてこのように反論しています。法務省が作成をしている犯罪白書によれば、平成22年の少年刑法検挙人員は平成年間で最低水準であったこと、警察白書を見ても凶悪犯とされる殺人、放火、強盗、強姦が顕著に増加している事実は認められないと書いて、根拠の説明を当局に求めています。また、非行少年の定義についてですが、家庭裁判所の審判を経て決定されるものであって、家庭裁判所の審判まではどの少年も非行容疑少年に過ぎず、彼らについては推定無罪の法理が働くのではないか、なぜ警察が彼らに対して非行少年を前提とした措置をとるのか、法的根拠を説明するように求めています。そのほか18項目にわたり懸念事項を具体的に挙げて説明を求めています。本市でこういう協定を結ぼうとしているとのことですが、香美市個人情報保護条例第4条、第5条、第7条、第8条等との整合性がとれるとお考えなのか、再度見解を求めます。第7条を少し読み上げますと、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、適法かつ公正な手段により、その目的の達成のために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない」とありまして、第8条では目的外利用に関する規定がございます。これに抵触をする恐れはございませんか、整合性があるのでしょうか、再度見解を求めます。

火災発生に関してお聞きをいたします。

さまざまに火災の発生の理由を消防長のほうからご説明をいただきました。偶発的なものであるということですがけれども、余りにも火災が多いものですから私も心配になってこの質問を取り上げました。それで、たばことかこたつとか電気とか日常生活の中でそういうことが起こっているわけですがけれども、例えば高齢者世帯、老々介護とかいう世帯、それから認知症の疑いのある世帯の方で1件具体的にそういうことがあったんですけれども、火の心配がとてもあるって、お弁当を買ってきて食事をもう家につくれない

ように周りの方が気をつけてしている。そして、留守にすることがたびたびあるわけですが、もうついに施設に入ることになりまして留守宅に完全になることになりました。それで、申したのは、コンセントにほこりがたまったりして火災の原因になることもあるようなのでコンセントも抜いたほうがいいですよというふうに申し上げてそのようにしたことがあるんですけども、こういう注意喚起をやはり、例えば独居の高齢者世帯の方々の見回りのときにですね関係者がそういうことで一声かける、火は大丈夫かねえということで一声かけて、なお一緒に見るなどしてあげる。こういうことでもその、こう不注意で火災になったとかいうふうなことが随分防げるのではないかと思うんですがその点いかがでしょうか、そういう手だてが要るのではないか、余り火災が多いので注意喚起を行うようにしているということですが、どういう方法で行われますでしょうか、ご答弁を再度お願いをいたします。

それから、もう1点、火災警報器が香美市は設置率が大変高いですが、それが役に立ったという例がないのでしょうかあるのでしょうか、その点も1点お聞きをいたしまして2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをしますが、その前に、先ほど1回目のご質問の中で若干間違ったことを言うておりますので訂正をさせていただきます。この電力の物部川水系で6万4,300キロワット、そして国分川、吉野川水系で6万2,700キロワット、合計の数を1万2,000と、「1万2,700」と言ったようですが、「12万7,000」キロワットでございますので訂正をさせていただきます。また同時に、小水力の調査を県のほうでやっている箇所を「5カ所」と言いましたが、「4カ所」でございますのでこれも訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、お答えをさせていただきます。

1問目につきましては、原発の、を撤退ということを出すことが新エネルギーの開発への発展につながるというふうなご質問であるわけであります。確かに原発事故の恐ろしさ、また原発の持つおそれるような状況、事情と言いましょか、そうしたものににつきましては今回の事故をもって痛烈に感じるわけでございます。がしかし、私、国の体制が維持できないのではないかと、原発を今すぐ撤退をする、撤廃をするということは国の体制が維持できないのではないかとというふうな発言をしたわけでありますが、このことには私自身は変わりはないと思っております。と言いますのも、やはりさまざまな企業を含めこの原発によるところの電力の供給によって維持できている分もあるわけであります。大手企業などは海外への移設等も検討もされておるといことも報道番組の中で聞き及んでおりますし、そうしたことから含めますと私自身、仕事を考えながらやはり一定の期間、先ほどの答弁で述べましたように再生可能エネルギーによるところの代替エネルギーが安定的に供給できる段階になるまではやはり原発依存もやむを得な

いのではないかということに、私はそういう考えでおるわけであります。

また、再生可能エネルギーを積極的に取り組むべきではないかということでございますが、やはりこれも随分とこの緑の分権事業の中ではこの東北地方の災害、いや地震の以前からそうした調査も進めてきておりましたが、常にコスト、バイオマスエネルギーにつきましてもコストとの関連、そうしたものがなかなか見きわめが立たない部分があるわけございまして、やはり行政としましても一定の見きわめができないということには、私としてはすぐさま飛びついてこれをやるということにはならないというふうに思っております。国としましてもそうした制度を含め新たな再生可能の、再生可能エネルギーの創出に向けて積極的な取り組みをなされておりますので、そうした情報も的確にとらまえながら地方自治体としての動きもとっていくことが必要であろうというふうな認識をいたしております。

また、3点目の質問につきましては、当然電力会社、伊方原発を持っております四国電力もそうでございますが、情報の公開というものは当然義務づけられるわけでありまして、特にさまざまな事件、事故が起こったときの速やかな情報の公開、そしてそれに対する責任制の、責任の、いわゆる責任に対する、ああ、事故に対する責任、そうしたことに対してはきちっと対応をすべきだというふうなことは認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まちづくり推進課の人員配置について足りていると思っておられるかということですが、まちづくり推進課はその名のとおりですね本当にまちづくりの一番重要な部門を担っていると感じております。そして、この新体制になりました、この4月から現在1年目を今始まって半分を大体経過をしておりますけれども、その全体のその各課の業務量と人員配置につきましては、今後、次の人事異動に向けてですね一定その各課からのヒアリングを行わなければならないと考えております。それによりやはり適正な配置を目指していかなければならないと思っております。特にそのまちづくり推進課につきましては、特に防災に関しまして、今年その地域防災計画の見直しも行うこととなっております。見直しを行ったからにはですね、やはりそれをどのように今後反映していくかということが防災の面では非常に大事になってきておりますので、担当課長のほうから来年はその大がかりな全体的なその防災の訓練とかいうものも多分視野に入れて今考えていると思っておりますのでそういったことととか、やはりその防災に関しては職員全体で当然取り組まなければいけないことですので、そういった中でやはり防災の面のリーダーシップというのはこれから図っていかなければ、それが図られなければならないと考えております。それと、まちづくり推進課においてはですね人員の強化を図るべきではないかと、現在これまだ全くヒアリングを行っておりませんが、私としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 大岸議員の2点目の質問につきまして、2回目の質問につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の物部、香北の施設につきまして、統合後の施設を残すかどうかにつきましてですけれども、現時点で言える、ますことは残すことは可能ではないかと思っております。ただ、何年後になるかわかりませんが、残した時点でその設備がどれぐらいもつかがちょっと問題になってくるんじゃないかとは思っています。

それから、その次に、新給食センターの建設につきまして、学校給食法や食育基本法の趣旨が生かされるものをとということで、現給食施設につきましても学校給食法にのっとりまして建てられ運営をされております。つきまして、例規の中にもうたわれております香美市立土佐山田学校給食センター建設等検討委員会で逐一協議、検討しながら建築につきまして進めていくようになる、なります。

それから、給食センターを給食が発給しまして2時間以内の給食が可能かということでございますけれども、それができるような場所を、になるように決めております。

それから、続きまして、どのような施設を考えているかということにつきまして2点ほどございますが、1つにつきましては、実際今ちょっと4月から来まして勉強中でございますけれども、1つその施設のあり方としましてウエット方式とドライ方式というのがございます。それで、ウエット方式といいますのは、現在の土佐山田学校給食センターがそうでありますように、もうあの床なんかも水でばしゃばしゃと洗いまして、そういうふうな水を大量に使って物を洗って、どう言いますか、管理していくようなやり方の施設ですが、もう1つドライ方式といたしまして、これはウエット方式に比べまして食中毒の起こりにくい環境をつくるということで、水は余り使わずに管理をするような施設のことでございまして、1つはそれが考えられます。それから、もう1つは、その熱源としましてガス、電気等がありますが、それをどのようにしていくかがこれから先の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。2回目のご質問にお答えします。

1点目の介護予防・日常生活支援総合事業を導入しない判断をとということでございますが、それに伴いましてメリットをイメージしにくいという答弁をいたしました。イメージできないのではなくてイメージしにくいということでございますのでよろしくお願い致します。このイメージしにくいということにつきましては、現在の介護保険制度、介護予防サービスの中では要支援者に対しましては訪問介護または通所介護等行われております。このように介護予防で行われておりますが、新たにこの総合事業のほうでもまた通所介護、訪問介護というサービスが、同じものが設定されるということもござい

して、その辺どちらのサービスを提供するのかというようなことも具体的に示されたものもありませんし、どのような判断をするのかということも難しい面があると思いますので、実施のメリットがなかなかイメージしにくいという答弁にさせていただきました。ここにつきましても不透明な部分がありますので、今後また検討もしていきたいというふうに思います。情報によりますと、また10月ごろにはこの事業の基本事項が提示されるというふうなこともあるようですので、そちらのほうの情報等も仕入れるといいですか、情報も入れながら検討していきたいというふうに思います。

それから、24時間地域巡回型訪問サービスになりますが、こちらのほうにつきましても指定事業、市町村が事業所を指定するようになりますが、指定事業所の基準もまだはっきりしておりませんので手続、サービスを利用される方の手続の仕方についてもまだ不明であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

これまで平成14年からの学校連絡制度というのがありまして、その中では児童・生徒の逮捕事案や悪質な道路交通法違反事件が連絡をされてきたところです。このようにこう逮捕事案までになるほど問題行動が深刻化してからの警察から学校への連絡では学校における指導支援は大変難しく、何より児童・生徒の立ち直りが困難であったり時間がかかったりするケースが多くなっています。本制度は、児童・生徒の問題行動等の初期の段階から学校と警察が緊密に連携し、家庭とも連携を深めることによって多角的な支援を行い、早期の立ち直りや非行及び犯罪被害の拡大防止を図ることで児童・生徒の健全育成を目指すものです。今回新しく学校から警察への連絡というふうなことが入りました。このことにつきましては、学校が把握した児童・生徒の問題行動の中で家出と行方不明と不良交友に限るというふうに絞って、児童・生徒の健全育成のため警察の相談機能、専門的知識、技能等が必要であると学校長が判断し、かつ県の場合は県教委が認める事案についてというふうな連絡になっています。市の場合だったら学校長が連絡をする責任者になりますけれども、市教委とともにこのことが児童・生徒の健全育成とか非行防止のためにぜひ必要という限られたものになってくるというふうなことでございます。学校は、児童の健全育成、そして問題行動の防止、それから問題が極力小さな段階でこう解決できるようにということに全力で取り組んでいますけれども、残念ながら最近の家庭事情とか、子どもたちが広域に行動しだす、それから携帯電話とか非常にこう広域な連絡が取り合いやすいというふうな状況等ある中では、学校の教育の機能だけではどうしても子どもたちを十分に指導し切れない部分もあります。学校が全力で取り組むということはもちろん、もうそれが基本ですのでそこは全力で取り組んでまいりますけれども、連携しての支援が必要な場合に限っての警察との、できるだけ早い段階での子どもたちへの対応というふうなことで取り組んでいくという趣旨です。

先ほど言われました香美市個人情報保護条例の見解につきましては、事前にちょっと調べさせていただきまして、審査会の了承する例外的取り扱いの類型及び個別事項というのがございまして、その中の個人情報を例外的に外部提供できるという部分に当てはまるというふうなことで回答を得ているというところでございます。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者、独居の方への予防指導ということでございますが、火の取り扱いにつきましては若い人、高齢者ということではなくて、高齢者の方が意識的には、意識は高いというふうに私は思っております。指導ということにおきましては、冬場の消防団のほうで活動していただいております。民生委員さんのご協力を得て独居の高齢者の方の世帯を巡回して防火に対して、火の取り扱いに対しての指導を行っております。

それと、2点目の住警器の効果ということでございますが、火災が発生した場合に火災調査というのをしております。そのときに火元のほうのいろいろな状況を聞き取りしておりますが、そこで住警器が鳴って通報したかということについての調査を火災調査の時点で行っておりますが、現在のところ住警器からの影響によつての通報というのは上がっておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。3回目の質問を行います。

原発に関してでございますけれども、私の周囲では、あんな事故が起こってもまだ再稼働ってどうしてやろうねえという声がございまして。それは多くの方々も感じるところだと思います。この、やはりこういう現状のその背景には、報道等にもいつも挙げられておりますけれども原発利益共同体、財界、官僚、政治家、研究者、メディアの五角形、これの存在があるのではないかと思います。原発というのは1基つくれば3,000億円から5,000億円の大型公共事業です。その中で日本では原子炉メーカーは東芝、日立、三菱重工の3社のみ、建設はゼネコン、原発は鉄とコンクリートの塊ですので新日鐵、太平洋セメントなどが素材メーカーです。燃料の輸入は巨大商社、資金はメガバンクと保険会社など巨大な集団を55年前からつくっております。原発政策を推進する政党、政治家に政治献金や選挙支援を行い、官僚の天下り、企業からの天上がり、癒着をし、メディアを通じて安全神話を振りまき、結果、そして莫大な広告費や大学への研究費等で推進をしてきまして世論を形成してまいりました。こういう人の命よりもうけを優先する仕組みを、こういう体制をとってきました。今それを見直さなくてはなりません。この立場に立つ限り原発の撤廃は無理です。そこを住民の力で正していかなければならないと思います。発言をしていかなければならないと思いますが、この件に関しご答弁を再度求めます。

介護保険、介護保険ですが、このまだ十分に決まっていけないのでなかなか制度の全体

像がとらえにくいという、課長おっしゃるとおりかと思います。これ事業が導入されるようになりましてときに、きちんと明らかになりましたときに、利用者には周知をどのようにされますでしょうか。丁寧な説明が要るかと思います。そのことに対して、そのことに関して1点だけお聞きをしておきます。

学警の問題、失礼しました、学校・警察連絡制度の問題です。

私は、今教育長から家出と行方不明と不良交友の3点に限定をされているんだと、ただ、拡大解釈をされてしまうと非常に怖いものだというふうに思うわけなんですね。私が以前にかかわりました事例でこういうことがございました。思春期の女の子が父親から性的虐待を受けておりました。それで、父親と2人になるとそういうことがあるので家に帰りたくない、徘徊をする、家出をする、そうすると警察の保護の、警察に見つかれば警察の保護の対象になりますけれども、補導されましても理由は言いたくありません、黙りますので、ガイドラインの中にありましたけども対応した側にしたら虞犯少年とかいうふうなその犯罪を起こす恐れ、性癖があるとかいうふうな範疇の中に入れられてですね、こんな情報が行き交うと、この、こんなときに少女はどうしたらいいんでしょうか。大人はこういう子どもを救う義務があると思うんです。それができないで、まだいろんなほかにも事例がございますけれども、すぐに学校で手に負えないから警察というふうなのは、教育長はそんなおつもりはないと思いますけれども非常に扱いの難しい協定だと私は感じます。

さっき個人情報保護審査会のお話ございましたけれども、香美市の個人情報保護審査会に諮問をされるとかご相談をされるとかいうふうなご予定がございますか、その点だけ1件お聞きをしたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3回目のご質問にお答えをします。

今回の原発の事故を受けて、本当にその周辺の方々の苦悩といいましょうか、大変な思いをなされておるということは私も承知をいたしておりますし、また、それだけこの原発の問題、課題は大きいものということにも認識をいたしております。そうしたことの中で国も今後の原発については見直しは当然なされていくであろうし、またなされていくというふうに認識をいたしておりますし、また、私自身も原発についての見直しはしなければならぬという認識には同じく立っております。しかし、今すぐ撤退をという部分については、いささか今まで言いましたような私なりの考えを持っているということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。3回目のご質問にお答えいたします。

制度を導入されるときに周知をどのようにするかということでございますが、今自分

のほうで考えとして浮かびますのは、やはり包括支援センターの職員、また市内にある介護の居宅事業所のほうにケアマネジャーさんがおいでですが、そちらのほうのケアマネジメントを通じながら、適切なサービスであればやはりそれを取り入れていくというような形で周知も図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。大岸議員の3回目の質問のうちで拡大解釈の部分についてお答えをいたします。

この拡大解釈はもうあってはならないことですので、そのためにその要綱とガイドラインを県と同じように作成をして拡大解釈が起こらないようにしていくつもりでございます。保護者とか子どもたちへの周知徹底というふうなことも必要ですので、それも行ってまいります。子どもの状態、私もたくさん事例にかかわっていきますけれど本当に悲惨な状態ですので、何としてでも初期のうちに守っていかなければならないと、すごくそれは思っています。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 私のほうから個人情報保護審査会の絡みにつきましてお答えいたします。

この件につきましては、この、当初この協定書の案が浮かび上がったときにですね私のほうから既にこの審査会にかける必要があるんじゃないかという疑義がありましたので、担当課にこれはどういう状態になるんだろうという問い合わせをしております。先ほど教育長が申し上げましたように個人情報保護条例の第7条につきまして収集の制限、それから第8条につきますと利用及び提供の制限というふうなのがございます。その中で特例的にですね、収集については個人からやらないかん、ただ、それ以外にですね第7条の第1項第5号におきますと審査会を経れば構わないと。それから第8条におきますと、第8条の第1項第4号におきましてはですね審査会の意見を聞けばこういった例外的な取り扱いができますよというのがあります。その中にですね、先ほど申し上げましたこの外部提供という項目の中で今回の事例は該当するんじゃないかという今の見解をいただいておりますので、現在準備を進めております。なお、最終的に協定する段階におきましては改めて回議書等を回しますので、その部分で今後これを改めて審査が要ることになればその時点でまた検討をさせていただくと。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。

本日の会議はこれで散会します。  
(午前 11 時 29 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 3 年 9 月 1 6 日 金曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月16日金曜日（会期第10日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松清貴 議会事務局書記 野邑裕永

市長提出議案の題目

- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について

陳情第 1号 小学校バス通学費補助について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成23年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成23年9月16日(金) 午前9時開会

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1  | 承認第 | 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2  | 議案第 | 56号 | 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第3  | 議案第 | 57号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の<br>認定について            |
| 日程第4  | 議案第 | 58号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算<br>の認定について           |
| 日程第5  | 議案第 | 59号 | 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計<br>歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第6  | 議案第 | 60号 | 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決<br>算の認定について          |
| 日程第7  | 議案第 | 61号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定<br>について              |
| 日程第8  | 議案第 | 62号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳<br>入歳出決算の認定について      |
| 日程第9  | 議案第 | 63号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳<br>入歳出決算の認定について      |
| 日程第10 | 議案第 | 64号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業<br>勘定)歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第11 | 議案第 | 65号 | 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>の認定について           |
| 日程第12 | 議案第 | 66号 | 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて                |
| 日程第13 | 議案第 | 67号 | 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認<br>定について             |
| 日程第14 | 議案第 | 69号 | 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1<br>号)                |

- 日程第15 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について
- 日程第22 陳情第 1号 小学校バス通学費補助について

#### 会議録署名議員

13番、大岸真弓君、14番、片岡守春君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時02分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、執行部から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 皆さん、おはようございます。9月7日の議会におきまして、議案第68号で山崎晃子議員の質問に対する私の答弁におきまして、不適切な答弁内容がありましたので撤回させていただきたいと思っております。

撤回内容は、発言中「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」から「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の箇所と、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の箇所でございます。

以上よろしくお願ひいたします。どうも済みませんでした。

○議長（西村芳成君） 竹内学校給食センター所長より一部取り消しの発言がございました。

この発言の取り消しの申し出がありましたので、お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、竹内 敬君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第56号、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第57号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第58号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第59号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第60号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第61号、平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第62号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第63号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第64号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第65号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第66号、平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第67号、平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第71号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第72号、平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第73号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番(矢野公昭君) 矢野です。議案第73号につきまして少しお聞きをいたします。

これは延伸、500メートルの延伸ということになっておりますけれども現行の状況、そして延伸することによりましての乗降客の増どのくらいをお見込みになっておられるのか、これが1点。

そして、もう1点は、地域公共交通会議での協議を調えることが条件となっております、これは当然、それはもう済んでおると思いますが、その協議の内容、重要なこと地域公共交通でございますので、その中で協議をされたことにおきまして何か重要なことがあればそれをお聞かせを願います。

○議長(西村芳成君) まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長(今田博明君) お答えいたします。

町道、済みません、失礼しました。町田線の利用客につきましては、これ平成22年度の実績で935名が利用しております。この条例改正につきましては地域からの要望により改正を行うものでございますが、地域からの要望の中で、ちょっと待ってください、下ノ村地区からの要望でございますが、通院や買い物等に利用したいということで希望者が、五、六名の方が希望しておるということでございます。なお、500メートルの延伸ということでございますので委託事業者との協議を行いまして、委託事業者の

ほうは距離が短いために委託料の増額も必要ないということでございました。

なお、公共交通会議の中では特段のご意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） はい。済みません。13番です。お聞きをいたします。

町田線の延伸ということで、地域からのご要望によりこうやって即対応していただくのは大変ありがたいことだと思いますが、何力所かほかにもこういう場所がございました。それで、前倒しをしてこう穴がないようにですね必要なところへ地域交通を行き渡せるといふこと、渡らせるといふことで新たに全面的に見直しをするといふことにはなっておりますが、これからその、後からこう追加したりしなくてもいいように見直されるものと思いますが、どういうふうにもその地域の意見集約をされるのか、これから、それをお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。新しい計画の見直しにつきましては、委員の選任は終わりました、今後第1回目の会をできれば今月中、遅くとも10月中にはですね1回目の会議を開きたいというふうには思っておりますが、その会議の中で今後の進め方等についてもですね検討していきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 関連でお聞きします。

例えばですね地域で日常的にかかわって、身近に、地域の方を身近にお世話をされている自治会長さんからアンケートをとるなどの方法も考えられますでしょうか、これからの検討課題でしょうけどもその点について。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。協議の内容によってはそういった手法も考えられると思います。またですね、地域の声を聞くっていうのが非常に大事だと思いますので、そういったことにつきましても事務局のほうからも提案もしていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第74号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 議案第74号につきまして数点お伺いをしたいと思います。

この地域づくり支援員につきましては、過日の議員協議会におきましてその業務内容につきましては詳しくご説明をいただきました。中山間に高齢化率の高い集落の多い本市にとりましては、集落維持の観点から非常に期待をして、また注目をするモデル事業でございます。

そこで数点お伺いをいたします。

今回報酬額20万円以内ということでございますけれども、この支援員の勤務日数及びこの勤務の時間帯についてお伺いをいたします。また、この支援員の募集の時期、募集の方法、また選考の基準につきましてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

まず、勤務日数につきましては、非常勤の特別職という位置づけでございますので月16日の勤務となります。また、勤務時間につきましては、職員に準じた形で基本的には8時半から17時15分の7時間45分となりますが、集落の支援ということで夜間の会議等も出てくる可能性がございますので、そういった場合は勤務の振りかえで対応したいというふうに思っております。それから、募集期間と方法につきましては、募集期間は10月の3日から10月の31日を予定しております。方法につきましては市の広報とホームページを予定しております。それと選考基準でございますが、まず募集につきましてレポートの内容と、失礼しました、募集に当たりましてレポートとですね履歴書を提出してもらうようお願いしておりますが、まずそのレポートの内容とですね、それから2次試験で面接を行うようになっておりますけれども、やはり業務に対する意欲がまず第1点、そしてやはり地域になじむということが非常に大事でございますので、やはり人間性、人柄と言いましょか、こういったものも判断の基準になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がほかにないようですので、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第75号、香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第76号、香美市土地開発公社の解散について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第10号から日程第21、議案第76号までの質疑はすべて終了しました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りをいたします。付託しました各案件は9月26日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月26日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

日程第22、陳情第1号、小学校バス通学費補助についてを議題とします。

陳情第1号は、お手元にお配りしました請願（陳情）等文書表のとおり教育厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は9月26日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月26日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時19分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 3 年 9 月 2 7 日 火曜日

平成23年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成23年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月27日火曜日（会期第21日） 午前 9時05分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松清貴 議会事務局書記 野邑裕永

市長提出議案の題目

- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について

陳情第 1号 小学校バス通学費補助について

#### 議員提出議案の題目

意見書案第 8号 子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出について

意見書案第 9号 妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出について

意見書案第 10号 ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について

意見書案第 11号 中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について

意見書案第 12号 南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

意見書案第 13号 森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出について

#### 議事日程

平成23年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第21日目 日程第6号)

平成23年9月27日(火) 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

1. 専決処分事項の報告について

報告第 25号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 26号 水道料金誤徴収に係る損害賠償額の決定について

日程第2 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて

香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第 56号 平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第 57号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第 58号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 59号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第 60号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第 61号 平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第 62号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳

入歳出決算の認定について

- 日程第10 議案第 63号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 64号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 65号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 66号 平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 67号 平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 71号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 72号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第 73号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 74号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 75号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 76号 香美市土地開発公社の解散について
- 日程第23 陳情第 1号 小学校バス通学費補助について
- 日程第24 意見書案第 8号 子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第 9号 妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第 10号 ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第 11号 中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第 12号 南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

いて

日程第29 意見書案第 13号 森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての  
意見書の提出について

日程第30 閉会中の所管事務の調査について

**会議録署名議員**

13番、大岸真弓君、14番、片岡守春君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時05分 開会)

○議長(西村芳成君) 改めておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第25号、報告第26号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

これから報告第25号、報告第26号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 12番。まず、報告第25号については細部説明いただいておりますが、異議の申し立ての内容がわからないということで確認します。何の異議なのかということです。

報告第26号についてですが、民法第404条のことですけれども、本人より別段の意思表示がないときは5%を打てるということですが、実際使用料、その他たくさんございますけれども、この件が誤った徴収の慣例というか通例になるのか。

それと、あわせてもう1点伺いますけど、この場合は借越利息よりも賠償額のほうが多かったという例でありますけれども、利息制限法内では100万円までやったら18%ですかね金利を打てるようになってますので、そのようなカードローンもございません、銀行等では。そうなった場合は、賠償額よりもその支払った金額のほうが多いということもございます。そのときにはどのような対応をなされるのか、お尋ねします。

○議長(西村芳成君) 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長(岡本明弘君) 報告第25号についてお答えをさせていただきます。

支払督促に対して分割で支払いをしたいという申し出がっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長(佐々木寿幸君) はい。山崎龍太郎議員のご質問ですが、当然民法第404条につきまして、最終的に示談という形ですので、相手先から特別に申し出があった場合は、それによってまた示談によって契約をしていくというふうな形になると思います。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 関連というよりも答弁されてないところがありますので、

これは総務課長に聞いたらえいかわかりませんが、その、これが示談をする方向というがは、事故発生後ですね、通例となるのかということですね。今回のことは担当課でこういう処理した後、相手方との話も特段のトラブルもなく推移した、こちらの誠意も受け取ってもらったというふうなことの説明であったかと思えますけれども、今後のこと、それとあわせて損額賠償額よりね、先ほど言ったようにもし借越利息が発生した場合に、それが大幅に超過した場合、そういうときの対応はもうあくまでも示談によるものなのか、その点について再度確認します。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

市といたしましては、このような同じような事例が発生したときの、その金額の大変高いときのことを危惧されてのご発言だと思いますけれども基本的には示談を、当事者と示談の方向性で持って行って、それでこういうふうな形で損害賠償額としてお支払いをしたいというふうには考えておりますけれども、やはり示談が調わなかった場合はですね当然訴訟に移行したりとかいうこともあるかもしれません。そういうことも予想されますけれども、基本的にはこちらのほうでそういった間違いがあったときに、損害を与えた場合にですが、それはその損害の規模にもよりますのでなかなか一概には申せませんが、こういった事務上の手続で、今後こういった余りにもこんな大きな金額の誤徴収ということは、もう本当に万全を期してですね食い止めなければならない事案でございますけれども、やはり基本的にはその当事者に謝罪をして示談の方向で市としては進んでいきたいですけれども、そのときの状況によってはそういったことにも、そういうお話もできない状況もあるかもしれませんので、その時々的事案によりまして適切な判断をしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかには。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。基本は誠意を持って対応されるということで今回事なき得たというふうには感じますけれども、実際総務課長のご答弁もありましたけれども、単純な問題やないというのは、やはり民法の規定では第416条とか悪意の受益者になる可能性、そうなるとうっかり金額的にもパーセンテージも上がってきますのでね、やはりその動き方、もちろん完璧にミスがないということが望ましいわけですが、やはり市民に誠意を持って対応するというのと、それとやはりそういう訴訟ごとにならないということについては、やはり常々市全体として注意喚起を促すべきと考えます。その点について再度ご答弁求めます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大変このような事態が発生をいたしまして申しわけなく思っております。常日ごろ市民の方々にこうしたご迷惑のかからないようなことを徹底をするということを申し伝えておりますが、そうした中でどうしてもミスが発生をするわけ

であります。こうしたことを十分に受け、今後全職員にさらに徹底をしてまいりたいと思っております。今回のこうした事態につきまして、まことに申しわけなく心からおわびを申し上げます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第23、陳情第1号、小学校バス通学費補助について、以上22件を一括議題とします。

これから各常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。今期第3回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、承認第10号、議案第56号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号であります。

承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入り、特段の質疑なく、採決をとり、全員賛成をもって承認第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第56号、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から提案理由の補足説明を受け、審査の経過としては、「委託料の変更はないということだが、委託料はキロベースや話し合いによって決まるのか、何か基準はあるのか」という質疑に、「特に基準はない」。「年度は途中でかわるが、次年度はどうなるのか」という質疑に、「契約については、見積書の提出をしてもらっているのものでそれにより決定する。金額の変更があれば改めて提出し契約更新となろうが、今回は委託料に変わりがないとのことで新たな見積書の提出はない」との答弁。「積算の中の費用はどうなっているのか」との質疑に、「バスの運行に関する燃料費の費用は市が支払っている」との答弁。「バスの延伸については四国陸運局の申請が必要だと思うが」との質疑に、「地域公共交通会議での協議が調っているので、その協議を踏まえて申請を行っている」。

以上の質疑の後、採決の結果、全員賛成で議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を

受け、審査の経過としては、「人選は年齢とか考慮しているのか」という質疑に、「年齢については20歳以上50未満を考えている」との答弁。「地域の選定についてはどうなっているのか」という質疑に、「地域の選定については、受け入れ集落との協議が進んでいてほぼ決定の状態にある」との答弁。「6月の補正予算のとき視察へ行くと言っていたが、どのような研修が行われたのか。また、どのように企画戦略を持っていくのか」との質疑に、「7月に和歌山県の高野町と紀美野町に視察に行った。高野町では地域おこし協力隊の視察を行った。その中で課題等について話を伺ったが、その中で地域に入っても地域になじめずに帰ってしまう支援員がおいでる。そして、地域で活動を行うに当たって、支援員が入るまで都市部より介護などに通っていたが、支援員が入ったばかりにそういったことを支援員に任せ親子のきずなが薄くなったケースがあった。それについては今後導入するに当たり検討する必要がある。また、受け入れる人についても、余り積極的に地域のほうに押しつけると拒否感が出ると思うので、いかに地域になじむ人を選出するかが課題になる」との答弁。「市外からの人について、香美市内に住居を構えるのか、通勤になるのか」との質疑に、「国の支援制度には2つの柱があり、1つが地域おこし協力隊で、これは3大都市圏を初めとする都市圏から移住してもらい定住につながるような取り組みを進めていく。地域おこし協力隊にはメニューがあり、集落支援を中心に活動している方もいれば、また地域振興を主体に活動している方もいる。また、姉妹町村である積丹町の例でいうと、この制度を活用して都市部から受け入れ、その方に町の文化財の点検等をやってもらうなどいろいろなケースがある。集落支援員という制度が別にあるが、これは都市部ではなく地域からの雇用が可能な制度である。それぞれ経費については特別交付税等で処理されるようになっている。今回、地域おこし協力隊と集落支援員のどちらかの選択になってくると思うが、募集に当たり最終的に受け入れる方によって決まる。また、都市部からこれらの来られた方は、当然住宅がないので集落の中で住宅を構えてもらって活動してもらうのが理想だといえる」。

「嘱託勤務で成果が出るのか」という質疑に、「地域おこし協力隊など都市部から移住してくる。その中で報酬の20万円以内では生活が苦しい。臨時職員等では地方公務員法の適用を受けるが、非常勤特別職の位置づけであれば適用外になり、余った時間については自分の好きな仕事につき副収入を得ることによって生活していく」との答弁。

「休日執務や残業の規定などつukれないのか」との質疑に、「非常勤特別職は16日勤務以上はできない規則になっている。実際地域に入って活動するとなると本来の業務とは別に地域の中で取り組む地域活動が出てくる。そのさび分けが大事である」との答弁。

以上、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過としては、「前山墓地を含め空きスペースはあるのか」との質疑に、「前山にはない。有瀬で返還があったので、あったので1つだけである」。「前山の古い墓地は昔町

営だったが今はどうか」との質疑に、「墓地条例に基づく墓地ではない」。また、「1カ所空いているところを利用したいという者が出たとき、市税を滞納していたら利用できないという認識でいいのか」との質疑、「そのとおりである」。「もう既に使用している者についてはどうか」との質疑に、「許可をしている者については適用できないと考える」との答弁。

以上、審査の結果、採決の結果、全員賛成で議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号につきましては、副委員長の報告とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会副委員長、比与森光俊君。

○総務常任委員会副委員長（比与森光俊君） 島岡委員長は香美市土地開発公社の理事であることから退室していただき、議案第76号、香美市土地開発公社の解散について、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「開発公社の物件については市が引き取った状態になるが、基本金を含めていつの時点で市のほうに入ってくるのか」との質疑に、「清算が終了した後に補正予算を組んで市の歳入として納入しようと考えている。金額は、5月16日現在の金額2億3,966万9,358円であるが、官報に載せるなど解散の事務費がかかるのでこれよりは若干減るという形で想定している。順調にいけば12月補正で、間に合わなければ2月補正になる」との答弁。「香美市において土地開発公社より負債をどれだけ引き受けたことになるのか」との問いに、「開発公社に対して香美市や旧土佐山田町の要請があって取得したものであるが、事業により要らなくなったとのことで、公社としては民間に売却することもできず、ひたすらお金を借りながら金利を払いながらの形で財産を維持してきた。公社はあくまでも市や土佐山田町より依頼を受けて買っていたのであって勝手に買ったわけではない。ご理解をいただきたい」との答弁。「今後の見通しはどうか」との問いに、「公有地の拡大の推進に関する法律は、高度経済成長時代に社会全体がダイナミックに拡大していた時代にできた法律である。今は人口減少により今後需要も減ってくる。そうなってくると公社がなくても事業展開ができるのではないかと思う。そういう意味で公社の役割は終えたのではないかと思う」との答弁。「市が取得したものは今後どのように利用されていくのか」との問いに、「用途があるものについては用途どおりに使っていく。それ以外は民間に売却していきたい」との答弁。「売却の基本的な考え方は時価でいいのか」との質疑に、「市は公社から簿価で購入したが、時価での売却となるのではないか」。

以上、質疑の後、採決の結果、全員賛成をもって可決、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その後、島岡委員長の入場を許可し、常任委員会を終了しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君）

おはようございます。８番、千頭でござ

います。

９月２１日、出席委員は７人であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催し、付託されました審査事件は、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号、議案第６０号、議案第６６号、議案第６７号、議案第６９号、議案第７０号の議案８件で審査を慎重に審議し行いましたので、その経過と結果についてを順次報告いたします。

議案第５７号、平成２２年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第５８号、平成２２年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第５９号、平成２２年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６０号、平成２２年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての４議案につきましては、継続審査を求める意見があり、これを諮り、全員賛成で閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第６６号、平成２２年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部から平成２２年度末の上下水道区域内人口１万４、９４９人で給水人口１万４、３８１人で給水率が９６．２％等、１６ページを補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしまして、「附属資料の収益費用明細書９ページに、総係費の中で前年と比較して委託料、通信運搬費が上がっているが何か変わっているのか」の問いに対しまして、「委託料については技術職員の稼働ができていない。新採職員が１名で設計等については全くできていない等で、積算も含めた当初の設計から工事の監督、精算、変更もすべてを設計会社に委託している状況にあり、委託料に反映している。通信費については、中央監視で戸板島の井戸の水位、塩素の濃度、八王子の配水池の水位、配水量、送水量とすべてのデータが各職員の携帯電話に届くように設定されており、携帯電話の使用料、またデータ自体を頻繁に職員がチェックする等で通信費の増となっている。平成２２年度より稼働したので平成２１年度と比較すると格段にふえているという状況である」と答弁。「戸板島の井戸は３０年間使用し続けており修理の必要があると聞くが修理の内容と、現給食センターは自設の井戸であるが、移設に伴い今後どのようなようになるのか」の問いに対し、「１号井戸、２号井戸もあり５、０００トンくみ上げており、昭和４０年代の後半から４０年間使っているが、１号井戸は今でも十分稼働が可能である。２号井戸はスリット、直径が３５センチで穴のあいた鋼管ですが、これに１５センチのポンプを入れ八王子の配水池までくみ上げている。スリットに目詰まりが多少見られる。さまざまな修繕工法があるが中をブラッシングして目詰まりを除いていく方法、高圧水で回転させブラッシングしスリットの奥まで洗浄していくなどがあるが、いずれにしても止水の必要があり、１つの井戸で２、０００トン近くをくみ上げているが、配水量から比較しても８０％稼働しており１つでもとめることは難しく、上下水道

課になりプロジェクトチームをつくり、5年後の簡易水道との統合もあり、山田堰の簡易水道、特に上下水道にかかわる談議所配水区と香長簡易水道を含めたこの周辺を一つの配水区ととらえて水源池を新たに調査し、それを設けることにより全体的にフォローできる形に、形とすれば井戸も一つずつとめて洗浄による修繕が可能である。新たに設ける井戸についても1日当たり3,000トンはなかなか見つからない。給食センターは1,800トンの井戸を設置しているので1日当たり1,000トンの取水は可能であるが、下流等についても調査していくが、幾つかの井戸をリンクさせることにより日に二、三千トンは可能である。1案として、雪ヶ峰高区に1,000トンの配水池があり、その隣に2,000トンの配水池をつくり、それにより談議所の交差点付近が上水道の配水池であるが、そちらに高区配水池を設けることにより配水区域を西向けに広げ、配水区域を西向けに広げていくことにより八王子の配水池の使用量を抑えることができる。それにより結果的に井戸をとめることなく可能になるが、現在検討中であり具体的ではない。このような方法により井戸を長寿命化、改修、修繕することにより今後とも使っていく方向、方法を考えている。学校給食センター移設については、検討予定地の北側の道路に水道本管が設置されており、そちらの分水が十分である。急激な水の必要時には貯水槽を設け、設置してそこに一たんためる対応をする」と答弁。「水源、水脈調査は先ほどの答弁と関連しているが、中央監視盤は20年の減価償却の対象であり、無形固定資産の施設利用権があり、共同利用、リース等なのか」の問いに対し、「水源については地下水探査をし、ある一定の地下水の分布が確実であろうというところをまず調査、前回下ノ村に限定して調査していたが、下ノ村から山田堰にかけての物部川の堤防を改修する国土交通省の計画が具体化、具体的になり、水を遮断するコアを地表から8から10メートル地下に入れ遮水する。その上に堤防を構築するのが通常の河川の構造であり、その下流で水源を調査しても地下水が入ってこなくなる恐れがある。町田堰から下流はほぼ堤防を構築、堤防の構築が完了している。新たに堤防計画が判明した以上、水源は町田堰より下流で見つけるべきと判断し、そこから下流で水脈調査の中で最も水のあるところが2カ所ほど、高川原川の流出部分ともうちょっと下流の高柳の物部川の接地の部分が地下水が豊富であるという探査結果が出ている。そのあたりについて調査を具体的にしていきたい」との答弁。「中央監視盤の施設利用権は、監視装置自体が著作権のような形で、監視盤自体が、自体の権利がある部分で、その使用权、使用料であり、年間施設の利用であり、その権利を買い取る形になっている。さまざまなソフトがあり最も信頼性の高いところが選択基準であり、実績のあるところで施設の利用であり、リースのような形になるが、利用権を設定することにより施設から電話回線を通じて本庁、また無線で携帯電話、端末にデータが24時間365日送信されるようになっている」と答弁。「18ページの保存工事の概況でさまざまな量水器が、量水器の口径があるがそれぞれの用途について」の問いに対し、「13ミリ、20ミリについては通常一般家庭向けであり、13ミリについては水栓6栓まで、20ミリは15栓までで、

13ミリに対して2.5倍まで利用ができる。最近ウォシュレット等など平均10栓から十二、三栓の程度であり、ほとんどが20ミリとなっている。マンション等集合部分、工場等は30ミリから40ミリあるが特殊な場合と考えていただきたい」と答弁。「9ページの資産減耗費が、資産除却費とはどんなものか、どんなときに計上されるか」の問いに対し、「メーターを資産として保管しているが、8年に1回計量法により更新をしたり交換していくときの除却費であるが、古いメーターは不用品売却原価として下取りをしていただいている」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、議案第66号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号、平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部より決算附属書類で高知テクノパーク工業団地についての、現在は利用されていないが工業用水であるということが今後とも募集の前提であり、今後とも廃止することなく継続していただきたい。また、施設を維持していくためには使わなくても稼働させていく必要等の補足説明後、審査を行いました。

出された質疑といたしましては、「市としては工業用水を利用する企業の募集はしているのか」の問いに対し、「ぜひ工業用水を使っただけの企業の勧誘の申し入れはしている」の答弁。「7ページの修繕費2万5,000円ほどはどこの修理なのか」の問いに対し、「貯水池の装置の故障による修理である」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、議案第67号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部からの平成23年度となり、濁水のため配水池の清掃、管渠の破損等の緊急修理が多くなり、修繕費が8月31日現在816円の残で底をついている状況、下ノ村の取水ポンプの故障、施設修繕費は、物部町根木屋及び別府の簡易水道施設で取水池が豪雨により閉塞を起こしやすい構造になっており改善したい等、提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「施設のパイプ交換であると思うが耐震性のものか、石綿の管も使われているのか」の問いに対し、「平成18年ぐらいから耐震管が普及し、VP管でもソケット部分が長く離脱しにくい管、強度の強いHIVP管を使用している。メカニカル部分についても耐震性の高いもので修繕を行っている。石綿管については、公共下水道布設時点で可能な限り水道管をかえていく形で計画し、昭和58年から公共下水道工事で石綿管部分については、公共下水道管の布設をすることにより国庫補助の補償、補てんを受け水道管を入れかえており、石綿管については香美市にはない」との答弁。「予想されていたよりも破損等が多いが、見込みとして短期的なピークがありその後落ちつくものか、継続しふえていくものか、予想は」の問いに対し、「管渠については、大体30年から50年程度で圧力等により耐用年数も違っている。昭和40年か

ら50年代初めにかけて設置されている管については十分な防護がされていない管があり、現在は砂で周りを巻いているが、当時は玉石の上にそのまま管を載せている状況も見受けられる。そこで破損が起きていることもあり、現在は破損した部分の修繕を行っているが、公共下水道、特環下水道の地下埋設工事時には新管にかえ防護している。経年変化により徐々には弱って、弱くはなってきたが、破損部分の緊急修繕をし、可能な限り現在の施設を使っていきたいと考えている」と答弁。

ほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第69号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から議案第70号の10ページの歳出の浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金は流入水量の増加によるもので、年度当初計画では88万1,000立方程度であったが99万2,000立方の実績であり、11万立方ほど多く流入された。水洗化率向上が約70%で、維持管理負担金の増である。汚泥の有効利用、長寿命化、地震対策の委託により工事設計委託を実施したいとのことで、本市の負担金として下水道建設費の維持管理の負担金計上を、また、公有財産購入費は、栄町JRバス跡地、企業に買収され、現在道路のような形になって、道路のように使っているが、もともとはJRの土地でありそこに下水管が埋設されており、その土地、その土地込みで売却された。今まではJRに年間賃借料を（という形で）行っていたが、民間企業に売却されたことでこの際40平米を買収したい等の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしましては、「購入箇所は国道に沿った三角地のところか」の問いに対し、「市道のようにになっているがJRバスの土地で、バス進入に必要なことで道路のような形をした私有地であり、そこに管を布設させていただき賃借料で支払っていた」との答弁。「40平米の購入とのことだが、単価的にはどうか、安いように思うが」の問いに対し、「JRから払い下げを受けた単価が1平米当たり約2万5,000円で、そのままの単価でお願いしたい」と答弁。「平成22年度決算で維持管理負担金4,400万円が今後、今回補正で6,090万円と上がっているが、将来的に使用すれば負担しなければならないが今後の見通しは」の問いに対し、「平成4年より供用開始以降、区域も拡大し、市街化区域内は黒土地区を除いて面整備は終了している。平成22年度より市街化調整区域に入っているが、トータルで220ヘクタール内でもう70%ぐらいの水洗化率になっている。440ヘクタールが全体計画で市街化調整区域、市街化区域、市街化調整区域も含まれており、神母ノ木地区、高知工科大学地域もぜひ入れさせていただきたい。幹線については十分能力があり、神母ノ木地区についてはマンホールポンプにおける若干の検討が必要である」と答弁。「浦戸湾東部流域下水道建設費の維持管理の負担金は」の問いに対し、「平成23年度における負担金計を、負担金の計上であり、社会資本整備総合交付金で事業を、国のメニューが変わってきたところ、地域主権戦略交付金対象事業という新しいメニューでもでき、地震対策等も行って

いくための本市の負担金である。トータル400万円弱で、当初は350万円程度で今回の不足分を補正するものである」。平成22年度の決算と性格が違っているのか」の問いに対し、「3月の震災を受けて、国も調査をどのような形で、現在の処理場が実質あるのかを調査する業務が耐震診断を含めて新たに出てきた。下水処理は、下水処理場は性格上自然流下で一番低いところに設置しなければならない。河川とか海岸の一番近いところに構造的につくるしかない。津波被害も予想され、自家発電装置の設置場所等の検討などメニュー自体の変更について今回の補正である」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第70号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。ただいまから教育厚生常任委員会の報告をいたします。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第71号、議案第72号、陳情第1号の以上8件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

議案第61号から議案第65号までの5件の議案については、平成22年度のそれぞれの特別会計歳入歳出決算でありますので引き続き慎重審査の必要を認め、継続審査にすべきと決定いたしました。

議案第71号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。

最初に、「共同事業交付金は昨年と同じ金額であるが、何かに対する率で決まるのか」との問いに、「共同事業費の対象医療費については、レセプト1件当たり80万円を超えるもので、市の負担は100分の59となります。また、国、県の負担率はそれぞれの4分の1となっております」との答弁でした。次に、「12ページの一般管理費のシステム改修ですが、全額国の出資によるシステム改修ですが、昨年導入し、昨年は今年と同時期に1,100万円の補正が組まれておりました。今年の増額分について」という問いに、「9月から稼働する国保総合システム導入に伴うシステム改修費が37万8,000円です。残りの42万5,250円は来年度の入管法、住民基本台帳法の改正に伴い、国保の外国人変更に伴うシステム改修費です」との答弁でした。次に、「この改修は、県での一本化や広域化に向けてのシステム改修と受けとめてよいのか」との問いに、「国全体です」との答弁でした。次に、「国が一本化するのに各県へおろすということか」、「お見込みのとおりです」との答弁でした。

以上で質疑を終え、審査の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第72号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第1号、小学校バス通学費補助についてを議題とし、関係部署より制度の説明や市の対応などについて説明を受け、審査に入りましたが、引き続き慎重審査を必要と認め、継続審査にすべきと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 常任委員会委員長並びに副委員長の報告が終わりました。

常任委員会委員長並びに副委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから議案第56号から議案第65号までを一括して採決します。

議案第56号から議案第65号については、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第65号までの議案は、各案件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これから議案第66号、平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号、平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、香美市市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、地方自治法第117条の規定によって、11番、依光美代子君、16番、島岡信彦君、21番、小松紀夫君の退場を求めます。

（11番、依光美代子君、16番、島岡信彦君、21番、小松紀夫君 退場）

これから議案第76号、香美市土地開発公社の解散についてを採決します。

本案についての副委員長の報告は可決であります。本案を副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第76号は、副委員長報告のとおり可決されました。

（11番、依光美代子君、16番、島岡信彦君、21番、小松紀夫君 入場）

次に、陳情第1号、小学校バス通学費補助についてを採決します。

陳情第1号については、教育厚生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。常任委員長から申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りします。日程第24、意見書案第8号、子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出についてから日程第2

9、意見書案第13号、森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第24、意見書案第8号から日程第29、意見書案第13号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第24、意見書案第8号、子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。

意見書案第8号、子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書（案）

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

国は子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、対象年齢層に、緊急に通りの接種を提供するために、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金」を平成22年度第一次補正で予算措置しました。

しかしながら、交付金事業の期間は、平成23年度末までとなっており、24年度以降の国の財源措置の方針は明らかにされていません。また、この間、予防ワクチンの不足によりワクチン接種が十分に促進されない事態も発生しました。今後、予防ワクチン接種を普及していくためには、子宮頸がん等予防ワクチンに対する正しい理解の促進とともに、接種費用に係る助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現に向けた検討が必要です。

子宮頸がんは女性の生命を脅かすばかりでなく、妊娠や出産の機会までも奪うものであり、若い女性に発症が増えている中で、ワクチンにより唯一予防できる癌として予防接種が高く評価されています。また、乳幼児がヒブ・肺炎球菌の感染により細菌性髄膜炎を発症すれば、死亡または重度の後遺症の発症頻度が高いものであり、将来の医療費削減対策や少子化対策としての側面からも早期に予防ワクチン接種の普及を図るべきです。

本来、子宮頸がん等予防ワクチン接種は、国際動向・疾病の重篤性等にかんがみ、国

の予防接種行政に位置付け国の責任で統一的に等しく実施すべきものです。

よって、国におかれては、子宮頸がん等予防ワクチン接種費用の助成制度を継続すること及び法的な位置付けを早期に実現するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第8号 巻末に掲載】

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、意見書案第9号、妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野公昭でございます。

意見書案第9号、妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 矢野公昭、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書（案）

案文を朗読いたしまして説明とさせていただきます。

妊婦健康診査の公費助成については、国の平成20年度第2次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊娠週数に応じて受診する必要がある妊婦健康診査14回の内、それまで地方財政措置がされていなかった9回分について支援するための「妊婦健康診査臨時特例交付金」が措置され、それを財源に各都道府

県に基金を創設し市町村への補助が行われています。

それにより、妊娠から出産まで公費負担による検診を受けられるようになりましたが、この事業の実施期限は、平成22年度第1次補正予算により1年間の延長がなされて平成23年度末までとなったものの、平成24年度以降については未定となっています。

少子化の中、周産期死亡や乳児死亡を防ぐには妊娠中の適正な母体管理が大変重要であり、そのためにも全ての妊婦に対して母体管理の重要性を認識させ、妊婦健康診査を受診させることは必要不可欠です。

よって、国におかれては、市町村による妊婦健康診査への公費助成が継続して行えるよう、市町村に対する財政支援を平成24年度以降も実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第9号 巻末に掲載】

以上であります。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、意見書案第10号、ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

意見書案第10号、ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書（案）

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

日本では野生株による急性灰白髄炎（ポリオ）発症例は、1980年以降報告がありません。しかし現在、年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ています。2010年2月には、生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられました。

WHOは、生ワクチン投与を続ける限り、100万人に2～4人のポリオ患者が発生すると警告しています。また、何より危険なのは、人体内で変性して弱毒化したポリオウイルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないということです。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって、わが子からの感染が懸念されます。

ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば、被害は完全に防げることから、先進国のほとんどが不活化ワクチンへの切り替えが進んでいます。

厚生労働省は、不活化ワクチンを「早ければ来年度に導入」という姿勢を示していますが、これ以上の被害を防ぎ、安心して予防接種を受けられるようにするために、以下の点を強く求めます。

#### 記

1. 予防接種制度におけるポリオ不活化ワクチンは、来年度を待つことなく早急に導入すること。
  2. ポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまでは、緊急輸入等の対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿  
高知県香美市議会議員 西村芳成

#### 【意見書案第10号 巻末に掲載】

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、意見書案第11号、中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野公昭でございます。

意見書案第11号、中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 矢野公昭、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書（案）

案文を朗読して説明とさせていただきます。

障害者自立支援法や介護保険制度が実施されていますが、過疎化・高齢化が進む本市においては、サービス提供の効率が悪く採算が厳しいため事業所が育たず、サービスの提供がままならない状況にあります。

中山間地域のサービス保障のため、介護保険料に影響しない独自の補助制度の創設や障害者施設整備等が強く求められていますが、こうした制度が不十分なため、本県においては県の独自施策として、遊休施設等と国のふるさと雇用再生特別交付金を活用し、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながらも1箇所が必要なサービスが受けられる多機能支援拠点施設制度（あったかふれあいセンター）を実施しています。

本事業は、失われている地域コミュニティの再生、さらに雇用を作り出すという成果も上がっており、今後、過疎化・高齢化が更に進行することが懸念される状況の中、福祉サービスを保障する上で、一定の効果を上げる施策となることが実証されてきました。

よって、国におかれては、こうした事例も踏まえ、いつでも、どこでも、誰でも、必要なその人にふさわしいサービスを提供するという理念の実現のため、中山間地域など利用者が少ないために子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、事業者が育たずサービス確保が困難な地域への新たな補助制度を創設されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 川端達夫殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第11号 巻末に掲載】

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、意見書案第12号、南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦です。

意見書案第12号、南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

南海地震対策の予算の確保を求める意見書（案）

案文を朗読して説明させていただきます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大の地震と強大な津波により、東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらしました。国や地方自治体は、被災地域の復旧・復興に向け全力で支援を行っていくことが必要です。

一方、海溝型の巨体地震となることが予想される南海地震は、今後30年以内の発生確率が60%程度といわれ、その切迫度は刻々と上昇してきています。

また、東海地震や東南海地震、さらには日向灘地震との連動発生による超広域災害の発生の可能性も指摘されており、ひとたび発生すれば、その被害額は国家予算にも匹敵すると想定されています。

高知県においては、この南海地震への備えを県政の重要課題と位置付けて、ハード、ソフトを問わず、精力的に対策を講じてきたところですが、今回の東日本大震災の発生を受け、南海地震対策の抜本的強化を図ることとし、県民の生命を確実に守るための津波対策の加速化や、揺れ対策としての建築物や土木構造物の耐震化をさらに進めるなどの施策を強化することとしています。

本市は、地震による津波の被害は比較的少ない地域といわれていますが、建物被害、火災の被害、急傾斜地崩壊等による被害、ライフライン被害、交通輸送施設被害など多くの物的、人的被害を想定する必要があります。また、津波の被害等による市域を超え

た周辺市町村の避難者を受け入れる避難施設や必要な備品の確保を十分に図る必要が出てきています。

よって、国におかれては、東日本大震災への対応が現在の最優先課題であることは承知していますが、この連動発生も危惧される南海地震への備えが国家的課題としての認識のもと、対策の充実、強化が図れるよう、次の事項について強く要望します。

#### 記

1. 超広域災害への備えが喫緊の課題であることから、直轄、補助事業を問わず、防災対策関連予算の増額を図ること。

2. 国民の生命を守るための根幹的、かつ、大規模な防災施設については、国直轄で整備を進めること。

3. 地域の実情に応じた対策を地方自治体が進めるに当たって、補助率の嵩上げや地方財政措置の充実など、地方の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、内閣官房長官 藤村 修殿、国家戦略担当大臣 古川元久殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

#### 【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、意見書案第13号、森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、千頭です。

意見書案第13号、森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年9月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子

森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書（案）

案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

森林・林業・木材産業（後に「材木産業」と訂正あり）を取り巻く厳しい状況を打開していくためには、政府が進める「森林・林業再生プラン」に基づき、川上から川下に至る関係者が一致団結して、施業の集約化、路網整備、機械化等による搬出間伐等の推進、国産材の安定供給体制の構築、木材加工流通の構造改革、木材利用拡大といった改革を推進すると同時に間伐跡地の再造林は国の責任で行う必要があります。

特に、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興を図っていくためには、山地災害からの復旧や海岸防災林の再生のみならず、被災地域の基幹産業として林業・木材産業を再生していくこと、復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっています。

また、震災を契機とした新たなエネルギー政策を進めるにあたって、再生可能な資源である木質バイオマスのエネルギー利用を促進していくことが重要となっており、このためにも森林・林業の再生が必要となっています。

このような中、平成21年度に創設された3年間の基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」を活用して、各地域で川上から川下に至る関係者が一堂（後に「一体」と訂正あり）となって、意識改革や創意工夫を図りつつ、森林・林業再生に向けた取り組みを鋭意進めてきており、間伐等推進と加工設備を一体的に進めることにより、地域材供給量の増大を実現する地域が見られるなどの成果が出始めています。

しかしながら、同事業は平成23年度で終了することとなっています。森林・林業の再生に向けた改革の途についたばかりの今、また、震災復興に向けた新たな課題の解決を図らなければならない状況の中、このまま事業が終了すれば、森林・林業再生に向けた各地の取り組みが立ち消えとなることが危惧されます。

森林・林業の再生を図るためには、先の見通しをもって、川上、川下の利害を調整しつつ総合的に施策を展開していく必要があります、弾力的かつ機動的な取り組みを可能とするこの基金事業は、森林・林業の再生を図るかなめの事業と考えます。

よって、国におかれましては、森林・林業の再生とこれによる東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、震災の本格復興に向けた平成23年度補正予算の編成にあたって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長と、森林・林業の再生に必要な安定的な財源を確保するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、農林水産大臣 鹿野道彦殿、内閣官房長官 藤村 修殿、国家戦略担当大臣 古川元久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第13号 巻末に掲載】

以上慎重なご審議の上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

済みません、ちょっと読み違いがあったようでございますので訂正させていただきます。

まず、最初の「森林・林業・木材産業」、「材木産業」と読まなければならないところを「木材産業」と読んだ点。それから、次のページの2行目の「関係者が一体となって」と読むべきところを「一堂」と読んだようでございます。それから、下から2行目の「森林整備加速化・林業再生事業」を、と読まなければならないところを、「林業再生事業」と読まなければならないところを、何やったっけ、ちょっと読み違えたようでございますので（実際は読み間違いなし）訂正させていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務の調査について申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することに決

定しました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日に開会されました平成23年第3回香美市議会定例会は、本日までの21日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。ただ、平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など10件の歳入歳出決算の認定につきましては、各常任委員会の継続審査となりましたのでそれぞれ12月議会定例会までに慎重な審査をお願いいたします。

また、今議会定例会では一般質問も15名の議員が質問をされ、市政全般にわたって真剣な質問がなされましたが、一問一答方式では通告の予定時間を大幅に上回る倍の時間を要する議員もおいでしましたので、開会のあいさつでも申し上げましたが質問は具体的に要点をつかんで簡潔に質問されて、質問の時間に重きを置くのではなく質問の内容に重きを置き、市民に聞いていただいてわかりやすく要点をつかんだ質問をされるように今後ご努力をお願いをいたしたいところであります。

本日で第3回香美市議会定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

これからは秋も深まり朝夕は寒さも感じる季節となってまいりますので、議員各位並びに執行部の皆様方には健康に十分留意をされ、市政の発展に幅広くご活躍されますようにご祈念を申し上げまして、閉会に当たり私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日に開会をいたしました本定例議会も、提案をさせていただきました議案に対しまして議員の皆様方の慎重なる審査を得て、ここに適切なるご判断を賜り、本日全議案可決、成立をいただきました。まことにありがとうございました。

そして、一般質問にも15名の議員の方々が登壇をされ、日ごろの議員活動の中で感じておられる市行政のあり方や疑問など多方面にわたってのご質問、またご提言をいただきました。それぞれ今後の市政運営に活かしてまいり所存でありますので、今後ともよろしくお祈りを申し上げます。

さて、3月11日に発生をいたしました東日本大震災から早くも半年が過ぎました。余りにも大規模な津波被害でありましたので復旧、復興の道のりは大変厳しいものがあると考えられますが、国の総力を挙げた対応が求められています。あわせ、原発事故により被災されました周辺地域の皆様方の気持ちを思うとき、お慰めの言葉も見つかりませんが、一日も早く安全で穏やかな暮らしの戻ることを祈らずにはられません。今

年も、今年はほかにも全国各地で台風や大雨による災害が多発しており、本市も先日の台風15号の大雨による谷川崩壊により物部町で一時孤立住宅が発生をするなどの試練を受けております。

ここで実態を報告をさせていただきますが、1点は林道岡ノ内別府線における土石流被害でございます。9月21日午前0時ごろに土石流が発生をしたというふうに思われております。その後、21日には物部支所を中心としまして林業事務所等々が現場確認を行ってまいりました。そして、孤立をされております2戸の住宅の方々に電話連絡等で無事の確認を行っております。そして、地元の業者に対しまして通行が不通となりました林道につきましての土砂除去の依頼を行いました。そして、6月22日には消防団員4名、また支所職員が孤立をいたしております2戸の方々に対しまして安否の確認を行ってまいりました。そして、24日にはようやくこの通行が不可能となっておりました林道の通行が可能になったという連絡がございました。そして、本日に中部森林管理署、治山林道課、中央東林業事務所、物部支所地域振興課が現地調査に入る予定であります。

もう1点、五王堂の簡易水道水源池におけます林道立花南池線でございますが、土石流が発生をいたしました。これも9月21日に発生をいたしまして、この水源池での取水が不可能になったということが判明をいたしました。直ちに隣の、配水池横の谷から取水をさせてもらうというふうな手段をとっております。この土砂の取り除きにおきましても、地元の業者に直ちに撤去をお願いをいたしております。今後新たな取水堰を設けることも考慮しながらライフラインの確保に努めてまいり所存でございます。なお、この土砂の取り除きには約3日間ぐらいかかるのではないかとというふうな想定をしております。

以上のような状況の中で今後も住民の安全を第一に考えた行政の推進とその責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後とものご指導をお願いいたします。

終わりに臨みまして、議員各位にはますますご健勝でご活躍いただきますことをご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長のあいさつが終わりました。

これをもって平成23年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時43分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成23年第3回香美市議会定例会

会期及び会議(審査)の予定表

会 期	月日(曜日)		会 議 等
第 1 日	7日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。 但し、議案第68号・第77号は、本会議方式で採決まで。
第 2 日	8日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第 3 日	9日(金)	休 会	議案精査のため
第 4 日	10日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第 5 日	11日(日)	休 会	〃 〃
第 6 日	12日(月)	休 会	議案精査のため
第 7 日	13日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第 8 日	14日(水)	本会議	一般質問②(議会改革推進特別委員会)
第 9 日	15日(木)	本会議	一般質問③
第10日	16日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査(承認第10号、議案第56・73・74・75・76号)
第11日	17日(土)	休 会	休日、議案精査のため(議案審査整理のため)
第12日	18日(日)	休 会	〃 〃 〃
第13日	19日(月)	休 会	〃 〃 〃
第14日	20日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(議案第61・62・63・64・65・71・72号、陳情第1号)
第15日	21日(水)	休 会	産業建設常任委員会の審査(議案第57・58・59・60・66・67・69・70号)
第16日	22日(木)	休 会	議案審査整理のため
第17日	23日(金)	休 会	休日、議案審査整理のため
第18日	24日(土)	休 会	〃 〃
第19日	25日(日)	休 会	〃 〃
第20日	26日(月)	休 会	議案審査整理のため
第21日	27日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告から採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	承認	全員賛成
議案第56号	平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続審査	
議案第57号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続審査	
議案第58号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続審査	
議案第59号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続審査	
議案第60号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続審査	
議案第61号	平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続審査	
議案第62号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続審査	
議案第63号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続審査	
議案第64号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続審査	
議案第65号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続審査	
議案第66号	平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第67号	平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第69号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第70号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

議案第71号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第72号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第73号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第74号	香美市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第75号	香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第76号	香美市土地開発公社の解散について	総務常任委員会	可決	全員賛成
陳情第1号	小学校バス通学費補助について	教育厚生常任委員会	可決 継続審査	全員賛成

意見書案第 8 号

子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な  
位置付けの早期実現を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並  
びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 27 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 島 岡 信 彦

賛成者 " 千 頭 洋 一

子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び  
法的な位置付けの早期実現を求める意見書（案）

国は子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌  
ワクチンについては、対象年齢層に、緊急に一通りの接種を提供するために、  
「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金」を平成 22 年度第一次補  
正で予算措置しました。

しかしながら、交付金事業の期間は、平成 23 年度末までとなっており、  
24 年度以降の国の財源措置の方針は明らかにされていません。また、この  
間、予防ワクチンの不足によりワクチン接種が十分に促進されない事態も発  
生しました。今後、予防ワクチン接種を普及していくためには、子宮頸がん  
等予防ワクチンに対する正しい理解の促進とともに、接種費用に係る助成制  
度の継続及び法的な位置付けの早期実現に向けた検討が必要です。

子宮頸がんは女性の生命を脅かすばかりでなく、妊娠や出産の機会までも

奪うものであり、若い女性に発症が増えている中で、ワクチンにより唯一予防できる癌として予防接種が高く評価されています。また、乳幼児がヒブ・肺炎球菌の感染により細菌性髄膜炎を発症すれば、死亡または重度の後遺症の発症頻度が高いものであり、将来の医療費削減対策や少子化対策としての側面からも早期に予防ワクチン接種の普及を図るべきです。

本来、子宮頸がん等予防ワクチン接種は、国際動向・疾病の重篤性等にかんがみ、国の予防接種行政に位置付け国の責任で統一的に等しく実施すべきものです。

よって、国におかれては、子宮頸がん等予防ワクチン接種費用の助成制度を継続すること及び法的な位置付けを早期に実現するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 9 号

妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 27 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 矢 野 公 昭

賛成者 " 島 岡 信 彦

賛成者 " 千 頭 洋 一

妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書（案）

妊婦健康診査の公費助成については、国の平成 20 年度第 2 次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊娠週数に応じて受診する必要がある妊婦健康診査 14 回の内、それまで地方財政措置がされていなかった 9 回分について支援するための「妊婦健康診査臨時特例交付金」が措置され、それを財源に各都道府県に基金を創設し市町村への補助が行われています。

それにより、妊娠から出産まで公費負担による検診を受けられるようになりましたが、この事業の実施期限は、平成 22 年度第 1 次補正予算により 1 年間の延長がなされて平成 23 年度末までとなったものの、平成 24 年度以降については未定となっています。

少子化の中、周産期死亡や乳児死亡を防ぐには妊娠中の適正な母体管理が大変重要であり、そのためにも全ての妊婦に対して母体管理の重要性を認識させ、妊婦健康診査を受診させることは必要不可欠です。

よって、国におかれては、市町村による妊婦健康診査への公費助成が継続して行えるよう、市町村に対する財政支援を平成24年度以降も実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 10 号

ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 27 日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光 美代子

賛成者 " 島岡 信彦

賛成者 " 千頭 洋一

ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書（案）

日本では野生株による急性灰白髄炎（ポリオ）発症例は、1980 年以降報告がありません。しかし現在、年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ています。2010 年 2 月には、生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられました。

WHO は、生ワクチン投与を続ける限り、100 万人に 2～4 人のポリオ患者が発生すると警告しています。また、何より危険なのは、人体内で変性して弱毒化したポリオウイルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないということです。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって、わが子からの感染が懸念されます。

ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば、被害は完全に防げることから、先進国のほとんどが不活化ワクチンへの切り替えが進んでいます。

厚生労働省は、不活化ワクチンを「早ければ来年度に導入」という姿勢を

示していますが、これ以上の被害を防ぎ、安心して予防接種を受けられるようにするために、以下の点を強く求めます。

## 記

1. 予防接種制度におけるポリオ不活化ワクチンは、来年度を待つことなく早急に導入すること。
2. ポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまでは、緊急輸入等の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 1 1 号

中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 矢 野 公 昭

賛成者 " 島 岡 信 彦

賛成者 " 千 頭 洋 一

中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書（案）

障害者自立支援法や介護保険制度が実施されていますが、過疎化・高齢化が進む本市においては、サービス提供の効率が悪く採算が厳しいため事業所が育たず、サービスの提供がままならない状況にあります。

中山間地域のサービス保障のため、介護保険料に影響しない独自の補助制度の創設や障害者施設整備等が強く求められていますが、こうした制度が不十分なため、本県においては県の独自施策として、遊休施設等と国のふるさと雇用再生特別交付金を活用し、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながらも 1 箇所が必要なサービスが受けられる多機能支援拠点施設制度（あったかふれあいセンター）を実施しています。

本事業は、失われている地域コミュニティの再生、さらに雇用を作り出すという成果も上がっており、今後、過疎化・高齢化が更に進行することが懸念される状況の中、福祉サービスを保障する上で、一定の効果を上げる施策となることが実証されてきました。

よって、国におかれては、こうした事例も踏まえ、いつでも、どこでも、誰でも、必要なその人にふさわしいサービスを提供するという理念の実現のため、中山間地域など利用者が少ないために子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、事業者が育たずサービス確保が困難な地域への新たな補助制度を創設されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 1 2 号

南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日 提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 千 頭 洋 一

南海地震対策の予算の確保を求める意見書（案）

3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大の地震と強大な津波により、東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらしました。国や地方自治体は、被災地域の復旧・復興に向け全力で支援を行っていくことが必要です。

一方、海溝型の巨体地震となることが予想される南海地震は、今後 3 0 年以内の発生確率が 6 0 % 程度といわれ、その切迫度は刻々と上昇してきています。

また、東海地震や東南海地震、さらには日向灘地震との連動発生による超広域災害の発生の可能性も指摘されており、ひとたび発生すれば、その被害額は国家予算にも匹敵すると想定されています。

高知県においては、この南海地震への備えを県政の重要課題と位置付けて、ハード、ソフトを問わず、精力的に対策を講じてきたところですが、今回の東日本大震災の発生を受け、南海地震対策の抜本的強化を図ることとし、県民の生命を確実に守るための津波対策の加速化や、揺れ対策としての建築物

や土木構造物の耐震化をさらに進めるなどの施策を強化することとしています。

本市は、地震による津波の被害は比較的少ない地域といわれていますが、建築被害、火災の被害、急傾斜地崩壊等による被害、ライフライン被害、交通輸送施設被害など多くの物的、人的被害を想定する必要があります。また、津波の被害等による市域を超えた周辺市町村の避難民を受け入れる避難施設や必要な備品の確保を十分に図る必要が出てきています。

よって、国におかれては、東日本大震災への対応が現在の最優先課題であることは承知していますが、この連動発生も危惧される南海地震への備えが国家的課題としての認識のもと、対策の充実、強化が図れるよう、次の事項について強く要望します。

#### 記

1. 超広域災害への備えが喫緊の課題であることから、直轄、補助事業を問わず、防災対策関連予算の増額を図ること。
2. 国民の生命を守るための根幹的、かつ、大規模な防災施設については、国直轄で整備を進めること。
3. 地域の実情に応じた対策を地方自治体が進めるに当たって、補助率の嵩上げや地方財政措置の充実など、地方の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
国家戦略担当大臣	古川元久	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 13 号

森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての  
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 27 日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書（案）

森林・林業・材木産業を取り巻く厳しい状況を打開していくためには、政府が進める「森林・林業再生プラン」に基づき、川上から川下に至る関係者が一致団結して、施業の集約化、路網整備、機械化等による搬出間伐等の推進、国産材の安定供給体制の構築、木材加工流通の構造改革、木材利用拡大といった改革を推進すると同時に間伐跡地の再造林は国の責任で行う必要があります。

特に、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興を図っていくためには、山地災害からの復旧や海岸防災林の再生のみならず、被災地域の基幹産業として林業・木材産業を再生していくこと、復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっています。

また、震災を契機とした新たなエネルギー政策を進めるにあたって、再生可能な資源である木質バイオマスのエネルギー利用を促進していくことが重要となっており、このためにも森林・林業の再生が必要となっています。

このような中、平成 21 年度に創設された 3 年間の基金事業である「森林

整備加速化・林業再生事業」を活用して、各地域で川上から川下に至る関係者が一体となって、意識改革や創意工夫を図りつつ、森林・林業再生に向けた取り組みを鋭意進めてきており、間伐等推進と加工設備を一体的に進めることにより、地域材供給量の増大を実現する地域が見られるなどの成果が出始めています。

しかしながら、同事業は平成23年度で終了することとなっています。森林・林業の再生に向けた改革の途についたばかりの今、また、震災復興に向けた新たな課題の解決を図らなければならない状況の中、このまま事業が終了すれば、森林・林業再生に向けた各地の取り組みが立ち消えとなることが危惧されます。

森林・林業の再生を図るためには、先の見通しをもって、川上、川下の利害を調整しつつ総合的に施策を展開していく必要があります、弾力的かつ機動的な取り組みを可能とするこの基金事業は、森林・林業の再生を図るかなめの事業と考えます。

よって、国におかれましては、森林・林業の再生とこれによる東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、震災の本格復興に向けた平成23年度補正予算の編成にあたって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長と、森林・林業の再生に必要な安定的な財源を確保するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月27日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
国家戦略担当大臣	古川元久	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成23年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	23. 9. 27
議案第56号	平成22年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第57号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第58号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第59号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第60号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第61号	平成22年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第62号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第63号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第64号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第65号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	23. 9. 27
議案第66号	平成22年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	23. 9. 27
議案第67号	平成22年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	23. 9. 27
議案第68号	平成23年度香美市一般会計補正予算（第2号）	可決	23. 9. 7
議案第69号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	23. 9. 27
議案第70号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	23. 9. 27

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第71号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	可決	23. 9. 27
議案第72号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	可決	23. 9. 27
議案第73号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	23. 9. 27
議案第74号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	23. 9. 27
議案第75号	香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について	可決	23. 9. 27
議案第76号	香美市土地開発公社の解散について	可決	23. 9. 27
議案第77号	財産の取得について	可決	23. 9. 7
陳情第1号	小学校バス通学費補助について	継続審査	23. 9. 27
意見書案第8号	子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出について	可決	23. 9. 27
意見書案第9号	妊婦健康診査への財政支援の継続についての意見書の提出について	可決	23. 9. 27
意見書案第10号	ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について	可決	23. 9. 27
意見書案第11号	中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について	可決	23. 9. 27
意見書案第12号	南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について	可決	23. 9. 27
意見書案第13号	森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出について	可決	23. 9. 27